

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	北千里駅周辺の歩きタバコについて	3月17日18時35分頃、北千里駅からピアノ池に向かう市道の公社2棟からブロード北千里にかけて上は黒、下はジーパンの男が歩きタバコをしていた。その男は目をむきながら歩いていたのですぐにわかると思う。おそらく頭のおかしい男だろう。市職員や有志の巡回の上、発見次第注意をお願いします。それに加え、現場付近の歩道に張り紙(苦情が出ている旨を書いた紙)を増やそうをお願いします。また歩きタバコが増えています。市内は全域で歩きタバコは禁止です。	御連絡いただきありがとうございます。御指摘周辺の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.3.18	R4.4.4
2	「全国有志医師の会」送付の書類内容の公開	全国有志医師の会より市長宛に「内容証明」の書類が送付されていると思いません。全市民に対し、書類内容を公開お願い致します。	いただいたご要望内容も参考にさせていただき、市民の皆さまが接種の判断をしていただけるよう、より丁寧な情報発信に努めてまいります。	保健センター	R4.3.24	R4.4.4
3	図書館への予算を増額して欲しい	2月より、住宅購入により他市より転入して来たものです。(この市に永住予定) 図書館に来て、施設が新しいのは良いと思いましたが、図書が全体的に古く、汚らしいことに驚きました。特に今は新型コロナの影響で敏感になるべきところなのに… 特に絵本の劣化が激しく、子どもが食べたり破ったりとかではなく、ただただ、古いです。絵本の買い替えのスペンを短くしてほしいです。吹田市は子育てしやすい環境ではないな、あまり子育て環境に熱心ではないのかな、と色々他のサービスを他市と比べて思いますが、特に図書館については特に環境が悪いと思い、メールさせていただきました。また絵本だけでなく、他の本も古く、新しい本も少ないように感じました。タイムリーな図書があまりに少ない。(今だったら副業について、起業について、ニーサや投資について、テレワーク関連の本等々) そして図書が汚らしく、充実してないと、子育て環境に無関心と感じます。子育て環境を整えることは市の未来につながるのに…ぜひ図書についての予算をもっと増やして欲しい。	この度は図書館の資料費について御意見をいただきありがとうございます。当館の所蔵図書の状態について、御不快なお気持ちにさせてしまい大変申し訳ありません。吹田市の図書館では、毎年約40,000冊の図書を受け入れておりますが、古い図書については、よりこまめに除架作業を行い、買い替え等行うよう図ってまいりたいと存じます。	中央図書館	R4.3.28	R4.4.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	山二育成室の保護者会の入会について	<p>放課後子ども育成室作成の入室案内には、保護者会への入会は任意と明記されていますが、保護者会から任意である旨明確には説明を受けていません。先日、保護者会の役員から、「すぎのこ学級に入室されるお子様の保護者の方には保護者会への参加と『らくらく連絡網』への登録をお願いしております。(省略)</p> <p>保護者会と指導員同士でも『らくらく連絡網』を連絡ツールとして活用しております。こちらの『らくらく連絡網』を通じて指導員、保護者同士でのコミュニケーションを図り、また学級懇談会や面談などのお知らせや、急な天候の変化などによる一斉下校の時間変更・お迎え要請などもこちらの連絡網を通じて行われます。*『らくらく連絡網』への登録は保護者会への入会となります事、ご理解ください。」とのメールが送られてきました。</p> <p>「お願い」の体で任意であることを匂わせているのでしょうか、大事な連絡を謳って実質的な強制入会に導いているように思えてなりません(特に*以下の取り扱い)。</p> <p>育成室に入室させると決めた以上、保護者会の存在意義はある程度理解しているつもりですが、プロセスに違和感を覚えます。本来は、保護者の明確な入会の意思表示を確認してから、連絡網云々の話になるのが筋なはずですが、にもかかわらず、連絡網の登録を催促するメールや電話が先になされており(しかも登録すれば必然的に入会となる取り扱い!)、このような方法が他の育成室でも当然のように行われているのか気になるところです。</p> <p>市側と保護者会の関係は理解していますので、本来であれば保護者会に直接指摘すべきことだとは思いますが、こちらは子どもを人質に取られているようなものなので、なかなか直接声を上げることができません。</p> <p>市側の書類上の説明と、現場で起こっていることの乖離を、市側にも是非認識していただきたいと思っております。</p>	<p>本市留守家庭児童育成室における保護者会は、在籍児童の保護者相互の連携を図り、子どもたちが日々安心して過ごせるよう活動されているものと認識しています。</p> <p>当該団体は任意の団体であることから、本市が意見をする立場にはありませんが、入会は任意であり、入室児童の保護者が強制的に入会をさせられることは望ましくないと考えます。</p>	放課後子ども育成室	R4.3.28	R4.4.7
5	児童センターの運営時間について	<p>表題の通り、運営時間について意見と質問です。</p> <p>12-14時に休館されているのですが、多くの子供はこの時間帯が活動的に出来る範囲で、特に低年齢の子供だと10:30-12時、14時以降はお昼寝をしていることが多いと思います。1番外に出やすいタイミングに入らない仕組みになっているのは何故でしょうか(そしてなぜ2時間も休館??)</p> <p>また入館に関してはコロナのため予約制で人数制限があります。1日入れる人数を決めているわけですが、密を防止したいという観点で行くと入ってすぐ帰る子もいるわけですからリアルタイムの人数制限も取り入れてはどうでしょうか。以前予約が満員と聞いて入ったのにガラガラだったので、がっかりしました。いつまでもコロナ一辺倒でサービスを縮小するのは嫌だなと思います。一時保育の枠もいつまでも縮小したまま広がらないですし、人手不足をコロナのせいにしていないでしょうか。</p> <p>はっきり申し上げて少しでも多くの市民に利用してもらおうという気持ちが考えられませんかと思う機会が多いです。子育てする側の立場にも立っている様にもあまり感じられないです。</p>	<p>この度は児童センターの運営時間につきまして、ご意見等のメールをいただきましてありがとうございます。</p> <p>現在、吹田市内の児童センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、三密を避けて安心して児童センターをご利用いただくため、利用人数の制限、定期的な換気及び諸室やおもちゃ等の消毒の実施ための利用時間の縮小を継続しているところでございます。</p> <p>この度、ご意見をいただきました利用人数並びに利用時間制限の緩和につきましては、重要な課題であると認識しており、新型コロナウイルスの感染状況と社会の動向を踏まえながら慎重に判断してまいりたいと考えております。</p>	子育て政策室	R4.4.5	R4.4.7
6	2月の市民の声の回答について。なぜ「西川教育長」の部分をお〇教育長と表記するのですか。	<p>2月5日受付の私の意見と回答に関して公表しているのを拝見しましたが、なぜ西川教育長と私が表記した部分を〇〇教育長と伏せ字にして表記するのですか。吹田市の教育長は西川教育長以外に誰かいるのですか。吹田市のHPの特別職を見れば教育長の顔も名前も出ています。どんな意図があってわざわざ伏せ字にするのですか。</p>	<p>御連絡いただき、ありがとうございます。</p> <p>個人の特定に配慮し「〇〇」と表記いたしましたが、御指摘いただいたとおりですので、修正いたしました。</p> <p>今後は同様のことが起きないように努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。</p>	市民総務室	R4.4.6	R4.4.7

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	アスマイルに関する意見	アスマイル事務局から、「歩数計リーダー設置場所の変更案内」が届きました。郵便物を確認しない方もいるとおもいます。市報やホームページでも情報発信することを検討して下さい。大阪府ホームページでは、府下の市町村別利用者割合が、吹田市は2.4%でした。近隣の茨木市は、4.7%でした。取り組み次第では、同様の数値が達成できると考えます。市報やホームページで定期的に情報発信することを検討して下さい。	いただきました御意見を踏まえ、市ホームページに歩数計リーダー設置場所の変更に関する情報を掲載いたしました。 なお、アスマイルの周知につきましては、令和3年度(2021年度)よりSNSや市役所本庁舎でのデジタルサイネージを活用した情報発信を進めております。本市としましても、引き続き、市民の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組んでいただけますよう、より多くの方々へアスマイルの周知・啓発に努めてまいります。	健康まちづくり室	R4.3.29	R4.4.11
8	2月23日メイシアターでの式典について	(1)4月1日に市長名の回答をいただきましたが、虚偽の説明があります。4月号の市報で特集予定と回答していますが、2月23日以前に問い合わせ(電話)した時何も決まっていなかったと言われました(女性職員)。4月に特集と言いましたが、そのことをホームページなどで事前に周知しましたか？市長名での回答ということから、市長が市民に対して嘘の説明をしていいのですか？ (2)あなた方は式典を全部見たからこのような対応してるのかもしれませんが、原資は市民の税金で、公の儀式ですよ。全て公開してください。相手の人権も大事ですが交渉時に市民対象に全て公開しますと言えばいいのに自分の財布ではなくれば何やってもいいのですか？市民でもない人に無駄な税金を使わないでください。やりたいなら市長等有志でやってください。市のお金はあなた方の財布ではありません。電話での回答を求めます。最初に電話で対応した女性は市民が話してるのに無視するので(サボリ)、話のわかる方をお願いします。最後に、市長名で文書出すならしっかり経緯を確認してから出してください。ふざけないでください。 (3)あと、前回の問い合わせについて全部回答してください。	(1)2月23日以前は、市報掲載の時期等の調整中であつたことから、回答できる段階ではありませんでしたが、決定次第、HPに掲載しています。 (2)ご本人の権利等尊重すべきことを大前提とし、市民の皆様にご迷惑をできるだけ感じていただけるよう公開させていただきました。 (3)これまでの問い合わせについては、以前の回答のとおりとして、お電話にて対応済み。	秘書課	R4.4.4	R4.4.12
9	北千里駅周辺の歩きタバコについて	3月30日17時30分頃、北千里駅の交番からディオス駐車場を経て北千里の降車専用バス停付近(関西大倉高校などのバス停があるところ)まで上下黒、黒いカバン(英字プリント)所持の40代くらいの男が歩きタバコをしていた。市職員や有志の巡回の上、注意をお願いします。またこの場所はたまたま歩きタバコが発生しているの、苦情が出ている旨の張り紙もお願いします。減っていたのにまた違法迷惑喫煙が発生しました。これは許しがたい暴挙です。今後も通報を続けていき、歩きタバコのないクリーンな吹田を目指すべく違法迷惑喫煙撲滅に向けて活動していきます。	御連絡いただきありがとうございます。 御指摘周辺の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.3.31	R4.4.14
10	片山北ふれあい公園内の防犯灯4基が昼間も点灯か？	明るさのセンサーの感度の確認をされたし。 ・画像-1。AM10時 ・画像-2。PM4時50分。電柱の外灯は、未だ点灯していません。 ・画像-3。PM5時37分。電柱の外灯は、未だ点灯していません。 ※写真は公表していません。	片山北ふれあい公園の公園灯は、自動点滅のセンサーが樹木の影響により、昼間も点灯していました。対策を検討のうえ対応いたします。	公園みどり室	R4.4.11	R4.4.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	吹田市広報番組に関する意見	四月上旬の放送で、MCの二人がSDGsのバッジをしていました。とても良い事だと思います。番組の初めに「SDGsの啓発情報の発信」を検討して下さい。それに加えて、吹田市のダブルリボンも付けて欲しいです。残念ですが、DVも児童虐待も減る様子が無いです。多くの市民が、身近な出来事として意識するためにも、広報の機会を活用して欲しいです。	いつも広報番組を御覧いただき、ありがとうございます。SDGsの啓発情報の発信につきましては、現在は広報番組内の「吹田でSDGs!」というコーナーで、市内の事業者や市民団体などによるSDGsに関する取り組みを紹介しており、同コーナーが放送される際は、SDGs啓発の一環としてMCがバッジを身に付けております。直近の番組内容は決定しておりますが、今後も、様々な事柄から内容を企画する中で、番組内でのSDGsに関する情報発信の手段を検討するとともに、SDGsおよびDV・児童虐待防止の取り組みの啓発につきましても、広報番組やその他の媒体を通しての啓発を検討してまいります。今回お送りいただいた御意見につきましては、広報番組を放送しているジェイコムチャンネルの放送局にも情報提供させていただきます。	広報課	R4.4.4	R4.4.15
12	吹田市のワクチン接種ファイザー製を何故入れない	三回目の接種をしないとイケないのですが、現状吹田市ではモデルナしか対応がありません。モデルナはご存じの通り副作用が強くなるので世間一般でも敬遠されてます、1回目2回目もファイザー製だったので副作用はあまりありませんでした、やはり安全で副作用が大きいファイザー製を希望する方が大半なので3回目の接種も進んでいない現状を考え、吹田市としてファイザー製の導入をいつ頃考えているのでしょうか？	吹田市では、個別接種において3月末までファイザー社製ワクチンを供給しておりましたが、国からのワクチン供給状況により4月から個別接種へは供給を停止しております。今後の国からのワクチン供給状況を踏まえてファイザー社製ワクチンの供給再開について、検討してまいります。	地域保健課	R4.4.4	R4.4.15
13	ゴミ収集業者の運転について	本日、8:40頃に吹田市立豊津西中学校付近を自転車で走行中に、ごみ収集車がこちらの進行方向を塞ぐために幅寄せし、通行妨害をされました。事前にウインカーを出すことなく、ハザードを幅寄せ後に点灯させました。悪質な煽り運転の一種と考えますので、本運転手の免許の返納を即実施していただきたい。非常に迷惑です。	ゴミ収集業者の運転につきまして、該当地域を通行する可能性のある収集業者に対し聴き取り調査を行い、該当する運転手に対して歩行者等に配慮した安全運転の徹底を心掛けるよう厳しく指導いたしました。日頃よりゴミ収集運搬業者へは交通法規の遵守及び安全運転を心掛け、市の業務を受託する者としての自覚と責任ある行動に努めるよう指導いたしておりますが、さらなる指導の徹底を図ってまいりますのでご理解の程、よろしくお願いたします。	事業課	R4.4.11	R4.4.15
14	市長杯吹田市民テニス大会	健康寿命を確保するには、テニスなどのラケット競技を定期的に行うことが推奨されています。吹田市でも春と秋に市民が参加できるテニス大会を開催してくれており、感謝しています。さて、多くの市民が参加でき、楽しむことが可能なように以下の2点について御検討をお願いします。70歳以上のクラスを作ってください。今は、ベテランのクラスが、55歳以上となっておりますがもう少し年寄り参加しやすいことが望まれます。敗者復活戦の導入。一回で大会でのゲームが終わるのは寂しい。隣接しているほかの市では既に導入されています。	市長杯吹田市民テニス大会の現状といたしましては、試合数の増加に伴い会場確保等が困難な状況ではありますが、今後の課題とさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。	文化スポーツ推進室	R4.4.13	R4.4.15

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>4月3日9時20分頃、北千里の市道のピアノ池付近(府営5棟付近から樺橋(けやきばし、市道と真ん中にある歩道をつなぐ細い橋です)に向かう道)で上は緑、下は青の40～50代くらいの男が歩きタバコをしていた。</p> <p>市職員、有志の巡回の上注意をお願いします。</p> <p>また、当該場所付近(橋の近くなど)に張り紙もお願いします(近隣から苦情が出ている旨を書いた方がより良いと思われれます)。現に大阪市にある私が勤務している会社が入っているビルでは、近隣から苦情が寄せられている旨を書いた紙を貼ってもらったところ、毎日のようにエントランスで吸っていた当該ビルに勤務する男が喫煙をやめたほどです。</p> <p>ちなみに当該ビルにおいては以前から張り紙をしていたのですが、その男は禁煙という張り紙の前で無視して吸っていました。</p> <p>苦情が出ているという表記は相当効果があるようですのでぜひお願いします。</p> <p>受動喫煙のないクリーンな吹田を目指して今後も違法迷惑喫煙は発見次第、通報を続けていきます。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の樺橋につきましては、令和4年4月7日に現場確認を行い、啓発看板を設置いたしました。</p>	環境政策室	R4.4.4	R4.4.18
16	年度始まりの学校等に提出する書類について	<p>毎年同じ事を書かされる手間、今どき手書きの地図(何の為?ケータイで見れますよね?)、同じなのに書き直す紙の無駄遣い、どうにかありませんか?</p>	<p>年度当初の書類につきまして、保護者の皆様にご負担をおかけしていると認識しておりますが、一つの様式を複数学年で使用するなど、各校にて負担軽減に向けた取組を行っているところでございます。</p>	学校教育室	R4.4.6	R4.4.20
17	特性のある子供がこぼれ落ちない教育をお願いします	<p>いつも子供達がお世話になっております。恐縮ですが、学校のあり方についてずっと気になっていたことを伝えさせてください。先日の卒業式で子供達は皆同じ動きをミス犯さず、緊張しながら式を終えました。私は運動会でのダンスや組み体操のなど、同じように統制が必要となる場において、どうしてもそれができない特性を持つ子供達の苦しみや、親御さんの悲しみを感ぜずには入れられません。秩序を保つため、あのような空間を作るのでしょうか、あのようなことを強いるから、そこからこぼれ落ちる子供がたくさん出てくるのではないのでしょうか? 特別支援学校の教員不足が深刻になっていますが、市民教育を行う義務教育の現場にはできるだけ障害を持つ子を受け入れ、彼らがこぼれ落ちない教育を学校は提示するべきだと思っています。先生方が、困っている子のために環境を変えていく姿は生きた道徳教育で、何よりも子供達に学んでもらいたい事の一つです。</p> <p>その他にも卒業式や入学式で教師が考えた『生徒の言葉』を、子供達が発することに強い違和感を感じます。子供がのびのび育つには緊張よりも安心が必要です。マシンを育てるのではなく、より人間的な人間に育ててくださいますようお願い申し上げます。それともう一つ、小学校ではICTを様々な場面で活用していたのですが、中学ではほとんど使わないと聞きます。ICTを駆使することはとっても必要なことなので、こちらも重ね重ねよろしくお願いいたします。</p> <p>今、日本各地の教育委員会が様々な新しい取り組みをされています、吹田の教育委員会さんの中からもイノベーターが出てくることを期待しています。</p>	<p>貴重な御意見を賜りましたこと、感謝申し上げます。いただいた御意見につきましては、学校や関係部署と共有し、今後も引き続き、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや状況に応じた支援を行うとともに、ICTを積極的に活用した授業を実施するよう指導してまいります。</p>	学校教育室	R4.4.7	R4.4.20
18	吹田市委託のゴミ回収車について	<p>先程、阪急吹田豊津の間の踏切付近で、ゴミ収集車が走行してましたが、その前に鳩がいました。</p> <p>ひき殺す勢いで、見ている気分がいいものではなかったです。しかも踏切で一旦停止、確認してなかったような気がしますが、委託の業者は○○?○○どちらかだったと思います。</p>	<p>ごみ収集車の運転につきまして、吹田市委託業者の責任者を環境部事業課へ来庁させ、全従業員に安全運転の徹底及び交通法規を遵守するよう厳しく指導いたしました。</p> <p>また、日頃より収集運搬業者へは交通法規の遵守及び安全運転を心掛け、市の業務を受託する者としての自覚と責任ある行動に努めるよう指導致しておりますが、さらなる指導の徹底を図ってまいりますのでご理解の程、よろしく願いいたします。</p>	事業課	R4.4.19	R4.4.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	中学校給食のご飯の量について	中学校給食の制度を利用して頂いており私自身吹田市の中学生だった時は無かった制度であり数年前に試食会も利用させて頂き地産地消の食材を使用し冷たくても美味しく感じるように工夫していることなど栄養士の方からお聞きしたいことだなあと思っております。ただ量が多いと感じる生徒が多く残すのが悪いと感じるから利用しないという声も聞きます。ご飯の量は大きく変更できるのでご飯を最初から小にして注文できるようにならないでしょうか。カロリー計算などもされての量だとは思いますが現状残す生徒が多いなら変更できるようにした方がよいのではないかと思います。	本市の中学校給食の献立は文部科学省が定めている学校給食摂取基準を基に、中学生の1食当たりの栄養価を830kcalで作成しており、バランスのとれた食事というのは、主食、炭水化物の比率が食事全体エネルギーの50%から65%位とされています。 最近では食生活の変化により、主食をあまりとらず、おかず(副食)を多く摂取する傾向がありますが、偏った食事は、脂肪やエネルギー、塩分の摂りすぎになってしまう。 そのため、中学校給食ではご飯を主食として提供し、生徒にご飯はこのくらい食べるという習慣を身につけていただくために、現在のご飯量としています。 今後とも心身ともに成長期にある子供たちに安全で栄養バランスに配慮した給食を提供できるよう、取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。	保健給食室	R4.4.19	R4.4.21
20	給食のアレルギー対応について	小学校の給食について、卵アレルギーには、除去食がありますが、なぜ小麦アレルギーには除去食対応が無いのでしょうか？ また、主食のパン欠食には給食費減額対応されますが、おかずの小麦欠食に対しては減額されなかったかと思えます。小麦除去食対応ができないのであれば、主食以外の欠食に対しても減額制度を設けてください。	① 小麦アレルギーの除去食対応について 現在本市で実施しております「乳・卵の除去食」は、有症者数の多い品目という位置づけで対応しております。 その他、給食で使用しない品目を従来の10品目に、今年度からエビとカニを追加して28品目中12品目として明確にした上で、立案時には献立の組み合わせで同じアレルギーが入らないようにする・小麦を米粉に変更するなど、乳・卵以外のアレルギーに対しても対応をさせていただいているところです。しかしながら、特定原材料7品目の中で、使用しない品目・除去食対応の品目などに属していないものが「小麦のみ」という状況にありますので、多方面から対応について検討してまいります。 ② おかずで小麦の入った日の欠食に対する減額について(主食以外の減額制度) 給食費の減額については、主食・副食・牛乳の欠食について、統一的金額を算出し定めております。副食(おかず)の一部を欠食された場合については、献立により金額の定めが異なることから統一した金額の算出が困難であるため、副食の一部に対する減額対応ができませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。	保健給食室	R4.4.15	R4.4.22
21	犬の散歩とドッグラン	ペットブームでペットを飼う人が増えています。 箕面市や豊中市では市営のドッグランがあります。吹田市にはないので作ってほしいです。 騒音などが迷惑になるなら、神崎川沿や高架下などはどうでしょうか？ または中の島公園など、大きな公園の一角などに作ってもらいたいです。 犬の散歩をしていると、フンの置き去りが気になります。 野良猫のもありますが、明らかに犬のフンだな、と思うものもたくさんあります。 これを減らすために、いくつかの公園にペットのフン専用ゴミ箱を設置してはどうでしょうか。 市の条例で、フンの置き去りを見つけた場合は罰金を課すのもよいと思います。 路上喫煙と同じぐらい迷惑行為です。 きちんと処理する人も迷惑がられて嫌な気持ちになります。 ご検討、よろしく願いします。	ドッグランについては一定のニーズがあることは把握しておりますが、設置場所や運営方法、近隣住民の意向など、クリアすべき条件は多いと考えております。 今後、主要な公園の整備の際には、市民との意見交換や、管理運営手法の見直しと合わせ、実現可能性を検討していくことになると考えております。 次に、公園のゴミ箱は家庭ゴミの持ち込みなどの問題が多いため、ゴミの持ち帰りを推進し、ゴミ箱は撤去していく方向で考えております。よって、せっかく提案いただきましたが、新たな設置は困難です。 ペットのフンや喫煙に限らず、公園利用者のマナーに関する苦情・要望も多く寄せられていることから、引き続き啓発に取り組んでまいります。	公園みどり室	R4.4.18	R4.4.22

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	新型コロナに関する声(質問ではなく意見、公表希望)	まず、連日お忙しい中、丁寧にご対応いただいた保健所の皆様にとっても感謝しています。 毎日、手洗いがいい・購入商品の消毒・手で触れた所の消毒・子どもの手が手すりにも触れないようにするなどなど、とにかく徹底していましたが、コロナに罹りました。もう気をつけるにも限界があるなど実感しました。 ただ、コロナに罹った後の、病院探しが大変です。検査して下さった病院の方は、薬ありますか？と配慮いただきました。私の場合、解熱剤は持っていましたがお断りしましたが、その後発熱以外の症状に苦しみました。30代でコロナ症状に対応するかかりつけ医なんて持ってません。自宅療養の方で公表している病院も問い合わせましたが、往診はかかりつけのみ、外来は自家用車で、とのことで困難。以前受診した病院も一定期間空いているので対応不可とのことでした。症状がきつい中病院を検索するのも大変でした。そこで、医療機関もひっ迫して難しいとは思いますが、かかりつけ医がない世代への症状対応を、どこか市と連携して確保してほしいものです。もしくは、普段症状なくて通院しなくても、かかりつけ医として登録してくれるようなシステムを希望します。そしたらかかりつけ医もちやすくなると思います。	現在、かかりつけ医のない方の受け入れについて、吹田市と医療機関が連携して行うシステムを構築することは考えておりませんが、新型コロナウイルス感染症に罹患された方には、注意事項を記載した吹田市のHPをショートメールにてご案内しており、こちらには大阪府の自宅療養者支援サイト、さらに大阪府下の新型コロナ自宅療養者への診療医療機関一覧をご案内しています。新型コロナ自宅療養者への診療医療機関一覧には、かかりつけ患者以外も対応可能な医療機関がありますので、ご希望の条件の医療機関を選択できます。また、吹田市保健所や大阪府自宅待機SOSにお問い合わせいただければ、ご対応はさせていただきます。	地域保健課	R4.4.11	R4.4.25
23	不審者が深夜に府営藤白台住宅3棟のゴミステーション前で喫煙していたことについて	4月24日23時40分頃、府営藤白台3棟のゴミステーション前で駐車中の〇〇の〇〇〇〇の赤色の車から不審者男1人が降りてタバコを吸っていた。 暗かったのでよく見えないが黒っぽい服を着用。 ナンバーの情報から深夜に住人ではない者が徘徊しており、時間帯を考えると不審者であることは明白なので警察への情報提供をお願いします。 また喫煙案件でもあるのでゴミステーションに禁煙である旨の張り紙(住人から苦情が出ている旨を添えて)をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。	市民総務室	R4.4.25	R4.4.25
24	続・糸田川の歩行者専用歩道の亀裂が拡大。法面の崩落が心配。	昨年11月1日に道路室にメール。歩道および法面の改修をされましたが、法面の高低差が約3m有り、転落防止の柵ならびにベンチの設置をしていただけませんか。 1)先日、歩道の所に「電動自転車と歩行者の接触事故があり、見られた方は吹田警察署に連絡を…」の立て看板がありました。 ⇒今後も同様の事故が起こる可能性があり、事故の状況によっては、法面の下に転落・負傷も考えられます。 ※事故内容の詳細は、吹田警察署に問い合わせください。 ⇒添付画像1、2。 ※2の警察の立て看板は、他所のものです。 2)高齢化が進む中、健康寿命を延ばすためにも、高齢者が出来るだけ外出、歩いてみようかな…と思われるようにするためにベンチの設置を要望。 ⇒添付画像3。当該歩道の下流には、ベンチがあります。 現在、上の川橋から上池公園にかけて歩道の整備が進められており、連続制をもった利活用が考えられます。 ⇒添付画像4。 高齢者の中には、脚腰の筋力低下で杖や手押し車の利用をよく見かけます。 ・上左の方は、軽量のイスを杖代わりに。杖と2つ持って器用に歩いておられます。 ・上一中と右(杖は両手に)の方は、時々立ち止まりつつ、一息ついて歩いておられます。 ・下の方は、歩道端のプロックに腰掛けて一休みしておられます。 3)現在、法面にはブルーシートが敷かれていますが、移動防止の為に、レンガやコンクリートブロックで重しの代わりに。無い箇所も有ります。 ⇒「大型で強い」台風1号が、15日頃に日本に接近。本州では広く雨が降り、大雨となる所も…の天気予報。 法面のブルーシートの現状では、不安があります。何らかの対応が必要と考えます。 ※写真は公表しておりません。	1)現場を確認させていただき、転落防止柵につきましては、設置に向けて調整させていただきますが、昨今の状況を鑑み少しお時間をいただきたいと思います。 2)現場を確認させていただき、現場の起点より下流側約90m、さらに下流側約110mにベンチがあり、また、ベンチ設置の御要望いただいている範囲には、ベンチを設置するスペースが無いことから、吹田市といたしましては、ベンチ設置が困難であると判断いたしました。 3)現在、法面に設置しているシートは、ブルーシートではなく植生シートというもので、法面を緑化させる種子が入ったシートとなっております。 シートは、鉄のピンで固定していますが、固定が不十分な箇所や縁石に近くピンが打てない箇所があったため、施工業者のほうで再度固定ピンの確認、飛散防止対策として、上部に土嚢袋を設置したいと考えております。	道路室	R4.4.13	R4.4.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	Suitasstに関する意見	<p>小中学校の校外学習で、Suita sstの見学をさせて下さい。 将来の市民の中心になる子供達が、先進的な取り組みを知る事は、今後の都市計画に必要です。 子供達を通じて、保護者を含め多くの市民への啓発効果も期待できます。 また、吹田市主催で市民向けの見学会も検討して下さい。</p>	<p>学習指導要領では校外学習の目的を「平素と異なる環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。」と示しており、吹田SSTにおいて、目的に合った活動が可能であれば、見学や活用について学校への周知を検討してまいります。 (担当:学校教育室)</p> <p>Suitaサスティナブル・スマートタウン(Suita SST)は、異業種が相互に連携し、分野横断で様々な取組を講じて、社会のあるべき姿を提案するまちづくりめざすという、パナソニックグループが進める関西初のプロジェクトとなります。まちづくりの推進に当たって、多くの関係事業者等で構成するSuitaサスティナブル・スマートタウン協議会を立ち上げており、本市もアドバイザーとして参画をしています。 お問い合わせをいただきました市民の皆様を対象とした見学会について、市主催で行う予定はございませんが、協議会において、居住者以外の市民の皆様も参加できるイベント等の実施を検討しているとお聞きしています。 本市といたしましても、まちの魅力向上を図るため、Suita SSTの近隣でまちづくりを進める北大阪健康医療都市(健都)との相互連携を深めてまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p>	学校教育室、健康まちづくり室	R4.4.15	R4.4.27
26	山田夢つながり未来館での、こども一時保育について	<p>5月からのたんぽぽルーム一時預かりの支払いが、電子決済のみになるそうですが、電子決済の種類が2つとは少なすぎるかと思えます。 電子決済を使用していない人は子どもを預けることが出来ないで、早急に多岐にわたる支払い方法を導入していただきたいです。 いつも子どもを一時的に預かってもらえて助かっています。</p>	<p>本市では「キャッシュレス決済導入に係る基本的な考え方」に基づき、既に他の所属で導入実績のあるPayPay、LinePayを令和4年度に全ての使用料・手数料等で導入することとなっています。 電子決済の種類が2つと少なすぎるのとことにつきまして、市の方針として、他のキャッシュレス決済導入にあたっては令和5年度中の運用に向けて検討をすすめていくこととなっております。 PayPay、LinePayを御使用されていない方は、納付書でお支払いいただくこととなり、一時預かりが利用できなくなるわけではありませんので、御理解の程よろしくお願いたします。 なお、「キャッシュレス決済の導入」に関しまして詳しくは、本市ホームページに行政経営部企画財政室が掲載しておりますので御覧ください。</p>	のびのび子育てプラザ	R4.4.21	R4.4.27
27	吹田市は、一方通行の道路に「車両通行禁止」の看板を最近掲示。	<p>電柱に取付けの巻付けシート看板に「車両通行禁止」の表示が。 ・場所は、阪急電車豊津駅の東側道路です。現地確認の上、善処されたし。 Q:この看板の取付は、道路室の職員ですか？、それとも業者ですか？。 ※写真は公表していません。</p>	<p>「車両通行禁止」の看板については、総務交通室で取付けました。 なお、現場の状況を鑑みて「車両進入禁止」の看板が適切だと考えられますので取替を行います。</p>	総務交通室	R4.4.11	R4.4.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	続2・片山2丁目の市道(片山町21号線)での水道工事での要望・疑問	<p>出口町(JR研修センター～片山公園～片山保育園)にて水道管の埋設工事を昨年行われました。工期が12月末となっていました。道路の本復旧が未だです。</p> <p>Q1: 舗装工事の遅れの原因ならびに今後の工事予定を教えてください。</p> <p>Q2: 前記の工事の遅れについて、もしかして今年1月に「一部の水道管に認証規格をクリアしていない塗料が使われている」。「大阪市・尼崎市・西宮市・神戸市では工事を中断」の報道と関連の有無について教えてください。</p> <p>内容は管の接合部分で塗料と水が触れる構造との事。もし、関連があるのであれば、HPで水質・健康面への影響の有無についての掲出が必要と考えます。もし不明・調査中で有れば、旧の水道管での給水方法も検討が必要と思われます。</p> <p>⇒吹田市のHP「各課からのお知らせ」には掲出の記憶がありません。</p> <p>Q3: 片山公園内のURの出入り口付近に新たに止水栓が設置されましたが、路面より浮き上がっており、つまづきの要因に。1m程、横にも止水栓が設置され、必要性に疑問。⇒添付画像1 URの入居者は高齢者が増えている…の情報も。また夜間の通行時は危険度が増します。</p> <p>Q4: 片山公園内の水道管理設後の埋め戻しの土砂は砕石が混じっており、路面(地道)には多くの石が…。⇒添付画像2</p> <p>⇒公園みどり室は、掘削の許可時に、掘削後の埋め戻しの土について、どのように指示をされていますか?。個人的には公園内では、砕石混じりの土砂の使用は避けたいと考えます。</p> <p>※幼児や園児や子供たちの利用も多く、周回路ではランニングの方も。また高齢者の中には、体幹を鍛える為に後ろ向きでの歩行されている方もおられます。⇒添付画像3</p> <p>Q5: 市民プール前での工事では、重機やダンプカーでの作業時に、作業区域のパイロンなども無く、またガードマンの配置も見られません。公園駐車場もあり、誘導員が必要かと思えます。</p> <p>⇒道路使用許可書の指示内容の順守が必要。業者との契約書には明記がされている等。以前にもガードマン無しでの工事の投稿をしております。今後、吹田市はどのようにされますか?</p> <p>※写真は公表していません。</p>	<p>Q1について 当該区間の水道管の布設替工事は令和3年度に完成しましたが、当該区間では本市水道用地下水源増強のための井戸掘削工事や関連工事を令和4年度に別途工事にて予定しています。別途工事が完成後、舗装(道路本復旧)工事を令和5年度初めに行う予定をしています。何卒ご理解の程、よろしくお願いたします。 (担当:工務室)</p> <p>Q2について 前記の工事は、全体スケジュールに従って進めていますので、報道の影響で舗装(道路本復旧)工事が遅れているわけではありません。また報道による不安を抱かれた方に向けて、水道部工務室のホームページで吹田市の水道水が安全であることを掲示しています。 (担当:工務室)</p> <p>Q3について 止水栓は吹田市の給水装置工事の施工基準に基づいて設置しています。維持管理上、必要なものとなっています。御理解の程よろしくお願いたします。「路面より浮き上がった止水栓」の件については、現場を確認し対応方法を検討します。 (担当:工務室)</p> <p>Q4について 園路の復旧については、基本的に現況復旧を指示しております。現状で砕石が表面に多く出ているため、対応を指示しております。 (担当:公園みどり室)</p> <p>Q5について 本市水道部では、道路使用許可書に沿ったガードマンの配置等を指導しています。原則作業区域にガードマン(交通誘導警備員)の配置や、必要に応じてパイロン等の安全資機材を設置して工事を行っています。当時水道部において、パトロールを実施する中では、ガードマンの配置はされていません。今後も安全には配慮して工事を行います。 (担当:工務室)</p>	工務室、公園みどり室	R4.4.18	R4.4.28
29	東アジア選手権に関する意見	<p>サッカーの東アジア選手権が日本で開催されます。市立吹田サッカースタジアムで日本代表を応援したいです。試合の招致活動をお願いします。</p>	<p>Panasonic Stadium Suita(市立吹田サッカースタジアム)において、国際大会が開催されることは、施設の価値を高め、吹田市の魅力発信に繋がると考えております。</p> <p>令和4年6月14日には、スタジアムにてキリンカップサッカー2022を開催予定です。引き続き、国際試合の招致について、関係機関と連携を図ってまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R4.4.20	R4.4.28
30	中学校制服の件	<p>小学生の娘が中学校に行くのが嫌だと言いました。理由を聞いてみると、制服のスカートが嫌だとのこと。普段ズボンを好んで履いている娘。トランスジェンダーではないものの、女の子の制服でズボンを選択することはできないのでしょうか?</p>	<p>制服については学校で規定しており、女子がスカートやズボン(スラックス)を選択できる中学校もあります。すでに学校とご相談されているかもしれませんが、今回の内容を、教育委員会からお子様と通われている学校にお伝えすることもできますので、御希望の際は御連絡いただきますようお願いいたします。</p>	学校教育室	R4.4.22	R4.4.28
31	上新田公園のゴミについて	<p>家の最寄り公園ができたので子供とよく遊びに行きます。その度に、ゴミ箱からゴミが溢れ、散乱している様子が見受けられます。カラスもゴミを漁っていたりします。たくさんの子供達が遊んでいるので、何とかして欲しいです。</p>	<p>ゴミ箱からゴミがあふれている件につきましては、ゴミの持ち帰りの協力等について、啓発看板の設置を検討いたします。</p>	公園みどり室	R4.4.25	R4.4.28
32	制服販売業者	<p>この春中学校に入学しました。制服を購入しましたが、再三の問い合わせの末入学式前日の納品でした。入学式に制服が間に合わなかった生徒さんもいました。こういった状況が同じ販売店では数年間放置されています。お店の方もご自身がきちんと運営できないことを自覚されていました。改善をお願いします。</p>	<p>制服につきましては各校において公正に販売業者の選定を行い、連携をし、販売を行っていること認識しております。今回の件につきましては、当該販売店を業者選定している学校からも報告をうけておりますので、あらためて共有させていただきます。</p> <p>なお、御連絡先や通学しておられる学校名等を御教示いただければ、当該校とより詳細に情報共有を図ることができ、本メールへの返信の形で差し支えございませんので、御記載の上、御送信いただきますようお願いいたします。</p>	学校教育室	R4.4.27	R4.4.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
33	旧中西家の門の開放についての要望	吹田市岸部中4丁目にある旧中西家の前を、朝、よく通りますが庭の清掃をされるのか数名の人が大きな門の横の通用口から庭に入って行くのを見かけます。そのたびに関係者が行かれている日だけでも大きな門を開けてきれいな庭が見れたらと思っています。旧中西家は吹田市指定有形文化財に指定され維持管理に市税が使われていると言う説明を見ました。 であれば道路からでもきれいな庭が見れるよう人がいる時間帯は門を開けておいて欲しいと思います。市民が身近に感じる文化財にして欲しいと思います。防犯上の問題があるなら庭に自由に入れないよう庭が見えるような柵を設けられたら良いと思います。	旧中西家住宅は、吹田市指定有形文化財に指定され、建物は国登録文化財、庭園は国登録記念物(名勝)に登録されております。そのため、維持管理及び公開等の活用については、特に防犯、防火に細心の注意を払って実施しているところですが、大門の開放については、大門そのものも老朽化して傷んでおりますので、桜の美しい春と紅葉が映える秋の特別公開の時だけに限定して開放するようにしております。 また、東側勝手門については通年、見学者を受け入れる際に入りに利用している門であり、見学中は格子戸越しに庭園の一部をご覧いただくことが可能です。 旧中西家住宅の庭園鑑賞は旧中西家住宅条例に基づき、お申込みをいただいたうえで、鑑賞いただくことしております。庭園鑑賞は、休館日の月曜日を除く火曜日から日曜日まで実施しておりますので、宜しくお願いいたします。 なお、鉄扉は、メンテナンス作業用車両等の通用口として使用しており、柵の設置や開放については、防犯上の理由から困難であると考えております。	文化財保護課	R4.4.26	R4.5.2
34	小学校でのマスク着用をお願いについて	小学校内での学習について、マスクの着用(不織布)のお願いが現在も継続しています。世界的に、もはやマスク着用が実質継続しているのは、(効果がないことがデータ上明らかになったことで、)日本と中国のみとなっていることを含め、子供の着用についての理由の回答をお願いいたします。また、学校保健法においては、学校環境の中、二酸化炭素など空気の状態についての規定もありますが、マスク着用した場合においては、マスク内の二酸化炭素濃度が濃くなるため、規定を超えているということはないでしょうか。調査歴があれば回答お願いいたします。	小・中学校におけるマスクの着用については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に沿って適切に対応できるよう、各学校に対して指導しております。 ご質問いただきました、マスク内の二酸化炭素濃度の調査歴についてですが、吹田市においては調査歴はございませんが、熱中症等への対応を優先し、運動時など児童生徒本人が息苦しいと感じた時などには、周囲と十分な距離を確保した上で、マスクを外して呼吸するよう、自身の判断で適切に対応できるよう、各学校に指導しております。	保健給食室	R4.4.27	R4.5.6
35	小学校区について	来春、千三小学校へ入学予定の者です。 現在小学校では小学校区の変更についてアンケートのようなものがとられていると聞きましたが、入学予定の我々にはなんの情報もなく、不安に感じています。小学校区の変更予定の有無、その予定がある場合は詳細な変更内容や実施時期、兄弟がいる場合の対応など、現在の検討状況を教えてください。 よろしく願いいたします。	詳細な変更内容や実施時期、兄弟がいる場合の対応などは、現在検討中です。今後、令和4年5月にアンケートを実施し、いただいたご意見を参考にし令和4年10月に学校規模適正化の具体的な方策や、実施時期等を定めた「実施計画素案」を作成予定です。 アンケートは、令和4年5月17日(火)～令和4年6月7日(火)に実施を予定しています。アンケートのお知らせは、市のホームページ、市報すいた5月号、市内公立の小・中学校、市内公立・私立の幼稚園・保育園及び検討対象候補校区と影響を受ける校区の自治会の回覧で行う予定をしています。 学校規模適正化の検討対象候補校区は、千里第三小学校区、藤白台小学校区、千里第二小学校区、豊津第一小学校区、山田第五小学校区の5校区です。 ※令和4年度の児童推計により変更となる場合があります。	教育未来創生室	R4.4.27	R4.5.6
36	公園に蜂の巣あり	春日南公園の滑り台の下に蜂の巣があり、蜂が行き来しています。砂場と滑り台の隙間です。	春日南遊園の蜂の巣は、他の方からも通報があり、既に撤去済みです。ご連絡ありがとうございました。	公園みどり室	R4.4.21	R4.5.11

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	保育所等利用調整基準	<p>保育所等利用調整基準の点数に関して、意見たくご連絡いたしました。希望の保育園に点数が足らず、待機児童となる可能性が高いので、ご検討いただきたくご連絡いたしました。就労に関する項目について、新たに改訂され、以下の項目が追加になっているかと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14 利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合 +1 ・15 利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して5年以上の場合 +2 <p>こちらはなぜこのような項目が追加されたのでしょうか。人に聞いた話によると、昔は非正規雇用者が点数がマイナスとなったが、その規定をなくし、今回の項目が追加されたと聞きました。正規社員では、非正規社員と異なり、仕事にて責任のあるPositionにて仕事をしているので、非正規雇用者のようにいつでも仕事をやめることはできません。また、正規雇用者は、キャリアのために転職することは多々あり、そのことが保育園の入所に影響することはあってはならないと考えます。</p> <p>もし非正規雇用者の勤続の継続性を確認する指標であるならば、非正規雇用者で5年働くと、正規雇用者と同点数にするので良いのではないかと考えます。</p> <p>転職者で、吹田市に住むか悩んでいる同僚が、吹田市は子育てをしにくい町だと言っており、確かにその通りかと思いました。引越すこともやむを得ないのかとさえ、現在考えております。どうか納得のいく説明と、本制度の改定のご検討をお願いいたします。令和4年度利用申し込みの調整基準での改定を切に願う次第でございます。また、もし可能でしたら、令和4年度の調整基準がいつ発表されるのかも併せてご教示ください。</p>	<p>働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準は、現時点では大きな変更を予定しておりませんが、今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.4.28	R4.5.11
38	子供のマスク着用について	<p>子供たちのマスク着用を学校でも協力をお願いと言う事で通達が来ておりますが、マスク自体エアゾル感染を防ぐものではないと言う事が分かっているながら学校内、登下校で着用させる意義がないのではと思意見させて頂きました。『協力をお願い』だとしても子供たちは皆んながするから自分もする、と言う状況です。大人が飲食店でマスク無しで喋っているにも関わらず子供達に黙食を強いる事にも疑問です。再考をお願い致します。</p>	<p>小・中学校におけるマスクの着用については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に沿って適切に対応できるよう、各学校に対して指導しております。</p>	保健給食室	R4.5.2	R4.5.11
39	吹田から岸辺の緑の遊歩道について	<p>毎晩、高齢の父と母と一緒に、緑の遊歩道をウォーキングしています。緑の遊歩道は自転車に乗っての通行は禁止されているはずですが、何人も自転車に乗って通行しているのを見かけます。高齢者と一緒に夜道を歩いているので、とても危険に思います。もう少し、自転車に乗っての通行禁止という看板や目印などを置いていただけないでしょうか。父と母との散歩を安全にしていってほしいです。どうかよろしくお願いいたします。</p>	<p>以前に同様の要望を受付しており、緑の遊歩道の入り口付近に自転車走行禁止看板を新たに設置し、対応を行っています。新たな看板設置については、今後の状況により検討いたします。ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	道路室	R4.5.6	R4.5.11

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	吹田市HPのコロナワクチン接種実績の速やかな掲出のお願い他	<p>・コロナワクチン接種実績の掲出が4月20日から本日5月9日時点で、掲出されていません。他市では、5月も掲出がされています。</p> <p>・コロナワクチン接種実績の3回目の表に、接種率の記載のお願い。</p> <p>・吹田市HPの「新型コロナウイルスのワクチン接種について」のサイトの「ワクチン接種実績・接種実施計画」のクリックボタンに、「更新日」の追記をお願いします。</p> <p>⇒水曜日が定期的な掲出日ですが、遅れる事があり、更新がされたのか否かが分かりませせん。または、「お知らせ【新着情報】」欄に表記をお願いします。</p> <p>・出来れば、1～3回目の接種率で吹田市民の対全人口率の表記が欲しい。</p> <p>⇒首相官邸の接種率のサイトは、全人口となっており比較がしやすいです。</p>	<p>この度は本市の新型コロナワクチン接種状況について、ホームページへの掲載が遅れて、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>ご指摘のあった部分も踏まえ、現在掲載内容について検討しております。今後も、より丁寧に適切な情報発信に努めてまいりますので御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	地域保健課	R4.5.9	R4.5.11
41	北千里市民プールの営業再開について	<p>北千里市民プールの営業再開についてお願いです。</p> <p>コロナ状況もありレジャー目的のプール開放については吹田市として営業しない方針と聞いています。</p> <p>コロナ予防接種も3回目の途中の状況で4回目以降はリスクの高い高齢者や基礎疾患有りの方のみとなりそうです。これ以降、withコロナの状況は変わらず、感染防止も現状以上の内容はない見込みです。</p> <p>状況が変わらないと思われる中でレジャー目的の設備を開放しないのは、これからずっと施設を開放しないと同義と捉えています。施設を閉じる予定がないのであれば、プール営業再開を望みます。</p> <p>コロナ状況を踏まえて判断するのは当たり前ですので、営業再開の明確な基準を示していただけないでしょうか。</p> <p>なお、数年営業していないところもあり施設も老朽化が目立っており、補修だけでなく改修も検討をお願いします。また、その際には屋内設備の建設も踏まえ検討をお願いします。</p>	<p>今年度の北千里市民プールの営業につきましては、開場に向け調整(準備)を進めているところですが、今後の感染状況による国及び府の対策や、他市状況も鑑み判断してまいります。</p> <p>なお、方針が決まり次第、ホームページ等において周知を予定しております。</p> <p>また、今後の施設の改修等につきましては、吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画に基づき検討してまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R4.5.6	R4.5.12
42	今里筋線(地下鉄)の延伸に関する意見	<p>地下鉄を井高野駅から、国立循環器病センター(JR岸部、阪急正雀)経由で万博記念公園まで延伸する計画を関係機関と協議して欲しいです。</p> <p>ウクライナ侵攻で、地下シェルターの重要性が高まっている今なら、多くの市民の同意が得やすいと考えます。</p>	<p>本市では、これまで地下鉄今里筋線の延伸について、井高野駅からJR 岸辺駅までの区間を中心に大阪府・大阪市と協議を行いながら検討を行ってまいりました。その結果、事業採算性の確保が難しいことや地下線路の導入空間である都市計画道路に未整備区間があること等、延伸を進めるにあたっては様々な課題があることが明らかになっております。</p> <p>こうした検討においては、公共交通として必要となる機能だけでなく、実現性についても十分に考慮する必要があることから、引き続きJR 岸辺駅周辺での企業進出や民間開発の活発な動きのほか万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に伴う新たな交通需要につきましても注視してまいります。</p>	計画調整室	R4.5.6	R4.5.12

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	私の今年の吹田市の固定資産税の増額の何故を教えてください。	<p>昨年に評価替えが行われおり、令和3年度と令和4年度の納付書と同封のお知らせを読んでも、増額が理解できません。</p> <p>1) R4年度版では、「R3年度に評価替えを行いましたので、R4年度」は据え置かれます。」の表記。</p> <p>ただし、土地については、基準年度以外の年度でも地価の下落があり、価格を据え置く適当でないときは価格の修正を…</p> <p>※私の今年の固定資産税は、昨年と比べて土地が少し増額。家屋は同額。</p> <p>⇒評価替えが昨年におこなわれているのに、増額についての説明文は、有りません。</p> <p>⇒添付画像参照</p> <p>2) 令和3年度版では、「本年度は、その見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」</p> <p>・土地について、(中略)半年間で地価下落が見られる地域には修正を行いました。</p> <p>⇒この記述であれば、令和3年度に評価替えは、行われた事になります。</p> <p>※私の昨年の固定資産税は、前年と比べて土地は同額。家屋は少し減額。</p> <p>⇒令和4年度は、増額にならない筈。</p> <p>3) 他にも増額の方がおられますので、納税者に対しての説明が必要。</p> <p>【その他】</p> <p>4) 令和3年度版の主な改正の項で、令和5年度において…の文言が有りますが、来年度の事でもあり、令和4年度版のお知らせにも、明記すべき事項。</p> <p>5) 令和3年度版の(2)家屋の説明文で、東京都(特別区)の建築物にに基づき、対象の家屋を新たに建築するした場合に必要な建築費(再建築価格)に建築後の経過年数による補正率を乗じて評価しています。</p> <p>⇒この説明文では、吹田市の家屋の固定資産税額は、東京都の再建築価格で計算されると理解ができます。物価が、コロナやロシアがウクライナに侵攻で上昇しています。</p> <p>⇒次の評価替えの令和6年度への影響も考えられますので、吹田市の家屋の固定資産税額が、東京都の再建築価格で何故、計算されるのか教えてください。</p> <p>⇒添付画像参照一企業物価推移</p> <p>※写真については公表していません。</p>	<p>まず、土地の税額が増えたことにつきまして御説明させていただきます。</p> <p>固定資産税・都市計画税は、固定資産の価格を基準として課税されます。原則として、価格が課税標準額になります。課税標準額は本来、価格の増減にあわせて変動するものです。</p> <p>令和3(2021)年度については、地価の上昇に伴い価格は増加しましたが、課税標準額は令和2(2020)年度から増加されておりませんでした(コロナウイルスの影響による特別な措置による)。この特別な措置は令和3(2021)年度に限った制度であったため、令和4(2022)年度は、価格が据え置かれていても、課税標準額が価格に合わせた本来の額となるため、令和3(2021)年度に比べて増額している土地があります。</p> <p>1) 令和4年度お知らせについて</p> <p>上記で御説明したとおり、土地についての課税標準額が令和3(2021)年度より増額となっている場合があります。家屋については、令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度の価格を据え置いているため、同額となっております。</p> <p>2) 令和3年度お知らせについて</p> <p>上記で御説明したとおり、土地についての課税標準額は令和2(2020)年度と同額となっています。家屋については、令和3(2021)年度の評価替えにより減額となっています。</p> <p>3) 納税者に対しての説明について</p> <p>今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった説明となるよう、努めてまいります。</p> <p>4) 令和3年度のお知らせについて、令和5年度においての文言があるが、令和4年度のお知らせには明記がない点について</p> <p>内容に不足があるお知らせであったことにつきまして、お詫び申し上げます。今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった内容となるよう、努めてまいります。</p> <p>5) 吹田市の家屋の固定資産税額が、東京都の再建築価格で何故、計算されるのか国の定める評価基準により、非木造家屋は東京都の物価指数を基準としております。</p> <p>(参考)</p> <p>令和3年度固定資産評価基準 第2章 家屋 第3節 非木造家屋 6 再建築費評点数 四 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する2年前の7月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。</p>	資産税課	R4.5.2	R4.5.13
44	子供の日焼けに関する意見	<p>ゴールデンウィーク明けもあり、かなり日焼けをした小学生を見ました。</p> <p>保護者を含め、「日焼けは元気の証明」程度の認識で、「軽度の火傷」の認識が無いようです。</p> <p>生徒児童と保護者の双方に、厚生労働省のガイドラインを含め、「日焼けは火傷」を周知させて下さい。</p>	<p>子どもの日焼けに関しまして、紫外線による人体への影響については、吹田市教育委員会より小・中学校に周知をさせていただいております。</p>	保健給食室	R4.5.9	R4.5.13
45	南千里駅前広場での歩きタバコについて	<p>5月3日18時05分頃、南千里駅前広場で白のTシャツとグレーのTシャツを着た中年の男が歩いており、そのうちの一人が歩きタバコ(アイコスのようなもの)をしていた。</p> <p>市職員等の巡回の上、注意、指導お願いします。</p> <p>他の方の意見にもありますが条例で禁止されているにもかかわらず依然として歩きタバコがなくなる状況です。</p> <p>通報してもたちごっこ状態です。</p> <p>吹田市としてこの問題をどうにかしてください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の南千里駅前広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.5.6	R4.5.16

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46	吹田市役所でdWi-Fiと消費税	<p>いつもお世話になっています。是非よろしければ吹田市役所全館でdWi-Fiを使うように頑張ってくださいですので宜しくお願いします。</p> <p>今の日本の経済や景気がよくないので吹田市からも消費税を5%に減税してほしいと国に要請してほしいですので宜しくお願いします。</p> <p>これからも、心より宜しくお願いします。</p>	<p>市庁舎全館のdWi-Fi利用については、導入に伴う技術的な制約やコスト面に関して調査研究が必要であると考えています。</p> <p>(総務室)</p> <p>国政にも係る事案も含まれますので、総務省へも情報提供させていただきます。</p> <p>(市民総務室)</p>	総務室、市民総務室	R4.5.9	R4.5.16
47	続・民法改正を受け、成年年齢が18歳になります。市民への周知を速やかに願います。	<p>3月15日に投稿後、吹田市では「成年年齢が18歳に引下げ」について3月18日に掲出され、以後、4月1日、5月2日にも掲出されましたが、内容は消費者トラブル関係が主で内容の変遷なし。全て同じ。</p> <p>1)吹田市のHPの18歳になったらできること(例)では、「公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得」の文言があり、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得をするには、大学で6年間の勉強が必要であり、非常に疑問に感じます。</p> <p>⇒再確認をお願いします。</p> <p>【要望】</p> <p>2)成年年齢が、何故20歳から18歳に引き下げられたのか…主旨の説明が欲しい。</p> <p>・3月25日に吹田市から回答</p> <p>⇒市「市内高等学校の2年生・3年生対象に啓発らしの配布を行っています」…との事ですが、このチラシは吹田市が制作したものでしょうか？また授業内容は把握しておられますでしょうか？</p> <p>大阪府に問い合わせをしたところ大阪府消費者生活センターが昨年「府内の全高校(公立・私立)に配布済み」。「リーフレットは高1生用と高2生用で高3生用は作成していません」…との事です。</p> <p>⇒今年3月に高校を卒業された方には、リーフレットが配布されていない事になります。また吹田市内の5つの大学に他府県から多くの大学生が入学されており、周知がされていない事に、加えて昨年、高校を卒業された19歳の方は、社会教育についてされていません。</p> <p>加えて、大阪府が配布しているリーフレットは府消費者生活センターが編集したものであり、“成人”するための心構え・義務・責任・社会規範・法律を守る…などの内容は含まれていないので、社会教育のような記述が必要。20歳時の成人祭での市長の言葉まで待てません。</p> <p>※18歳は、社会経験も未熟で、保護者の見守りが必要であり、保護者宛への協力のメッセージが必要。また吹田市のHPの閲覧の推奨が必要。</p> <p>⇒添付画像-1</p> <p>3)吹田市の「小児慢性特定疾病医療費助成制度」のサイトの見直しについて。</p> <p>⇒成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた事に伴い、18歳以上を「成人患者」とし、成人患者は本人名義で申請手続きをする必要がありますが、改正されていません。</p> <p>※前回投稿時に「民法改正に伴い、吹田市の条例の改正の要否の確認も必要かと思えます。例：分籍届」を記述しました。⇒分籍届については追記がされていましたが、他の部局でも再確認が必要かと思えます。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙権が18歳から投票出来ることになっており、意図づけの記述が必要。 ・吹田市のHPの目次の裏表紙(新成人)の内容の記載が必要。 ・吹田市のHPへの市報の掲出するタイミングが前月末であり遅いです。記事の内容には1日からのものもあり、また共働きの方は忙しく、通勤時間帯でのチェックが可能であり、早期の掲出が必要。 ・吹田市の成人祭のリンク先の貼付けが必要。18歳では無く、20歳時に。 ※成人祭のサイトに、リアフリーの有無や障がい者の介助者の同行の可否の追記が必要。 <p>⇒添付画像。社会人・大学生の現状を参照願います。</p> <p>※写真については公表していません。</p>	<p>1)ホームページの表記につきましては、法務省のホームページから引用していますが、18歳での資格取得については、非常に稀な事例となるため、表現方法について検討いたします。</p> <p>(担当:市民総務室)</p> <p>2)成年年齢が引き下げられた主旨の説明につきましては、法務省のホームページによると「近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方を大人として扱うという政策を踏まえ、世界的にも、成年年齢を18歳とすることが主流で、成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すこととなると考えられる。」とあります。</p> <p>詳しくは、「民法(成年年齢関係)改正Q&A」https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00238.html#1や「民法改正 成年年齢の引下げ ～若者がいきいきと活躍する社会へ～」https://www.moj.go.jp/content/0013005986.pdfを御覧ください。</p> <p>3月25日回答の「市内高等学校の2年生・3年生対象に啓発らしの配布を行った」ことにつきましては、吹田市で作成し配付しておりますので、今年3月に卒業された方にも送付しています。また、市内5つの大学には、成年年齢引下げのポスター掲示することで周知を図っています。</p> <p>成年年齢引下げについての保護者宛の協力メッセージとホームページの閲覧の推奨につきましては、成年年齢引下げについて市報4月号に掲載するとともに、市内のいくつかの施設において若年層啓発のバルク展示を予定しています。吹田市ホームページ閲覧の推奨については、公式LINEでの発信を行っています。</p> <p>(担当:市民総務室)</p> <p>3)「成人患者」の申請手続きに関するホームページ上の案内につきましては、この度の御指図を受けまして、改訂いたします。御指摘いただきありがとうございます。</p> <p>(担当:母子保健課)</p> <p>成人年齢が引き下げられたことに伴い改正が必要な条例については、その有無の確認を行い、吹田市環境の保全等に関する条例等の改正を行いました。</p> <p>(担当:法制室)</p> <p>【その他】平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が第18歳に引下げとなっております。選挙管理委員会事務局といたしましては、市ホームページに選挙権の要件を掲載するとともに、第18歳となる新有権者に対し、選挙への関心の向上を目的に、「メッセージカード」を送付するなどの啓発活動を行っております。また、御要望のありました該当ページにつきましては、関係各課と記載内容について調整を行ってまいります。</p> <p>(担当:選挙管理委員会事務局)</p> <p>吹田市の目次のページに裏表紙(新成人)の内容の記載が必要のことですが、表紙及び裏表紙はページを確認する必要があるかと、御意見をいただくため目次には掲載しておりません。</p> <p>(担当:広報課)</p> <p>市報等の掲出についてですが、「市報すいた」は毎月1日を発行日としています。そのためホームページは毎月月末に更新しています。</p> <p>(担当:広報課)</p> <p>現在、青少年室のホームページに「令和4年4月の成年年齢引き下げ後の成人式について」掲載しており、市民総務室のホームページと相互にリンクを貼り、周知を図っています。また、成人祭の案内のホームページは、例年9月頃から掲載を開始しており、介助などの配慮が必要な方への対応について記載しています。今年度も例年と同様に掲載させていただく予定ですが、対象者へ郵送する案内文書にも記載し、情報発信してまいります。</p> <p>(担当:青少年室)</p>	広報課、法制室、市民総務室、母子保健課、青少年室、選挙管理委員会	R4.5.6	R4.5.18
48	空き土地について	<p>吹田に住んで10年以上になりますがどんどん車庫ばかり増えて自分が将来住みたいくないなと思っていた街並みになりました。JRに比べて阪急吹田は廃れている。福祉がいいと聞いていたけど悪くなったと思う。少しは子供の為になるような物でも建ててみたらどうですか。うちの前駐車場で空いています。アホみたいに土地が空いたら南小も子供多すぎてパンパンなのにマンション建てて…吹田が土地買って子供のために物つくつたらいいのに。児童館みたいなもの。稲波町は色々遠いから。</p> <p>または保育施設か。こばと会の南保育園小さいですよ…。なーんもせんなくて思ってたマンションばっかり建つのをしています。吹田はもうダメなんじゃないかな…。</p>	<p>1)児童館等の建設予定についてですが、現在、吹田市内には児童会館・児童センターが11館ございます。また、今年の11月にはニュータウン地域におきまして新たに北千里児童センターの開館を予定しているところでございます。吹田市内6区域内に2館ずつ児童会館・児童センターが整備されることから、現状で新たに整備を行う予定はございません。</p> <p>(担当:子育て政策室)</p> <p>2)教育・保育施設の設置については、保育需要に合わせた事業計画に基づいて実施しております。引き続き、地域ごとの保育需要を見極め、必要に応じ、整備を進めてまいります。</p> <p>(担当:保育幼稚園室)</p>	子育て政策室、保育幼稚園室	R4.5.9	R4.5.18

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49	吹田市の各種審議会への男女共同参画の現状について教えてください。	吹田市には、男女共同参画推進条例が有ります。先日、兵庫県内の各種審議会委員の女性登用率で丹波篠山市が、2021年度に40%で県内1位の報道。吹田市の女性登用率ならびに登用状況を教えてください。 ・丹波篠山市には64の審議会があり、うち55の審議会で女性登用率30%以上を達成。全体では1064人の委員のうち426人が女性で、40%に達した。 ・市人権推進課は、「女性が1人、2人では発言しにくく、3、4人いれば言いやすいという声。今後も女性登用を図っていく」としながら、「女性が多ければ良いというものでもなく、男女のバランスを大切にしていきたい」と。 ・2位の三田市は39%、3位・尼崎市38%、9位・西宮市33%。	令和3年7月1日時点で、審議会等委員は全体で1,349人、女性委員は404人で女性委員の割合は29.9%となっております。 また、102の審議会等のうち、34の審議会等で女性委員の割合40%以上(第4次すいた男女共同参画プランでは、審議会等における女性委員の割合の目標40~60%)となっております。 引き続き、目標の達成に向けて、機会を捉えて周知啓発に努めてまいります。	企画財政室	R4.5.6	R4.5.19
50	すいたんに関する意見	新しいガンバ大阪仕様の「すいたんのぬいぐるみ」を購入しました。来年以降は背中にダブルリボンを印刷する事を検討して下さい。	現在、すいたんマスコットの背中にダブルリボンを印刷する予定はございませんが、今後のマスコット製作時における多様な選択肢の一つとして認識させていただきます。	シティプロモーション推進室	R4.5.6	R4.5.20
51	自転車専用レーンについて	産業道路等にある自転車専用レーン 正直利用されている人はいません。夜、帰宅時に歩道をこちらは歩いているのに、後ろからきた自転車のせいでいけないといけない。 で、あげくの果てにはその自転車に乗っている人から「じゃま!」とか「っち!」とか悪態をつかれます。 中にはイヤホンをしてスマホを両方の手で持ちながら、走行している人もいます。歩きスマホは以前からイライラ・ストレスの原因となっていました。もうそれを通り越してなんか「バカなの?」と思うこともしょっちゅうです。 警察の方と協議していただいて、このあたりの注意・指導・なんなら赤切符などなんらかの罰則は出来ないものなのでしょうか? 直接本人に言えば、予想もしないトラブルになったりすることもありますので、そこは「権限」としてしっかりと指導していただくよう、吹田市と大阪府警(吹田署)との連携を望みます。	自転車専用レーンにつきましては、自転車運転者に対して看板を設置するなどして専用のレーンを走るように啓発を行っております。 自転車の交通マナーにつきましては、本市といたしましても課題と認識しており折に触れ、啓発を行っているところです。吹田市のホームページはもちろんのこと、4月には春の全国交通安全運動にて吹田警察署、地域団体と連携して啓発を行ってまいりました。本市を所管している吹田警察署におかれましては、危険な自転車運転者に対する指導、取り締まりも実施されております。 今後も、吹田警察署や関係機関と連携しながら自転車の交通ルールやマナーについての啓発を引き続き実施してまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。	総務交通室	R4.5.6	R4.5.20
52	吹田藤白台住宅3棟集会所付近での危険な遊びについて	5月7日13時半頃、吹田藤白台住宅3棟集会所付近の電柱に縄跳びをくりつけて遊んでいる子供らがあり自転車で走っていたのでひっかかりそうになり危険だった。 通過しようとする縄跳びが出てきて左に避けた。 その後子供がその縄跳びを跳んでいた。 自治会にも連絡し張り紙をお願いします。できれば議題にあげていただき回覧などで周知ください。	自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできませんが、匿名の方からそのような意見があったことをお伝えさせていただきます。	市民自治推進室	R4.5.9	R4.5.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
53	吹田市の熱中症対策事業アンケート協力者募集中…のサイトへの要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署および、問い合わせ先の電話番号の表記が必要。サイトには、吹田市の代表電話番号のみであり、一旦、市の電話受付者から担当課への接続となり⇒担当課から担当者への接続になります。⇒市民の不便さならびに市の余計な電話交換手業務が。 ・モニター者への調査記録項目の事前案内が必要。対象者が65歳以上であり、項目数が多ければ、「こんなに多くの項目…だったら申しなかったのに」…という場面が想定されます。⇒もしかしたら、調査結果がサンプル数・内容が不十分な事も想定されます。 ・今回の調査の背景が「大阪の日最高暑さ指数30以上の年間日数は増加傾向」「リスクの高い65歳以上の高齢者の方を対象」であり、現状・推移グラフ又は数値などの表記が有れば参加者の目的意識が高まります。データで市民に熱中症の現状を知らせる事により、高齢者への熱中症対策の啓蒙にも繋がります。今年の熱中症の傾向を考えた場合、電気料金の上昇による影響が例年とは異なった内容になるかもしれません。⇒調査項目の付帯事項として「電気料金の上昇とエアコン使用の影響」の意識調査も必要かと考えます。 ・タイトル名のアンケート協力者募集中に“(65歳以上)”…を追記しておけば、65歳未満の人は、クリックしなくても良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署および問い合わせ先の電話番号を表記しました。 ・データについて、本市危機管理室のページや環境省や総務省の熱中症に関するデータを掲載しているサイトへのリンクを用意しました。電気料金の上昇とエアコン使用の影響をアンケートの対象とするかについては、検討させていただきます。 ・今回のアンケートにつきましては、事前に詳細をお知らせすると、アンケート結果に影響があるものと考えており、詳細は記載できませんが、項目数や回答の頻度などを追記しました。 ・タイトルに“(65歳以上)”を追記しました。 	環境政策室	R4.5.9	R4.5.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
54	続・吹田市は、一方通行の道路に「車両通行禁止」の巻付け看板を電柱に掲示。	<p>4月11日に吹田市に投稿しており、4月22日に吹田市総務交通室の回答は『「車両進入禁止」の看板が適切だと考えられますので取替を行います。』でしたが、1か月が経過していますが、未だに改善されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地は一方通行路であり、道路交通法と異なる表示をしている事から速やかな撤去が必要と考えます。 ・交通標識が整備されており、この区域は行き止まりの地域でもあり交通量も非常に少ないです(1時間に1台位?)。必要性に疑問が有ります。 ・この道路への入口に設置されている標識「一方通行・車両進入禁止」には、「自転車は除く」の補記がされています。 ⇒添付画像-1 ・吹田市が掲示している「車両通行禁止」の看板には、「自転車は除く」の補記が有りません。 ⇒道路交通法では『自転車は「軽車両」と位置づけられており、自転車も車両通行禁止・一方通行の標識に従うこと』になっており、近くには吹田市営の駐輪場も有ります。市民に間違った情報を与える事になります。 ・吹田市が設置している近くの「一方通行」の看板も同様に、「自転車は除く」の補記が必要と考えます。 ⇒添付画像-2 ・看板に表記の吹田警察署の名前は、借りておられる事から、吹田警察署の信頼度低下にもなります。 Q1:交通量(車・人)が非常に少ない道路に今回のような巻付け看板の取付けの基準の有無。有れば基準の名前を教えてください。 ⇒添付画像-3 <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>看板の取り替えについて、時間を要してしまいましたが、令和4年5月16日(月)に取替を行いました。</p> <p>巻き付け看板は道路標識の補助的役割で設置しており、通行する方に見やすいように大きな文字で書かせて頂いており、吹田警察署とも協議した結果、看板のスペースの関係上「自転車を除く」は省略して表記しています。</p> <p>巻き付け看板の取り付けについて基準の有無はございませんが、市民等より要望があれば課内で検討し取り付けを行っている次第です。</p>	総務交通室	R4.5.11	R4.5.20
55	感染者が出た場合保護者に知らせるべきとする文科省のガイドラインを遵守するつもりは吹田市教育委員会にはないでしょうか。	<p>吹田市立の中学校において、学級に同時期に複数名コロナ感染者が出ても同クラスの保護者に学校から連絡がなかったのですが、文科省が4月に出したガイドラインには「学校において感染者が発生した場合保護者に必要な情報を提供することは重要」と書かれています。吹田市教育委員会はこのガイドラインを遵守しないのですか?大阪府教の15%ルールが出されてから何も知らされなくなりましたが文科省のガイドラインは無視すればよい、保護者に知らせる必要はないとお考えですか?知らせて下さい。</p>	<p>児童生徒等の感染者情報等は、本市の基本的な方針に基づき大阪府の公表内容以上の情報は公表していませんが、感染拡大防止の観点から広く注意喚起が必要な場合については、大阪府と連携して公表することとしています。</p>	保健給食室	R4.5.16	R4.5.20
56	府道119号を深夜に走っている違法改造バイクについて	<p>5月22日午前1時頃、府道119号を違法改造バイクが走っているのを見かけた。最近また走っていることが多いので警察のパトロールの上、検挙をお願いします。</p>	<p>吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.5.23	R4.5.23

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
57	JR吹田北口の再開発と片山商店街の活性化について	<p>大和大学の誘致および総合大学への発展はとても喜ばしく思います。グリーンプレイスも時々利用させてもらっていますが、吹田駅北口からグリーンプレイスへ行かないとな～んにもありません。</p> <p>以前はメロードにも適度に休憩出来る喫茶店があったりしましたが、結局メロードの1階はもはやほぼほぼパチンコ屋に占領されています。</p> <p>美容室・歯医者には通わせてもらっているのですが、それはとてもありがたいのですが、今回のコロナで外に出歩くのはとても怖いですが、家で籠もってじっとしているのももう飽きました。</p> <p>その前に現状のあの駅の状態とそこから片山町をメインとする片山商店街があの状態で本当にこれから市民が来るとお思いですか？</p> <p>市報を拝読しても市議会だよりには一向にこの辺のことは議題にならず、結局市議のみなさんはイオン側(反対側)をメインと考えられているので、北口の事はどうでもいいんですよね？</p> <p>よくこうやって意見を書く自宅に訪問されたりすることがありますが、日中はいないので来られても困ります。</p> <p>絶対にメールで回答をお願いします。</p>	<p>1)商店街の活性化につきましては、商店街を構成する事業者が主体的に取り組まれているものと考えています。吹田市としましては、商店街が実施する活性化の取り組みに対して補助を行うなどの側面的支援を行うことにより、商店街の活性化に努めています。引き続き商店街と連携し、商店街の活性化の推進を図ってまいります。</p> <p>(担当:地域経済振興室)</p> <p>2)JR吹田駅北口地区については、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す「吹田市都市計画マスタープラン」において、JR吹田駅周辺として、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指す方針としています。</p> <p>(担当:都市計画室)</p>	地域経済振興室、都市計画室	R4.5.6	R4.5.24
58	新マスコット名称に関する意見	<p>ガンバ大阪が新マスコットの名称を公募しています。</p> <p>多くの市民が関係できるよう、小中学校で「新マスコットの名称」を宿題や課題、授業(社会など)で利用して下さい。</p> <p>また、吹田市ホームページでも名前募集の情報発信をお願いします。</p>	<p>1)ガンバ大阪の新マスコットにつきましては、ムードメーカーとして、また、情熱でガンバ大阪とみなさんをつなぐ存在として誕生したとお聞きしており、名前につきましては、ガンバ大阪ホームページにて広く募集されているところです。</p> <p>本市としましては、イメージキャラクターすいたんとガンバ大阪新マスコットとのコラボレーションを行う等、今後もより一層ホームタウン推進に努めてまいります。</p> <p>(担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>2)関係室課と情報を共有し、児童生徒への周知について検討してまいります。</p> <p>(担当:学校教育室)</p>	文化スポーツ推進室、学校教育室	R4.5.6	R4.5.24
59	スモークフリーポスターに関する意見	<p>より多くの市民を啓発するために、集合住宅や町内会向けに配布を検討して下さい。</p> <p>また、未成年の喫煙予防のために、小中学校に常時掲示する事を検討して下さい。</p>	<p>本市ではスモークフリーの推進のため、市内各所へのポスター掲示、集合住宅の管理会社に対する居住空間での受動喫煙に関するチラシ配布、小学生を対象としたたばこを吸わせないための教育支援等の取組を実施しているところです。</p> <p>御意見を賜りました、集合住宅、町内会及び小中学校につきましても、引き続きより効果的な手法について検討を行いながら、啓発に取り組んでまいります。</p>	健康まちづくり室	R4.5.10	R4.5.24
60	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>5月9日17時30分頃、北千里駅近くのピアノ池から北千里駅に向かう市道西側(歩道がない側)の車道を上下黒っぽい服を着た50代くらいの男が歩きタバコをしていた。</p> <p>市職員や有志の巡回の上、注意をお願いします。また最近増えているので巡回や張り紙以外の対策をご検討ください。</p> <p>こちらとしては違法迷惑喫煙はどんどん通報してHPに晒していきます。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.5.10	R4.5.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
61	学校給食について	<p>現在、吹田市の小学校に通学していますが、子どもにナッツ類のアレルギーがあります。</p> <p>吹田市では、給食に使用しない食材として12品目を定めていますが、現実には同一製造ラインで使われていることがかなり多く、コンタミネーションが疑われる食材を使用した給食は代替食を用意しなければいけないため保護者の負担も大きくなります。重度のアレルギーを持つ子どもはコンタミネーションが命に関わります。「全ての児童にとって給食時間が安全で安心な楽しい時間であることは、とても大切であると考えています。」という方針を謳い、「12品目は、そのもので提供することや加工品に含まれることはありません。」というのであれば、発注事業者の選定の際に同一製造ラインで使用しないことや洗浄が徹底されるなどの条件を課し、コンタミネーションについても配慮する対応をお願いします。</p>	<p>学校給食で使用している食材や調味料は、主に学校給食用に作られたもので、添加物や化学調味料が不使用であり、できる限り国産材料を使用し、配合がシンプルでアレルギーが少ないものを基本とし、コンタミネーションに関しても他に選択肢がある場合はコンタミネーションの品目が少ないものを選定しております。</p> <p>また、コンタミネーションの情報については、メーカー発行の規格書をもとに配合表を作成し、記載しております。表示義務の観点から、規格書には工場内や同一製造ラインで使用する食品名がすべて記載されているため、「洗浄を徹底しているため商品への記載なし」とメーカー側が追記している場合でも、規格書に記載があるものとして開示しております。</p> <p>いただいた御意見は食材選定の折に栄養教諭とも共有してまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	保健給食室	R4.5.18	R4.5.24
62	中学校給食について	<p>この春から1番上の子が中学に入学し、中学校の給食を利用しているのですが、量が多くて食べきれないけど、残すのは嫌でお昼休みギリギリまでかかることがあるそうです。</p> <p>ご飯を大盛りを選択できるなら、小盛りも選択できるようにならないのでしょうか。</p> <p>小学校のようにお減らしができない給食システムだと思うので、フードロスの観点からもご飯小盛りを選択できるようにしていただきたいです。</p> <p>それから、入学前までの間に給食試食会がコロナでなかったせいか、周りのお母さんやお子さん方が「給食美味しくないらしいよ」という噂を鵜呑みにして最初から給食を視野に入れてないことが多くみられました。お料理好きな方はお弁当作りを楽しんでいますが、それでしんどくてげっそりしている方もいて、試食会あったら自分で確かめられるのになと思いました。1食分販売でもいいので保護者や小6の子たちにも中学校給食を食べる場を設けてもらいたいです。</p>	<p>本市の中学校給食の献立は文部科学省の学校給食摂取基準を基に、中学生の1食当たりの栄養価を830kcalで作成しております。</p> <p>また、最近は食生活の変化により、主食をあまりとらず、おかず(副食)を多く摂取する傾向がみられるため、ご飯を主食として提供しており、生徒にご飯はこのくらい食べるという習慣を身につけていただくためにも、現在のご飯量としています。</p> <p>次に、保護者向けへの試食会等は、中学校給食の有効なPR方法であると考えており、昨今はコロナウイルス感染症拡大防止のため、開催できておりませんが、今後の状況を見ながらPTA等との協力を得て、実施していきたいと考えております。</p> <p>今後とも心身ともに成長期にある子供たちに安全で栄養バランスに配慮した給食を提供できるよう、取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>	保健給食室	R4.5.16	R4.5.25
63	UR片山公園団地の高層棟の消火・救急活動で気になる事	<p>2年前にURで火災発生、1人が死亡・3人が負傷されました。URの高層棟(C4棟-11階、C6棟-8階建て)の消火・救急活動時には、はしご車は片山公園内からの活動になると考えます。</p> <p>⇒添付画像-UR火災-2020年8月9日</p> <p>・片山公園への進入口は、4カ所ありますが、はしご車が進入可能なのは、1-市民プール側。2-図書館の西側からの2カ所です。</p> <p>3-図書館の東南側からは、公園内に小川が有り通行不可。4-大和大学の裏門側には、固定式のバリケードが有ります。</p> <p>Q1:上記の1と2は、道路上に公園の樹木の枝が道路の中程まで伸びており、はしご車の進入は可能なのでしょうか？</p> <p>⇒添付画像-0~4</p> <p>Q2:昨年、片山公園内で道路の掘削工事が行われましたが、救急車・消防車・はしご車などの活動に支障が有りますが、公園みどり室とは事前協議のルールの有無? & 事前の通知があったのでしょうか？</p> <p>⇒添付画像-0、1、4、5参照</p> <p>※その他の関連施設に、片山市民体育館や市民プールの機械室が有ります。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>UR片山公園団地には、敷地内に一定の消防車両進入路とはしご車の活動空地があり、火災時における消防活動は、当該団地の敷地内での活動となりますので、はしご車等を片山公園に進入させることは想定しておりません。</p> <p>掘削工事につきまして、工事責任者である本市水道部工務室から事前の届出があり、消防活動に支障がないものとして把握しておりました。</p> <p>市域内の道路工事等における事前協議のルールといたしましては、吹田市火災予防条例において、工事責任者が消防に届け出るよう定めており、消防活動に支障が無いように事前に協議しております。</p> <p>今後におきましても、迅速で的確な消防活動に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	警防救急室	R4.5.17	R4.5.25

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
64	からす 退治	マンション前の公園内の木に「からす」が巣を作り、公園で遊ぶ子供や散歩する老人を襲ってきます、襲われた人は私が聞いただけでも10人以上です、これ以上被害者が出ないように、至急対応願います。	マンション南側に隣接する春日東遊園のカラスの巣につきましては、先週に他の方からも撤去の要望を受けており、現地確認を行ったところ、巣の位置が高く撤去が困難であるため、注意喚起の看板を設置することで対応しております。 カラスの巣につきましては、要望を受けた時には撤去するようにしておりますが、巣の位置が高く撤去が困難な場合や、巣の中に卵や雛がいる場合は鳥獣保護法で保護対象となることから、6月頃の雛の巣立ちまでの間は、注意喚起の看板設置で対応するようにしております。	公園みどり室	R4.5.23	R4.5.25
65	対応に怒りしかない	税務証明を取りに2階の受付に行きました。 見た目からなのか、勝手に個人事業主扱いを受ける。 話しても通じない。 融資の相談はと、お願いもしていない話に展開され、非常に憤りました。 更には、証明書を受け取る際に納税額を見てからの、半笑いの対応は失礼極まりない。 何を考えて、窓口業務にあたっておられるのでしょうか。 税金が給料であるはずの職員でしかないはずなのに、何を持ってして上から目線での対応となるのでしょうか？ それならば、全てオンラインでの対応と変更して欲しい。 あの対応だけは、本当に失礼極まりなく、憤りしかありませんでした。 非常に残念です。	さて、先日いただきました窓口対応への苦情につきまして、お答えさせていただきます。 この度、課税所得証明書の取得の際、窓口の職員が営業所得のある個人事業主であるとの勝手な思い込みにより対応し、大変御不快な思いをさせていただきましたことを心よりお詫び申し上げます。 対応した職員に対して、御指摘いただいた点について注意し、改めるよう指導を行いました。 また、今回いただきました御指摘について、課内の職員に周知を行ったところですが、より一層職員の接遇の向上と意識の改善に努めてまいります。 窓口のオンライン化などDX推進についても、市民の方の利便性の向上を図ってまいります。 恐縮ではございますが、今後とも御不便をお感じになられることがありましたら御意見賜りますようよろしくお願いいたします。	税制課	R4.5.25	R4.5.26
66	藤白台3丁目周辺での歩きタバコについて	5月25日22時5分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の集会所から府営藤白台住宅1棟に向かう道(ベンチがおりてある場所付近)で上は青、下は黒っぽいズボンの薄毛の男が歩きタバコをしていた。 マスクをしていなかったので注視していたところ歩きタバコを始めた。 最近また、違法迷惑喫煙を通報することが増えて嘆かわしい限りだ。 これでも大阪市よりは相当マンな部類だが条例で禁止になっているにもかかわらず吸っている人が後を絶たないのは住民のモラルの問題であり早急な対策が必要である。 時間帯から考えると近隣住民が吸っていることは明らかなので、吹田市としても看板、エントランスへの禁煙の張り紙の設置以外にも、各周辺自治会での議題にあげていただき、特に府営藤白台3棟、1棟、5棟の住人に回覧で周知いただきませうようお願いいたします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.5.26	R4.5.26
67	南千里駅前広場での喫煙について	5月14日17時05分頃、南千里駅前の広場で上はチェック柄、下は灰色の高齢の男がタバコを吸っていた。 市職員や有志の巡回の上、注意をお願いします。また最近増えているので巡回や張り紙以外の対策をご検討ください。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の南千里駅前の広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.5.16	R4.5.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
68	北千里駅周辺での歩きタバコについて	5月14日19時15分頃、ピアノ池から北千里駅へ向かう市道西側(歩道がない方)で上は灰色、下は黒ズボンの高齢の男が歩きタバコをしていた。 市職員や有志の巡回の上、注意をお願いします。また最近増えているので巡回や張り紙以外の対策をご検討ください。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.5.16	R4.5.27
69	続・私の今年の吹田市の固定資産税の増額の何故を教えてください。	5月13日に回答を頂きました。理解は出来ましたが納得には至りません。 ・令和3年度と令和4年度の納付書と同封のお知らせには、今回の回答のような増額についての文言は、有りません。 【前回の投稿内容・抜粋】…再掲 1) R4年度版では、「R3年度に評価替えを行いましたので、R4年度」は据え置かれます。」の表記。 2) 令和3年度版では、「本年度は、その見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」 ⇒上記の記述であれば、令和3年度に評価替えは、行われた事になり、令和4年度は、増額にならない筈。 3) 他にも増額の方がおられますので、納税者に対しての説明が必要。 ※3)に対する市の回答は「今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった説明となるよう、努めてまいります。」 Q1: ⇒納税は、国民の義務ですが、徴税者である吹田市は、納税者に対して正しい情報の提供が必要であり、金額の多寡にかかわらず、納税者に対して何らかの方法で「お知らせの内容に説明不足があり、増額になった方がおられます」…の旨の周知が必要と考えます。 吹田市が納税者に対して、周知されない場合は、吹田市に対しての信頼度が大きく低下します。 Q2: 前回投稿で私の言葉足らずでしたので再質問です。 ・建設物価などが、コロナやロシアがウクライナに侵攻で企業間物価が高騰。加えて円安でエネルギー他の価格も上昇。 ⇒建物の経年劣化が進んでも(増改築をしない場合)、次の評価替えの令和6年度の建物の固定資産税の増額の有無？を教えてください。	まず、土地について御質問いただいた内容を御説明させていただきます。 令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)固定資産税・都市計画税のお知らせに記載しているとおり、令和3年度(基準年度)に評価替えを行いました。 令和3年度(基準年度)の評価替えにおいては、令和3年度のお知らせ「1 令和3年度の評価について(1)土地」に記載しているとおり、令和2年1月1日(価格調査基準日)に調査した価格を地価公示価格の7割程度を目途とし見直しを行い、さらに同年7月までの半年間で地価下落が見られる地域には修正を行いました。 その結果、吹田市内ほぼすべての土地について、令和3年度は価格が上昇することとなりました。 課税標準額については、令和3年度のお知らせ「13 土地の負担調整措置」に記載しているとおり、納税者の税負担増については、急激な変化が生じないよう負担水準(※)を用いた、なだらかな負担調整措置が講じられています。 (※負担水準とは…個々の土地の前年度課税標準額が当該年度の価格に対してどの程度まで達しているかを示すもの。) 令和3年度は基準年度のため評価の見直しを行いました。価格が上昇している土地であっても課税標準額は前年度と同額に据え置く特別な措置が行われました。 令和4年度については、令和3年度のような特別な措置はなく、令和4年度のお知らせ「12 土地の負担調整措置」に記載しているおりの負担調整措置を行っております。この負担調整により課税標準額が上昇したことによって税額が上がる場合があります。 1) 上記で御説明したとおりです。 2) 上記で御説明したとおりです。 3) 及びQ1について 納税者の皆さまへの説明として、本市資産税課ホームページにおける、資産税課のよくある質問(FAQ)において、「土地において、価格は上がっていないのに税額が上がったのですが、なぜでしょうか。」という項目を追加しました。 次に、家屋の固定資産税について回答させていただきます。 Q2について 新増築以外のも在来分家屋の評価替えについては、物価水準による補正と経過年数に応ずる補正を行い算定しますが、算定した評価額がこれまでの評価額と同額または上回った場合は据え置きとなり、下回った場合は減額となります。よって税額が上がることはございません。	資産税課	R4.5.16	R4.5.27
70	大阪府教に感染者に関する情報を連携して公表の件について問い合わせました	複数名感染者が出ていても同じ学級の保護者にすらお知らせが無い件、大阪府と連携して情報を公開との定型文の回答を頂きましたので大阪府教に電話にて問い合わせましたところ、保護者へのお知らせは情報の公表とは言えず、どの府下自治体に関しても任せていることなので自治体で好きにしてくれたらいいとのことでした。 ですので大阪府との連携は気にせず文科省4月1日のガイドラインにあるように感染者の情報は保護者の関心のあるところですので複数名同じ学級で出ている場合保護者に知らせて下さい。吹田市が文科省のガイドラインを無視するのはイジメ問題でも報道されていました。文科省のガイドラインを無視するののかとの質問には答えられませんでしたので、その点も再度回答をお願いします。	文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2022.4.1 Ver.8)の中の、「感染者が発生した学級等への情報提供」に例示されている「感染者の発生状況」についてですが、文部科学省において情報提供の内容や方法の定めはなく、各自治体に委ねられていると考えます。 本市教育委員会におきましては、クラスに感染者が複数出ている状況であっても、感染拡大の恐れがないと判断した場合、保護者への情報提供は行っておりません。 ただし、臨時休業になる等、感染拡大の恐れがあると判断した場合は、本市の基本的な方針に基づき、感染者等の個人情報の保護に配慮しながら、学校を通じて保護者に必要な情報を提供させていただいております。	保健給食室	R4.5.24	R4.5.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
71	千里山のフェニックスの着生桜について	千里山霧が丘15付近に立つフェニックスには桜が着生しており、毎年花を咲かせます。しかし、この春には根元から伐採されており、花は咲きませんでした。幸い、その後また新しい枝を伸ばして葉を茂らせているようです。 このようにヤシに着生した桜や梅はわりと珍しいもので(よそでも例はありますが)、寄生ではなく着生なのでヤシの木に害もありません。そこで、伐ってしまうのではなく、なるべく保存の方向でご検討いただけませんかでしょうか。	UR都市機構に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.5.27	R4.5.27
72	公園の整備	北千里駅周辺に居住している者です。 公園の整備についてですが、東京オリンピックや千葉で開催されたXGAMEの影響もあり、スケボーに興味を持つ子供が増えている様に思います。 実際、私の子もスケボーをしたいと希望しましたが、近隣では出来るような場所はなく、公園でよろうにも、その公園がスケボーを許可している公園なのかも判別がつかえません。 現在、深北緑地公園まで子供を連れていっていますが、親子連れで大変にぎわっています。 吹田市だけでなく北摂でスケボーパークはないように思います。 例えば、千里北公園などは十分に検討の余地があるように思えます。 若者や家族連れも集まり、活気が出ると思います。 是非、検討をお願いします。	吹田市内の公園では基本的にはスケートボードを禁止しておりますが、「ベンチや手すり等を破損させるような利用」「夜間等の騒音が発生するような利用」「他の公園利用者に危害が及ぶ恐れのあるような利用」については苦情も多く、技を目的とするようなスケートボードの利用は禁止しております。 一方で現在、千里北公園の一層の魅力向上を図るため、官民連携による公園の再整備・管理運営を検討しております。令和4年度に市民参加型ワークショップの開催、社会実験の実施、市民意見の募集等を行った上で、公園の目指すべき姿を策定し、令和5年度に事業者公募・選定、令和6年度に再整備・管理運営開始を目指しております。以上の検討を行う際には、スケートボードパークの設置についても可能性を検討させていただきます。 なお、大阪府においては、服部緑地や二色の浜公園で指定管理者からスケートボードパークの設置が提案されていると聞いております。	公園みどり室	R4.5.23	R4.5.30
73	児童公園について	家のまわりに小さい公園がいくつかあり、歩けるようになった子どもを自由に歩かせたいと思い公園へ連れて行きますが、雑草が伸びていて範囲も広く、安全に歩いたり遊べる場所が少ない。これからの季節は蚊等も発生してくるのできれいに整えて欲しい。	市で除草を実施している公園等につきましては、年度当初の入札で業者が決定してきております。これから現場の除草作業にかかり、6月中旬から7月末までの間に、すべての公園の作業を終了させる予定となっております。 なお、遊園と呼ばれる小さな公園では、自治会で除草を実施していただいている箇所もあり、除草の要望があれば個別に伝えさせていただきます。	公園みどり室	R4.5.25	R4.5.31
74	豊津歩道橋の管理につきまして	新御堂筋の豊津町北交差点および垂水町西交差点上にかかる豊津歩道橋がハットのフン、埃などで長期間不衛生な状態です。 清掃作業をしていただけないかと思い、メールいたしました。 添付の地図では場所が分かり難いかもかもしれませんがご確認ください。 ※写真については公表しておりません。	国道に係る事案ですので、大阪府茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.5.31	R4.5.31

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
75	おかしい国民保険のコロナ減免制度	<p>今年も健康保険の減免制度があるという事で手続きの準備中ですが、どうしても納得できない事があります。以前お電話で減免制度の比較対象月が、今年の1月～5月までの収入と昨年の同時期との比較をすると言う事です。</p> <p>多くの方はここ数年の新型コロナの影響で収入が激減している方が多いです。自営業も業種によってはまだ全く回復していません。当方もイベント主催業なので、メインの自営業のイベントが全く回復していないのが現状です。</p> <p>この現状がコロナが始まった2020年2月から現在に至るまで続いており、業績も回復していない現状です。ここ数年は国からのさまざまな支援金で維持しているのが現状です。</p> <p>そんな中今回のコロナ減免の比較が昨年2021年の同じ時期を比較にする事に納得が出来ないのです。2021年もコロナの影響を受けている年になります。</p> <p>コロナ前の年2019年の収入状況と比較するなら納得は出来ます。多分市民の殆どの方が、減免の比較対象を昨年2021年と比較するのは乱暴な行為ではないですか？</p> <p>コロナ前の2019年と比較するのが妥当です。この件に関しては吹田の議員さんにも相談したいと思えます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免要件は、「世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。」と厚生労働省より示されております。</p> <p>上記のことから、令和4年度における取り扱いとしましては、令和4年分の事業収入等の減少額が令和3年分の事業収入等の額の10分の3以上であることが要件となります。</p>	国民健康保険課	R4.5.26	R4.6.1
76	複数名同じ学級で感染者が出ている場合の保護者通知について	<p>各自治体に任せられているなら最初から「府と連携して」などと回答しなければよいのではないですか。府に問い合わせるこちらの手間も考えて頂きたいです。加えて以前も申し上げましたが回答した方の名前を入れて下さい。電話で問い合わせようと思ってもどなたを呼び出せばよいのかわかりません。これも市民の声に公表して下さい。</p>	<p>1.児童生徒の感染者情報等について府と連携する場合について 児童生徒等の感染者情報等について、感染の拡大が学級内に限定せず、より広域に感染拡大のリスクが生じたとき等、感染拡大防止の観点から広く注意喚起が必要な場合には、大阪府と連携して必要な情報を公表することとしています。文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2022.4.1 Ver.8)」と大阪府の公表内容等を基に、本市の基本的な方針を決定させていただいております。</p> <p>2.回答者の氏名について 回答については、個人の意見ではなく保健給食室として回答させていただいております。回答に個人名は入れておりません。ご了承ください。</p>	保健給食室	R4.5.30	R4.6.1
77	千里山駅前の葬儀場建設計画に関する陳情	<p>多様な考えを表現できる今の世にあって千里山あげて多数の署名による今回の葬儀場反対運動に釈然としないものを感じ賛成しかねます。</p> <p>例えば路地裏で下駄ばきで通えるような下町情緒豊かな千里山に相応しい葬儀場というのはいかがでしょう。</p> <p>生前を共にした家族、友人、知人そして町の人々が見送り集うことの出来る小さな葬儀場であってもよいのではないのでしょうか。</p> <p>住民、業者、行政が互いに将来を考え安心安全な街にある葬儀場にするように指導協力願えんでしょうか。</p> <p>この陳情は〇〇のご理解を得て提案するものであり、今まさに千里山は吹田市の学校規模適正化に向けた方策を検討されている真っ只中にあり吹田行政の正念場かと思えます。</p> <p>このような機会を与えて頂いた多くの関係者に感謝します。よろしくお願いたします。</p>	<p>葬儀場の計画があるとされている場所につきましては、擁壁設置について「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく申請がされています。現時点では、葬儀場建築の申請はありません。今後、もし、葬儀場建築が申請される場合には「吹田市葬祭場等の建築に関する要領」に基づき、条例手続き前に周辺の方々への葬祭場等の説明をするよう指導して参ります。</p>	開発審査室	R4.5.24	R4.6.2

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
78	コロナ禍の出産について	<p>もうすぐ、吹田市内の産婦人科で出産を控えています。コロナ禍で出産の立ち会いや面会が出来ないらしいです。今はもうだいたい落ち着いて、居酒屋なども行ける様になっているのに、何故産婦人科だけまだコロナ禍の状況のままなのでしょうか。一人で出産するのは、すごく不安です。産婦人科もコロナ禍緩和の呼びかけを市からしていただくことは出来ないのでしょうか？大勢の面会はもちろん我慢しますが、せめて旦那だけでも立ち会い出産が出来る様にしてほしいです。</p>	<p>現在、立ち会い分娩につきましては、各医療機関が、入院患者や面会者のワクチン接種歴や検査結果等を考慮して、各自で判断することとなっており、保健所には指導や呼びかけをする権限はありません。</p> <p>また、日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会の見解では、令和3年11月17日付の「新型コロナウイルス感染症の現状について」におきまして、「パートナーの立ち会い分娩を行うことはまだ困難と思われる」と示されているところです。</p> <p>以上よりコロナ感染症の流行が続く中、立ち会い分娩については、まだまだ対応していない医療機関が多いのが状況です。</p> <p>なお、大阪府におきましては強い不安を抱えて生活をしている妊産婦の方々に対し、「助産師による妊娠・出産・子育てに関する無料電話相談」を実施しております。</p> <p>詳しくは、下記のとおりとなります。</p> <p>●電話番号:06-6775-8894(専用ダイヤル) ●開設日:月曜日から金曜日までの平日 ●開設時間:午前9時から午後5時まで (府ホームページ) https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/ninsanpudenwasoudan.html</p>	保健医療総務室	R4.5.23	R4.6.2
79	強引な土木工事の着工の許可と近接地の市民の安全安心について	<p>私の住宅から数メートルしか離れていない〇〇の土地の傾斜地を掘りこんで、高さ10メートルもある擁壁を建設する工事が始まりました。施主は〇〇、工事は〇〇。</p> <p>そもそもこの擁壁はその下側に葬儀会館を建設するためのものです。葬儀会館の建設について、千里山地区を含む吹田市民の反対署名が3000ほど集まっており、千里山では歓迎されていない建設工事です。今回着工の擁壁は説明会の必要もなく着工ができると工事会社が言っております。</p> <p>本来工事の施主に直接話すことも含まれているかもしれませんが、日程が取れないことを理由に話し合いに応じてくれません。</p> <p>そこで質問及びお願いします。</p> <p>1. 工事会社が吹田市の許可を得ているという許可証の内容を公開してください。 2. 擁壁の工事は近隣の同意や説明会も不要とのことですが、その通りですか？ 3. 工事によって地盤の移動や振動で住宅に起こる影響を工事前の状態を確認してはいますが、これは吹田市のルールに反しませんか？ 着工前の住宅調査をしていない工事の差し止めはできますか？</p>	<p>1. 開発審査室で許可をしているものはありません。今回の擁壁築造工事は、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」において、擁壁を築造するに当たり、関係各課での必要な手続を求める事前協議承認通知書を交付しているのみであり、工事施工の可否について判断しているものではありません。</p> <p>2. その通りです。「吹田市開発事業の手続等に関する条例」では、土地所有者の同意のみ求めています。また、開発事業の説明についても大規模開発事業に該当しないことから義務付けていません。しかし、工事着手前に周辺住民等に対して工事概要を周知するように注意喚起しています。</p> <p>3. 「吹田市開発事業の手続等に関する条例」では、工事の進め方等の基準はありません。住宅調査をしないことを理由とした工事の差し止めはできません。</p>	開発審査室	R4.5.24	R4.6.2
80	北千里駅のサイゼリア付近での喫煙について	<p>5月20日19時30分頃、北千里駅のサイゼリア近くのベンチがある広場(ディオス8番館とイオン、バス停などが見えるところ)で男が喫煙していた。また違法迷惑喫煙の発生である。ディオスの警備員の巡回の上、注意をお願いします。市内では最近違法喫煙がどんどん増えている。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の北千里駅周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.5.23	R4.6.3

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
81	スケボーパークの設置願い	<p>いま小学生の息子がスケボーにハマっています。しかしスケボーができる場所が、大阪府で見ると堺市より南に、気軽にスケボーができるスケボーパークが多くあります。私の住んでいる周りは万博や、吹田スタジアムと素晴らしい施設はあり、広いスペースはありますが、「スケートボード禁止」の看板が掲げられてるのがほとんどです。</p> <p>オリンピック効果もあって、スケボー人口は増えてますが、なかなか堂々とできる場所がないような気がします。</p> <p>子どもたちが楽しく遊べるスケボーパークを万博や、吹田スタジアム付近で設置していただけないでしょうか。</p> <p>まずはイベント的に一時的に設置して、参加状況を調査した上で、常設を考えてみていいのではないのでしょうか。</p>	<p>本市では、令和4年度から令和5年度の2か年で、市の今後のスポーツ施策及びスポーツ施設のあり方や方向性を示す「吹田市スポーツ推進計画(施設整備方針)」の策定に着手しております。</p> <p>同計画策定にあたり、スケートボードをはじめとする各種アーバンスポーツ等についても、市民アンケート等により実態の把握を行い、他市事例等も参考に今後のあり方や方向性の検討を進めてまいります。</p> <p>いただきました貴重なご意見は、今後のスポーツ施策の参考とさせていただきます。</p>	文化スポーツ推進室	R4.5.30	R4.6.7
82	国民健康保険料ご担当者への対応について	<p>3月下旬に吹田市に引っ越ししてきました。</p> <p>3月までは国保でしたが、4月から社会保険となり、国保の脱退手続きも4月12日に済ませました。</p> <p>しかし、その後、国保の納付書が届いて、脱退してるのにおかしいなと思い、電話で問い合わせをしたら、行き違いで手元の納付書を処分しても結構ですというご回答でした。</p> <p>しかし、後日また納付書が届いてしまっ、しかも督促料もついてしまいました。</p> <p>また電話で問い合わせをしたら、それは3月分なので納付の必要がある、それに転入の関係でこれまで通りの口座引き落としができないから納付書での納付となると言われました。</p> <p>なるほどと思い、保険料は払うべきだけど、督促料には納得できず、窓口まで行って納付書の再発行をお願いしたら、やはり督促料込みのものが作成されてしまい、そこで、「督促料についてなんですが、こちらの責任ではなく、実は」と事情説明しようとしたら、対応の職員さんが話しを聞こうとせず、「督促料なしだったら払えます？」と冷たく対応されました。</p> <p>最初の納付書が来た時点で市役所の確認不足だったのに、まるで滞納がこちらのミスみたいな。この件で何度も連絡せざるをえなく、無駄な時間も費やされましたが、謝りが一切ありませんでした。</p> <p>外国人の場合は日本人と違い、公共料金の滞納が信用に繋がり、ビザの更新やローン審査などと全部リンクしていて、審査が厳しい場合もあります。勝手に督促料がついてしまうと本当に困ります。</p> <p>今回の件は、勝手に督促料がついてしまうこと、窓口の職員さんの対応に不満がありました。今後は改善してほしいです。</p>	<p>この度は、最初にお電話をいただいた時の職員の確認不足により御迷惑をおかけし、また、窓口に来られた際にも職員からお詫びの言葉がなかったとのことであり、申し訳ございません。</p> <p>今回の件は、最初に電話対応した職員が、内容の正確な聞き取りと収納台帳の確認をしなかったことにより、回答を誤ったものです。</p> <p>今後につきましては、慎重に業務を行い、再発防止に努めてまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。御不明な点がございましたら下記まで御連絡ください。</p> <p>担当 国民健康保険課 収納グループ 電話06-6384-1240(直通)</p>	国民健康保険課	R4.6.6	R4.6.7

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
83	岸部中一丁目61番25の説明会未実施について	<p>岸部中一丁目61番25の大規模開発事業構想における説明会が未実施であるにも関わらず、市役所(開発審査室)は説明会等の説明報告書を受理しているのは、業者側に加担した不当な手続きだと思います。</p> <p>吹田市では大規模開発事業構想手続きの手引きP2では「関係住民の思いや意見を真摯に受け止め」と記載されています。住民の思いを真摯に受け止めて、以下について回答をお願いします。</p> <p>①P7において、「関係住民への説明については説明会により行ってください。」としています。業者側の回答では、「昨今の状況を踏まえ」としていますが、その理由で市役所が説明会未実施を認めた合理的な理由を説明してください。</p> <p>②コロナを理由にするなら、蔓延防止状況下でもなく、自粛制限もなく、マスク着用等通常の対応の説明会は可能な状況下で、コロナで説明会開催を制限する法的根拠を具体的に示してください。</p> <p>③P8では、個別に説明を行うのは、関係住民が極めて少ない場合としています。「昨今の状況を踏まえ」は個別に説明を行う場合の理由に該当しません。個別に説明を行う場合、「関係住民から説明会の開催の要望があったときには、説明会を開催するようにしてください。」としており、説明会を実施するよう業者に指導してください。この条例の趣旨は業者と住民の対話です。説明会の実施を市役所が指導できないのなら、この条例の存在意義がありません。</p> <p>④手続きは、「説明会等の開催」まで差し戻してください。説明会があってから意見書を提出させて貰わないと、住民側の意見提出機会が減り住民側が不利益となります。見解書に対する再意見書提出の締切日を保留するとともに、くれぐれも説明会のないまま、構想手続きの完了をしないようお願いします。</p> <p>⑤説明会等の説明報告書を受理したことについて、個別に説明を行ったという認識は業者側の一時的な判断であり、住民側は個別に説明を受けたと認識していません。虚偽の記載があったとして市役所側は何をもって住民側が説明を受けたと判断できるのでしょうか？個別に説明を受けたことを示す住民側のサインをするよう改善する必要があります。</p>	<p>①事業者向けに作成しています「大規模開発事業構想手続きの手引き」は、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」を施行してから行われました様々な開発事業の経験を踏まえ作成したものです。しかし、条例では説明会その他適切な方法でも行えることとしていることから、構想手続きに不備は、認められないと判断しています。</p> <p>②「大規模開発事業構想の手続きの手引き」では、説明方法について相談するようしており、事業者より個別説明で行う旨の相談を受けています。手引きの内容は、経験から関係住民に対して説明を行う場合、説明会による方が適切と考え記載しているものです。</p> <p>③これまでの経験から「大規模開発事業構想の手続きの手引き」で説明会の開催の要望があった場合、説明会の開催を求めています。また、事業者に説明会の開催の要請は行いましたが、事業者からは構想段階で説明できる内容が無く、建物詳細や工事方法など説明できる内容が決まってから説明会を開催すると聞いています。</p> <p>④「大規模開発事業構想手続きの手引き」に記載されたとおり行われていないことで条例の手続きが無効とは、判断していません。手引きでは、個別に説明を行った後、関係住民から要請があった場合の説明会の開催を求めています。内容としてはお願いであり、事業者に対して強制力はありません。</p> <p>⑤説明報告書は、事前に仮提出してもらい、関係住民への周知が行われていることを確認して受付をしています。説明を受けていないと申出があった場合は、事業者から聞き取り、報告書のとおりかの確認をしています。また、報告書の備考欄で議事録とは別に状況について記載するようにして確認を行っていますが、記載方法で対応できるのか、今後検討してまいります。</p>	開発審査室	R4.6.1	R4.6.8
84	生活保護	<p>就労意欲向上や自立をしやすいようにするためにも、生活保護の基礎控除額増額を求めます！</p>	<p>生活保護の基礎控除については、社会保障審議会の意見を踏まえ国において定められているため、市独自で控除額を増額することはできません。国(厚生労働省社会・援護局保護課)へ御要望いただきますようお願いいたします。</p>	生活福祉室	R4.6.6	R4.6.8
85	南海トラフ地震での津波の件	<p>南海トラフ地震で、もし仮にフィリピン沖合で、大地震があり、150mほどの津波が発生した場合、吹田市山田地域への影響は、どのくらい出るのでしょうか？ハザードマップで示されてる部分と考えていてよろしいのでしょうか。高台に逃げるといのが、どの辺りに逃げたら津波から命を守れるのか考えておきたくて、メールさせて頂きました。</p>	<p>地震による津波の影響は、発生する場所やエネルギーの大きさ、状況によって大きく変わるものです。平成25年10月に大阪府から公表されております、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定では、吹田市への津波浸水はなし、とされていることから、山田地域への津波の影響はないものと考えております。(下記大阪府のホームページを御参照ください。)</p> <p>大阪府／南海トラフ巨大地震 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/higai_soutei.html</p> <p>地震はいつ起こるかわかりません。南海トラフ巨大地震は津波による影響だけでなく地震の揺れによる影響も受けることとなります。御自宅にいる場合だけでなく、外出先でも起こる可能性がありますので、よく行かれる場所についても御確認いただき、災害への備えをお願いいたします。</p>	危機管理室	R4.5.27	R4.6.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
86	南千里駅広場で若者5、6人がたむろして喫煙していたことについて	<p>5月30日17時30分から18時30分頃にかけて南千里駅の駅前広場のスーパーSANKYO前の自転車通行禁止の通路で若者グループ2組が座り込んでたむろしており、そのうちの1グループの5、6人の若い男女がタバコを吸っていた。1人の若い男は上は黒、下は青いジーパンのような服装だった。</p> <p>10年以上前に北千里駅階段の下(現在はオアシスの下の100円ショップの前)で若者がたむろしていたり大音量で音楽を流しながら踊っていたりと迷惑行為をしていることがあったが最近ほとんど見かけなくなった。</p> <p>ついに南千里でも、このようなたむろ事案が発生してしまった。</p> <p>しかもたむろだけではなく条例違反の喫煙もしているし、この少年らはもしかすると未成年かもしれない。</p> <p>近隣施設トナリエやスーパーSANKYOの警備員や警察とも連携の上、このような者の注意、指導、排除をお願いします。</p> <p>また周辺には禁煙の張り紙、できればたむろや喫煙、飲酒等しないようスピーカーで放送もお願いします。</p> <p>たむろ行為を許すと社会秩序が維持できなくなりひいては北摂全体の治安に関わる大問題になるのでは放置は決してしないでください。</p> <p>今月は違法迷惑喫煙が私が見ただけでも10件近くと本当にひどい状況だ。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の南千里駅周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.5.31	R4.6.10
87	中学校運動場ナイター施設開放事業について	<p>佐井寺中学校の近隣住民ですが、ナイター施設開放事業を夜な夜な利用するサッカー集団が大声で叫んで騒ぐ声、ボールをボカボカ蹴る音、ホイッスル等の騒音に対するの苦情になります。</p> <p>サッカーが始まると上記騒音が響き渡り、近隣住民は常に窓を閉め切った生活を強いられることとなります。市が何をもって住宅の真ん前の学校施設で夜遅くまでボールを蹴とばして騒ぐことに対するの支援を行っているのか、正直理解に苦しみます。長時間の照明設備の利用についても、目に眩しく眺望も壊され不愉快以外ありません。事業の開始にあたり、近隣住民への配慮について何も検討されなかったと想像します。</p> <p>当該事業が、近隣住民の生活環境にかなりの影響を与えていることをご理解いただきたく思います。</p> <p>実態調査を行い、利用者への注意喚起にとどまらず、改善に向けて一歩踏み込んだ対策を実施し結果を出していただける事を切に願います。</p>	<p>中学校運動場ナイター利用時の、集団による大声やホイッスルなどについて、利用団体には、運営委員会を通じ注意を行いました。</p> <p>また、ナイター照明については、老朽化もあり光量を調整するためのルーバー(鉄の板)の落下事故により、一部取り外すなどしております。</p> <p>佐井寺中学校は今年度に照明工事を予定しており、照明器具の向き等により照度の調整することで、学校外への漏れ光を抑制してまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R4.5.30	R4.6.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
88	「健康増進法違反3件」	<p>以前通報した吹田市〇〇のヘアサロンの店内に相変らず灰皿が設置されています(写真参照)。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。</p> <p>ららぽーとEXPOCITY 吹田市千里万博公園2-1の屋内には喫煙専用室が設置されていますが、ららぽーとEXPOCITYの出入口には喫煙専用室設置施設標識が掲示されてませんでした。掲示するよう指導して下さい。</p> <p>過去に何度も同様の指摘をしているが、関西大学千里山キャンパスの第2実験棟の南側出入口の手前、向かって左の白いテーブルの下や周囲にタバコの吸い殻が複数落ちていた。ここで常習的に喫煙する者がいるようだ。健康増進法29条違反なので取締って欲しい。</p> <p>それと中央体育館横の受動喫煙所を囲うように新たに柵が設けられたがタバコの煙を素通しにするものなので、かえって周囲への受動喫煙を促進している。そもそもこの受動喫煙所は特定屋外喫煙場所の要件を満たしていない。</p> <p>2021年2月26日に関西大学学長室学長課長は、同所について「人の往来はあるところである。」と回答している。したがって、撤去を指導すべきである。同課長の「今すぐに行くと、学外で喫煙する人が増え、近隣住民へ受動喫煙をさせてしまうことになる」との主張は違法性の有無とは何ら関係ない。</p> <p>世界禁煙デー・禁煙週間・スモークフリーについての街頭啓発を関西大学正門で行う予定とのことだが、この受動喫煙所で行うべきだ。</p> <p>※写真については公表していません。</p>	<p>1.ヘアサロンについて 現地を訪問し、管理権原者に対して現在の状況は健康増進法に違反しており、ただちに喫煙器具の撤去が必要である旨について改めて指導を行いました。 本件については、管理権原者による今後の対応を注視し、是正がなされない場合には、同法の規定に基づき、必要な措置をとってまいります。</p> <p>2.ららぽーとEXPOCITY 吹田市千里万博公園について 管理権原者に確認を行いましたところ、喫煙専用室設置施設等標識については店舗の主たる出入口の付近に掲示を行っているものの、喫煙専用室標識については掲示がはがれている場所があったとのことでしたので、速やかに掲示を行うよう指導し、ただちに是正した旨の報告を得ています。</p> <p>3.関西大学について 管理権原者への聞き取りを行ったところ、御指摘の第2実験棟付近については、平素より職員による見回りを行っているとのことですが、御指摘の事案について職員内で周知し、見回りいただくよう改めて依頼をいたしました。</p> <p>また、中央体育館横の屋外喫煙所については、特定屋外喫煙場所の設置場所となる「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」については、施設の状況に応じて、各管理権原者が望まない受動喫煙を防止するという観点から判断するとされています(厚生労働省「改正健康増進法の施行に関するQ&A」)。</p> <p>管理権原者に確認したところ、御指摘の屋外喫煙所は、見通しが良く幅の広い道に設置されており、施設間の移動の動線から外れていること等を総合的に勘案したうえで、望まない受動喫煙を防止できると判断し、設置しているとのことでした。</p> <p>また、5月31日に実施した、世界禁煙デー・禁煙週間・スモークフリーについての街頭啓発に関しましては、厚生労働省が定める令和4年度の禁煙週間のテーマが「たばこの健康影響を知らう！～若者への健康影響について～」であり、非喫煙者の学生に対して今後も喫煙をしないよう呼びかけることや、喫煙者だけでなく多くの方に禁煙週間やスモークフリーの取組について周知することを目的としていたことから、通行する学生の多い正門で実施をいたしました。</p>	健康まちづくり室	R4.5.30	R4.6.13
89	JR岸辺駅北口における条例違反の喫煙について	<p>JR岸辺駅の北口での条例違反の喫煙が一向になくならない。 線路沿いの道で喫煙する者がいたり、吸い殻が投棄されていた(写真参照)。 跨線橋の下、造花を植えたプランターで塞いで入れないようにした部分にも吸い殻が不法投棄されていた。</p> <p>これらは廃棄物処理法違反という犯罪なので、福岡県警が摘発したように、警察と連携して取締って欲しい。</p> <p>たばこポイ捨て“執念の捜査” 実態記録1年、張り込み…門司の74歳、摘発に貢献</p> <p>※写真については公表していません。</p>	<p>本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きタバコを禁止しております。</p> <p>また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域(阪急吹田駅周辺など市内9か所)を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。</p> <p>いただいた内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。御連絡ありがとうございました。</p>	環境政策室	R4.5.30	R4.6.13
90	北千里駅周辺での喫煙について	<p>5月30日19時15分頃、北千里駅の2番ロータリー(ミニミニのあたり)で30代くらいのサラリーマン風の男がアイコスのようなものを吸っていた。 当該男が手にアイコスのようなものを持ちながら電話しており(私が1回だけ吸うのを確認)その後私が手の方を凝視すると男はしまったと思ったのか手をポケットに隠した。 今月は違法迷惑喫煙が私が見ただけでも10件近くと本当にひどい状況だ。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の北千里駅周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.5.31	R4.6.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
91	〇〇様 教育センターのセクシャルハラスメント相談窓口について	<p>平素は子どもたちのためにご尽力くださり有り難うございます。 先日、2年前の教育センターの相談窓口への相談内容がきちんと受け止めていただけていないことが判明しました。 こちらとしては、藁をすすがる思いで相談をしておりましたので、被害の相談として計上されていなかった事実を知り、落胆いたしました。 どのように相談をすればしっかりと計上していただけるのか、ご教示いただけますと幸いです。 二度とこのようなことがないようにしていただきたいです。</p>	<p>相談統計の件数については、心理の専門家である教育相談員が、相談者から聞き取った内容をもとに項目を分類し書類を作成する仕組みとなっております。 2年前の電話相談につきましては、学校の対応に関することが主であったため、電話を受けた教育相談員が「教職員との関係」に計上しております。</p>	教育センター	R4.6.7	R4.6.13
92	府営住宅居住者と思われる人が犬を飼っていることについて	<p>6月12日18時10分頃、藤白台の府営住宅1棟2階の通路から写真の中年女性が犬を連れて出てきました。(写真は後日添付) その人は左折して府営5棟方面へ。おそらくこの辺の府営の住人でしょう。 府営住宅では犬、猫を連れて歩くことは禁止されています。 飼うならインコとか金魚にすれば堂々と飼えるのに(鳥などについては飼育可であることを管理センターに確認済です)。 私の住んでいる棟でも猫を連れて中年男性や犬を連れて若い女性を見ます。 犬、猫の飼育をしないよう徹底をお願いします。 ※写真については公表しておりません。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.6.13	R4.6.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
93	<p>続2・固定資産税額が増額になっているが、同封の令和4年度お知らせ内容と整合性が有りません。</p>	<p>1) 5月27日の回答には、「よくある質問に掲出しました」⇒「土地において、“価格は上がっていないのに”税額が上がったのですが、なぜでしょうか」を追記。 ⇒私の場合は、固定課税標準額が増加していますので(税率は昨年と同じ)、税額が増加しており、“よくある質問”とは合致しません。 令和4年度のお知らせには、「令和3年度に評価替えを行いましたので、令和4年度の価格はそのまま据え置かれます。」の表記。増額についての説明文は全く有りません。 ⇒お知らせの内容は正しいのか？、or 間違っているのか？、or 税額の計算方法が間違っているのか？</p> <p>2) 吹田市内には、増額になっている方が他にも居られる事から、納税者に対しての説明・周知が必要と思います。</p> <p>3) 家屋の固定資産税についての市回答は、理解できました。 有難うございました。 ※写真については公表しておりません。</p>	<p>住宅用地における固定資産税(土地)の税額算定の手順について、改めて御説明させていただきます。 以下、1から3の手順で税額が決定されます。 1 価格を決定 路線価×補正率×加算率×地積(㎡)＝価格 ※土地の固定資産税価格は、対象となる土地が接する街路の路線価を基にして、その土地の状況(形状や面積など)に応じて求められます。 2 課税標準額を算定 (1) 住宅用地に対する課税標準の特例 住宅用地はその面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて、それぞれの広さ分の価格に下表の割合を乗じて課税標準額を求める特例措置が適用されます。 ※令和4年度お知らせの「11 住宅用地等の特例措置」に記載しております。 固定資産税 都市計画税 小規模住宅用地 (1戸当たり200㎡まで) 価格×1/6 価格×1/3 一般住宅用地 (小規模住宅用地以外) 価格×1/3 価格×2/3 (2) 負担調整措置 納税者の税負担については、価格の変動に連動した急激な変化が生じないように負担調整措置が講じられています。 ※令和4年度お知らせの「12 土地の負担調整措置」に記載しておりますとおり、価格×住宅用地の特例率と前年度課税標準額から負担水準を計算し、3ページの右表に当てはめて、固定資産税の課税標準額及び都市計画税の課税標準額を算出します。 3 税額を算定 固定資産税の課税標準額×税率1.4%＝固定資産税額 都市計画税の課税標準額×税率0.3%＝都市計画税額</p> <p>1) 上記の1から3の段階を経て税額が算定されることから、1の価格に変動が無くても、2(2)で課税標準額が増えることがあるため、3で前年度に比べて税額が高くなるケースがあります。 2) ホームページについては、納税者の皆さまによりわかりやすい説明とするため、「土地において、価格は上がっていないのに、課税標準額及び税額が上がったのは、なぜでしょうか。」に変更しました。 令和4年度のお知らせについては、誤りはございませんが、上記1から3の手順を進めていくと、負担調整措置により、令和4年度について課税標準額及び税額が上昇する土地があります。お知らせに「課税標準額及び税額が上昇する土地がある」という文言の記載があれば、納税者の皆さまにとって、よりわかりやすくなりましたところ、不足した説明でした。お詫び申し上げます。今後、納税者の皆さまの立場にたった内容となるよう努めてまいります。 3) 課税標準額及び税額が上昇する土地かどうかは、個々の土地の負担調整措置によるため、課税標準額及び税額が上昇する土地、据置きとなる土地など様々ございます。納税者の皆さまからお問い合わせをいただいた際に、個別に御説明をさせていただいております。</p>	資産税課	R4.5.31	R4.6.14
94	<p>「南吹田3丁目における不発弾発見について」のサイトへの要望</p>	<p>お忙しいとは思いますが市民に的確な情報提供を望みます。 1) タイトル名の内容が市HPに6月9日に掲出されました(6月9日更新)が、6月6日にも掲出されています。傍記として「NEW」の文字が有り、新規の「NEW」では無く傍記を「継続」または「再掲」などに願います。 ⇒添付画像-1 2) また、内容を見ると、6月9日に更新となっていますが、6月6日の内容と同じように思えます。変更点があれば、サイトの冒頭に概略を表記して頂ければ分かり易いです。現状では、変更点の有無が分かりません。 ⇒添付画像-2 3) 「Q&A」のタイトル名を「概要。Q&A」にされた方が関係者の方には、情報が的確に伝わりやすいと思います。 4) 「Q&A」の最終頁の「公共インフラ」の項には水道のみの記載ですが、電気・通信・ガスなどの企業との協議はされていますでしょうか？。当日の通行規制についての情報提供も含めて。 ※万が一の場合の事を考えた時、電気の元スイッチやガスの元栓の操作の必要の有無の記載が有りません。 5) 通行車両に対する、爆弾処理の当日の交通規制の事前予告看板の設置が必要かと思えます。 ※写真については公表しておりません。</p>	<p>1) サイト内ページを更新した場合、新着コメントに「NEW」と表示されるのは、本市ホームページ全体の仕様となっており、変更できませんが、今後、内容の更新であることがわかるよう、タイトルを工夫するようにいたします。 2) 6月9日の更新は、不発弾処理に関するコールセンターの FAX番号の追加記載でした。今後、変更点がわかるようページ上部に「新着情報」として記載するようにいたします。 3) より市民にわかりやすいよう「よくある質問」に変更しました。 4) 関連する公共インフラについては、協議を重ねております。避難の際の電気・ガス等の取り扱い・注意事項については、処理日が近づきましたら避難区域内の市民の皆さまへお知らせいたします。また、当日の通行規制等も現在協議中です。こちらについても決まり次第、市報やホームページ等で広くお知らせいたします。 5) 現在、設置に向けて手続きを進めております。</p>	危機管理室	R4.6.10	R4.6.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
95	問い合わせの回答が遅すぎる件	5月24日に受け付けました、とメールがあった質問に対して6月14日の今も回答が無い。遅すぎないだろうか。	令和4年(2022年)5月24日付けで受付いたしましたメールにつきましては、ただいま回答に向けて準備を進めております。 本来、原則の回答期限としている2週間後(今回は6月7日)に回答できない場合には御連絡を差し上げるべきところ、失念してしまい申し訳ございませんでした。 また、回答までお時間がかかっておりますことを重ねてお詫び申し上げます。 明日(6月15日)には回答させていただけるかと考えておりますが、現在議会中のため、決裁に時間を要する場合があります、もう少しお時間をいただくことがございます。 大変申し訳ございませんが、どうぞ御承いただきますようお願い申し上げます。	市民総務室	R4.6.14	R4.6.14
96	学校規模適正化、素案、時期一時白紙について。後藤市長のツイッターについて。	学校規模適正化の2時間余りの説明会に参加し、アンケートにも時間をかけて回答した者だが、素案も時期も白紙とはどういうことなのか。あの出席した保護者の時間、教育委員会の人員のコストはどうなるのか。さらに市が認めない吹田市長後藤圭二氏がツイッターに「厳しく抗議」した旨などを綴っているが市長の抗議で白紙になったということなのか。市民に誤解を与えかねない無責任な投稿は後藤市長本人のものなのか。あのアカウントは吹田市として放置すべきではないと思う。	まず、学校規模適正化に係るスケジュール等が白紙になった経緯についてですが、これまで実施した説明会等の中で保護者や地域の方たちに不安と混乱を与え、その中で厳しい御意見をいただきました。また、市長からも「校区の問題については地域の方々から理解が得られてない中でスケジュールありきで案を示して進めていくのは拙速だ」と指摘を受け、教育委員会として、これらのことを重く受け止め、スケジュール等の見直しをさせていただいたところです。 引き続き学校規模適正化についての取組は進めるものですが、今以上に説明や周知を丁寧に進め、できる限り保護者や地域の方たちからの理解を得られるようにするべきと考えております。 御協力をいただきましたアンケートにつきましては、現時点で公開の予定はございませんが、今後の取組に活用させていただきます。 (担当:教育未来創生室) 今回、校区変更について直接影響を受ける児童生徒、その保護者にとどまらず、地域にもその影響があるということに対し、配慮が不足していたという認識から、教育委員会に対し善処するよう求めたものです。市長のSNSについては、その内容を市長個人としてお伝えしたものでございます。 (担当:秘書課)	秘書課、教育未来創生室	R4.5.24	R4.6.15

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
97	吹田市から業務委託を受ける間は利害関係者から仕事を受けないことを要望します。	<p>今回、道路を寄付する際に吹田市が委託業務を発注している〇〇の〇〇さんより、〇〇の〇〇から吹田市の寄付行為がなくなった。</p> <p>吹田市の道路室の〇〇さんからも同様の説明行為を受けていたにもかかわらず、結果的には吹田市に道路寄付が行われて、我が家の庭に雨水が流れる仕事を吹田市さんの委託会社が行った。</p> <p>今後は、吹田市が委託業務を行って測量業務を行う間、相手依頼者からお金をもらって測量業務を行わない仕組みづくりを要望します。</p> <p>吹田市から、法務局からの要請で境界確定を行うといわれると、一般市民はわかりません。</p> <p>今回、分筆作業を行うにあたり、不当に戸籍を不動産会社が手にいれて、それを道路寄付に導いたことは問題すべき重要な事案と思います。</p> <p>個人情報をも目的外利用を行った行為であり犯罪行為です。</p> <p>正しい業務委託の制度づくりをお願いします。よろしく願います。</p>	<p>本市の職員は、本市が発注した業務が終わった旨を申し上げたものであることを再度お伝えいたします。ご要望の業務委託の制度づくりに関しまして、本市が民間企業の事業に関する私的な契約を制限する仕組みをつくることは、非常に難しいと考えております。引き続き、本市が発注する委託業務の受注者には、関係法規の遵守に努めるよう、指導徹底してまいります。</p>	道路室	R4.6.2	R4.6.16
98	学校規模適正化に係るスケジュール等の見直しに至った過程を発表して下さい	<p>今日教育委員会より5月31日付けの文書が配られましたが説明会に参加した者として白紙になった経緯が不明瞭すぎだと思います。会場となった小学校校長もブログで「教育委員会に押しつけがましいところはなかった。」と記述し出席した私も「大変厳しい意見」と今日配られた文書にあるような意見ばかりだったとは思いません。建設的に子供のためにどうすべきかの案が現実的なのか、むしろ教育委員会を労う声すらありました。保護者を集め長い説明会を開き白紙に戻すならアンケートによりどれだけの保護者が反対したのか、各校で結果を明らかにして頂かないと来年の市長選挙の後藤市長の得票かせぎのために保護者も教育委員会も利用されたような気がします。市長の申し入れも白紙にした要因のように今日の文書に書かれていましたし。アンケートの結果を公表し、なぜ白紙撤回に至ったのか明白にお示下さい。</p>	<p>昨日の回答と重複しますが、学校規模適正化に係るスケジュール等が白紙になった経緯としましては、これまで実施した説明会等の中で保護者や地域の方たちに不安と混乱を与え、その中で厳しい御意見を多数いただいたこと、また、市長からも「校区の問題については地域の方々から理解が得られてない中でスケジュールありきで案を示して進めていくのは拙速だ」と指摘を受けたことを教育委員会として重く受け止め、今回の判断に至ったものでございます。</p> <p>また、アンケート結果の公表につきましては、現時点で公開の予定はございません。</p>	教育未来創生室	R4.6.1	R4.6.16
99	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>6月3日午後0時頃、北千里駅の東第一自転車駐車場(駅前の降車専用バス停がある道路と府道119号の交差点にある自転車駐車場)から右折して公社1棟、ピアノ池方面に向かう道で上は薄いグレー、下はグレーでベレー帽のようなものをかぶり杖をついた高齢の男が歩きタバコをしていた。</p> <p>前に車いすの高齢女がおり、その女にペースを合わせていたところからこの男の連れ(夫婦か?)と思われる。</p> <p>当方歩行中だったため証拠写真および動画撮影を行った。</p> <p>これだけの違法喫煙が横行していて逐一通報しているが、市側もあまりの多さに私の妄想だと思っているだろうから今回証拠が押さえられて良かったと思っている。</p> <p>市職員や有志の巡回の上、注意をお願いします。また市内全域で歩きタバコが禁止であることをもって周知ください。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.6.3	R4.6.17

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
100	北千里駅周辺のバイク運転中の喫煙について	6月3日14時頃、藤白台のピアノ池付近の樺橋の市道上で原付に乗っていた女が停車中にタバコを吸っていた。 ナンバーは〇〇 条例違反と道交法違反のダブルでの法律違反であり大変腹立たしい。 なぜなら原付はすぐ動ける状態であり走行中とみなされるからだ。 市職員、有志の巡回の上注意、指導をお願いします。 また道交法違反であるので警察に情報提供をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.6.6	R4.6.17
101	豊一市民センターの対応	吹田市垂水町にある豊一市民センター駐輪場にてポスト投函用にバイクを停車させたところ、いきなり、いつも停めてるやろ、利用者ですか？ と言われる。いつもの概念がわからないし、悪質な駐車をしたからナンバーを控え、貼り紙をするなど段階的な対応もなく突発的に口頭で理不尽な注意を受けた為、豊一市民センターに報告。回答をメールで欲しいとアドレスをお伝えするも、回答なし。8時間経過しこちらから電話をしたところメールでの回答が出来ない責任者は帰ったと言われる。 電話番号を聞かれていないのにメールで回答出来ないとメールにて回答も出来ないのは何故か、電話回答拒否のため責任者様のメルアドを教えてくださいとお伝えすると、僕は知らないです。の一点張り。僕は知らないです、ではなくお伝え出来ないと答えるべきだし、責任者の帰宅という部分も納得がいかない。 この対応原因と改善点回答ください。	この度〇〇様には、豊一市民センタースタッフが不快な思いさせてしまい、また、施設責任者からの連絡につきましても早急な対応が出来ず誠に申し訳ございませんでした。 市民センターの管理・運営につきましては、指定管理者に委託しております。 市としまして、今回の〇〇様に対する施設駐輪場内での対応につきましては、指定管理先に対して事実確認を行うとともに、今後の対策について申し入れを行ったところ、指定管理者より原因と今後の改善点につきまして以下の報告がありました。 『本件につきましては、十分な確認もなくお声がけをしたこと、また、失礼と捉えられる話し方であった点につきましては、事実確認などを十分に行ったうえで、対応いたします。 今後、施設利用以外の駐輪等を確認した場合は、あらかじめ張り紙等で注意喚起を行います。 利用者・未利用者に関わらず、丁寧な話し方を徹底し、頂きましたご意見につきましては、事実確認で時間を要する場合には、あらかじめ連絡を行い、御了承いただいたうえで迅速に対応いたします。』 今後も施設利用の皆様には安心して来館していただけますよう適切な管理に努めてまいります。	市民自治推進室	R4.6.13	R4.6.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
102	古江公園で高齢者がゲートボールをして占領していることについて	<p>この前吹田市は苦情が出ていないから他から利用申し出が出た場合は中止すると言っていました。証拠出しました。</p> <p>この前古江公園で市内の保育園幼稚園の子供が15人ほど公園で遊んでいましたが、例のゲートボールの老人が占領していたため、横の草むらで遊ばせていました。これは占領が行われていた決定的な証拠です。</p> <p>ゲートボールの老人側は園側が利用したいと言っただけでなく、こんなもん理由になりません。占領する側の単なる言い訳です。</p> <p>子供ですから当然いろんなところで遊びたいでしょう。だから公園に来ているのです。見たところ3歳児くらいなので妻の産は危ないし、草むらか砂のあるところではか遊べないでしょう。私もゲームセンターで筐体を占領している者とトラブルになったことがあります。その時の意見も同様でした。</p> <p>つまり誰かが代われと言っただけでなく、文句が出なければと返さないのです。そして代わるように言うとは嘘になります。</p> <p>普通は占領して利用したくても、占領する奴は頭のおかしな人ですから普通は関わってトラブルになるのを恐れて注意なんてしません。</p> <p>普通は後ろで座って待っている人がいれば数回遊んだら何も言わずに退くのがマナーです。注意ではなく利用の申し出だと思われませんが、こういう輩は言われること自体が注意、喧嘩を売ったとみなします。現に私もそれでゲーセンで喧嘩になって警察沙汰になりました。</p> <p>特に園側は幼児を連れていて相手が老人と言えども多数いるので方が一、園児に危害を加えられれば責任を取るは園側です。</p> <p>もちろんそうならば保護者から監督責任問題でも、園児がケガでもすれば裁判に発展するでしょうから保育士はトラブルを避け、何も言わないのが当たり前です。市側がこんなこともわからないのです。電車で通るときに団体がいなくて見ましたがついに団体が横で利用できずにいるのを見ました。</p> <p>当然、老人側が半分使わせていけばこのような事案にはならなかったでしょう。例の団体は一面全部使っていました。これでわかりましたね。多数で占領して文句が言えないようにして好き勝手にしていたことが。まあ時間帯も平日の朝で多数人があまり利用する時間ではないし、夕方みたいにバイクで乗り付けるヤンキーもいないですからね、そういうところはちゃんと徹底しているところがさすがです。夕方だとバドミントンやらやっているのを見ますが全部占領しているのなんて見たことがない。こんな論外だ。</p> <p>誰からも文句が出なければ(極論ヤクザみたいな奴が多数で占領して誰からも文句出なかったら)って言うようなもの。普通は注意しない</p> <p>何をやってもいい、こんな自由の国アメリカですらありません。</p> <p>この団体の一面全体の占領禁止をお願いします。利用させるなら半分以上でしそれが守れないなら利用禁止にする。</p>	<p>ゲートボールをしていた方々や、近隣の保育園には声をかけさせていただき、お互いに気持ちよく利用できるよう、調整を図らせていただきました。</p>	公園みどり室	R4.6.10	R4.6.21
103	資源ごみの持ち去りについて	<p>こここのところ空き缶の持ち去りが酷い。自転車を集めた物を後で車で積み替えたりもしている。そもそも市の財源になる資源ゴミなので、生活困窮だとか私には関係ない。明らかに中国人だし、注意しても逆ギレするし、我慢も限界です。市で対応出来ないなら出来ないで回答を下さい。それなら今後警察に相談します。私が出したゴミは吹田市に移譲するものであって、それ以外の者による持ち去りは窃盗として被害届けをあげるつもりです。宜しくお願いします。</p>	<p>御指摘の件ですが、空き缶を始めとする資源物の持ち去り行為は、騒音問題、ごみのまき散らし、住宅地を急スピードで走行することによる危険運転など、市民の生活環境の悪化に加え市の収入減少に繋がるなど、多くの問題を抱えています。</p> <p>また、資源ごみの持ち去りにより、市がごみの適正処理を行うことを前提として分別やりサイクルに取り組みされてきた市民との信頼関係を損なうと考えております。</p> <p>本市では、平成31年4月1日から資源物の持ち去り行為を条例で禁止し、早朝を中心としたパトロールを行うことで抑止に努めていますが、アルミを始めとする資源価格の高騰の影響もあり、最近では、持ち去り行為は、増加の傾向です。</p> <p>引き続き、市民の方からいただいた情報や吹田警察署とも連携した対策を取ることで、これまで以上に効果的な対策を実施したいと考えておりますので、差支えがなければ、持ち去り行為の詳しい状況を教えていただければ幸いです。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本市では、行為者の事情にかかわらず、すべてを規制の対象としています。</p> <p>また、ごみとして排出された資源物は、市が回収するまでは無主物にあたるため、警察は窃盗として対応することができないと認識しております。</p>	事業課	R4.6.16	R4.6.21

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
104	歩道の植栽伐採について	先週マンション横の歩道の植え込みを伐採してもらいましたが、植栽周りの雑草がほとんど刈られていません。イネ科やヨモギが伸びきって歩道に張り出して邪魔なものがそのままになっています。 業者にどういう依頼をしたのでしょうか？ 歩道の邪魔にならないよう、景観が保たれるように整理してくれるようにお願いしたいです。 プロの植木屋が作業しているのなら刈るべき雑草は分かるはずですが、今回の業者は雑だと感じています。	剪定と除草の時期が違うため雑草が残った状態になっています。剪定は6月頃、除草は7月頃に入ります。除草を早くしてしまうと梅雨の時期にすぐ伸びてしまうので時期を見ながら除草をしています。御迷惑をおかけしていますが、御理解のほどよろしくお願いたします。	道路室	R4.6.20	R4.6.21
105	市民講座に関する意見	「リスペクト トレーニング」を多くの市民が体験できるよう、市民講座として開催する事を検討して下さい。	吹田市の地区公民館では主催講座については、各地区公民館の企画運営委員で企画運営をしております。 「リスペクト・トレーニング」の講座につきましては、まなびの支援課より各地区公民館企画運営委員へ情報を提供し、講座の一つとして開催を検討して頂きます。	まなびの支援課	R4.6.16	R4.6.22
106	北千里駅周辺での違法喫煙について	6月8日10時15分頃、藤白台のピアノ池近くの樺橋(けやきばし)で高齢の男2人がたむろしてタバコを吸っていた。 一人は上下グレーっぽい服着用。 腹立たしいのはこの前吹田市に要望して貼ってもらった張り紙の前で堂々と吸っていることだ。張り紙が見えるように座っているのに吸ってるなんてありえない。吹田市のモラルがどんどん落ちている。 市職員や有志の巡回の上、注意お願いします。 またあのような張り紙では効果がないので近隣から苦情が出ている旨の張り紙を北千里駅周辺(駅からピアノ池に向かう道、府営1棟、5棟付近、5棟から3棟集会所に向かう道、府営3棟集会所付近、府営3棟)全体に貼っていただきますようお願いいたします。 回答については決まり文句の「御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。」という文句はいりません。 もっと市側で考えて回答ください。例えば、苦情が出ている旨の張り紙を貼りま すとか。 税金で働いているのにほぼコピペ回答なんてロボットでもできる。 そんなのいないのと同じだ。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、文言の異なる啓発看板の張替えを検討いたします。	環境政策室	R4.6.10	R4.6.23

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
107	末広公園野球宴会	<p>数年前、娘一家が公園近くに引っ越して来ました、当時4才だった。孫娘と三輪車で土日に公園に行くと、少年野球の団体がテントをグラウンドに張り、グラウンドを半分独占してバットを振り回していました。警官に出動して戴きその後コロナ禍で二三年現れませんでした、世の中旅行もスポーツも規制緩和に成った途端現れました。多分練習再開に向けた話し合いだと思いますが、白昼児童公園にテントを張り設営大勢で酒盛り。多勢に一人では自信がないので吹田警察に応援をお願いしました。びっくりしたのは彼等が設営したテントテーブル等々を公園横の物置に収納して帰ったことです。収納庫には自治会の名前が明記されています。ふざけるな！！公園のゴミ箱に生ゴミ、不要になった生活用品、古着、古新聞、アダルト雑誌を捨てるのは善良な市民でしょうか？青少年にスポーツを教えるならば勝ち負けよりスポーツの楽しさルールを教えるべきだとも思います。フルマラソン完走憶えていません。四万十ウルトラ×4 サロマ、飛騨高山、白山白川郷、八ヶ岳野辺山、完走、目標80才で高知龍馬マラソン完走是非ルールを守って少年少女にスポーツの楽しさを教えてあげてください。</p>	<p>団体には、他の公園利用者や近隣の迷惑とならないように、公園でのルールについて指導させていただきます。</p>	公園みどり室	R4.6.13	R4.6.23
108	ピアノ池に並行する道路がガタガタです。	<p>いつもお世話になっています。数年前からピアノ池に並行する道路(府営5棟が右側に見える道で一時停止のあるところ)の左側がガタガタで二輪で通るときに振動がすごいのですが、補修工事とかしないのでしょうか？特に下りだと左側に路駐があるとそのガタガタ道を通らざるを得ないスピードも出ているので余計振動が来ますし車体にも悪いと思います。</p>	<p>当該道路のピアノ池・藤白公園側において、水道部による管工事が予定されており、令和5年度に工事を行い、令和6年度に舗装を本復旧する予定となっております。なお、舗装が一部めくれているといった応急的な補修につきましては随時道路室にて行ってまいります。</p>	道路室	R4.6.10	R4.6.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
109	藤白台3丁目の府営住宅跡地のマンション建設反対	<p>府営住宅3棟に住んでいる者だが、最近近くの府営住宅(B18~20棟あたり)を取り壊してマンションにするという説明会資料が来ました。何か便利な施設でも作ればいいのにマンションなんて作って何がしたいのか。これ以上人口を増やして頭のおかしな人を入れないでほしい。不審者も増えてきてる私が学生の頃は不審者と言えは露出狂くらいだった。今では公園でも物騒なので親が同伴して遊んでいる。私が子供の頃は親同伴なんてありえなかった。(そんなことすれば馬鹿にされ笑われたもので誰もしていなかった)</p> <p>提言であるが、マンション建設は中止し複合公共施設(朝活のために早期6時から7時から勉強できる学習センター、カフェ、レストランを併設。まず、市内の図書館ではなぜか勉強禁止なので大人も無料で勉強できるスペースを作るのがいいと思う。一部は会話しながら勉強できるスペースとか、営利目的で授業やセミナーができる無料会議室(時間貸し)とか休憩にカフェやレストランもあったほうがいい。また、最近世界では国際化が進んでいるので施設を2棟建てて1棟は学習センターやカフェ、もう1棟は巨大ショッピングセンター、ただし日本語禁止にするのも面白いかもしれない。こうすることで気軽に海外感を味わえる。スタッフは外国人(白人7割、黒人1割、アジア系移民2割)を雇えばいいと思う。外国人の雇用にもなる。隣の学習センターで英会話の勉強してショッピングセンター行って英語通じるか試すのも面白いと思う。できれば日本に来て間がない人がいい。日本人の英語に慣れた英語講師でなく(英語講師なら日本人の発音の癖を知って簡単に通じってしまうのでダメ。ニューヨークくらい通じにくいのが理想。そうすれば海外行って通じなかったって落胆する必要はない)コンビニとかで普通に働いている外国人を高い時給(1500円とか)で雇えば働きに来ると思う。おそらくこれが実現すれば全国ニュースになって吹田市がすごく活性化すると思う。マンション作りましたじゃ話題性もないし最悪だ。</p> <p>建物は欧米風にしてほしい。商品も輸入品などを中心に入れば海外に買い物に来た感じが良く出ると思う。日本語禁止のショッピングセンターにはレストランも何か所か併設してもちろんメニューも全部英語に。3年前にニューヨークに行ってきたが現地の人との交流は本当に楽しかった。日本には英語を勉強しても使う場が少なすぎる。英語を公用語にしてしまえばいいが、そんなことはどこかの国と戦争でもして敗戦国植民地にでもならないと実現しないから現実的ではない。そこでこのような施設を作ったらどうかという発想に至った。こんな広い敷地(6000平米)をマンションにしてしまうのはあまりにもったいない。まだ説明会の段階だ、中止してもっと市民のためになる施設を作ってほしい。マンションなんて一番いらない。吹田は魅力的な街なので勝手に人口は増える。今はむやみに人口を増やすのではなく既存の住民が住みよい吹田を作りたいと思う。</p>	<p>①マンション建設の許可等について 当マンション計画は、同じ用途の建築物への建替えであり、事業者が用途地域等や周辺環境と調和した計画をされていると考えています。吹田市の権限でマンション計画を中止させることはできません。また、計画にあたっては、現在「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づき、構想段階の手続きが行われています。この手続きでは、事業者から関係住民に対して早期の情報提供を行い、その後の意見書、見解書等の手続きによって、関係住民の意見が事業計画に反映されるなど、より周辺環境に調和した事業計画となることを期待しています。(担当:開発審査室)</p> <p>②大人も無料で勉強等ができるスペースの確保について 個人が勉強できるスペースではありませんが、地域住民の生涯学習の場として公民館が市内に29館あり、地域住民の学習ニーズに対応した様々な講座を行っております。お住まいの地域では、北千里地区公民館がございますので御活用ください。(担当:まなびの支援課)</p> <p>③図書館での勉強について 図書館の閲覧室につきましては、席数に限りがあるため、図書館資料を利用しての読書や調べ物に限らせていただいております。中央図書館には自習室がございますので、御利用ください。(担当:中央図書館)</p> <p>④府営住宅跡地に巨大ショッピングセンターを建設することについて 大規模ショッピングモールなどの大型商業施設につきましては、大規模小売店立地法や用途地域における建築物の用途制限など、設置にあたって調整が必要となりますので、今後そのような調整が必要となりましたら、商業活性化の観点から対応してまいります。(担当:地域経済振興室)</p>	地域経済振興室、開発審査室、まなびの支援課、中央図書館	R4.6.10	R4.6.24
110	就学前児童に5万円給付金の件	<p>吹田市が就学前児童に5万円給付を7月にするという報道を見ましたがそれならば前回国の18歳以下10万円給付で対象外になった子供にあと5万円を先に配るべきではないですか？貰える就学前児童はあの時10万円もらってれば15万円、所得制限にかかった18歳以下は5万円のみ。市内の子供の不公平が広がっているだけでは。そもそも就学前児童より塾に通ってる中学生や私立高校に通う高校生がいる所得制限により授業料補助の出ない家庭の方がお金がかかります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、地方公共団体が、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充しました。このような状況の中、現在本市では、新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプランの取組の一つとして、小学校給食費の無償化や中学校給食費の半額補助を、昨年度に引き続き実施し、保護者の方々の負担軽減を図っております。この度、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、給食費無償化等の対象となっていない就学前の児童を養育する保護者の方々に支援金を支給することを決定したものでございます。</p>	子育て給付課	R4.6.13	R4.6.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
111	北千里駅周辺での喫煙について	<p>6月20日13時20分頃、北千里駅の東第二自転車駐車場において上は白、下は黒のスーツ風の服を着た高齢の男が座り込んで喫煙していた。当方、自転車を止める所だったので急いで動画撮影を行った。動画には自転車で隠れてわかりにくいのが、タバコの灰を携帯灰皿に落とす様子が映っている。</p> <p>動画は後日、市の方に提出する予定である。</p> <p>18日にも喫煙案件があったばかりなのにまた喫煙案件の発生とは嘆かわしい。</p> <p>いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。</p> <p>特に最近、有志の通報をあげ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。</p> <p>※動画については公表しておりません。</p>	<p>ご連絡いただきありがとうございます。</p> <p>ご指摘周辺の北千里駅周辺における喫煙につきましては、関係機関と情報共有させていただきます。</p>	総務交通室	R4.6.20	R4.6.24
112	道路の路面に溝が出来て危険	<p>出口町25地先の道路のつなぎ目(横断歩道と並行)に溝(幅・深さが3Cm.長さ5m)が出来ています。</p> <p>ままチャリのタイヤがはまる大きさです。万が一転倒した場合危険です。</p> <p>交通量も比較的多い道路で、園児や児童の自転車も通ります。夜間は更に危険度が増します。速やかに改修をお願いします。</p> <p>⇒添付画像参照願う</p> <p>Q:吹田市では、道路のバトロールをされていると思いますが、最近はいつされましたでしょうか?</p> <p>※通行人の談「この溝は10年、もっと以上になるのでは?」…との事。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>現地にてご要望の溝を確認いたしました。おそらく道路表面の排水を水路へ流すための溝と思われるのですが、穴が詰まって機能していない状態であり、つまり危険性がありますので、溝を埋めるような補修を行います。</p>	道路室	R4.6.21	R4.6.24
113	吹田市内どうして引っ越しした場合転入転出届は郵送出来ないのか	<p>今回吹田市の江の木町から江坂町に引っ越ししました。平日は仕事で役所に転入転出届が出しに行けません。吹田市どうしの引っ越し移転の場合は、郵送で書類の手続き出来ないのですか?HPで見ると土曜も可能とありますが、当方土曜日も仕事です。一人暮らしなので手続きが出来ません。</p>	<p>吹田市内で引越された場合は、転居の届出が必要になります。御指摘のとおり、転居の届出につきましては郵送で行うことはできず、御来庁いただく必要がございます。</p> <p>御本人様の来庁が難しい場合は代理人による届出が可能です。代理人による届出の場合に必要なものは以下のとおりです。</p> <p>①委任状(添付ファイルを御参照ください)</p> <p>②代理人の方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)</p> <p>マイナンバーカードをお持ちの場合はカードの住所変更に関する手続きも併せて必要になります。届出方法によりカードの手続方法も変わりますので、マイナンバーカードをお持ちの場合は下記の間合せ先までお問合せください。</p> <p>なお、転居の届出を郵送で行うことができないのは、国から「市町村の窓口において行うことが基本であり、郵送による届出は原則として行うことができないものである。」との見解が示されているため、例外的に転居の届出については郵送による届出が認められています。</p> <p>担当 市民部市民課 電話番号06-6384-1235(直通)</p>	市民課	R4.6.22	R4.6.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
114	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>6月23日20時頃、北千里駅から徒歩5、6分の所にある藤白台の府営吹田藤白台住宅5棟から府営吹田藤白台住宅3棟集会所に至る道(通路)で上は白、下は黒のグレーの髪で薄毛で高齢の男が歩きタバコをしていた。</p> <p>今月は既に8件目だ。こんなに多かったことは今までになかった。いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。</p> <p>特に最近、有志の通報をあげ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。通報してもいたちごっこ状態である。</p> <p>私たちは不当にタバコの煙を吸わされない権利がある。</p> <p>この前の要望では市側で新たな張り紙を検討いただくこととなり感謝している。</p> <p>当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化、また市側でも新たな対策をお願いします。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.6.24	R4.6.24
115	吹田市民病院について	<p>1. 1月12日夜10時過ぎに妻〇〇が右わき腹の腹痛を訴え自家用車で吹田市民病院救急外来に連れて行った。</p> <p>2. 夜中でもあり検査体制も十分ではないので担当医の勤めもありとあえず2〜3日検査入院をすることになり13日午前2時に帰宅した。</p> <p>入院について部屋は大部屋でよろしいと回答した。</p> <p>その他治療費、入院費に関しては何の説明もなかった。</p> <p>3. 14日、1日検査があり15日朝10時までに退院するよう連絡があった。</p> <p>4. 15日朝、9:30に病院を訪れ退院した。</p> <p>5. 入院診療費を見てびっくり!</p> <p>総額184390円(3割負担として57923円)</p> <p>支払いを保留して1月19日に診療費の算出根拠を聞きにいった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括療養制度は理由のはっきりしない治療に適用される。 ➡1日約46000円 ・入院料は大部屋に関係ないもので病名がわかるまで適用される。 ➡10000円 ・計56000円は厚生省の定めたものである。 ・それでは退院日1月15日は朝10時までに退院している治療費56000円を計算しているがおかしい。 <p>治療していない日の費用まで負担する理由は無いと言ったがこれも厚生省が定めている、との回答あり。</p> <p>止む無く3割負担分を支払ったが納得できない。</p> <p>厚生労働省が定めていればどんな理屈に合わない事でもとおるのか?</p> <p>腹痛で病院に行ったぐらいで高額な医療費を請求されるのは何のための市民病院なのか?</p>	<p>御意見いただきました入院診療費につきましては、法令に基づき、厚生労働大臣により、地域、病院を問わず一律に定められているため、本市及び市立吹田市民病院の裁量で変えることはできかねるものとなります。</p> <p>何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>今後は、より丁寧な御説明がなされるよう、市民病院には、御意見あった旨を申し伝えます。</p>	健康まちづくり室	R4.6.10	R4.6.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
116	府道119号を深夜に暴走しているバイクがうるさい	6月24日0時30分頃、6月25日1時30分頃の深夜に数台のバイクがブンブンとコールを切りながら走っていて本当にうるさかった。 近くにはスピード違反が多く、警察の取り締まりで有名な府道119号(北消防署方面～北千里駅方面)があるのでそこを走っていると思う。音からして相当スピードも出ているようだ。 警察との連携により検挙をお願いします。前回通報した時は、その後警察の取り締まりにより見なくなったと思ったら、最近またやっています。 取り締まり・検挙をしないと台数・人数が増えてもっとひどいことになるので早めの取り締まりをお願いします。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.6.27	R4.6.27
117	市役所利用者以外の市役所への駐輪について	市役所本庁の駐輪スペースに自転車を止め、阪急吹田駅から電車に乗り込む人の姿を目にします。こういう行為を許すと、きちんと料金を払い、自転車駐輪場を利用する人が馬鹿を見ることになってしまいます。 通勤・通学の時間帯には警備員を配置し、声かけをするなど、何らかの対策が必要だと考えます。 ご検討宜しくお願い致します。	現在、駐輪場の入口に「市役所に御用のない方の自転車・単車の駐輪はお断りします」や「市役所に御用のない方及び時間外に置いてある自転車・単車は撤去いたします。」との看板を設置して注意喚起を行っております。また、警備員が当該行為を見つけた際は、本人に撤去するよう注意喚起を行い、撤去しない場合は至急移動させる旨の警告文を自転車に貼付しております。 今後、駐輪場入口の他、駐輪場から確認しやすい場所にも貼紙をするとともに、引き続き、警備巡回中の声かけを行うなど、適切に駐輪場をご利用いただけるよう対応してまいります。	総務室	R4.6.22	R4.6.28
118	国民健康保険料支払いの件	5月末日での国民健康保険料の一括支払いが困難な為分割払いで合意し、5月末に1回目を支払った。本日初めて見る金額で督促状が届き6月末までに支払えとある。何のことも分からず国民健康保険課に電話すると、当初の金額から5月支払い分を差し引いた金額(残金額)だと言う。 冒頭の通り分割で合意しているにも拘らず、全額が支払われるまで毎月支払い分を差し引いた金額で督促状が届くとのこと。電話して分かったけど正直に両方払ったらどうなる？二重請求やないか！分からずに払ってる人もおるやろ!?二重に受け取ったらどうしてる？後で連絡、返金するにしても利息は加算してないやろ。こちらの支払いが遅れたら金利は請求するくせに。とにかくやるのが勝手。督促状に使用している用紙代、印刷代、郵送料、処理する人の人件費…誰の金？税金以外の何物でもない！何の意味もないものに税金を使ってるということ！一般企業ならあり得ない経費の無駄使い。元が税金やということをもっと肝に銘じて仕事せえ！今後督促状を送付してくるな！ 電話に出た男の態度も悪かったな。職員の教育も求む。	国民健康保険料は、法律上、正規の納期限までに納付しなければならないこととなっており、分納は制度として存在しておりません。しかし、実際には様々な理由により一時的に納付困難となられることもあり、便宜上の処理で分納を行っているものです。 督促状は、正規の納期限までに納付されないものがあるときは、吹田市債権管理条例により送付しなければならないこととなっており、分納されましても送付させていただきますこととなりますので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。 電話対応につきましては、分かりやすく失礼のない対応を行うよう指導を徹底してまいりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。 御不明な点がございましたら、下記まで御連絡ください。 国民健康保険課収納グループ(吹田市役所1階112番窓口) 電話06-6384-1240(直通)	国民健康保険課	R4.6.23	R4.6.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
119	府営吹田藤白台3棟で深夜0時半に若い不審者が歩いていたことについて	<p>6月28日0時半頃、府営吹田藤白台3棟で若い不審者が歩いていました。その不審者は上は青と白の縞模様でリュックを担いでいたと思います。年齢は20代くらい。</p> <p>郵便受けの方から来ましたが、バスはとっくに終わってるし、電車だとしたら住んでる人ならわざわざ遠回りせず、駐輪場の方から歩いてくるはずですよ。</p> <p>私が郵便ポストの郵便物を取ってエレベーターに向かうとその男がエレベーターに乗った形跡がありません。</p> <p>あるのは1階に止まったままの2台のエレベーターで、うち左側は私が降りるときに乗ったものでした。</p> <p>確かにエレベーター方面に歩いていくのを確認したのですが階段で行ったのかその男は消えていました。</p> <p>この府営住宅では以前4月24日にもゴミステーション前で車を止めて中で喫煙していた不審者がいましたし、また不審者案件が発生しました。</p> <p>私は人に会いたくないので深夜0時~2時くらいに郵便物を取りに行きますが、こんな時間ですから不審者でもない限り、誰かに会うことはほとんどありません。</p> <p>この2件の不審者案件に関しては、回覧などで周知くださいますようお願いいたします。</p> <p>またこの件に関して警察への情報提供をお願いします。</p> <p>この前は子供が遊んでいて事故になりそうになった件を回覧くださりありがとうございました。</p> <p>吹田市は対応が早いので感謝しております。</p>	警察署及び府営住宅に係る事案ですので、警察署及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.6.28	R4.6.28
120	北千里駅のディオスのステージ広場で外国人がたむろしていたことについて	<p>6月25日18時15分頃、北千里駅のディオスのステージ広場で外国人がたむろしていました。</p> <p>そこは立ち入り禁止の看板もありましたが、外国人3、4人はそれを無視してたむろしてステージ上に座り込んでいました。</p> <p>ディオスの警備員の巡回の上、注意・排除をお願いします。</p>	ディオス北千里の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、当該管理者へ直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。	市民総務室	R4.6.28	R4.6.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
121	続3・固定資産税額が増額になっているが、同封の令和4年度お知らせ内容と整合性が有りません。	<p>1) 回答を6/14に頂き、色々と説明をされていますが私の投稿の趣旨は、固定資産税の納付書と同封の令和4年度のお知らせには「令和3年度に評価替えを行いましたので、令和4年度の価格はそのまま据え置かれます。」の表記にも関わらず、私の課税標準額が増額になっており、「お知らせの内容は正しいのか？」の質問に対して吹田市は「誤りはありません」「説明不足でした」…との事。</p> <p>2) 今回の回答に「ホームページに[中略]土地において、価格は上がっていないのに、課税標準額及び税額が上がったのは、なぜでしょうか。」に掲出との事ですが、私の投稿の趣旨と異なり、また“よくある質問”への掲出であり、金銭に関わる事でもあり、私だけの事では無く他にもおられる事から、お知らせの内容に誤りがないのであれば、市の説明不足について徴税者である吹田市は、納税者への説明・周知が責務であると思い、下記の内容を「届出・証明・税」のサイトの“新着情報”への掲出を願います。 記(仮案) 令和4年度の固定資産税についてのお知らせには「令和4年度版の価格はそのまま据え置かれます」。また、令和3年度版では、「見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」と表記をしておりましたが、土地の課税標準額の増加についての説明不足により…。</p> <p>※写真については公表していません。</p>	<p>1) 前回の回答のとおり、土地の固定資産税について、評価額と課税標準額は一致しません。また、令和4年度評価額が令和3年度と同額でも、負担調整措置により課税標準額が増額となる場合がございます。 負担調整措置については、「令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ12土地の負担調整措置」に掲載しておりますが、ご指摘いただきましたとおり、課税標準額が増額になる場合があるという表記があれば、納税者の皆さまによりご理解していただけたところ、不足しておりました。 2) 「令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ」で不足しておりましたことつきまして、補足説明をホームページの「届出・証明・税」の新着情報に掲載しました。</p>	資産税課	R4.6.16	R4.6.29
122	横断歩道の信号設置希望	吹田市山田西4-1-20付近にローソンが出来ましたが(旧コス千里山田店)、店舗と駐車場との間の横断歩道の信号が片側のみしかありません。(至南千里側は信号なし、至北千里側も信号があるが縦3列の旧型でわかりづらい。)ローソンが出来た事で信号無視で横断する方が多く、更に信号がわかりづらいので大変危険に思います。運転していても怖いので。早急に両側に歩行者信号を設置していただきたいです。	要望内容について、本市から所管である吹田警察署へ伝えたと、至北千里側の旧型を従来の歩行者用灯器に変更し、至南千里側についても同様のものを新設します。なお、設置時期については今年度内(令和5年3月末)を予定しています。」と回答を頂いております。	総務交通室	R4.6.20	R4.6.29
123	未就学児に5万円給付の回答について	18歳以下給付金を5万円しか貰えなかった18歳以下にまた新たに未就学児5万円より先に5万円配るべきでは、と質問したところ回答に未就学児は給食無償化の分の恩恵が無いからと言うような回答頂きましたが、それでは16歳から18歳の高校生も給食はありませんがその年齢にはなぜ市として5万円出してあげないのですか。不平等だと思えます。	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しするとされています。今回の支援金につきましては、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、給食費無償化等の対象となっていない就学前の児童を養育する保護者の方々に支援金を支給することを決定したものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、対象児童等の事業内容につきましては、様々な御意見や御指摘があるものと認識いたしております。頂きました御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援施策が必要か適宜検討してまいります。</p>	子育て給付課	R4.6.24	R4.6.29

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
124	水道料金の支払いについて	クレジットカードで水道料金を支払えるようにしてほしい。 他の市(大阪市や堺市)ではクレカが使えるようです。 今現在、使えない理由を教えてください。	現行の水道料金システムでは、クレジットカード払い非対応のため取り扱っておりません。なお、業務の効率化・市民サービスの向上を実現するにあたり次期システムを開発中で、令和5年度中にクレジットカード払いの取扱いを開始する予定です。 今後、実施が決まりましたら、ホームページ、市報すいたなどでお知らせいたしますので、よろしく願い申し上げます。	水道部総務室	R4.6.23	R4.6.30
125	北千里の府営住宅3棟のゴミステーション前で深夜に不審な車が止まっていたことについて	6月30日0時35分頃、北千里の府営吹田藤白台住宅3棟のゴミステーション前で不審な車が止まっていた。乗員は車外に出ており不在。 ナンバーは、〇〇か〇〇。ナンバーから住人でない者が深夜に来ている。 この時間だとほとんどが寝ている時間帯なのでおさら怪しい。 警察への情報提供をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。	市民総務室	R4.6.30	R4.6.30
126	骨髄等移植ドナー助成金制度について	大阪府内で骨髄等移植ドナー助成金制度を導入している自治体がありますが、吹田市でも導入する予定はあるのでしょうか？ ドナー登録はしているが仕事などの関係で提供まで至らないケースがよくあると聞きました。助成金制度があることで、提供者も増えるのではないかと思います。 箕面市でも4月に開始したとのことなので、吹田市でも是非検討して頂けたらと思います。	お問い合わせの骨髄ドナー提供者に対する助成金の件について、骨髄移植には一人でも多くの方のドナー登録が必要であり、ドナーが安心して骨髄を提供できるようにするために助成金等の制度は有効な手段の一つであることは認識していますが、現在のところ、本市では実施しておりません。 今後、骨髄移植を推進するために、市としてどのような取組ができるのか、箕面市を含めた先進市の取組も参考に検討してまいります。	地域保健課	R4.4.28	R4.7.1
127	中央図書館の除菌ボックスについて	先日まで設置されていた2台の除菌ボックスのうち、1台が北千里に移設されたこと聞きました。 風でほこりが飛ばせるなど、今の時代に魅力的な設備だっただけに中央図書館からなくなったのが残念です。 昔、議会で「除菌ボックス設置促進を」と質疑がされていた記憶があります。 再配置など、増設の見込みはないのでしょうか？	中央図書館で設置していた書籍消毒機のうちの1台については、令和4年11月に供用開始予定の北千里図書館で活用するため、開館準備物品の1つとして移管いたしました。 市内図書館に設置する書籍消毒機については、現在、所有しているものを図書館の規模や設置スペース等を考慮し、再配置の検討をいたします。	中央図書館	R4.6.20	R4.7.1

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
128	北千里の府営吹田藤白台住宅に深夜、不審者女がエレベーターに乗って5階に上がって行った(最近、不審者が多すぎる)	<p>最近深夜に不審者が多すぎる。 7月1日0時50分頃、北千里の府営吹田藤白台住宅3棟のエレベーター前に不審者女(上は青、下は白いズボン、サーモン色のバッグ所有の40代くらいでスタバか何かの飲み物を手にしていた)が立っていた、その女はエレベーターに乗り5階で降りた。 電車も終わっているし、スタバも営業は終わっている。 私のように郵便物を取りに行くのならわかるが、電車も終わっている時間に出歩いている時点でおかしい。 車だとしても時間的にどこのお店もやっていないはずだから、駐車する場所もない。 この不審者案件の自治会での回覧や掲示での共有、警察への情報提供をお願いします。それに一体吹田警察は何をやっているのか。 私の親が植木の枝を折られたときも(それも何回も)証拠を持って行っても話を聞くだけで何もしない。 話を聞くだけなら自分でもできる、そんな警察はいらない。 ちゃんと給料分仕事をしろ、できないならやめてまえ。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。</p>	市民総務室	R4.7.1	R4.7.1
129	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>6月18日18時30分頃、北千里駅ロータリーのいこい飯店前(バス時刻表のところ)で上は青、下は黒の金髪の輩風の男が耳にタバコをひっかけていた。 これは他の場所で吸っていたという証拠である。 櫛橋には苦情が出ている旨の張り紙が貼られていることを先日確認した。 貼っていただいたことを感謝している。 その後当該場所で喫煙案件は発生していないので他の場所(歩きタバコ禁止のポスターが貼ってあるところの周辺)にも随時苦情が出ている旨の張り紙を貼っていただきたいと思っている。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の啓発看板につきましては、今後検討させていただきます。</p>	環境政策室	R4.6.20	R4.7.4
130	中之島公園の整備	<p>雑草などをゴミ袋10枚とか量を決めて抜いてくれたチームのグラウンド使用料を一回無料とかにすればどうでしょうか？無料券の発行。雑草だらけで困るのでボランティアに頼らずに出来るのではないかと。</p>	<p>1)グラウンド使用料の措置について 中の島スポーツグラウンド使用料の減免については、「受益と負担の公平性の確保」のために基準を統一化した、「吹田市立の体育施設の使用料の減免に関する要項」で定められているため、減免要件に当てはまらない場合は、減免をすることができません。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>2)中の島公園の除草について 中の島公園の除草につきましては、委託業者による草刈りが6月末に実施予定になっております。 なお、中の島公園に関しましては、民間事業者による指定管理者制度の導入を予定しており、除草について、より良好な維持管理を目指してまいります。 (担当:公園みどり室)</p>	文化スポーツ推進室、公園みどり室	R4.6.20	R4.7.4

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
131	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>6月20日13時40分頃、藤白台のピアノ池から府営5棟に向かう道で向こう(府営5棟方面)から上は白と青のストライプ、下は黒の服を着た高齢の男が歩きタバコをしていた。</p> <p>当該男は連れの女性と2人で歩いており、歩きタバコをしながら道路を横断してピアノ池沿いの車道端を歩いていた。</p> <p>本日2件目の違法喫煙案件だ。</p> <p>いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。</p> <p>特に最近、有志の通報をあげ笑うかのように頻りに喫煙案件に遭遇する。通報してもいたちごっこ状態である。</p> <p>私たちは不当にタバコの煙を吸わされない権利がある。</p> <p>当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の啓発看板につきましては、今後検討させていただきます。</p>	環境政策室	R4.6.20	R4.7.4
132	佐竹公園について	<p>市民が、日々、くつろぐことができ、また自然と触れ合える、市内の多くの公園の整備や管理にご尽力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>さて、今回、佐竹公園の景観について、意見を記させてもらいます。</p> <p>佐竹公園は、公園の中や外も静かな空間で、ウォーキングや散歩、物思いに耽る人々など、市民になくてはならない空間になっていると思います。</p> <p>また元々、歴史的にも古くからある地形で、ゾウの化石も発見された地域にある公園で、子供達に取っても自然ばかりでなく、歴史への想像力を掻き立てさせるような場所だと思います。</p> <p>ただ、そんな佐竹公園なのですが、最近、違和感のある景観を目にしました。</p> <p>公園の傾斜の草が刈り取られ、草刈りアートのように大きく「佐竹公園」と3D文字のように浮かび上がっていました。</p> <p>公園が佐竹公園であることは、入口の石他に刻まれています。</p> <p>なのに、それ以上に、不自然に草を刈り取って3D文字のように表示させてまで、名前をアピールする意味や必要があるのか教えていただきたいのです。</p> <p>自然公園だからこそ、人間の手入れや保護が必要であることは理解しています。</p> <p>しかしながら、佐竹公園の3D文字のような草刈りアートは公園の雰囲気にとぐわなような気がしてなりません。</p> <p>また公園の中の伐採後に残った切り株の断面に、花が植えられていました。</p> <p>芸術的で美しいものではありませんが、いささか自然公園の雰囲気に、こちらも似つかわしくない、前衛的すぎる表現のような気も致しました。</p> <p>前述しましたように、自然公園だからこそ、職人さんやボランティアの方々の日々の手入れが必要であると思います。</p> <p>しかし時として、職人さんやボランティアの方々の好意故、自然を利用して行き過ぎた表現やサービスに行き着いてしまっは仕方ないと思います。</p> <p>そうならないようにも、公園を管理する市の方には、景観の専門家や識者の方の意見も踏まえた上で、不自然な景観についてはチェックするような体制をお願いしたいと思います。</p>	<p>佐竹公園の樹木を刈り込んで作られた文字は、樹木の枯死により一時期は文字として読めなくなっていたものですが、地元からの要望により平成27年度に復活させたものです。また、佐竹公園は遊具がなく、自然的な要素の多い公園ではあります。また、地元ボランティアの協力も得ながら維持管理しております。</p> <p>お寄せいただきました意見のとおり、景観への配慮は必要なものでありますが、現状においては、地元の意向が反映された形になっているものと考えております。</p>	公園みどり室	R4.6.23	R4.7.4

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
133	北千里駅付近の府道119号で深夜にバイクがうるさいことについて	また暴走バイクがうるさい。 7月4日2時45分頃、吹田市藤白台の府道119号線付近でバイクが数台暴走しておりうるさかった。 これでこの1か月で3回目だ。 警察は何をやっているのか。さっさと取り締まれよ。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.7.4	R4.7.4
134	小学校給食について	食材の価格高騰から、とある県では小学校給食の質の低下をせざるを得なく、価格の野菜食材(生肉から冷凍肉、など)を決定し、とあるテレビアナウンサーは、学校給食が糖尿病食のようだと言っています。 吹田市は、どのようにお考えでしょうか？今後、質の変更や給食費の変更予定、現状維持(子供の発育に必要な栄養を十分に摂れるものならば)は可能なのでしょうか。	本市では、食材や調味料等の価格上昇に対して、使用食材の変更や比率を調整するなど献立を工夫することで、これまでどおりの給食の量や質を確保しながら給食費の範囲内で収まるよう対応しているところです。 引き続き、量や質が損なわれることなく提供を続けてまいります。給食費の改定の必要性につきましては、今後の社会情勢に注視しながら、慎重に検討してまいります。	保健給食室	R4.6.29	R4.7.5
135	インクカートリッジの捨て方	プリンターのインクカートリッジは12種分別のどれに該当しますか？ 非純正のため回収が行われていない、近くに回収ボックスがないなどの理由でゴミとして処分したいです。よろしく願いいたします。	お問い合わせの件ですが、非純正インクカートリッジにつきましては、燃焼ごみの収集日に排出をお願いします。また、純正のインクカートリッジにつきましては、家電量販店等のリサイクルボックスをご利用いただくなど、リサイクルのご協力をお願いいたします。	事業課	R4.7.4	R4.7.5
136	小学生の長期休暇時の預かり	パートをしており長期休暇中、預かってくれるところがなく困っています。ファミサポ等ではなく学童がいいのですが、今後単発利用ができるようになりますか？ また、幼稚園の子は夏休み預かり保育に入れる予定なのですが、こどもの通う幼稚園は預かり人数が少なく毎回ほぼ1人です。1人のために預かりの先生に来てもらっている状況です。そこで小学生の姉妹も一緒に預かっていただけたらありがたいのですが、すぐには無理でもご検討いただければと思います。	1)幼稚園におきましては、在園児を対象とした一時預かりを実施しております。施設自体が小学生を想定したものではありませんので、現時点では小学生の預かりを実施する予定はございません。今後、施設の課題等も含め、必要に応じて検討してまいります。 (担当:保育幼稚園室) 2)留守家庭児童育成室は「家庭に代わる生活の場」として年間を通しての保育を行っております。そのため、長期休暇期間を含んだ利用となる入室申請は受付しておりますが、長期休暇中のみ利用を前提とした入室の申請や1日だけの入室の申請は受付していません。 (担当:放課後子ども育成室)	保育幼稚園室、放課後子ども育成室	R4.6.24	R4.7.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
137	吹田市は大阪・関西万博2025への応援・支援の姿が見えません。	<p>大阪府では2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭を立て「SDGs先進都市」を実現するため開催されますが、吹田市のHPで「EXPO2025」を検索してもヒットの件数は“0件”です。⇒添付画像参照-1</p> <p>日本初の大阪万博が1970年に吹田市で開催され、私は15回以上行きました。吹田市民として、吹田市が「EXPO2025」について何も発信されないのは非常に寂しいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市のHPの下段には「EXPO2025」のロゴを既に表示して応援されています。⇒添付画像参照-2 ・豊中市の府立桜塚高等学校軽音楽部は、大阪・関西万博をPRするためのオリジナルソングを演奏し、万博を日本だけでなく、世界にアピールしておられます。 ・摂津市の第三中学校の2年生が、昨年2月に、2025年日本国際博覧会主催のジュニアEXPO2025に参加し、SDGsの取組みについて、発表されました。 ・吹田市での記事は、市報6月号の「市議会だより」の議員の質問(関西万博での吹田市の役割)と市の回答(…取組みを検討する)のみです。 <p>※吹田市においても、2025年大阪・関西万博の応援・支援を速やかにされる事を願っております。</p> <p>日本全国に“吹田市”の名前を周知してくれた万博に感謝している一市民からのお願いです。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>本市においては、大阪府・大阪市万博推進局が行うPR活動へ協力し、市民の万博開催への機運醸成に努めるとともに、合わせて本市の魅力の発信を行うものです。</p> <p>今後も、万博推進局をはじめとする関係団体と連携のうえ、1970年に開催された大阪万博の会場であった本市の特性を生かした魅力発信の取組を検討してまいります。</p>	シティプロモーション推進室	R4.7.4	R4.7.6
138	岸部中一丁目61番25の構想について、説明会を受けての市役所への要望	<p>事業者代理と住民との説明会の議事録に示す通り、行政も交えた事業者と住民との協議の実施を要望します。この地域は定住する魅力ある街を進めることを、行政とともに地域住民が半世紀以上取り組みを進めてきました。これまでも行政が立ち会った中で街づくりを進めてきており、そういう地域でありそういう場所であると認識しています。行政が景観を良くしようとしてようやく良くなったとこで、中高層単身用住宅の計画によりそれが崩されようとしています。行政(市)、事業者及び市民は、協働して吹田市民の良好な都市景観を将来に渡り保全することに取り組むことが条例にも記載されており、行政も交えた事業者と住民との協議の実施をお願いします。</p>	<p>「吹田市開発事業の手続等に関する条例」における構想段階での早期の情報提供につきましては、関係住民の意見が事業計画に反映されるなど、周辺環境に調和した事業計画となることを期待しています。また、構想段階の時点では事業者の説明が不十分な場合があると考えられますが、今後、事業者が検討した結果を説明することで双方が良好な関係を築くことができると考えています。</p> <p>地域でまちづくりについて独自の決まりがある場合は、その決まりごとについて直接事業者と話し合ってもらえないことから、その場に開発審査室が参加することはありません。</p>	開発審査室	R4.6.27	R4.7.7
139	南千里駅前広場での喫煙について	<p>6月22日17時30分頃、南千里駅前の広場で甚平のようなものを着た高齢の女がタバコを吸っていた。</p> <p>今月は既に7件目だ。</p> <p>いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。</p> <p>特に最近、有志の通報をあざ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。通報してもいたちごっこ状態である。</p> <p>私たちは不当にタバコの煙を吸われない権利がある。</p> <p>当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>南千里駅前のまるたす広場につきましては、以前より同様の御指摘があり、看板の設置による啓発を行っているところです。今回の御指摘を踏まえ、引き続き啓発活動に努めてまいります。</p>	環境政策室	R4.6.23	R4.7.7

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
140	岸辺駅周辺での歩きタバコについて	6月23日17時半頃、岸辺駅南口のバス乗り場付近で上は白Tシャツ、下はグレーのズボンの金髪の若者男が歩きタバコをしていた。 今月は既に9件目だ。 こんなに多かったことは今までになかった。 いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。 岸辺はめったに行かないが行くと高確率で歩きタバコに遭遇する。 岸部食堂のあるフレンドマートあたりの喫煙は毎回行くと感じるが大抵数人が固まって吸っており本当にひどいものである。 特に最近、有志の通報をあざ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。 通報してもいちごっこ状態である。 私たちは不当にタバコの煙を吸わされない権利がある。 当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化、また市側でも新たな対策をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.6.24	R4.7.7
141	市議会での討論について	6月29日(水)の市議会傍聴しました。IRカジノ住民投票の府への申し入れについて議論が交わされず残念でした。市民としては結果のみを聴きたいわけではなく、議員の考えや思い、それらの重さを踏まえての深慮が聴きたいのです。傍聴の意味を感じられるような議会運営を望みます。	本市議会では、議会に提出された議案について、本会議などで質疑や討論を行う機会を設けておりますが、実際に質疑や討論を行うかどうかは、各議員の判断に委ねられております。 今回頂きました貴重な御意見につきましては、議長及び議会運営委員会委員長に報告し、今後の参考とさせていただきます。	議会事務局	R4.6.29	R4.7.7
142	自転車通勤推進企業に関する意見	豊中市は、「自転車通勤推進企業」の宣言企業です。 市内の企業に自転車の活用を呼びかけるためにも、吹田市として参加する事を検討して下さい。	吹田市では、吹田市自転車利用環境整備計画中間見直しの中で「自転車通勤の促進」を掲げています。そのなかで市内の企業や工場等と連携し、自転車通勤の促進の協力依頼を進めることを検討いたします。	総務交通室	R4.7.4	R4.7.8
143	北千里市民プール50mの2022利用中止	設備の不具合で中止、原因調査中とのことでしたが、シーズンに合わせて事前調査していたのでしょうか？？ 市民がどれだけ楽しみにしていて、特に子育て世代にとってどれだけ助かっているか考えて頂いているのでしょうか。 税金を投じている公共事業を軽く考えておられませんか？？ 不足の事態であったという納得のできる説明もしくは、再発防止に向けた対処開示を求めます。	各市民プールにおきまして、夏期の開場に合わせて事前に各種点検作業を行っております。50mプールにおける今回の不具合に関しましては、設備を本格的に作動しなければ発見することができないものであり、また、開場の前日まで、原因の調査及び復旧作業について対応いたしました。が、すぐに復旧することが困難であったため、利用中止とさせていただきます。 楽しみにしていただいております市民のみならずには、御迷惑をおかけし大変申し訳ございませんが、御理解いただけますようお願い申し上げます。	文化スポーツ推進室	R4.7.4	R4.7.8

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
144	北千里駅付近でバイクが暴走している(その2)	<p>6月25日2時30分頃の深夜に北千里駅周辺の府道119号線で数台のバイクがブンブンとコールを切りながら走っていて本当にうるさかった。1時間前にも市の方に通報したが、同じバイクが暴走していた。改造しているの音でわかる。</p> <p>いつも同じ輩が暴走していることはバイクの音から明らか。</p> <p>また北千里駅周辺で迷惑な暴走行為だ。</p> <p>近くにはスピード違反が多く、警察の取り締まりで有名な府道119号(北消防署方面～北千里駅方面)があるのでそこを走っていると思う。音からして相当スピードも出ているようだ。</p> <p>警察との連携により検挙をお願いします。</p> <p>前回通報した時は、その後警察の取り締まりにより見なくなったと思ったら最近またやっています。</p> <p>取り締まり・検挙をしないと台数・人数が増えてもっとひどいことになるので早めの取り締まりをお願いします。</p>	<p>深夜に北千里駅周辺を暴走するバイクについて本市から所管である吹田警察署へ伝えたと、取り締まりを強化すると回答がありました。</p>	総務交通室	R4.6.27	R4.7.11
145	新型コロナウイルスアクションプランの未就学児への援助について	<p>新型コロナウイルスが蔓延してから幾たびかの金銭的支援がありましたが、それにより経済が潤う、もしくは各家庭が助かる、ということが持続するわけでもなくずるずるときているように実感しております。</p> <p>慢性的な不満不安打破のために、一定期間の援助または支援は難しいのでしょうか。</p> <p>未就学児一人当たりへの配当よりは例えば、おむつやミルクの支援(申請すると月何袋無料送付)、認可や認可外問わず幼保給食費無償化、子供の病気により出勤できなかった日の日当、未就学児に限らず、食料品購入チケットとしての無料配布(小学生以上を1人として1人あたり月5000円補助)等、実生活上助かることとなり満足度も高いと思います。</p>	<p>本市におきましては、用途・用途を限定せず幅広く御活用いただけるよう現金による金銭的支援をさせていただいているものでございます。</p> <p>いただきました御意見も参考にさせていただきながら、今後も必要な支援に取り組んでまいります。</p> <p>(担当:子育て政策室)</p> <p>未就学児に係る昼食費は、在宅で子育てされている児童や弁当を持参している児童にも生じるものであることから、保育所や幼稚園等の給食費無償化について実施する予定はございません。</p> <p>貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p> <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>(担当:保育幼稚園室)</p>	子育て政策室、保育幼稚園室	R4.6.30	R4.7.11

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
146	山手小学校で現在、校舎大規模改造工事が行われていますが、児童・教職員・市民への安全配慮面で疑問が…	<p>1) 作業中は、通用門が開いたままで、誰もが侵入できる状況。警備員も配置無し。⇒工事車両の出入り時のみ通用門の閉鎖をされたし。 ・2001年に附属池田小事件があり、犯人は校内に侵入し児童8人を殺害、15人が負傷。日本の犯罪史上稀に見る無差別大量殺人事件として、社会に衝撃を与えました。 ・校長さん・教職員の方々は、グラウンド横の通用門が開いたままの状況を疑問に思われませんか。池田小事件については、メディアで今でも報道されています。教訓を活かして下さい。 ⇒添付画像-1の左上</p> <p>2) 通用門前の歩行道境界のガードパイプの取扱い。 ・作業中は、3基のガードパイプを外したままで、作業終了後はガードパイプを1基のみ取付。ガードパイプの目的は児童・歩行者の安全確保であることから、作業車の出入り時以外は元に戻す事が必要と考えます。 ⇒添付画像-1の左下 ・ガードパイプを外した後は、穴が空いたままであり、近隣には保育園・幼稚園が有り危険要素が有り。 ⇒添付画像-1の右</p> <p>3) 山手小学校は参院選の投票所でも有り、通行者も増えます。杖をついた高齢者の方もおられます。万が一杖がこの穴に入ったら… ⇒選挙管理委員会にも供覧を願います。</p> <p>4) 吹田市が発注される工事の現場には、施工業者が工事案内や安全管理などについて掲示されますが、山手小学校の現場には有りません。 ⇒添付画像-2 他工事での掲示 ・上記の通用門、ガードパイプの扱い & 穴、工事案内などについて、吹田市の工事発注部署や施工管理者は施工安全について施工業者にどのような指示をされたのでしょうか。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>1) 通用門に工事のための警備員を常時配置し、工事車両の出入り時のみ閉鎖を行ってまいります。</p> <p>2) 工事車両の出入り時のみ車止めを外し、通行後は3基とも戻すように致します。</p> <p>3) 選挙管理委員会にも7月6日に供覧致しました。上記回答の運用を共有してまいります。</p> <p>4) 7月6日午後には設置致しました。 また、工事看板に関しては着手前から指導しておりましたが、設置が遅れましたこととお詫び申し上げます。 ・工事のための警備員は通用門に常駐させるよう指示をしておりましたが、学校要望で校内の足場設置工事作業場所において児童の安全確保を行ってまいりました。通用門を離れる場合は確実に門を閉鎖するよう指導してまいります。 児童、近隣住民の安全確保を最優先に行いながら、工事の進捗をはかってまいります。</p>	資産経営室	R4.7.5	R4.7.11
147	北千里駅周辺でウーバーイーツのバイクに煽られたことについて	<p>7月10日18時頃、北千里の公社1棟からピアノ池の向かう制限30キロの市道を自転車で行っていたところ、後ろから来た黒いビッグスクーターのバイクがクラクションを鳴らして煽ってきた。 白線の動きから私は35キロは出ているのだから煽られる理由などない。 その男はリュックを背負っており、黒いテープを貼っていたが形からウーバーイーツの配達員と推測される。 配達員が煽り運転など言語道断である。 その日の夕方に北千里駅周辺に配達に行ったウーバー配達員を特定し厳重注意、また警察への情報提供をお願いします。</p>	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.7.11	R4.7.11

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
148	公園占有について	<p>バス停佐竹台6丁目の所にあるむらさき公園？ 有料グラウンドではない所。 広場で少年野球をしていて公園の広場としてあそべません。とくに土日の朝この時期暑いので朝子供と遊ぼうとおもってもユニホームを着た少年野球チームが占有している状態です！ ボールは飛んでくるし監督の方であろう方達がバイクで公園に入ってきてとても危険です。 お金を取って野球などしている以上、占有許可等取っているのでしょうか？ 怪我や事故があった場合どうするのでしょうか？ 人数が多いのでこちらから本人達に聞くのがこわいです。よろしく願います。</p>	<p>少年野球チームに対し、現状の利用方法について苦情があることをお伝えし、「公園での危険行為は禁止であること。」「公園広場は独占利用しないこと。」「公園内はバイク走行禁止であること。」を指導いたしました。</p>	公園みどり室	R4.6.30	R4.7.12
149	自転車用ヘルメットに関する意見	<p>豊中市では、道路交通法の改正に伴う自転車用ヘルメットの着用努力義務化(全年齢)をホームページで発信しています。 吹田市では、市報で周知を図って下さい。 また、警察等と連携して市内の高校や大学へ、生徒学生へのヘルメット着用の周知を指導して下さい。</p>	<p>自転車用ヘルメットの着用の努力義務化について、自転車マナーアップ強化月間にあわせて市報へ掲載することや市ホームページに掲載し、広報してまいります。</p>	総務交通室	R4.7.7	R4.7.12
150	子ども達の自習室について	<p>自宅では、スマホやゲームの誘惑が多く勉強に集中できないため、自習室を探しましたが、吹田ではなかなか見つかりません。周囲では自習室を利用するために塾を利用する人がとても多いですが、経済的な負担が大きくなり、家庭間の公平性も保たれないと思います。 夢つながり未来館は、時期によっては順番待ちのため早く行って並ばなければならず、使いにくいです。 公民館、図書館、その他、市が管理する施設、学校の空き教室を、放課後や週末に一部使わせて頂けたら、自宅近くで自習ができ、子ども達にとっては本当に有難いことです。 ぜひご検討頂けないでしょうか？</p>	<p>本市では、青少年の学習室及び自習室を設置している施設は、阪急山田駅前にあります「子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ」以外にも、岸部にあります「青少年クリエイティブセンター」があります。これらの施設は、青少年が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、その成長に応じた支援を行うことを目的としています。 おっしゃるように、夢つながり未来館の学習室は、テスト期間にはお並びいただかないといけない場合もあり、御不便をおかけしております。青少年クリエイティブセンターの学習室の紹介をするなど、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染対策をとりながら少しでも多くの方が学習室を利用できるようにと、工夫しながら運営しているところであります。 (担当:青少年室)</p> <p>地区公民館における自習室の開放につきましては、西山田地区公民館で7月24日(日)から8月21日(日)まで休館日を除き、実施いたします。 (担当:まなびの支援課)</p> <p>自習については、中央図書館の自習室を御利用いただいております。御利用方法を図書館ホームページで御案内しておりますので、併せて御確認ください。 市内各図書館の閲覧室の席については、基本的には図書館資料の閲覧用として設けているものになります。 (担当:中央図書館)</p> <p>資産経営室にて管理している行政目的として利用されていない普通財産の建物につきましては、いずれも本市各部局又は地域団体の管理の下、貸付けを行っており、自習室としてお貸しすることは困難であります。 (担当:資産経営室)</p> <p>放課後や週末の学校の空き教室の使用は、学校教育以外の目的で使用することになり、施設の目的外使用となります。目的外使用する際は、学校教育上及び施設管理上支障がなく、社会教育など公共の目的で使用する場合に限ります。 放課後や週末に関しましては、教職員の勤務時間とも関わり、管理上安全確保ができない状況も考えられ、現状では学校が空き教室を運用することは実質困難であります。 (担当:学校管理課)</p>	資産経営室、学校管理課、まなびの支援課、中央図書館、青少年室	R4.7.1	R4.7.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
151	投票所で配られる鉛筆の件	6月末、千里ニュータウンプラザに参院選期日前投票に行きました。会場受付で期日前投票宣誓書のチェックを受け、クリップペンシルを添えてその宣誓書が手渡して返されました。私は鉛筆を持参していましたが、予期せぬ手渡しのため、つい受け取りました。投票所の出口付近に設置された回収箱には、大量のペンシルが入っていましたが、これらは使い捨てで廃棄されるのでしょうか。使い捨てなら資源の無駄遣い、プラスチックごみの増加となります。余計なコストもかかります。投票所には鉛筆等の筆記具を持ち込むことが許可されていますので、市民に筆記具持参を呼びかけ協力してもらってはいかがでしょうか。会場では、必要な人だけ自由に取らせるようにしていただきたい。感染防止対策で手渡しはまずいです。	感染症拡大防止の対策といたしまして、使い捨て鉛筆をご用意させていただいておりますが、使用後は環境に配慮し、再利用の手法について検討してまいります。 また、鉛筆の受渡し方法及び筆記具の持参協力の呼びかけにつきまして、次回選挙に向けて貴重なご意見として承らせていただきます。	選挙管理委員会事務局	R4.7.5	R4.7.14
152	更生医療申請	大学1年の子供が口唇口蓋裂で阪大歯学部に通院しています。 夏に手術を予定しており、病院から更生医療の申請をしてはと3月に言われ、3月に市役所までお話を伺いに行きました。 その際に、障害者手帳申請が必要で、その為には登録されている耳鼻咽喉科の先生の意見書が必要なコト、手帳と更生医療の申請は同時でも間に合うコトを教えてくださいました。 3月までなら子供医療が使えましたが、阪大での検査の予約が間に合わなかったので、3割負担で4月に病院に行き後日意見書を郵送いただきました。 その用紙を持って一昨日手帳申請に行き、更生医療の用紙をもらおうとした所、担当の方がいらっしやらず、昨日お電話で説明がありました。 なんと所得制限で更生医療の申請出来ないとの事… そんなバカな話ありますか？ なぜ3月に説明いただいた時、所得に引っかかる旨教えていただけなかったのでしょうか？ 正直、200万かかる手術の更生医療が目的なのに… 手帳申請の為の時間、検査費用、意見書の費用…全て自己負担。申請出来ないならやらなかった。市役所にお伺いするのも、仕事を休んでお話を聞きに行ったりしてるのです。決して私の時間が余ってるわけではないのです。 私達、税金払ってます。 いやらしい事言うと、人より払ってると思ってます。 保育園でお世話になった時もたくさん払う側でした。 児童手当も所得制限で引っかかりました。 でもそれは仕方ないと腹は立つけど我慢できました。 保育園時代、パートで3時半や4時過ぎにお迎えに行く母親を見て悔しい思いもしましたが… しかし、本当に必要とし、生まれつきの病気だから、医療保険には入れなかった今回の入院は自己負担です。 少額なら自力で頑張りますが、今回の手術で多額がかかり、その後の治療、また1年後の手術、全て自力で頑張っておかしいと思います。 せめて、一定額の治療費を超えた分は、所得制限なく公平に使えるようにしてもらえませんか？ 税金を払ってる分、公平に市民に還元してください。 市民が頼れる吹田市であってください。	この度は、障がい福祉室の窓口におきまして、更生医療制度における所得制限の説明が不十分であったことから、貴方様に大変御迷惑をお掛けすることになり、誠に申し訳ございませんでした。 更生医療制度の御申請につきましては、御事情をお伺い大変心苦しく感じておりますが、関係法令等によって所得制限も含め全国一律に基準が定められておりますので、何卒、御理解くださるようお願いいたします。 なお、高額な医療費が発生する際、健康保険組合等の公的医療保険において、予め支払いを限度額までにおさえる「限度額適用認定証」の発行や、お支払い済みの医療費について「高額療養費制度」にて限度額超過分が戻ってくる場合がございますので、御加入中の健康保険組合等へお問合せくださるようお願いいたします。 今回の御意見を受け、7月11日(月)に職員会議を開催し、改めて説明すべき事項の確認を行いました。今後ともこのようなことが生じないよう、丁寧な説明について全職員に指導徹底してまいります。	障がい福祉室	R4.7.8	R4.7.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
153	府営住宅のゴミステーションのカギの扱いについて	<p>吹田市藤白台の府営住宅3棟では以前、自治会に意見があり回覧板を回すときにインターホンを押して家人に渡すようになってたのが、ドアノブにかけて回してもいいことになりました。</p> <p>ですがゴミステーションのカギについては以前のようにそのまま直接渡すようになっています。</p> <p>でもゴミ庫のカギなんて盗む馬鹿がいるわけないし、ドアノブにかけておけば紛失することもないはずですが。</p> <p>以前、回覧板が紛失したことがあったようですが、それはドアノブにかけておいたこととは関係ないでしょう。</p> <p>おそらく誰かが家の中で紛失したものと思われます。</p> <p>現在の日本は物騒になってきており安倍元総理も暗殺されました。</p> <p>このような状況下から昨今ではインターホンを鳴らしても出ない者やそもそもインターホンを切っている者(宅配は居留守を使い、時間指定してその後その時間帯だけインターホンが鳴るようにするみたいです)までいます。</p> <p>私も常時居留守を使っており、配達とかで不在票が入っている時間に荷物でも持ってなければ応答すらしません。</p> <p>鍵当番のときはみんなで順に前の人からカギをもらってからゴミステーションを開けて終わったら次の人に回しますし、昨今の治安などの情勢や夜勤の人などもあるので、カギはドアノブにかけるように自治会で変更をお願いします。</p>	<p>自治会は自治活動を行う任意の組織なので、自治会内の取扱いについて本市が指導・監督する立場ではありません。</p> <p>鍵の受け渡しの件につきましても、自治会内で御協議いただくものであると考えます。</p>	市民自治推進室	R4.7.12	R4.7.14
154	北千里市民体育館の検温計が入り口から離れている件	<p>北千里市民体育館の入り口に置いてある検温計と消毒液が、入り口から数m左の壁際にあり、入り口を直進すると視界に入りません。これでは当然利用率が落ちます。</p> <p>このことを2回指摘しましたが、「検討する」などと言うばかりで直しませんし、直さない理由も示しません。</p> <p>他の商業施設・公共施設ではほぼ入り口の傍に置いているのですから、ここでできない理由があるわけがありません。十分な空間がありますし、入り口に置いてある机は移動できます。十分に工夫の余地があります。それでも空間が足りないならミズノの物販コーナーを撤去すれば良いことです。</p> <p>右側に小型の検温計が置かれたこともありましたが、見た目で検温計ということがわかりづらく、さらに故障しても2週間以上そのままにされ、私が指摘すると撤去されました。まともに管理されていません。</p> <p>今年に入ってから全国の新型コロナの感染者は一時10万人/日にまで達し、今もまた5万人/日を超える勢いで増加しています。汗をかき呼吸の乱れる体育館は感染リスクの高い場所です。この体育館の利用者は高齢者が多く、感染したら命に関わります。</p> <p>何度指摘しているにもかかわらず改善が見られない、小型の検温計もまともに管理されていないということは、北千里市民体育館と市としては、検温はする必要がないと考えていると解釈してよろしいでしょうか？そうでなければ早急に対応をお願いします。</p>	<p>検温計の設置につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び利用者の健康管理確認のために設置しております。</p> <p>また、検温計の設置場所につきましては、検温計との接触がないよう安全面を考慮し利用者の皆様が使用できる場所に設置しておりますが、いただきました御意見も参考にさせていただきます。</p> <p>今後も、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいりますので、御理解と御協力いただきますようお願いいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R4.7.12	R4.7.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
155	駐車場について	<p>障害者マークと身体障害者マークをつけているにもかかわらず、障害者スペースがあいているにもかかわらず自動車を南玄関前に停めるように言われました。</p> <p>何のために障害者スペースがあるのでしょうか。</p> <p>せめて聞くなりしてほしいものです。</p> <p>障害者差別解消法を順守してください。</p>	<p>来庁者が入庫される際には身体障害者標識等を確認し、声かけをして誘導・案内するよう警備員に指導しました。また市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。</p> <p>今後はこのようなことが無いよう、障害者差別解消法を遵守した合理的配慮に努めてまいります。</p>	総務室	R4.7.1	R4.7.15
156	岸辺駅の通路について	<p>岸辺駅から健都側に続いている通路ですが、窓が少ししか開いていないし換気もなくサウナ状態です。</p> <p>国立循環器病センター、市民病院に行く人が通るところなので、網戸をつけて窓を開けるか、扇風機などをつけて空気を循環させるかしてほしいです。</p> <p>この時期のあの通路は気温が高すぎて本当に危ないと思います。</p>	<p>御要望いただきましたJR岸辺駅から健都側に続いている南北自由通路ですが、軌道敷の上に設置されているため、現状では少しの間開けができません。</p> <p>網戸の設置や扇風機等による空気の循環については、鉄道事業者との協議や予算の確保が必要となるため、すぐの対応は困難ですが、今後も利用者のご意見を踏まえて、対策を講じるかどうか引き続き検討してまいります。</p>	道路室	R4.7.4	R4.7.15
157	KDDIで2日未明から、発生している大規模通信障害時には、市民病院はどのような対応をされるのでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・KDDI(au)で2日未明から、発生している大規模通信障害は、3日18時には、まだ完全復旧ならず。 ・市民病院の1・2階の通院診察エリアには、公衆電話が有りません。今回は土日の休診日であり、影響は無かったですが、平日の場合は公衆電話が無い事による混乱が生じます。 ⇒添付画像参照(平面案内図) ・市民病院では、今回のような通信障害が生じた場合は、どのような対応策を考えておられるのでしょうか。 <p>※写真については公表していません。</p>	<p>通信障害時の対応として、吹田市民病院では、1階売店横に設置している公衆電話を御利用いただけます。</p> <p>御覧いただきました院内フロアマップには、公衆電話の位置が表示されておりませんでしたので、いただいた御意見を吹田市民病院に伝え、フロアマップに公衆電話の位置を表示することとなり、あわせて、ホームページに掲載しているフロアマップにも表示いたしました。</p> <p>貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。</p>	健康まちづくり室	R4.7.4	R4.7.15

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
158	参院選が22日公示され、選挙管理委員会で気になること	<p>昨年の衆院選時の投稿で、掲示板の位置と取付時の針金の処理は改善されましたが、改善されていない事があります。</p> <p>【立候補者のポスター掲示板】</p> <p>1) 掲示板の説明文で「7月10日執行」の文言がありますが、若者世代の投票率の向上が言われている中、堅苦しい「執行」ではなく、選挙を身近に感じられる「投票日7月10日(日)」に来年の選挙時にはお願いします。</p> <p>・NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)は、「投票日7月10日(日)」にされていると聞いております。</p> <p>・昨年は投票年月日の記載も無かったが今年は表記。⇒添付画像-1。上:吹田市。下:他市(投票日、投票時間、期日前投票)</p> <p>2) 昨年の投稿時にも記載しましたが、「投票時間朝7時～夜8時」の記載が有りません。若者や18歳で今回から投票される市民もおられます。選挙管理委員会の怠慢のように思えます。</p> <p>⇒添付画像-2。大阪市の参院選掲示板6/22撮影。投票日(公示日に貼付か?)・投票時間が記載。</p> <p>3) 吹田市は、掲示板の設置を6月8日頃からされており、「7月10日執行」の表記。公示日は6月22日であり、6月8日時点では、投票日は決定しておりません。</p> <p>・NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)では、公示日まで「投票日7月10日」に目隠しをされていると聞いております。</p> <p>4) 昨年の投稿時にも記載しましたが、投票率の向上のために「期日前投票」の案内文もほしかったです。</p> <p>【投票所】</p> <p>5) 投票所での案内の立て看板の文字が「順路」と記載されており、分かり易くするためにも具体的に「投票所⇒」とされた方が良いのでは？</p> <p>・照明が無い場所への設置の為、夜間での判読は??。⇒添付画像-3</p> <p>6) 投票所入口右側の手指消毒液とパイプ椅子を屋内右から屋外右に位置替えされませんかでしょうか。</p> <p>・高齢者の中には、スロープの利用が怖い方もおられ、スロープ右側の階段を利用されます。杖をついておられる方はスロープとパイプ椅子の間の狭いので、屋外右にお願い。</p> <p>⇒添付画像-4。5高齢者と杖</p> <p>6) 階段を利用される杖をついた高齢者の方のことを考えた場合、緑のマットの所は階段の奥行きが狭く、方向転換時に体が不安定になるので、引き戸を仮外しされませんかでしょうか。⇒添付画像-4、5</p> <p>7) 投票所内の通路横のスタッフエリアにパイプ椅子運搬車(約40脚積載)が有りましたが、車輪にストッパーが無いように思えます。万が一地震などで移動した時は危険ですので設置する場合は考慮要。⇒添付画像-6</p> <p>・阪神淡路地震の時には、山手町でも地鳴りや石垣が崩れ落ちた被害がありました。タンスの引出しの飛出しも…。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>選挙ポスター掲示場の記載内容、投票所での案内及び安全確保につきまして、貴重なご意見及びご指摘をいただき、ありがとうございます。いただいた内容を参考とさせていただきます、今後の選挙に活かしてまいりたいと思います。</p>	選挙管理委員会事務局	R4.7.5	R4.7.19
159	後藤圭二市長様 待機児童につきましの意見	<p>この4月に福岡県から夫の転勤にて引っ越してきました〇〇と申します。</p> <p>3人の幼子を連れての家族での転勤となり、沢山調べた結果、子育てに力をいれているという吹田市に転居を決めさせて頂きました。</p> <p>待機児童が解消され続け2021年度には8人、2022年度には0人達成というホームページも決め手となりました。</p> <p>保育園の申し込み申請をし、この4月より3人とも保育園へ入所できましたが、5月にコロナ禍ということもあり勤務体制が代わった為退職しました。</p> <p>そのことにより3人預けていましたが一人が退園となりました。</p> <p>認可外に預けるしか仕事を継続することができず、その場合多額の費用が掛かります。</p> <p>子供を沢山養うと必然的に金銭的負担が多いので、本当に困ってます。</p> <p>吹田市長の掲げておられる、「市民の皆様にとって安心して心豊かに暮らせるまちであり続けられるよう、今ある課題に対処しながら、将来を見据えた選択を積み重ね、力強く市政を運営する」という理念とかけ離れていて残念です。</p> <p>どうかこのような思いの母親がこれ以上増えないためにも思い、伝えさせて頂きました。</p> <p>お忙しいところ大変恐縮ですが、ご返答お待ちしております。</p>	<p>保育所等の入所選考にあたっては、吹田市保育所等利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、合計指数の高い世帯から順に希望の保育所等に案内を行っております。そのことから、利用調整の公平性を担保するため、申込内容については申請時の状況を入所後3カ月間は維持していただくこととなっております。</p> <p>保育所等入所に申請時の申込内容と異なることが判明した場合は、現在の状況をもとに再度指数化し、合計指数の高い世帯を案内しております。</p> <p>利用調整の公平性のためご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>また、待機児童については保育所整備等により、令和4年4月には厚生労働省定義での待機児童数ゼロを達成したところでありますが、利用希望施設によっては入所をお待ちいただいている状況です。今後も引き続き、全世帯のご希望に添えるよう努力してまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.7.14	R4.7.19

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
160	中学校給食のご飯の量について	5月の市民の声を拝見したところ、ご飯の量について以前に私が意見したことと同じことを書いている方がおり、私が受け取った回答と同じことを返されていましたが、実際にご飯の量が多い事で給食の利用を躊躇う生徒もおり、市も多くの生徒に利用してもらいたいと始めたはずなのに、何度訴えがあっても同じ回答では市民の声の意味があるのでしょうか。実際に私の子供は上が3年生ですが、未だに食べることにはほぼ無いようです。日本では昔から米には7人の神様がいると言われお米を残したら目が潰れるなどとも言われました。米を残してもいいと言う習慣をつけてしまう方が問題だし、今のフードロス無くし持続可能な社会を作ろうと言う世界的な取り組みからも外れている気がします。一度給食の米の廃棄率を調査したり、アンケートでご飯の小があった方が給食を利用するかなど、再度検討する方向にはできないのでしょうか。中学校給食には感謝しております。宜しくお願いします。	繰り返しになりますが、本市の中学校給食の献立は文部科学省が定めている学校給食摂取基準を基に、1食当たりの栄養価を830kcalで作成しており、主食であるご飯とおかずのバランスを考え、現在のご飯量としております。しかしながら、御指摘の課題もありますので、栄養バランスを考慮した上で、提供できるご飯量について研究してまいりたいと考えております。	保健給食室	R4.7.7	R4.7.20
161	バイク(原付2種スクーター)がピアノ池横の歩道を走っていたことについて	7月19日15時30分頃、ピアノ池に並行する道路(右に府営1棟、5棟がある道路)で原付2種(ナンバー4桁は〇〇)が歩道を走っていた。そのバイクは右折しておそらく府営5棟方面に入っていた。そのことからおそらく府営5棟周辺の住民と思われる。道路交通法違反であるため警察の捜査の上、検査をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。	市民総務室	R4.7.20	R4.7.20
162	〇〇の「大阪府受動喫煙防止条例」違反について	〇〇の〇〇の「大阪府受動喫煙防止条例」違反について。 〇〇の2階の打席(51~56番)の通路には喫煙エリアと称してソファ2脚とスタンド式灰皿6個を置いて喫煙所としている。 「改正健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」ではこの種の施設は屋内は禁煙にすることになっている。喫煙所を設置するなら、屋外に設置しなければならない。もし屋内に設置するなら、基準を満たした密閉型の独立した部屋でなければならない。 しかし、〇〇は前述した通り、2階打席後ろの通路にソファと灰皿を置いただけの喫煙所を違法に設置している。ここで喫煙すればタバコ煙が四方八方に拡散し受動喫煙の害をバラまくことになる。 「改正健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」が2020年4月に全面施行されてから、もう既に2年以上が経過しているにも関わらず、このような違法な状態を臆面もなく確信的に続けているのは非常に悪質である。即刻〇〇通路の喫煙所を撤去廃止させるべきである。 またこの様な違法な行為を2年以上も指導もせず放置したことは、吹田市の行政としても怠慢である。この怠慢さを挽回するべく至急に措置してもらいたい。	〇〇は、改正健康増進法における「第二種施設」に該当します。第二種施設は、屋内については原則禁煙となるものの、屋外については喫煙所の設置が認められており、また、屋外に喫煙所を設置する場合における構造等について、特段の制約がございません。 御指摘の喫煙所については、その周囲が側壁により半分以上覆われていないこと等から屋外喫煙所に該当するものの、この度の御意見を受け、施設の管理権原者に対し、喫煙所へのパーテーションの設置や密閉された喫煙専用室の設置等の対応策の提案を行い、望まない受動喫煙を防止するための対策について御検討いただける旨の返答を得ております。	健康まちづくり室	R4.7.7	R4.7.21

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
163	岸部中一丁目61番25の大規模開発事業構想手続きの無効の要請	岸部中一丁目61番25の大規模開発事業構想は、法律で定められた緑地面積を大きく満たしていません。駐車場についても法律で定められた緩和条件である緑地面積を満たしていないことから、法律で定められた駐車場が不足しています。法律を犯していることを事業者に指摘しても、修正図面の提示もなく、適法な計画を示すことなく、大規模開発事業構想手続きを完了させることは考えられません。 緑地・駐車場の不足を満足させるには、建物形状を変更するしかなく、構想は大きく変わります。 不法な不適切な構想での大規模開発事業構想の手続きは、構想が変わることを前提とした住民説明であり、住民説明の意味がありません。 違法な開発事業と判っていて、市役所は構想手続きを認めるのでしょうか？ よって、大規模開発事業構想の手続きの無効を要請します。	「吹田市開発事業の手続等に関する条例」における大規模開発事業の構想段階の手続きは、開発事業に係る具体的な設計に着手する前に事業者から関係住民に対して早期の情報提供を行い、その後の意見書、見解書等の手続きを進めることにより、関係住民の意見が事業計画に反映されるなど、より周辺環境に調和した事業計画(設計)になることを期待し、手続きを定めたものです。 構想段階の事業計画は、設計に着手する前のものであることから、構想で示された内容が設計段階において、変更されることは、より周辺環境に調和した事業計画になるものと考えており、今回の構想手続きについて問題はないと考えています。 今後、関係する法令や条例適合について協議・審査してまいります。	開発審査室	R4.7.8	R4.7.22
164	北千里駅周辺での歩きタバコについて	7月10日17時40分頃、北千里駅の公社1棟からピアノ池に向かう市道のピアノ池付近の歩道で上は白、下は黒っぽいズボンを履いた60〜70代くらいの男が歩きタバコをしていた。 この前の要望では、市側で新たな張り紙を検討いただくこととなり感謝している。 当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化、また市側でも新たな対策をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、新たな啓発看板の設置を検討させていただきます。	環境政策室	R4.7.11	R4.7.25
165	吹田市の職員は個人情報に他を漏洩していると思う	私は障がいがあるのですが、数年前から福祉作業所やグループホームのチラシがたまに入らなくなりました。 それも障がいが発覚してからです。その前はそのようなチラシが入ったことはありません。 当然たまたま入ったのならいいのですが、その福祉事業所のチラシが投函されていた日に、隣の郵便受けを覗くと数枚のチラシが入っていましたがその家の郵便受けには福祉事業所のチラシは入っていませんでした。 去年も隣には入ってなくて自分のところだけに入っていたので、これは市側が事業者にごこの誰が障がい者であるかを、意図的に漏らしたものであることは明らかです。 ちなみに隣の家には今まで一回も福祉事業所のチラシが入っているところを見たことはありません。 私も以前、塾でポスティングをやってましたが、ポスティングは全戸配布なのでチラシ禁止とかでない限り特定の家に入れられないことはしません。 ちなみにその家はチラシ禁止ではありません。 なんでこのようにごこの誰が障がい者であるかという情報を市側が福祉事業者に漏洩するのか。 こんなことあっていいのか？ いいはずがない。 記者会見もの大問題ですよこれ。 もし会見しないというなら、今後同じようなことが起きた時に動画で証拠を撮って送ります。	本市の保有する個人情報につきましては、吹田市個人情報保護条例によって法令等の規定に基づくときや、本人の同意に基づくときなど以外外部提供が制限されており、本市においては当該条例に基づいて適切に取り扱っております。	障がい福祉室	R4.7.11	R4.7.25

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
166	ももの木公園に設置された柵について	<p>桃山台2丁目のももの木公園のしげみに入れないようにするための柵が先日突然設置されたことについてです。</p> <p>設置理由としては、毎週木曜日にゲートボールをされているご年配のグループのうち、男性二人が毎回その場所で放尿すること。</p> <p>お仲間がどんなに注意されても止めないために柵を作るよう市にお願いしたと、そのお仲間の女性ご本人から聞いております。</p> <p>聞いた時はよく内容が飲み込めなかったのですが、実際柵を見て驚きました。子供達が秘密基地のように入り込み、とてもよく遊ぶ場所だったからです。</p> <p>大人の男性が放尿している場所と知らずに、子供達が遊んでいたことにも、そんな非常識な人間のために税金を使って柵を作り、更には何の罪も無い子供達の遊び場所を奪われたことにもたいへん憤りを感じます。</p> <p>張本人は特定されているのですから、放尿を止めさせるよう警告し、汚した場所を洗浄させ、柵を撤去させる等の対処は出来ないのでしょうか？</p> <p>ももの木公園では、毎日たくさんの子供が元気に遊んでいます。</p> <p>柵を作った場所は、秘密基地にしたりおままごとをしたり子供の大好きな1角なのです。</p> <p>非常識な二人の大人のために、そんな場所を奪われるのはどうなのでしょうか。</p>	<p>一部の公園利用者のマナー・モラルに関する苦情要望は多く、公園管理者としても対応に苦慮している状況です。</p> <p>今回の件につきましては、要望者の意向に沿う形で対応したのですが、大人では死角にならない程度の高さに樹木を剪定し、併せて啓発看板の設置を行うような対応策に変更することを検討し、早期に柵の撤去をしてまいりたいと考えます。</p>	公園みどり室	R4.7.12	R4.7.25
167	スブラッシュパーティーのチラシ	<p>スブラッシュパーティー開催チラシについて、なぜ女性ばかりがうつった写真が使われているのでしょうか。裏面左上の丸く切り抜かれた写真については、意図が全く理解できません。女性の下半身に向けて水をかけるかのような印象を受けます。これはどういう意味でデザインされたのですか？</p> <p>性の商品化が問題視される中で、なぜこのようなビジュアルが庁内で許可されたのでしょうか。</p> <p>担当課及び男女共同参画の見解もお聞きしたいです。</p>	<p>1)スブラッシュパーティーのチラシに使用している写真については、楽しいイベントの様子が少しでも伝わるものという視点で選ばせていただいております。</p> <p>また、裏面左上の写真については、こちらが作成したデータと印刷の仕上がりが異なったものとなってしまったことによるもので、意図して作成したデザインではございません。データと仕上がりが異なってしまった原因については不明ですが、こちらの確認不足もあったことから、今後は二度と同様のことが無いよう気を付けて参ります。</p> <p>今回、〇〇様から頂戴した御意見も踏まえ、より多くの方に楽しみにしてもらえ、イベントとなるよう引き続き取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>2)人権政策室では、各所属へ、市民の方に向けたチラシや広報等の刊行物、作成する文書の中で性別に基づく固定観念にとらわれず、人権を尊重した表現を行うことが必要であることを周知しています。</p> <p>今後も、男女共同参画の視点に留意するよう周知を徹底してまいります。</p> <p>(担当:人権政策室)</p>	人権政策室、シティプロモーション推進室	R4.7.14	R4.7.25

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
168	吹田市にある選挙ポスターにいたずらで鎌倉殿や北条政子と書かれたものが貼られていたことについて	<p>7月10日の朝から夕方にかけて、吹田市の北千里から千里中央方面へ片側2車線の市道(バス道路)を上がった左側にある選挙ポスター(吹田 167-2)の3と5の欄に、鎌倉殿と北条政子という候補者とは関係ない人物名が、手書きで書かれたものが貼られていました。</p> <p>当方、バス乗車中の信号待ちのときに発見し用事が終わってから証拠の写真と動画を撮りに行きました。</p> <p>選挙ポスターにいたずらするのは、犯罪ではないのですか？ この行為を行った人物の特定・厳重な処分をお願いします。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>今回のポスター掲示場への行為につきましては、公職選挙法第225条に違反する可能性があります。違反行為に該当するかの判断は司法当局となります。</p> <p>また、該当するポスター掲示場につきまして、撤去時点においては現認することができませんでしたが、吹田警察に本案件について報告させていただきました。</p> <p>今後、このような行為があった場合には、警察とも連携しながら、厳正に対処してまいります。</p>	選挙管理委員会事務局	R4.7.11	R4.7.26
169	公園利用での危険を守る対策をどうかお願いします	<p>公共の場であり「むらさき公園」で心無い行為をする特定の人物がおり、いつか誰かに危険が及んでしまうのではないかと先々の不安が絶えません。</p> <p>公園で禁止しておりますゴルフを実際のボールを使用して60-70mくらいの長距離(むらさき公園の端から端まで)を打っている特定の人物がおります。</p> <p>山田地区、高野台地区に有ります大きなむらさき公園では毎日の様に沢山の子供達が元気に遊んでおります。お年寄りも散歩をしています。ペットの散歩や安全なスポーツ等でも賑わっています。</p> <p>吹田市公園みどり室さんへ看板設置強化の依頼をしました。その後迅速な対応を頂き公園各所8枚くらいの「ゴルフ危険」、「ゴルフ禁止」の看板の設置をして頂いた事には大変感謝しております。</p> <p>それにより看板設置前は数名ゴルフをやっていた人物がおりましたが特定の1人を除いては看板設置効果によりゴルフを辞めて頂けました。特定の1人だけは警察をも完全無視するかたちで現在も週間に数回もゴルフを行っております。</p> <p>今でも特定の人物によるゴルフ禁止行為が毎日の様に続いております。</p> <p>その都度警察官が厳重注意に来て特定の人物を職務質問して注意を促しているのですが、全く反省の色も無く警察官が厳重注意した翌日には怒りずにまたゴルフを行っている次第です。</p> <p>このままではこの素晴らしい大きな公園で子供達、お年寄り、散歩など様々な方が危険行為にさらされ安心してこの公園を利用する事が出来ません。</p> <p>しかもかなりの広さの面積を1人で占有して禁止危険行為を行っているのではなく、近寄ることも出来ず子供達も公園で遊べる場所が無いのが現状です。</p> <p>いつか飛んできたボールで大けが又は死亡などあってはならないです。それからでは完全に手遅れです。</p> <p>この特定の常習犯の人物を完全排除させる意味でも吹田市独自の条例等で罰則ルールを設けてもらうことは出来ないのでしょうか。もし市としても罰則ルールなど設ける事がどうしても出来ないのであれば、逆にこの先どの様な対策を講じて頂けるのかも疑問です。</p> <p>特定の常習犯を完全排除出来るかはわかりませんが、簡単に思いつく事としては市による巡回による厳重注意くらいしか思いあたりませんが、警察官の厳重注意を完全無視している様な人物ですので、たぶんそれも効果は全く見込めないとは思いますが、特定の人物を排除する為には警察及び市による巡回での厳重注意を何度でも行うしかないのでしょうか？</p> <p>誰もが幸せなよりよい暮らし、安心安全で暮らせる様心から願っております。</p> <p>現場となる公園は「むらさき公園です」山田下交差点から100m南千里よりの右手の大きな公園です。公園が2分割されていますが、大きい側も小さい側も両方で危険行為をおこなっております。</p> <p>特定の人物は40代の男性1人だけです。(毎回警察の厳重注意を振り切る同じ人物の常習犯です)禁止行為は主に平日、土日の17時台-18時台ごろに多く行っています。</p>	<p>公園みどり室では、パトロールのための人員が確保できないことから、通報に対して早急な対応ができず申し訳ございません。また、警察からの注意に対しても改善されない方に対して、市職員等から注意では効果が得られないと考えられるため、対策に苦慮しております。</p> <p>また、一部の公園利用者によるマナー、モラルの対する苦情、要望は多く寄せられておりますが、公園内での禁止行為について都市公園条例等で罰則を定めることは、様々な検討も必要であり直ちに改定することは難しいと考えております。</p> <p>注意看板の増設と定期的なパトロールを引き続き行って参ります。</p>	公園みどり室	R4.7.12	R4.7.26
170	片山体育館 クライミング教室	<p>孫にせがまれたクライミング教室に今日(7/16)行きました、近くが閉鎖で離れた駐車場に停め、体育館に行く中止の張り紙、受け付けの女性曰く、壁が濡れているとの事、連絡がないのは何故かと聞くと、連絡はしないとの事、ガッカリする孫とトボトボと駐車場へ、料金を払い家へ、全く市民の側に立った対応でなく、ガッカリ。</p>	<p>片山市民体育館のクライミングウォールは、屋外に設置されており、雨天時はクライミングのホールド及び壁が濡れることで滑り落下する危険性が高まることから、安全管理上の理由でクライミング教室を中止とさせていただきます。</p> <p>また、天候等の影響による開催の有無につきましては、申し込み時に、教室開催当日の12時以降にお問い合わせをいただくようお願いをしております。</p>	文化スポーツ推進室	R4.7.19	R4.7.26

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
171	子ども達の自習室について	西山田公民館にて夏休みの自習が可能との事ですが、他にも自習可能な公民館はありますか？	子ども達の自習室につきましては、西山田地区公民館以外では山五地区公民館で実施しております。 期間は夏休み期間中(8月24日まで)の午前10時から午後5時まで(12時から13時は閉館)、対象は小学生以上となっております。ただし、主催講座や貸室で使用していない部屋を対象としておりますので、来館前に電話でご確認いただきますよう、お願いいたします。 また、新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため、人数制限を設けております。御理解と御協力をお願いいたします	まなびの支援課	R4.7.19	R4.7.26
172	豊津公園	豊津公園に池があるのですが、池の水が泡立って大変汚いです。暑くなると子供達が水遊びをしたりしているのですが、衛生上危ないのでは…と気になります。掃除などはされないのでしょうか？ 大変良い公園なので、水が綺麗ならなあと思います。	豊津公園につきましては、夏場を中心に年7回の清掃を行ってはおりますが、あくまでも修景池であり、池の中で遊ぶことを前提とはしていないため、殺菌ができる設備も備え付けられておりません。 夏場は水が泡立ったり、見た目にも汚く見えることがあるため、定期的な清掃等を行ってまいります。	公園みどり室	R4.7.20	R4.7.26
173	ピアノ池の府営5棟付近で若い男が設置されている鉄棒のようなもので懸垂をしていたことについて	7月27日21時30分頃、吹田市藤白台の府営5棟付近のピアノ池と反対側の府営5棟の横に生えている草のあるところの鉄棒のようなもので若い男が懸垂をしていた。 私が動画を撮ろうとスマホを構えるとその男は鉄棒から降りて休憩するそぶりをしていました。私はそのまま家に帰ったが、その男はまだ続けていたと思う。 3点質問がある。 1. この鉄棒は遊具なのか？ 2. 懸垂などして遊んで構わないのか。 3. そして誰が設置したのか。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.7.28	R4.7.28
174	JR岸辺駅北口における条例及び健康増進法29条違反の喫煙について	JR岸辺駅の北口での条例違反の喫煙が一向になくならない(写真参照)。ピンク色の紙で「困っています」と貼り出しているが、効果がないようだ。 埼玉県ではタバコの吸い殻を不法投棄した男が廃棄物処理法違反で逮捕された。 この件の新聞記事を貼り出してはどうか？ そっちの方がよっぽど抑止力があると思う。 それと跨線橋の階段にもタバコの吸い殻が投棄されていた。 ここは屋根がある場所で壁に囲まれているので健康増進法29条違反の喫煙があつたことになる。 健都とは名ばかりという他にない。 禁煙をきちんと守らせるべきだ。 ※写真については公表しておりません。	本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きタバコを禁止しております。 また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域(JR岸辺駅周辺など市内9か所)を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 いただいた内容につきましては、今後の啓発方法の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.7.15	R4.7.29

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
175	ヘアサロンにおける健康増進法違反2件	健康増進法違反2件の通報です。 ヘアサロン〇〇の店内に灰皿が設置されていたのを見かけました(写真参照)。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 この前にも通報した〇〇のヘアサロンの店内に相変わらず灰皿が設置されていました。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 ※写真については公表しておりません。	(1)ヘアサロン〇〇 現地を訪問し、管理権原者に対して、現在の状況は健康増進法に違反しており、喫煙器具の撤去が必要である旨について指導を行いました。 (2)〇〇のヘアサロン 管理権原者に対して、現在の状況は健康増進法に違反しており、喫煙器具の撤去が必要である旨について、文書により改めて指導を行います。	健康まちづくり室	R4.7.15	R4.7.29
176	学校でコロナ感染者が出た場合保護者には知らせるべき	ご存じの通り、吹田市でも10代以下のコロナ感染者が多く、学級閉鎖に至らなくとも体調不良やコロナ感染、家族感染の濃厚接触者で学校に出席できない児童生徒が増えています。特に子供の学級で感染者が出ていたことを知らせてもらえていないため、いつの間にか感染、知っていれば家庭内で隔離していたかもしれないのに、知らなかったため兄弟にも感染していたというケースもあります。乳幼児に感染すれば、命取りにもなります。何度でも申し上げますが1人でも感染者が出た時点で同じクラスの生徒には通知すべきですし、インフルエンザでも各クラスの感染者数など通知があったのにコロナに関してのみ吹田市内の全ての小中学校で学級閉鎖になるまで、なんの知らせも保護者にしないように示し合わせておられるよう見受けられます。それで感染が治っているならいいですが、広がる一方です。人権に配慮して感染を知らせないなら、人命に配慮して感染を知らせる道は取れないのでしょうか。吹田市は一体何を守ろうとしているのですか。	児童生徒等の感染者情報等は、本市の基本的な方針に基づいて提供しています。 公立小中学校で陽性者が出た場合、教育委員会で濃厚接触者の特定を行っており、関係する児童生徒には個別にお伝えしています。濃厚接触者とならなかった場合でも、注意喚起が必要と判断された場合、クラス全体に情報提供しています。 家族感染の濃厚接触者として自宅待機中の児童・生徒が陽性となった場合等、学校内で感染拡大の恐れがないと判断されたときは、クラスに陽性者が出ていても保護者に周知はしておりません。	保健給食室	R4.7.19	R4.7.29
177	道路の件	昨年からの耐震水道工事と称して道路の表面がガタガタで自転車等での通行が不便な所があります。主だった道は補修していますが少し離れた道は以前より悪路です。いつ綺麗な道路になるのでしょうか？又応急処置で治しているのでしょうか、補修の仕方が適当でとても悪いと思います。早く治して下さい。	工事跡を自転車等での通行の際には、ご不便をおかけしています。 本市水道部では、令和4年3月末までの工期により、耐震化を伴う水道管の更新工事を行いました。その工事跡の道路本復旧工事を令和4年度第3四半期の契約にて予定しています。 また、通行の際にご不便を感じておられる場所を特定のため、ご連絡いただければと思っています。 工事完了まで、いましばらくご不便をおかけしますが、御理解の程よろしく願います。	工務室	R4.7.21	R4.7.29
178	食品店でノーマスク	食品販売のお店で店員がマスクをしない店舗があります。 こういった場合は、どこに報告したらいいのでしょうか？ 食品の盛り付けの際にお金を触った後に消毒せずに盛り付けをしているし、一部の店員はマスクをしていません。飛沫が食品にとびます。 暑いのもあるし、不織布が苦しいなら、ひんやりマスクやビッタマスク、芸能人がよく使っている口元を被う透明のシールドでもいいのですべきです。 店名 〇〇	今回ご相談いただいた内容を踏まえ、食品衛生上の危害防止のため適切なマスク着用、調理の作業前後における手指消毒の徹底等、必要な衛生管理を実施するよう口頭指導を行いました。 ご指摘にありましたマスク着用については、食品衛生法では食品取扱者は必要に応じてマスクを着用することと定められているため、着用ルールは事業者の判断となります。	衛生管理課	R4.7.25	R4.7.29

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
179	北千里駅周辺のベンチでの飲酒について	7月31日18時45分頃、北千里駅のりそな銀行前のベンチで高齢の男が酒のようなものを持って飲んでた。 こちらが何を持っているのか見ていたところ、男は睨んできた。 この場所では飲酒は禁止ではないのか。 市職員等の巡回の上、注意、張り紙の内容の検討などお願いします。 この場所ではたまに学生や中年男がたむろして騒いでいるのでそういうことをしないようにお願いします。	当該施設の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、当該管理者へ直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。	市民総務室	R4.8.1	R4.8.1
180	北千里駅のロータリー等、駅周辺に大量にタバコの吸い殻がポイ捨てされていることについて	7月17日早朝、北千里駅ロータリーで清掃活動中に大量にタバコの吸い殻が落ちていました。 50本ほどはあったかと思えます。 ロータリーの内側(歩道と逆側)に特に多く、おそらく車内で吸ってそのあと運転席から路肩にポイ捨てしているものと思われます。 当然、日本車は右側が運転席ですから左側の歩道側にはほとんど落ちていないのも納得です。 イオン1階のスタバ前の道路の右側の路肩にも落ちてますし、阪急バス1番乗り場付近から右折してショートカットするところの道路端にまで数本落ちていました。 一番ひどかったのはロータリーを右折で出て、片側2車線道路に入った信号のところ(右車線に入るとふじしろ幼稚園方面へ直進、または北消防署方面に右折)。ここの中央分離帯には20~30本ほど落ちていました。 清掃活動は10年以上やっておりますが、始めた当初(2005年頃)は50本は捨てられていてひどかったものの、コロナ前の2019年はほとんど吸い殻は落ちていませんでした。 ところがコロナが落ち着いてきて再開したのを知って参加した先日、昔と変わらないくらい落ちていて愕然としました。 清掃活動中にゴミ袋がタバコの吸い殻の山でタバコ臭かったのなんて10年以上ぶりでした。 吹田市は市内全域禁煙など条例改正で努力してきたはずですが、しかし、私が最近違法喫煙している者を頻繁に見かけるように違法喫煙者やポイ捨てする者の数は減るどころかむしろ昔に戻っています。 このままでは全国的な凶悪犯罪の増加とともに北摂の治安の問題にもつながります。 隣の豊中市千里中央にはたまに行きますが、行動圏や商圈がかぶっているのに北千里と違って歩きタバコやポイ捨てをほとんど見たことがありません。 早急にこの問題をなんとかしてください。駅周辺や特に多い片側2車線道路のところ(ロータリーは右側路肩)には近隣住民、通行人から苦情が来ているので喫煙、ポイ捨て禁止の大きめの看板を立てていただけますようお願いいたします。	御連絡をいただきありがとうございます。 本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園での歩きタバコやポイ捨てを禁止しております。 御指摘の片側2車線道路につきましては、見通しが悪くなることから、看板の設置をすることができません。 引き続き粘り強く、環境美化の啓発活動を行ってまいります。	環境政策室	R4.7.19	R4.8.2
181	北千里駅周辺での歩きタバコについて	7月17日12時頃、北千里のアルカ薬局前で上は紺色の薄毛の中年男がアイコスのようなものを手にしていた。 これは歩きタバコをしていた、あるいはこれからしようとしていた明白な証拠である。 アルカ薬局前の壁には近隣住民・通行人から苦情が出ているので禁煙・歩きタバコ禁止の張り紙を貼っていただけますようお願いいたします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.7.19	R4.8.2

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
182	草刈りについて	古江台1-27-8の裏の斜面の草刈りをお願い致します。 数年前に土砂崩れがあり、法面工事をして以来一度も草刈りが行われず、草が生い茂り見た目も悪いです。 本日は、法面の下の排水溝に沿って1mほどの、草刈りは行っています。 今後法面についても 定期的に草刈りをお願い致します。 まずは、早急に法面の伸び放題に生い茂った草刈りをお願い致します。 宜しくお願い致します。	裏の法面が崩れた際には、大変ご迷惑をおかけいたしました。 復旧後は、種子吹付を行い法面の定着を図るため、草刈りを行わずにきたものですが、令和元年度の工事完了後、今年度で3年を経過するため、草刈りの実施について調整を図らせていただきます。	公園みどり室	R4.7.21	R4.8.3
183	吹田市市長後藤圭二様	7月21日に出された市長メッセージを読みました。換気とワクチン。吹田市の週間陽性率をご存じでしょうか。50%を超えており感染の中心は10代以下の子供たちです。発熱外来のある小児科の電話は繋がらない、検査ができないほど感染が蔓延しています。陽性率の高さから明らかに検査は不足しています。なぜこんなに感染が広がるのか。吹田市の小中学校は15%の感染者が出るまで父兄に知らせず学級閉鎖のお知らせが来た時にはもう家庭内まで広がっています。ワクチン3回目、10代で4日間も38℃以上の熱が出ることもご存じですか？ワクチンと換気を訴えられるのみでは感染の情報すら隠蔽し続け市民の努力まかせなら、市長の仕事って、なんですか。毎回市長メッセージは読んでますがっかりするだけです。	令和4年7月21日付け市長メッセージにつきましては、新型コロナウイルス感染症が急拡大し、医療提供体制がひっ迫している状況を踏まえ、基本的な感染症対策の徹底、並びにワクチンの早期接種について、市民の皆様に向けて広くお伝えするために発信したものです。 市内の小中学校での対応につきましては、令和4年1月26日付け大阪府教育庁通知「府立学校における今後の教育活動等について」を参考に基準を設定しています。 また、児童生徒等の感染者情報等につきましては、陽性者がした場合、濃厚接触者として関係する児童生徒には個別にお伝えしています。なお、濃厚接触者とならなかった場合でも、注意喚起が必要と判断された際にはクラス全体に情報提供を行っています。 本市としましても、新型コロナウイルス感染症対策に係る情報の更なる周知や、ワクチン接種の促進に関する発信などを通しまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて取り組んでまいります。	秘書課	R4.7.22	R4.8.4
184	プールでのスマートデバイス使用について	片山プールにて、リストバンドで覆っていましたが、「スマートウォッチは吹田市のルールにより使用できません」と係員のかたに注意をうけ、外しました。 しかし、自身の健康管理ツールとして普及していることから、今後利用できるよう検討していただきたいです。よろしくお願ひいたします。	スマートデバイス等の使用につきましては、プール内では他の時計との見分けがつきにくく、また、使用中に画面が割れ、ガラスの破片が散乱する等のリスクを避けることが困難であることから、使用をご遠慮いただいております。 上記リスクを避けることが可能な専用カバー(シリコンカバー等)をつけての使用につきましては、現在検討しているところです。	文化スポーツ推進室	R4.7.27	R4.8.4
185	豊津中学校の靴箱補修費用を吹田市が出さないのはなぜですか	豊津中学校のPTAに所属しており、会長から靴箱補修の予算をPTAから出さなければならぬとアンケートのメールが届きました。吹田市からは出ないと言われたそうですが、確かに中学の靴箱はボロボロで見栄えも悪く生徒の指に木の破片が刺さる恐れもありますし毎日使用する生徒の心にも暗い影響を与えるのではないかと思います。なぜ必要な学校の設備に吹田市からお金が出ないのですか？吹田市から出して下さい。	各小中学校には、教育目標や教育課程の実施、その他の学校運営に係る予算が教育委員会から配当されており、学校の裁量で必要な物品を整備、修繕等することができるようになっております。 また、靴箱の補修費用につきましても、各学校にて教職員の協議のもとに立てられた予算計画の一部に含まれるものであると認識しております。 今回いただいたご意見につきましては、当該校と詳細に情報共有を図りますので、今後とも本市教育行政への御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	学校管理課	R4.8.1	R4.8.4

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
186	吹田市新型コロナ受診相談センター平日以外の連絡先	<p>吹田市新型コロナ受診相談センターの平日以外の連絡先になっている電話番号にかけると、接続さえされず切れてしまいます。こちらのスマホの問題はありませんでした。</p> <p>回線が一杯であればそのようなアナウンスをしていただきたいですし、回線を一時的にも増やしていただきたいです。</p> <p>接続さえされず無音になったときの悲しさとかかり感は大変ストレスでしたし、パフォーマンスで番号だけ用意されているのかと疑いたくなりました。</p> <p>医療機関が一杯のときの検査先や方法ももっとわかりやすくサイトに載せてほしいです。テキストとリンクだけで凄くわかりにくいです。</p>	<p>平日夜間・休日の吹田市新型コロナ受診相談センターにおいては、電話の混雑により接続されなかった場合は、話中音が流れるようになっております。設備上自動的に切れることはありませんが、何らかの原因で接続が遮断されたものと思われます。今後につきましては、混雑中は自動アナウンスを流すようにできないか検討しております。</p> <p>電話回線数につきましては、現在、平日夜間・休日の回線数を一時的に増設していますが、それでも感染拡大中は繋がりにくい状況となります。お手数をお掛けいたしますが、お掛け直しいただくようお願いいたします。</p> <p>かかりつけ医で予約が埋まる等診察できない場合は、大阪府ホームページにて診療・検査医療機関を検索いただけます。本市ホームページ「新型コロナウイルスに関する検査について」において、検索画面のリンクを設置するとともに、受診相談に係るフロー図を掲載しております。今後もわかりやすいホームページの掲載に努めてまいります。</p>	地域保健課	R4.7.25	R4.8.5
187	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>7月22日19時頃、藤白台のピアノ池の横の公園からピアノ池にかけて上はピンク色の服、下は白いズボンで黒いカバンを所持した金髪の若い男が歩きタバコをしていた。</p> <p>ピアノ池と横の公園には近隣から苦情が出ているので歩きタバコ、ポイ捨て禁止の看板を立ててくださいますようお願いいたします。</p> <p>また巡回の強化も併せてお願いします。</p> <p>本当に最近は大変な状況です。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の公園等につきましては、啓発看板の設置を検討させていただきます。</p>	環境政策室	R4.7.25	R4.8.8

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
188	中学校運動場ナイター施設開放事業について	<p>“中学校運動場ナイター施設開放事業”に対する意見についてご回答いただきました(4吹都魁文第229-11号)。 残念ながら到底納得できる内容ではありませんでしたので、改めて以下10の質問についてご回答をお願いいたします。</p> <p>1.回答文中「集団による大声やホイッスルなどについて、利用団体には運営委員会を通じて注意を行った」とありますが、どのような形で実施されましたか。また、利用団体からはどのような返答や反応がありましたか。</p> <p>2.上記質問1の注意喚起実施後事態は改善されましたか。また、文化スポーツ推進室ならびに運営委員会は利用者による利用状況を適宜把握されていますか。</p> <p>3.回答文中「佐井寺中学校の照明工事を予定している」とありますが、具体的にいつどのような工事が行われる予定になっていますか。また、工程表等の資料は存在しますか。</p> <p>4.回答文中、佐井寺中学校の照明設備について「老朽化もあり光量を調整するためのルーバーの落下事故により一部取り外すなどしている」とありますが、安全性の観点から補修措置をとるまで使用を中止する必要はありませんか。また、当該照明設備を現状のまま使用するにあたり安全性を証明する資料等は存在しますか。</p> <p>5.回答文中、佐井寺中学校の照明設備について「老朽化もあり光量を調整するためのルーバーの落下事故により一部取り外すなどしている」とありますが、ルーバーを取り外した事が原因で学校外への漏れ光が発生していると解釈してよろしいでしょうか。であれば周辺住民への配慮の観点から補修措置をとるまで使用を中止する必要はありませんでしたか。またはありませんか。</p> <p>6.施設管理費の7割は税金で賄われている様ですが、使用料金は妥当ですか。</p> <p>7.当該事業が運動場を使用する事により、各中学校に利益等は発生していますか。</p> <p>8.吹田市ホームページ内「市民の声」へ前回意見と回答の公表を希望していますが一向に公開されません。「市民の声」に当該事業に関する事項がひとつとして挙がっていない事と関係がありますか。</p> <p>9.吹田市ホームページ内に、吹田市環境保全指導部が“新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連して”の中で生活騒音について記載されています。この内容について、当該事業主としての文化スポーツ推進室の見解をお願いいたします。また、可能であれば吹田市としての見解も併せてお願いいたします。</p> <p>10.大阪府条例第百二条について、当該事業主としての文化スポーツ推進室の見解をお願いいたします。また、可能であれば吹田市としての見解も併せてお願いいたします。</p>	<p>【項目1・2】「利用団体への注意」の実施形態。また、利用団体の返答等及び注意喚起後について 【回答】中学校ナイター開放運営委員会委員長・役員2名、市職員で現場を確認し、利用団体には「掛け声等の声を極力控えていただくようお願いしました。利用団体からは、「ホイッスルに養生テープを巻き、下に向けて鳴らすことで音を小さくします。」との返答をいただき、実際その場で音量が下がっていることを確認いたしました。また、毎月開催される利用調整会議において、その他の団体に対しても同様に、運営委員会から注意喚起をしていただいています。注意喚起後の利用団体の利用状況については、管理指導員を配置し随時利用状況を把握しており、運営委員会においても学校警備員等に聞き取りをしています。</p> <p>【項目3】佐井寺中学校の照明工事について 【回答】工期は、令和4年9月から令和5年2月にかけて、LED更新工事を予定しています。(実際の工事は、約2か月間を想定しています。)なお、工程表については、工事業者が決定していないため未定です。</p> <p>【項目4・5】佐井寺中学校の照明設備及び漏れ光について 【回答】ルーバーの落下事故については、他校の事例であり、その際、ナイター施設のすべてのルーバーを点検し、不具合のあるルーバーは、既に取り除いております。 また、毎年度の保守点検においても専門業者から報告を受け、ルーバーの安全性を確認しております。 なお、改めて、佐井寺中学校の照明について市職員が現地を確認するとともに、上記専門業者にも照明対象範囲外へ影響が出ていないことを確認しました。</p> <p>【項目6】使用料金について 【回答】4年に一度、使用料について市では見直しをしており、現在の使用料は妥当であると考えております。</p> <p>【項目7】各中学校の利益等について 【回答】本事業は、地域住民を対象としたものですが、秋から冬にかけて、開放事業が始まるまでの時間帯に、各学校の部活動にも利用されています。</p> <p>【項目8】吹田市ホームページ内「市民の声」の意見と回答の公表について 【回答】吹田市ホームページ内「市民の声」の掲載については、回答の翌月末としており、6月分は、令和4年7月29日(金)から掲載しています。(年度別13番・分野別209番)</p> <p>【項目9・10】「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連して」の中で生活騒音の見解及び、大阪府条例第百二条の見解について 【回答】中学校運動場ナイター施設開放は、地域住民が夜間においてスポーツ活動に参加する機会を確保することにより、市民の体力づくり及び健康の増進を図るとともに、体育・スポーツの振興の場としてスポーツに親しめるまちづくりに寄与することを目的としています。市内7校を開放しており、当該中学校においては、昭和60年から、開放しております。野球やサッカーの特性上、音を発生させないことは不可能ですが、夜間における活動となることから、必要以上に音が発生しないよう配慮し、開放事業を実施してまいりますので、御理解いただけますようお願いいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R4.7.26	R4.8.8

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
189	吹田市の「非核平和都市宣言」「平和の…」「安心安全…宣言」のプレートが、劣化で判読困難	<p>1)吹田市役所の駐車場北-阪急電車吹田駅ホーム沿いの植樹帯の中に有るプレート3枚が劣化で判読困難な状態です。速やかに改修を願います。⇒添付画像-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦がウクライナへの軍事侵攻に伴い、今年3月に吹田市長および吹田市議会議長名でロシア連邦大使館あてに、抗議文を送付されています。 ・「安心安全…宣言」は2008年に表明されておりますが、吹田市内には、多くの不安全な状況が… <p>2)吹田駅ホーム沿いの植樹帯の植栽の成長で、プレートの文字が隠れています。⇒植栽の剪定または位置替えをされたし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽周囲の生垣の竹材の劣化も甚だしく、割れています。 <p>3)片山公園内の「平和と健康の鐘」の説明板も劣化が著しく判読困難な状況です。「平和と健康の鐘」の設置趣旨に反しませんでしょうか？</p> <p>⇒添付画像-2</p> <p>4)上記のプレート及び説明板の維持管理が出来ていない状況から、吹田市の文化度が子供世代の教育面も含めて疑われると思います。</p> <p>⇒添付画像-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「言行不一致」という言葉が有りますので、改善により吹田市のブランドを高めて頂きますように。 <p>5)今回の投稿は、吹田市が8月5日に「市民平和のつどい2022」を開催される事に伴うものです。</p> <p>※吹田市長および吹田市議会議長様に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>①安心安全のまちづくり宣言の説明板について 御指摘いただきました「安心安全の都市づくり宣言」プレートについては、文字部分の一部塗装が剥げ、読み辛い状態にあることを確認しました。今年の秋ごろを目途に修繕を行う予定です。 (担当:危機管理室)</p> <p>②市役所の非核平和都市宣言等について 吹田市役所敷地内にあります「非核平和都市宣言」の宣言文につきましては、判読できる状態です。 引き続き適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。 (担当:人権政策室)</p> <p>③市役所の植栽、生垣について 御指摘の植栽については、プレートが見えやすくなるよう、剪定してまいります。また、生垣については、安全面も考慮し、修繕を進めてまいります。 (担当:総務室)</p> <p>④片山公園の説明板について 片山公園内の「平和と健康の鐘」の説明板につきましては、表面シートが劣化し見づらい状態で清掃等ではきれいになりませんので、更新等を検討して参ります。 (担当:公園みどり室)</p>	危機管理室、総務室、人権政策室、公園みどり室	R4.7.29	R4.8.8
190	片山保育所前の水道工事での掘削後の仮舗装に数センチの段差があり、危険	<p>昨年の12月頃に水道管の埋設工事をされて、その後追加工事が有るとの事で仮舗装のままです。既設路面より数センチ低く段差が有り、危険なので路面の平滑化願います。⇒添付画像-1</p> <p>1)片山市民プール前でもあり、幼児や児童の利用も多く、夏期での草履ばきでは足の怪我が。また幼児のブレーキ無しの自転車もよく見かけ、段差での転倒の恐れも有ります。⇒添付画像-2、3</p> <p>2)片山保育園前でもあり、送迎での自転車の利用も多く、前輪上に子供用のイスがある事から前方の視野が狭くなり段差が有る事による転倒の恐れが有ります。また夏祭りが行われています。⇒添付画像-4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年4月に東大阪市で親子3人乗りの自転車が幼稚園に向かう途中で転倒、3歳の子供がトラックにはねられて死亡事故も。 <p>⇒添付画像-5。名古屋市中で今年、道路掘削後の仮舗装箇所の道路の沈下による段差で自転車の方が4針の怪我の事故。</p> <p>※片山保育園・片山市民プール・公園みどり室・道路室・危機管理室(安心安全まちづくり宣言)に供覧願います。</p> <p>⇒添付画像-6。この時の水道工事では、カラーコーンの設置無し。ガードマンが不在です。利用者の安全確保が必要。</p> <p>※写真については添付しておりません。</p>	御連絡をいただいた箇所での段差を確認しましたので、一部必要な箇所を補修致しました。 当該部分を含め仮復旧部分につきましては、引き続き経過観察を行いつつ、必要な部分には補修を行います。	工務室	R4.7.27	R4.8.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
191	濃厚接触者の待機期間短縮について	<p>濃厚接触者の待機期間が短縮されることについてお伺いしたいです。これは、学校内でも適用されますか？私は6月にコロナに感染しました。娘が初めに感染し、4日後に夫が発熱、そこからさらに5日後に私と息子が発熱しました。それぞれ医療機関で検査をし全員がコロナ陽性でした。</p> <p>発熱前に抗原検査を受けていますが、陰性でした。周りの感染者に聞いても、家族内での感染まで4日以上かかっています。このことから、3日目で抗原検査陰性であっても、コロナに感染している可能性は十分にあるかと思えます。この状態で、校内でも短縮を適用すると、さらに感染が拡大するのではないかと心配です。ご回答いただければ幸いです。</p>	<p>文部科学省の事務連絡通知(令和4年8月1日)のとおり、濃厚接触者の待機期間の短縮については、学校内においても適用となります。ただし、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の観察や、マスクを着用すること等の感染症対策を求めることとします。</p>	保健給食室	R4.7.29	R4.8.9
192	待機児童への取り組みについて	<p>5月の保育園の利用調整に間に合うように申請を行い、利用保留になってからもうすぐ3ヶ月になります。10月には一斉申請が始まるので、もしかすると来年の4月まで預けられない、つまり仕事ができないのではないかと危惧しています。</p> <p>利用調整というのは、あくまでも今ある枠の人数内で行われ、現在利用している児の退園にともない検討される、というものでしょうか？</p> <p>利用希望に合わせて保育士の採用に積極的に取り組むなど、利用枠を広げるような対応は行っていないのでしょうか？</p> <p>毎年の利用希望数は、出生数などからある程度予測がつかずです。それにもかかわらず、ここまで入園できないのは市の怠慢ではないかと思えます。</p> <p>情報開示について、市のHPでは3ヶ月ごとに保育園の空き状況については報じていますが、待機児童の状況のページは令和4年4月のままです。</p> <p>どのくらいの待機児童がいるのか(何件の利用調整を行っているのか)は当然、把握されていることと思えますので、年度中の待機児童の数も適時に報じてはいかがでしょうか。</p> <p>吹田市への転入・転出を考える際の材料になると思えます。</p> <p>また待機児童となった場合の救済措置について、待機期間に認可外保育園やベビーシッターを利用する際の金銭的な支援・補助は行っていますでしょうか？</p> <p>あわせて、待機児童となった場合、その期間は物理的に働けないことから、本来は一定の生活費等の支援も行うべきと思いますがそちらの制度についてもいかがでしょうか？</p> <p>そうした制度がない場合、そして、どうしても待機児童の問題が解決できないのであれば、利用枠を広げる取り組みにあわせて上記のような金銭的な救済措置を市として検討していただきたいと思えます。</p> <p>最後に、子どもを預けることができず、働けないことは直接的に家庭の困窮につながります。仕事の継続性を重視して正社員(フルタイム)の場合の加点項目を設けているようですが、育休助成金がもらえる正社員の方よりも、パートや自営業のほうが保育園の利用可否は死活問題だと思えます。</p> <p>形式的には正社員とパート等の格差を是正する対策をとられているとのことですが、実質的には加点項目を設ける等による格差は依然として大きく残っていると思えます。</p> <p>市の就労に対する考え方として雇用の継続性を重視しているとのことですが、昭和型の雇用形態・家族構成を前提とした全くの時代錯誤の考え方であり、むしろ雇用の継続性がないからこそ、公助が必要となるのではないのでしょうか。即刻、改めるべき考え方だと思えます。</p>	<p>待機児童については保育所整備等により、令和4年4月には厚生労働省定義での待機児童数ゼロを達成したところでありますが、年度途中での入所となりますと利用希望施設によっては入所をお待ちいただいている状況です。</p> <p>一方で、月によって空きが出る施設もございます。各月1日時点の空き状況は、お問合せいただきましたらお答えしておりますので、通える範囲内での希望園の追記を検討していただければと存じます。今後も引き続き、全世帯のご希望に添えるよう努力してまいります。</p> <p>また、このたび頂いておりますご意見やご要望を参考とさせていただきます、引き続き、制度の改善に努めてまいりますと考えておりますので、何卒よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。</p> <p>また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。</p> <p>令和5年4月1日からの利用調整基準は、現時点では大きな変更を予定しておりませんが、今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.7.29	R4.8.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
193	吹田市の胃がん検診の件	<p>7月に、初めて吹田市の胃がん検診を受けました。費用は市報等で2000円となっていましたが、受診時、65歳以上は無料とわかり、個人的には大変助かり、御礼もうしあげます。</p> <p>しかし、疑問があります。65歳以上の人々にはやさしい市政ですが、本当に無料が正しいのかということです。私は反対です。</p> <p>無料はやめ、65歳以上にも2000円を徴収し、その費用を日本の将来を託す子供たちのための教育あるいは子育て等に使うべきではないかと思いました。</p> <p>吹田市がどの程度、教育・子育てにコストをかけているかは不明ですが、高齢者にやさしい市政をそろそろ見直し、もし他にも無料があるのであれば高齢者にもある程度コストを負担してもらい、その費用を若者達にまわし、吹田市の将来をになう人々に役立てていただくことを希望します。(有料では受診者が減り、結果的に対応がおくれ、入院費が増え、医療費が逆にかかりデメリットが多いことが一因かとも推察されますが・・・)</p>	<p>本市の自己負担金額につきましては、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」により、特定の行政サービスを利用する方と、利用しない方がおられるなか、利用することにより利益を受ける方は、その利益に見合うだけの負担をお願いするという受益者負担の原則を基本としております。</p> <p>今回いただきました御意見は、御本人様の個人的内容ではなく、「受益と負担の公平性」を担保するために、より広い視野に立脚され、本市行政サービスのあべき観点から御意見を賜ったものと理解しております。</p> <p>なお、現在、本市の胃がん検診をはじめとする各種検(健)診において、65歳以上の受診者の自己負担金額を無料としていることにつきましては、「受益者負担の原則」の例外として、受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期予防など健康の保持増進に繋げるための施策として、また高齢福祉の一環で市民の方が低廉な負担で、検(健)診制度を効果的に利用できるよう政策的な判断から実施しているものでございます。</p> <p>そのため、政策的な判断にあたっては、定期的に現状を分析し、状況に応じて改定することが肝要であり、今後は、他市の事例や取組方針、制度等を踏まえ、受益者負担の原則と行政サービスを両輪とし、トータルコストで費用対効果を判断していく必要があると考えおりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	成人保健課	R4.8.5	R4.8.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
194	北千里駅周辺のロータリーや道路にまた大量にタバコに吸い殻がポイ捨てされていた	<p>7月24日早朝、北千里駅ロータリーで清掃活動中に大量にタバコの吸い殻が落ちていました。</p> <p>前回よりは減りましたが、私が拾った分だけでも20本以上はあったかと思えます。</p> <p>あと昨日は駅から公社1棟へ向かう歩道橋にも吸い殻が1つ落ちていました。ロータリーの内側(歩道と逆側)に特に多く、おそらく車内で吸ってそのあと運転席から路肩にポイ捨てしているものと思われます。</p> <p>当然、日本車は右側が運転席ですから左側の歩道側にはほとんど落ちていないのも納得です。</p> <p>イオン1階のスタバ前の道路の右側の路肩にも落ちてます。</p> <p>清掃活動は10年以上やっておりますが、始めた当初(2005年頃)は1人あたり50本は捨てられていてひどかったものの、コロナ前の2019年はほとんど吸い殻は落ちていませんでした。</p> <p>ところがコロナが落ち着いてきて再開したのを知って参加した先日、昔と変わらないくらい落ちていて愕然としました。</p> <p>今回はマンでしたが、前回の清掃活動中にゴミ袋がタバコの吸い殻の山でタバコ臭かったのなんて10年以上ぶりでした。</p> <p>吹田市は市内全域禁煙など条例改正で努力してきたはずですが、しかし、私が最近違法喫煙している者を頻繁に見かけるように違法喫煙者やポイ捨てする者の数は減るどころかむしろ昔に戻っています。</p> <p>このままでは全国的な凶悪犯罪の増加とともに北摂の治安の問題にもつながります。</p> <p>隣の豊中市千里中央にはたまに行きますが、行動圏や商圏がかぶっているのに北千里と違って歩きタバコやポイ捨てをほとんど見たことがありません。</p> <p>早急にこの問題をなんとかしてください。駅周辺や特に多い片側2車線道路のところ(ロータリーは右側路肩)には近隣住民、通行人から苦情が来ているので喫煙、ポイ捨て禁止の大きめの看板を立てていただきますようお願いいたします。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園での歩きタバコやポイ捨てを禁止しております。</p> <p>御要望の大きめの啓発看板につきましては、作成の上、張替等対応させていただきます。</p>	環境政策室	R4.7.28	R4.8.10
195	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>7月31日19時頃、藤白台のピアノ池の近くの府営5棟付近でタバコのおいがした。</p> <p>付近にはリュックを背負った登山帰りのような中年男だけがマスクをせずに歩いていた。</p> <p>その男が吸っていたと思われる。</p> <p>付近には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>啓発看板につきましては、景観の観点からたくさん貼ることができませんので、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.8.1	R4.8.10
196	少子化対策強化	<p>日本の昨年の出生数は、最小の81万人で、もはや、災害レベルの非常事態です。ですから、少子化対策の大幅強化(出産費・人工受精費・給食費等無料、18歳以上(原則として学生は除く)の女性に3~4人以上出産を要請(3~4人以上出産の女性、3~4人以上の子供をもつ女性に給付金等支給など)をどうか早くお願いしたいです！</p>	<p>日本の出生数の減少につきましては、本市におきましても大きな課題であると認識しております。ご意見いただきました取組につきましては、本市でも、給食費等無償化などすでに一部取り組んでいるところではございますが、今後も国や府などの動向に注視しながら、引き続き少子化対策について取り組んでまいります。</p>	子育て政策室	R4.8.5	R4.8.10

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
197	おひさま相談、ことばの相談会のニーズと受け入れの実態	<p>就学を控えた子ども(年中～年長)の発音が気になるため、意を決して3月頃担当部署にお電話しましたが「年度末のため」という理由でその場では担当者から何らかの示唆があるわけでもなく、何も決まりませんでした。</p> <p>失望し、日常に忙殺される中、7月におひさま相談を申し込みましたが案内は10月。</p> <p>ことばのそうだん会の申込みも開始直後に枠が埋まり、悩みを抱える子育て世帯のニーズと人員配置のバランスが取れていないと感じます。</p> <p>子どもの発達と共に解消されることも多いと思いますが、コロナ禍により口元を隠した生活が続くことで相談のニーズは高まっているのではないのでしょうか？</p> <p>子どものことは大切ですがいつも情報や申込みタイミングにリーチできるわけではありません。</p> <p>無為に時間が過ぎていき、このまま申込みがかなわない場合はどうなるのか？とお聞きしても明確な対応は特に期待できないようでした。</p> <p>1. ことばの相談会の開催回数や人数は昨今のニーズの実態に合ったものでしょうか？また、ニーズはどのように計測しておられますか？</p> <p>2. 言語聴覚士の採用や勤務時間を増やすことは不可能なののでしょうか？</p> <p>3. おひさま相談の申込み～3ヶ月後の予約という実態を「子育て支援」としていかがお考えでしょうか？</p> <p>4. 言語に関わらず、子どもの発達に悩みを抱える保護者はただ「待つ」しかできないのでしょうか？</p> <p>5. 3歳頃までは発達に関する小冊子が郵送されてきたと記憶しております。就学前の子どもの保護者が発達を見極め、考えるきっかけになるコンテンツなど存在すれば教えて下さい。</p>	<p>お子さまの発音のことでご心配なところ、相談にすぐ対応できず、ご迷惑をおかけいたしました。また、この4月からおひさま相談を開設し、移行の時期であったとはいえ、ご不快な思いをさせてしまい、たいへん申し訳ありません。</p> <p>おひさま相談は、枠数を増やして順次ご案内しておりますので、よろしくお願いたします。ご質問いただきました5点につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>1. ことばの相談会について 昨年度は、ことばの相談会の開催を2回(1回の定員10名)予定していましたが、その内の1回は、開催日にまん延防止等重点措置が適用されましたので中止しています。結果として1回の開催となりましたが、それ以上の開催を求めるニーズはありませんでした。</p> <p>しかし、マスクを常時着用する生活の中では、口形を見る機会の少ない子どもは聴覚情報だけが手がかりとなります。保護者の皆様にとって発音の心配が増えると考え、今年度は相談会を3回開催することとしました。</p> <p>実際に1回目を開催したところ、昨年度と異なり申込者が多いことが分かりましたので、2回目の開催を待たずに、急速、相談会の開催を追加いたしました。今後とも、ご心配されている保護者の皆様にも少しでも早く対応できるよう、相談会の開催回数を検討してまいります。</p> <p>2. 言語聴覚士の採用等について 新たな採用や勤務時間を増やす予定はございません。</p> <p>3. おひさま相談の申込から3か月の待機が生じている実態について お子さまの発達等についてご心配されている保護者の皆様に対し、タイムリーにご相談を受けていただくため、相談枠を増設するなど待機期間の短縮に向けた取組を検討しているところです。</p> <p>4. 言語に関わらず、子どもの発達に悩みを抱える保護者はただ「待つ」しかできないのでしょうか？ 御意見を真摯に受け止めています。保護者の皆様の「ご心配なまま「待つ」苦しさ」を少しでも軽減できるよう、様々な取組を工夫しながら進めていかなければならないと考えています。</p> <p>5. 就学前の保護者が発達を見極め、考えるきっかけになるコンテンツなどについて 市内の子育て支援施設(のびのび子育てプラザ、児童会館・児童センター等)等に、「吹田の子育てを楽しむ本」を配架しております。ご自宅に郵送させていただきますので、御参照ください。</p>	子ども発達支援センター	R4.8.8	R4.8.10
198	北千里駅周辺での煽り運転について	<p>8月9日18時53頃、北千里からピアノ池に向かう道路のピアノ池を左折して府営藤白台1棟の駐車場に入るところで、歩道に上がるために自転車で車道中央に寄って停止したところ、後ろから来た〇〇の車の運転手がクラクションを長押しして煽ってきた。</p> <p>この男は左折時にもクラクションを鳴らして煽ってきたものである。私が煽ってんじゃねーよボケと怒鳴ると男はそのまま逃走。</p> <p>運転していたのは40代くらいの男。おそらく眼鏡をかけていたと思う。</p> <p>煽り運転はれっきとした犯罪であり、厳罰化しているので警察の捜査の上、検挙をお願いします。</p>	<p>警察に係る事案ですので、吹田警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.8.10	R4.8.10

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
199	公共施設に設置されているAEDについて	<p>山田小川地区でAED設置場所と利用できる時間を調べています。そこで問題なのが、利用できる時間です。</p> <p>全ての会館が開館時間帯だけとなっています。これを24時間のすべて利用できるようにしていただきたい。あっても利用できない！これは非、改善してください！東京都ではやっていると聞いています。即検討してください！</p>	<p>山田小川地区内で、AEDを保有している公共施設について、回答いたします。</p> <p>①山田第一小学校 教育委員会が市立小中学校に配備しているAED機器は、「当該校の児童・生徒及び教職員(隣接の市立幼稚園の園児を含む)」及び「保護者その他の施設利用者」への使用を主な目的としています。 設置場所については、各校で決定していますが、全ての学校が校舎内に設置しており、夜間のAEDの利用については、防犯上の問題から現状では困難です。 (担当:保健給食室)</p> <p>②山一地区公民館 本市の地区公民館にはAEDを設置しておりますが、施設内に設置しておりますことから、開館時間中のみでの使用となります。 御指摘のとおり、通年、24時間の使用を想定した場合、開館時間外においても対応できる体制整備や、施設内における配置上の課題、その他防犯対策やセキュリティ上の課題を解消する必要があります。 また、必要な時に機器の不具合で使用できないといった事態を避けるためにも、施設の閉館中に施設管理者による点検が可能な体制で運用しております。施設外に設置することも考えられますが、盗難やいたずらなどによる被害も想定されることから、現時点において御要望には添いかねます。 (担当:まなびの支援課)</p> <p>③山田ふれあい文化センター 市民部では市内の各市民センター、山田ふれあい文化センター、各コミュニティセンター、各市民ホールにAEDを設置しております。 AEDは、突発的な病人の発生に備え、常に万全の状態で使用できるよう維持管理する必要がある機器です。 施設の外側に設置した場合、盗難やいたずらの被害を受ける可能性もあり、万が一機器の不具合で使用できないといったリスクを避けるためにも、施設の閉館時間中に常時スタッフによる点検が可能な体制で運用しております。 (担当:市民自治推進室)</p>	市民自治推進室、保健給食室、まなびの支援課	R4.7.29	R4.8.12
200	先日お答え頂いた濃厚接触者の特定について	<p>市内学校での感染については教育委員会が濃厚接触者の特定を行っており個別に伝えていと回答頂きましたが、第7波になって一日数百人単位で生徒児童の感染が確認される中、一体吹田市教育委員会では何人の人員でその作業を行われているのでしょうか。そんなことが可能なのでしょうか。</p> <p>実際私の子供も感染し明らかに同じ学校の生徒からだと思われませんが、吹田市教育委員会から連絡も聴き取りもありませんでした。他の感染した児童生徒保護者からもそのような連絡が吹田市教育委員会からあったと聞いたことはありませんし、そもそも無理だと思います。</p> <p>なぜそんなに頑なに情報公開を拒むのかさっぱりわかりませんが、学校で感染者が出た場合の情報公開、一人出れば最低でもクラスの保護者には知らせるようになって下さい。</p>	<p>市内公立小中学校から児童・生徒の陽性者の報告があった場合、学校へ聞き取りを行い、学校教育活動内における濃厚接触者の特定を教育委員会で行っております。関係する児童生徒には学校を通して個別にお伝えしています。濃厚接触者とならなかった場合でも、注意喚起が必要と判断された場合、クラス全体に情報提供しています。教育委員会が関係する児童・生徒に直接連絡することはありません。</p> <p>教育委員会として、学校における感染リスクを見極めながら子供たちの学びの保障と安全の両立に注力しています。引き続き、感染防止対策(3密の回避、マスクの着用、手洗い、こまめな換気等)を徹底しつつ、感染状況や文部科学省の対応ガイドライン等を踏まえ対応してまいります。</p>	保健給食室	R4.8.1	R4.8.12

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
201	濃厚接触者の特定は吹田市教育委員会が行っていると回答頂いた件	<p>毎日数百単位で発生する学校の濃厚接触者を吹田市教育委員会が特定している件、そもそも今学校以外では感染者が濃厚接触者と思われる人に自分で通知することになっているはずで子供にそんなことはできないし学校に基本的にスマホは持ち込めないので接触者を通知するアプリcocoaも使えません。今マスクを外しての登下校になりプールなどマスクを外す場面で先生が指導しているとはいえ子供が濃厚接触者になっている可能性は非常に高いわけです。教育委員会が濃厚接触者を特定する際も結局現場の先生に聞き取るのではないのですか？忙しい先生にとってそれは大変負担でしょう先生の過剰労働は以前から問題になっておりこれ以上仕事を増やすべきではありません。感染者が出ればただメールで学級の保護者に通知するように吹田市内においては取り決める、なぜそんなに簡単なことができないのでしょうか。しかも府の15%ルールができるまでの一瞬の期間でしたがやっていたはずです。府下6人に1人が感染したのになぜいつまでもコロナは隠されなければならないのでしょうか。</p>	<p>学校教育活動内における濃厚接触者の特定は、教育委員会が学校へ聞き取りをした上で行ってまいります。濃厚接触者とならなかった場合でも、注意喚起が必要と判断された場合、クラス全体に情報提供しています。</p> <p>学校教育活動外における濃厚接触者の特定については、おっしゃる通り、陽性者本人が濃厚接触したと考えられる方に伝えることになっており、子供が陽性の場合、周囲の協力が不可欠です。</p> <p>教育委員会として、学校における感染リスクを見極めながら子供たちの学びの保障と安全の両立に注力しています。引き続き、感染防止対策(3密の回避、マスクの着用、手洗い、こまめな換気等)を徹底しつつ、感染状況や文部科学省の対応ガイドライン等を踏まえ対応してまいります。</p>	保健給食室	R4.8.1	R4.8.12
202	吹田市長後藤圭二様	<p>ついに子供が感染しました。あなたに直筆の手紙やこの市民の声で何度大阪府教の出した学校の感染者15%ルールはおかしい、感染者が出てクラスも保護者にさえ知らせないのはおかしいと訴え続けても無視され続け吹田市の子どもが感染し続けた結果我が子も感染しました。先日訴えた通り府の発表する発熱外来の電話は全く繋がりませんでした。知り合いのついで検査はできましたがそもそも小児にはコロナしか出ません。コロナを服用しても40度近い熱が丸1日以上続きました。今も咳と倦怠感が続いています。ワクチンは打っています。後遺症と基礎疾患のある兄弟にうつらないかが心配です。どうせうつってもはや入院も絶望的です。</p> <p>相変わらず検査もできないのに府教が教育活動に関しては制限をかけないからと夏休みのプールも部活もそのまま学校における感染者が出たら通知を訴えても「教育委員会が濃厚接触者を特定して個別に伝えていきます」毎日数百人児童生徒が感染しているのにすごい能力ですね。ちなみに我が子の感染に関しては一切どこからも誰と接触したか等聞き取りがなかったのにどうやっているのか不思議です。</p> <p>何もしないならなぜ市長になられたのですか？この2年半、本当に何も改善されませんでした。吹田市の病院も現在受け入れ制限されている厳しい状況です。現実を見て子どもの感染に対して大阪府の判断にただ従うのではなく中核市の市長として子どもと市民を守る仕事をして下さい。</p>	<p>児童及び生徒に陽性者が出た場合、教育委員会で学校教育活動内における濃厚接触者の特定を行っており、関係する児童生徒には個別にお伝えしています。濃厚接触者とならなかった場合でも、注意喚起が必要と判断された場合、クラス全体に情報提供しています。</p> <p>教育委員会として、学校における感染リスクを見極めながら子供たちの学びの保障と安全の両立に注力しています。引き続き、感染防止対策(3密の回避、マスクの着用、手洗い、こまめな換気等)を徹底しつつ、感染状況や文部科学省の対応ガイドライン等を踏まえ対応してまいります。</p>	保健給食室	R4.8.2	R4.8.12

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
203	マイナカード手続告知不足、HP内容不備(苦情)	7/14に海外から吹田市に転入しましたが、マイナカード取得手続につき明確な告知が受けられませんでした。市役所HPの内容も、2年前に廃止済の通知カードの記載が残り、申請書が同封され送られるという過去の内容のままで誤解を招くものであり、不親切と言わざるを得ません。吹田市としてマイナカード取得を推進されないとしても、国が推進する以上、金融機関手続等で必要となる場合があるため、市民の利便性を考え、転入届を提出した際に、窓口で一言、本日、マイナカード取得手続もしませんかと告知し、希望者に申請書をその場で渡すようにして頂きたいです。本件、本日午前9時頃にマイナンバーコールセンターの〇〇にもお伝え済みです。回答は電話でなく、メールにてお願い申し上げます。	マイナンバーカードの申請に係る周知方法についてご迷惑をおかけいたしました。検索におきましても、2年前に廃止されている「通知カード」などのキーワードは本来到達するページなどを残してはならないものであり、早急に対策いたします。 またご指摘のマイナンバーカードにつきましても窓口を案内するフロアナビが、御用をお聞きする際にカードの所有状況をお聞きするなど制度の推進に努めてまいります。	市民課	R4.8.8	R4.8.12
204	道路面に表示してほしい	場所は山田東3-25小川自治会駐車場南端に位置する防火水槽の吸水口前。この前にしよっちゆう駐車され、自治会として困っています。よって駐車禁止区域の道路面にゼブラゾーンを表していただきたい。お願い致します。	防火水槽吸水口前に表示されているゼブラゾーンについては、本市で塗り直しが必要か検討します。なお、迷惑駐車については、吹田警察署にも情報共有したところ、「交差点内は駐車禁止のため取締りの対象になるので、駐車車両については連絡頂ければ対応します。」との回答を頂いております。	総務交通室	R4.7.29	R4.8.15
205	7月頭に健康保険のコロナ減免申請の件	7月の頭に健康保険のコロナ減免申請をしましたが、お盆前になっても何の連絡もありません。当初窓口ではお盆前までには連絡出来ますとの事でした、一体どうなっているのでしょうか？	コロナ減免は受付しており、6月29日に減免の処理が完了しています。 通知書については、6月29日に住民票の住所あてに発送処理をしました(庁内郵便締切の関係で翌業務日発送となることもあります)が、7月15日に「あて所に尋ねあたりません」との事由により、郵便局から市役所に返戻となり、市役所国民健康保険課で保管しています。 住民票の住所に再送付するか、送付先申請書を提出の上で申請された送付先に再送するか、本人に返答依頼しました(メール返信か電話で返答いただくよう依頼しました)。 後刻、本人から連絡あり、転居届の際に本人が住所を誤記した旨判明し、市民課に錯誤届出をされました。	国民健康保険課	R4.8.12	R4.8.15
206	イベントの募集について	市報にはいろいろなイベントの募集があり、先着や抽選等で参加を決めています。何か不公平感を感じ納得できません。参加できたら文句いう人はいないと思いますが、外れた場合いい気分ではありません。いつも言い訳が、人数や他にもイベントやってるなどと記載されますが、参加したい人はこれに参加したいから応募してるのに・・・という気持ちになります。そもそも市が関係している以上民間のイベントみたいに抽選というはおかしくないでしょうか？税金を払っているのにサービスの提供は無しなら税金を払いたくなります。応募者全員が参加できるように改善できないでしょうか？例えば、一つのイベントについて夏休み中だけでなく通年で行ったりでできないでしょうか？それができないなら応募は一切やめるべきではないでしょうか？一部の市民だけが参加できるのは不公平だと思います。なぜなら一部の市民に対して税金を使うことになると思うのですが間違っていますか？仕事やってる感はありません。どのように考えているのか回答を求めます。	イベントの開催につきましては、そのイベントの目的や趣旨等に応じて会場や開催期間、定員を決定していると、市報掲載の各担当室課から聞いています。 参加希望者を全員参加できるようにするには、会場を広げることや開催期間の延長などが考えられますが、費用や時間などの制約によりすべてが実現できるとは限りません。 参加希望者が全員参加できるようにする方法は、個々のイベントによって異なりますので、詳しくは参加希望されるイベントの担当室課にお問合せください。 なお、今回の市報(8月号)に掲載のある該当室課へは、お申し出いただいた内容をお伝えしておりますこと、申し添えいたします。	広報課	R4.8.8	R4.8.16

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
207	子育てのための施設等利用給付認定について(新2号認定)	<p>新2号認定の条件のうち、就労に関する点についてです。</p> <p>週4回かつ実労働4時間以上とのことですが、幼稚園に平日通わせている世帯が対象だと思いますので、平日週3回以上で週の労働時間16時間以上なども対象にして頂くように見直しはしてもらえないのでしょうか？</p> <p>平日週3回働き、幼稚園の終わる時間(14時)に間に合わない場合、毎回全額を保護者が負担するのはかなり厳しいです。</p> <p>長期休みなどは預かり保育料が一段と高くなり、このままでは夏休みなど月に少なくとも25000円位が実費負担になります。</p> <p>さらに長期休みではない場合も、新2号認定でなければ8~10000円近くの負担となります。</p> <p>土日も含めて週4、4時間以上働いている人や、幼稚園の終わる時間に間に合う時間帯で働いている人が、平日の預かり保育を1回や2回しか利用しなくても月額450円の補助がもらえるのに、平日週3回働いて、やむを得ず預かり保育を3回とか利用しても補助がもらえないのは不公平だと思ってしまう。</p> <p>各家庭色々事情はあると思いますし、我が家は転勤族でお迎えなど他に頼れる人も周りにいませんので、どうしても預かり保育を利用しなければなりません。</p> <p>この制度は自治体によって条件が変わるようですが、基本は月64時間以上の労働かと思えます。</p> <p>月64時間以上でお昼休憩1時間含めるというのが、一般市民にとでも寄り添っていると感じるのですが、どうしても見直し、変更は難しいのでしょうか？9時から15時の間などで働く場合、お昼休憩は仕方ないと思うのですが。(以前住んでいた名古屋市はそうでした)</p> <p>私と同じような状況で就職や、希望の職種を諦めざるを得なかった人がたくさんいると思います。</p> <p>国は働けと言いますが、限りある時間の中で働いても、そもそも子供を預けるためにかかる費用が大きいと残念すぎます。</p> <p>どうぞ見直し、ご検討頂きたいです。</p> <p>宜しくお願いいたします。</p>	<p>今回、御意見をいただきました、新2号認定を受けるための就労要件については、法により、各市町村の保育所等の入所認定における就労要件と同様とするよう定められており、自治体の判断で片方の要件のみを異なるものとすることはできません。</p> <p>本市では、保育の必要性の判断基準となる就労要件を、「週4日以上かつ1日4時間以上」の就労と定めております。これは、週の半分以上及び日中の概ね半分以上について、自宅で保育ができない方を想定しているものであり、より保育の必要性が高いと判断される方に対し、保育の提供や利用費の助成を行うため、一定の基準を設けているものでございます。</p> <p>なにとぞ、本事業の趣旨を御理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>この度は貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R4.8.10	R4.8.17
208	南千里駅前広場での喫煙について	<p>8月1日17時40分頃、南千里駅前の広場で黄色の服を着た若い男が喫煙していた。</p> <p>この場所はたまたま喫煙をしている迷惑者がいるので苦情が出ている旨の啓発看板の設置等をお願いします。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の広場につきましては、サインキューブ(大きめのコーン)に喫煙禁止の啓発看板を設置したところです。引き続き粘り強く啓発を行ってまいります。</p>	環境政策室	R4.8.4	R4.8.19
209	吹田市の児童生徒6937名がコロナに感染した件	<p>8月4日発表の市立学校における新型コロナウイルス感染者の状況を拝見しました。累計6937名が感染し吹田市が発表している令和4年4月の児童生徒総数は予測によると32524人ですので全体の21.3%が感染したことになります。5人に1人以上が感染した計算ですがこれは府下他の自治体の市町村生徒児童の感染者数と比べて割合は高いのでしょうか、低いのでしょうか。高いのだとすれば小児における後遺症例も報告され罹患により将来なんらかの病気を誘引する可能性も指摘されている新型コロナウイルスをこれ以上子供に感染させないため保護者への感染者が出た際の速やかな通知など今取り組まれていることを行い改善するなど吹田市としては現状を変える何らかの策があるのでしょうか。</p>	<p>市立学校における新型コロナウイルス感染者の状況についてですが、各自治体によって公表の方法が異なるため、他市との比較は難しいと考えます。</p> <p>教育委員会として、学校における感染リスクを見極めながら子供たちの学びの保障と安全の両立に注力しています。引き続き、感染防止対策(3密の回避、マスクの着用、手洗い、こまめな換気等)を徹底しつつ、感染状況や文部科学省の対応ガイドライン等を踏まえ対応してまいります。</p>	保健給食室	R4.8.8	R4.8.19

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
210	市民課の対応	市民課の窓口のお客様対応中の箇所が多すぎ。全く順番が回って来ない。	この度は市民課窓口での対応が遅れ、長時間お待たせすることになってしまい大変申し訳ございません。 市民課では異動や届出の申請を受け付けると、内容の確認のために一旦窓口を下がり他市町村への連絡等の作業を行っております。 お盆の時期は例年非常に混みあうことから、ホームページやSNSを通じお知らせを行うなどの対策を講じていましたが、新型コロナウイルス感染の影響により出勤出来ない職員が多数発生したのも事実であり、結果として市民の皆さまにご迷惑をおかけしました。 今後はこういった状況にも対応出来るように、新たな対策も検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	市民課	R4.8.15	R4.8.19
211	北千里駅周辺での歩きタバコについて	8月5日20時05頃、北千里からピアノ池に向かう道路のピアノ池付近で上下黒の40～50代の男がタバコを吸いながら歩いていた。 この道路は本当に昼夜問わず歩きタバコが多すぎる。 当該道路には新たな啓発看板(近隣から苦情が出ているなど)の設置をお願いします。 もはや巡回だけではいたちごっこ状態だ。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、新たな啓発看板の設置を検討させていただきます。	環境政策室	R4.8.8	R4.8.22
212	山田駅構内での喫煙というところでもない事案が発生	8月5日16時00頃、山田駅のコンビニがあるところの近くの駅通路で上は赤の白のストライプ、下は灰色で黒のジャンパーを羽織った高齢の男が喫煙していた。 今回の案件は公道ではなく、なんと駅構内の喫煙であったため動画撮影をし、エスカレーターを上がった先の北千里行き改札で駅員に動画を見せて申し出た。駅員はまたみかけたら注意するとのことだった。 ここは阪急電鉄の駅であり公道ではないが、ここで吸っているということは近くの公道でも吸う可能性が非常に高い。 そして私たちの要望もあってか山田駅ロータリーには禁煙の看板が非常に多くなっている。 駅周辺にも張り紙を増やし、駅構内でも吸わないよう吹田市からも啓発活動をお願いします。 電車内での喫煙を注意されて高校生に暴行したホスト並ですよ、この高齢男。まさか駅で吸うなんて信じられない。 吹田市のモラルはどんどん落ちていきます。行政が介入してなんとかしないと終わりますよ。 昔はJRなどの駅に喫煙所があってそこで吸っている人は10年以上前ならありましたけど、そのときでも駅構内で吸っているのなんていませんでしたよ。 これは本当にやばいです。	御連絡いただきありがとうございます。 いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.8.8	R4.8.22

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
213	北千里駅周辺にタバコや空き缶などが大量に捨てられていることについて	<p>8月7日早朝、北千里駅ロータリーで清掃活動中に大量にタバコの吸い殻等が落ちていました。 40本ほどはあったかと思えます。 りそな前のベンチに始まり、駅ロータリーの内側(歩道と逆側)に特に多く、おそらく車内で吸ってそのあと運転席から路肩にポイ捨てしているものと思われます。 イオン1階のスタバ前の道路の右側の路肩にも落ちてますし、アルカから横断歩道を渡ったところにあるベンチにも数本落ちていました。 一番ひどかったのはロータリーを右折で出て、片側2車線道路に入った信号のところ(右車線に入るとふじしろ幼稚園方面へ直進、または北消防署方面に右折)。ここの中央分離帯には15本ほど落ちていました。 そして、北千里駅へ行くところのエレベーター前(府道119号の歩道)にも数本吸い殻が落ちていました。 清掃活動は10年以上やっておりますが、始めた当初(2005年頃)は50本は捨てられていてひどかったものの、コロナ前の2019年はほとんど吸い殻は落ちていませんでした。 ところがコロナが落ちてきて再開したのを知って参加した先日、昔と変わらなくらい落ちていて愕然としました。 吹田市は市内全域禁煙など条例改正で努力してきたはずですが、しかし、私が最近違法喫煙している者を頻繁に見かけるように違法喫煙者やポイ捨てする者の数は減るどころかむしろ昔に戻っています。 このままでは全国的な凶悪犯罪の増加とともに北摂の治安の問題にもつながります。 隣の豊中市千里中央にはたまに行きますが、行動圏や商圏がかぶっているのに北千里と違って歩きタバコやポイ捨てをほとんど見たことがありません。 早急にこの問題をなんとかしてください。駅周辺のところ(ロータリーは右側路肩)には近隣住民、通行人から苦情が来ているので喫煙、ポイ捨て禁止の大きめの看板を立てていただきますようお願いいたします。 タバコですが、空き缶やクスリのゴミ、飴などのお菓子のゴミなどが特に多いです。 またこれは不法投棄というれっきとした犯罪です。警察とも連携し、取り締まりの強化をお願いします。</p>	<p>御連絡いただきありがとうございます。 いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.8.8	R4.8.22
214	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>8月7日5時37分頃、府営藤白台住宅3棟の集会所付近から3棟駐輪場を抜けるまで上は青、下は黒の高齢男がまた歩きタバコをしていた。 この男は以前頻繁に見かけたが最近見ないと思ったらまたやっている。 同じ時間に歩きタバコをしているので散歩中かと思われる。 早朝ではあるが、違法行為かつ迷惑行為なので自治会や職員との連携の上、張り紙の強化(近隣から苦情が出ているなど)、見つけ次第注意・指導等お願いします。 吹田市の行政は何をやっているのか。 ほんまに今度見かけたら動画撮ってYoutubeで晒す方が効果ありそうやわ。 この状況では職員も出勤してない、誰も通らない早朝に吸いますよ。 早朝であろうが深夜であろうが、歩きタバコをいつもしている者がいれば対処してください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、新たな啓発看板の設置を検討させていただきます。</p>	環境政策室	R4.8.8	R4.8.22

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
215	以前回答があった7月17日分の回答について	<p>7月17日12時頃、北千里のアルカ薬局前で上は紺色の薄毛の中年男がアイコスのようなものを手にしていた。これは歩きタバコをしていた、あるいはこれからしようとしていた明白な証拠である。アルカ薬局前の壁には近隣住民・通行人から苦情が出ているので禁煙・歩きタバコ禁止の張り紙を貼っていただきますようお願いいたします。</p> <p>回答はメールのみでお願いします。</p> <p>【回答文】 御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p> <p>とあるが、吹田市の職員は日本語が理解できないのか？ 私が言ってるのは張り紙を貼れと言っている。 巡回してもならないから、住民から文句が出ていると書けば誰に文句を言われるかわからない恐怖から吸わなくなる。 以前にも言ったが、私が要望した大坂市の事例では1年以上に亘って勤務先のビルエントランスの敷地内禁煙の張り紙の前で吸った中年男が近隣から苦情が出ている旨の看板の設置でビタッと吸うのをやめたと書いただろう。 禁止だからやめるでは効果は薄いんですよ。 苦情が出ていると書けば通行人からいきなり絡まれて文句を言われて最悪暴行されるリスクがあると思っただ振の人はやめず。 だって普通怖いでしょ？顔もわからない人が苦情入れてるんですからね。 顔がわからないから吸ってたら文句を言われてトラブルになるのを恐れて吸うのをやめます。 で、そういう注意する人は相手に逆切れされても怖くありません。 その場合は相手の勤務先を聞きだして勤務先にクレームの電話を入れます。 もし無職なら即警察に通報します。これで解決しますよ。 実際にタバコとは違う例ですが、公道である迷惑行為を行っていた人がお店の店主に見つかり勤務先を聞かれ、勤務先に電話をされて次やったら解雇だと嚴重注意になった事例があります。</p> <p>※要望: 巡回だけでなく、啓発看板(近隣や通行人から多数の苦情が出ている旨を強調して)の強化をお願いします。 これ以上ひどくなったらさすがにやばいですよ吹田市。 大阪市並になったらもうおしまいですね。</p> <p>吹田市は健都などを作ってアピールしていますが、私に言わせたら何が健都なのか。 その健都のある岸辺も相当ひどいんですけどね。北千里よりひどい印象。 あんな歩きタバコが多い場所が健康医療都市とか突かせんな。</p>	<p>御指摘の公道につきましては、新たな啓発看板の設置を検討させていただきます。</p> <p>また、私有地におきましては、当室の方から啓発看板を貼るようお願いするといった対応はしておりませんので、引き続き粘り強く啓発を行ってまいります。</p>	環境政策室	R4.8.8	R4.8.22
216	事故後の修復について	<p>千里丘西公園まえ阪急バス千里丘清水バス停で数か月以前に発生した死亡事故によるフェンス破損ですが、未だ修復せず児童公園前でしかもバス停でもあり通る度に不快を感じる人が私だけでなく多いはずですが、いつまで減状のままなのかと・・・</p>	<p>今回ご指摘いただいております、交通事故に起因する道路施設の破損は、事故を起こした当事者が修繕するものです。</p> <p>本件については、事故当初、当事者と連絡がとれず、やむを得ず本市にて、柵の一時撤去等の初期対応を実施したものです。</p> <p>現在、事故当事者に対し、令和4年9月末までに修繕を行うよう、度重なる指導を行っているところであります。</p> <p>ご不便をおかけいたしますが、今しばらくご辛抱のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	道路室	R4.8.15	R4.8.22

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
217	吹田市長後藤圭二氏のツイッターについて	後藤圭二(吹田市長)氏がツイッターで吹田市民の方の探し物のツイートを引用リツイートされ協力を呼び掛けられています。リブ欄にも「なぜ私の子どものお願いは聞いてもらえないのか? 何の違い?」と書き込みがあるように市長という立場にある方が市民の願いを聞いたり聞かなかつたりするのは問題があり、私もミュートにされていると思います。子どもの学校のコロナ対策について意見しただけでブロックされた方もたくさん知っています。市は市長のツイッターには関与しませんが、せんととは言うものの以前学校規模適正化白紙の市長のツイートについて問い合わせたところ秘書課から「市長の気持ちをツイートしたものと」の回答があったので市長のものとも市も認めているのでしょう。吹田市の市長としてふさわしくない投稿や市民へのブロックなどそのまま市として放置すると大きな問題になりかねないと言うことを再びお伝えします。	市長のSNSについては、これまでも繰り返し回答させていただいております。市長個人としてお伝えしているものでございますので、本市といたしましては回答いたしかねます。	秘書課	R4.8.9	R4.8.23
218	松の木	自宅の前の松の木がかなり伸びています。木の幹がとても細く強風が吹くと揺れが激しくて、家の方に倒れてきそうな気がしてかなり恐怖を感じております。伐採、もう少し切ってもらなどお願いできればと思います。高齢の母に代わってメールさせていただきました。よろしくお願い致します。	現地の松に関しましては2年前に剪定を実施しており、現状より高さを落とすことは難しいです。また、樹木健全度調査を実施しており、問題がある樹木については処置をしております。	道路室	R4.8.19	R4.8.23
219	北千里駅周辺での歩きタバコについて	8月9日18時50頃、北千里からピアノ池に向かう道路の公社4棟とブラウド北千里の間あたりで上は白のTシャツと黒の上着、下はグレーの高齢男が歩きタバコをしていた。 この道路は本当に昼夜問わず歩きタバコが多すぎる。 当該道路には新たな啓発看板(近隣から苦情が出ているなど)の設置をお願いします。 以前、看板について検討いただきましたが、この状況です。 もはや今頃検討しているようでは遅いです。早急に設置をお願いします。 夕方の帰宅時間に多いようなので18~20時あたりに巡回の強化も合わせてお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、啓発看板の文言を変更し、24日に張替えをさせていただきます。	環境政策室	R4.8.10	R4.8.24
220	北千里駅周辺での歩きタバコについて	8月9日18時51頃、北千里からピアノ池に向かう道路のピアノ池あたりで上は白、下はグレーのサラリーマン風の男がアイコスを持ちながら歩いていた。 顎にマスクをしていたので吸っているのは明白である。 この男は私が見ていると睨みつけてきた粗暴な男である。 この道路は本当に昼夜問わず歩きタバコが多すぎる。 当該道路には新たな啓発看板(近隣から苦情が出ているなど)の設置をお願いします。 以前、看板について検討いただきましたが、この状況です。 もはや今頃検討しているようでは遅いです。早急に設置をお願いします。 夕方の帰宅時間に多いようなので18~20時あたりに巡回の強化も合わせてお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、啓発看板の文言を変更し、24日に張替えをさせていただきます。 いただいた御意見につきましては、引き続き、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.8.10	R4.8.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
221	以前回答があった7月31日分の回答について	<p>7月31日19時頃、藤白台のピアノ池の近くの府営5棟付近でタバコのおいがした。 付近にはリュックを背負った登山帰りのような中年男だけがマスクをせずに歩いていた。 その男が吸っていたと思われる。 付近には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。 回答はメールのみでお願いします。 【回答文】 御連絡をいただきありがとうございます。 啓発看板につきましては、景観の観点からたくさん貼ることができませんので、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。</p> <p>とありますが、ピアノ池に並行する歩道とピアノ池付近、府営藤白台5棟付近とピアノ池横の公園は特にひどいので看板をたくさん貼れないなら、効果の高い看板に張り替えていただきますようお願いいたします。 具体的にはいつも要望している近隣住民や通行人から苦情が出ている旨の看板です。 あと歩く人から見えないので電柱に道路と並行に貼ってくださいますようお願いいたします。 ピアノ池の柵にも貼っていますが、歩いている人から完全に見えていませんので。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、啓発看板の文言を変更し、24日に張替えをさせていただきます。 電柱につきましては、関西電力送配電株式会社が管理しており、また、道路のガードレールへの看板設置の許可を得るのは困難です。景観の観点からも、たくさん貼ることができませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	環境政策室	R4.8.10	R4.8.24
222	市庁舎設備オムツ替え台について	<p>オムツ替え台を女性トイレだけでなく、男性トイレにも作って欲しいです。 授乳室は設けられておりますが、他の方が使用中は使えません。 一般的に授乳は30分近くかかると思います。現在の授乳室の数では足りないと 思います。 先日、母親が保育園相談している間に父親がオムツを替えることができません でした。 トイレに増設する事が設備的に難しければ、オムツ替えシートを設置したブース を設けていただくなど男性が育児参加できる環境を是非整えていただければと思 います。</p>	<p>現在本庁舎では、低層棟2階の授乳室のほか、中層棟1階市民課(101番窓口側)奥の女子トイレ前に、男性にも御利用いただけるよう、赤ちゃんのおむつ交換台を設置したスペースを設けています。 いただいたご意見につきましては、今後の本庁舎設備環境改善の取組の参考にさせていただきます。</p>	総務室	R4.8.15	R4.8.24
223	南千里駅前広場での飲酒について	<p>8月1日17時40分頃、南千里駅前の広場で灰色の服を着た高齢男が飲酒していた。 銘柄はのどご生であった。 この場所はたまたま喫煙や飲酒をしている迷惑者がいるので苦情が出ている旨の啓発看板の設置等をお願いします。</p>	<p>南千里駅前にございます公園の管理する広場におきましては、飲酒自体を禁止は出来ませんが、コロナ禍において飲酒による夜間の騒音や、ゴミの散乱等の苦情がありました際には、啓発看板の設置を行っておりますことから、迷惑防止の啓発看板について、確認してまいります。</p>	公園みどり室	R4.8.4	R4.8.25

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
224	障がい者施策にかかる保健所と障がい福祉室の連携について	<p>先日、四肢機能全廃の障がいがあり身辺面全介助で、まだ介護保険の対象でない方から相談を受けました。</p> <p>その方は病院でコロナ陽性の診断を受け、保健所から電話連絡があり、介護については相談支援専門員に相談するようと言われたとのことでした。</p> <p>本人の希望は入院で、入院先が決まるまでの介護体制をどう組むのかという支援計画を立てるにあたり、保健所はその方向で動いており待機はどれくらいになるのか等を知りたく保健所に連絡しました。</p> <p>保健所からは「入院はいつになるのか分からない。その方向で動いているかも担当者でないと分からない。介護については障がい福祉室に相談してほしい。」と言われました。</p> <p>障がい福祉室からは「コロナ陽性患者の所へ行ってくださる事業者はほぼない。本人の希望が入院であるならば、保健所に相談してほしい。」と言われました。</p> <p>ご本人は、身辺面全介助の障がい者です。常に介護が必要な方ですが、そのようなご本人の生活は一切考慮頂くことなく、それぞれの言い分のみを言われる縦割りの対応に感じました。</p> <p>中核市となり、保健所も市の機関になったことにより強化された点、改善された点、新たな点等、障がい者保健福祉に関する点のみで結構ですでお教えください。</p> <p>回答につきましては、それぞれの専門性があると思いますので、保健所、障がい福祉室それぞれから、矛盾なく連携していることがわかるような内容でいただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>1)障がい福祉サービスは、障がい者及びその家族の生活に欠かせないものであり、感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的かつ継続的に提供されることが重要であると認識しています。</p> <p>本市では、障がい者等を支援されている事業所に対して、利用者が陽性者となった場合においても感染予防に細心の注意を払いながら、引き続き支援いただけるよう通知するとともに、必要に応じて感染防止用の衛生物品を事業所へ配布しております。また、陽性者が重度障がい者である場合は、重症化のリスクを考慮し、すみやかに保健所と連携を図っております。</p> <p>中核市となり強化された点は、障がい福祉サービス事業所における感染対策にかかる各種相談窓口の役割分担を図ることで、保健所と福祉部局において相談支援体制の構築が進んだことです。</p> <p>また、精神疾患及び精神疾患の可能性のある方への支援体制構築においては、保健所と共同で事務局を運営しており、市が保健所機能を担ったことで、保健・医療・福祉の連携強化に繋がっております。</p> <p>改善された点は、個人情報の取扱いが、本市の規定として一本化されたことにより、陽性者の対応において、相互の情報共有と連絡が迅速になったことです。</p> <p>引き続き、安定的に障がい福祉サービスが提供されるよう努めてまいります。(担当:障がい福祉室)</p> <p>2)保健所におきましては、大阪府所管時と比較し、市の障がい福祉室と連携を図ることにより、より市民に身近な相談体制に繋がっていると考えております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応の現場におきましては、障がい者が陽性者となった場合の療養中の介護サービスの提供等、保健所のみでは対応しきれない相談について連携して対応しております。(担当:地域保健課)</p>	障がい福祉室、地域保健課	R4.8.10	R4.8.25
225	吹田市の新型コロナウイルス感染者対応について	<p>家族全員コロナ陽性となり自宅療養中ですが、吹田市の配食を利用できないのはなぜですか？30代でも大阪市は貰えるのに吹田市は貰えないのは同じ税金を払う身として納得できません。ネットスーパーや宅配食は値段も高く頻りに利用できません。配食しないならせめて宅配食頼めるよう感染者に給付金を出すべきではありませんか？保健所には電話も繋がらず、今回のコロナ対応で吹田市に失望しました。納得できる説明をお願いします。</p>	<p>療養期間中の食料支援につきましては、食料の確保が困難である方に対して支援するものとしており、本市ホームページに掲載しているとおり、74歳以下の方であっても、家族全員が陽性である等の要件に該当する場合には配布しているところです。また、自宅療養される方々の御事情は様々であり、知人等を通して食料を確保できる方もいらっしゃるため、現時点では一律に給付金等を交付する検討はございません。</p> <p>御不便をお掛けしますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	地域保健課	R4.8.24	R4.8.26

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
226	保育園入園基準	<p>保育園入園後3ヶ月の間に親が転職すると、保育園入園基準点数が変わり、保育園退園の可能性があると伺いました。</p> <p>フルタイムからフルタイムへの転職であっても、勤続年数基準に影響があり、退園しなければならないかもしれない、と。(利用調整基準表 就労-14.15)</p> <p>勤続年数と保育園の入園基準とどう関係があるのか、全く理解できません。親のキャリアアップの機会を阻害し、子どもの育成面にも影響があるのではないのでしょうか。</p> <p>納得のいく回答をお願いしたいです。</p>	<p>保育所等の入所選考にあたっては、吹田市保育所等利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、合計指数の高い世帯から順に希望の保育所等に案内を行っております。そのことから、利用調整の公平性を担保するため、申込内容については申請時の状況を入所後3か月間は維持していただくこととなっております。</p> <p>保育所等入所後に申請時の申込内容と異なることが判明した場合は、現在の状況をもとに再度指数化し、合計指数の高い世帯を案内しております。</p> <p>利用調整の公平性のためご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>ご意見いただきました勤続年数による調整指数についてですが、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準につきましては、大きな変更はございません。今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.8.16	R4.8.29

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
227	市民の声(イベントの募集について)の回答について反論	<p>下記回答を受け取りましたが、納得できません。回答になっていません。市が主催するイベントで一部の人だけが参加できるのはおかしいと思います。不公平です。抽選も公平ではないです。費用がかかると書かれていますが、もともと行うイベントは費用は発生しないのですか？もし発生しなくても市の施設を使用したり人件費がかかたりしますよね？その原資って何ですか？税金ではないですか？税金はあなた方の財布ではないですよ。納税だけしてサービスだけ享受できないのでは税金払う気にはなれません。税金は他にも使用される用途があるのは承知していますが、お金のことを考えるなら今後このような問い合わせがないようにイベントを全て中止してください。これも一つの方法ではありませんか？市報に掲載されるイベントや過去にあった商品券等人数の限りがあったり、一人親を過度に優遇したり目に余る対応があり、市に対して不信しかありません。自分達だけの自己満足のためにイベントやるなら中止の方がマシです。やるなら参加したい人が参加できるよう考えて(費用とか言わず)行ってください。最後に、私は名前を名乗っているのに、このメールの発信者は名前・担当・役職等を名乗っていません。市民が問い合わせしてるのに自分の身元を明かさないのでフェアではありませんか？。この回答はどのような意図で書かれたのですか？回答を求めます。メールの発元が広報課みたいなので、市報の表紙について再度改善を求めます。4月号:市民ではない人を表紙に使わないでください。5月号:エキスポシティで見ましたが、意味不明。金の無駄。6・7・8月号:なんでこの人たちが選ばれたのか、公募してください。市内の風景とは分かるのに、ページを捲らないと書かれていないのは不親切。見ない人は中も見ません。以前問い合わせしたら、物の見方は人それぞれと回答されたが、今もずっと市が市民に価値観を押し付けていませんか？何度も言いますが、表紙に人物を使うなら公募してください。当日お願いは信用できません。市民に開けた市報をお願いします。これも税金ですよ。一部の人間だけが表紙に掲載されるのは不公平ではありませんか？市報はあなた方の私物ではありませんよ。市民のもので。改善を求めます。</p>	<p>前回、広報課より回答いたしましたイベントの開催につきまして、市民の声をお預かりしております市民総務室より回答いたします。</p> <p>イベントの詳細につきましては、繰り返しの回答となりますが、会場規模や対象者の人数を考慮し、市民の皆様にとってよりよいイベントとなるよう、各室課で決定しているものですので、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、今回いただきました御意見につきまして、広聴事案として、市報(8月号)に掲載のある該当室課にお伝えしておりますので、各イベントに関する個別の御意見がある場合は、該当室課にお問合せください。</p> <p>(担当:市民総務室)</p> <p>市民の声の回答につきましては、個人での回答ではなく、組織として回答しているため、室課名で回答したものです。</p> <p>表紙の人物につきましては、事前に日程調整を行っていても、天気等により日程が変更になる場合があり、複数日程の確保や長時間の拘束等の御負担を市民の方にお願いすることとなることから、公募等ではなく当日現地でお声がけをしています。</p> <p>今後の表紙の人物につきましては、御負担や日程調整の可否を加味し、できる限り広くの方に御協力いただけるように努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、市民総務室	R4.8.18	R4.8.29
228	図書館の改築について	<p>吹田市の図書館は、施設(トイレなども)、図書などとても古い。自習も出来ない。</p> <p>他市の様にカフェや本屋などの企業とコラボして、朝から夜まで子供から勤労者、高齢者までが気持ちよく集まる学びの場を提供してほしい。</p>	<p>本市図書館は、市内のどこに住んでおられても図書館を御利用いただけるよう施設整備を進め、現在、8館2分室体制で運営を行っております。</p> <p>今回御指摘をいただきましたように老朽化などに問題のある図書館については、北千里分室は令和4年(2022年)11月に移転拡充、江坂図書館は令和4年度(2022年度)以降に再整備を予定しております。その他の図書館については、『吹田市公共施設総合管理計画』、『吹田市公共施設最適化計画』に基づき、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めてまいります。</p> <p>また、吹田市の図書館では毎年約40,000冊の図書を受け入れておりますが、古い図書については、よりこまめに除架作業を行い、買替え等を行ってまいります。</p> <p>自習につきましては、各図書館の閲覧室の席は、基本的には図書館資料の閲覧用として設けているものになりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。なお、中央図書館には自習室がございますので、御利用ください。</p> <p>今回いただきました御意見も参考に、今後も引き続き市民の方に喜んでいただける図書館サービスを図ってまいります。</p>	中央図書館	R4.8.18	R4.8.31

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
229	北千里駅周辺での歩きタバコについて	8月29日14時30分頃吹田市藤白台の府営4棟方面の狭い通路から府営住宅3棟駐輪場へ向かう道(通路)で上は白、灰色、青のストライプ、下は黒のズボンで白髪の高齢男が歩きタバコをしていた。 当該府営住宅3棟は犬猫飼育禁止等の張り紙もあるが、屋根付きの大きな駐輪場を抜けて屋根ありの小さな駐輪場がいくつかあるところにも(両方に)、近隣から苦情が来ているから歩きタバコしないように看板に張り紙をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.8.31	R4.8.31
230	北千里駅周辺での歩きタバコについて	8月17日21時15分頃、北千里の公社1棟からピアノ池に向かう道のピアノ池あたりで上は薄い青、下はページュのズボンの若い男が歩きタバコをしていた。 また違法迷惑喫煙の発生だ。 このプラウド北千里を超えてピアノ池に差し掛かるあたりの歩道は吸っている者が多すぎる。 前回要望したように啓発看板の張り替え(近隣住民や通行人から苦情が殺到していますという内容で)を早急に行ってください。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、啓発看板の文言を変更し、24日に張替えをさせていただきます。	環境政策室	R4.8.18	R4.9.1
231	図書館の職員の対応について	吹田市立中央図書館の〇〇さんという女性の態度が悪くていつも不快になる。 本日返却期限の本を再度予約したかったので直接持っていったら、返却ポストに返してと言われた。最終的に受け付けてくれたが直接返却するのと20秒位しか変わらないと言われましたが、本当でしょうか？ 一緒に返却した別の本に水濡れがあるので弁償について確認するので待たされ、戻ってきた際も予約出来たか聞かれたが、破損の確認をするのに関係はあるのか？この方の対応はいつも感じが悪くて、意地悪な感じがします。	この度は当館の職員の態度につきましてご不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。 御利用者様への接遇につきましては、図書館を気持ちよくご利用いただけるよう常に指導しております。 御指摘をいただきまして、接遇マナーについて再度徹底してまいります。	中央図書館	R4.8.30	R4.9.1
232	北千里駅ロータリー(ミニミニとケサキチの間)での喫煙について	8月19日14時35分頃、北千里駅のロータリーのミニミニとケサキチの間あたりで上は白と青のチェックのTシャツ、下は青のジーパンでオレンジの帽子をかぶった高齢の男が喫煙をしていた。 当方、バス乗車中であつたため証拠となる動画撮影を行った。 なお、当該区域は禁煙であり張り紙もある。 張り紙の内容変更(通行人から苦情が殺到しているなど)や職員の巡回強化をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.8.22	R4.9.5
233	野外での花火について	吹田市内で花火をしてもいい場所はありますか？	吹田市内の公園では、以下のルールを守っていただくことで、手持ち花火などはしていただけます。 ・火事になるような行為しない。(打ち上げ花火など飛んでいくものはしない。水を張ったバケツを用意するなど、火の後始末をする。) ・公園をきれいに使う。(ゴミ等は持ち帰り、花火の後始末をする。) ・他の公園利用者や、周囲の住民に迷惑とならないようする。(近くに家に煙やにおいが届かない場所を選ぶ。近所迷惑になるような時間にしない。大声を出さない。)	公園みどり室	R4.8.31	R4.9.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
234	警備員の対応	<p>8月22日16時頃市役所駐車場にて警備員に対しての意見です。 帰り際駐車場から出ようとゲートを右折してカードを入れようとした際警備員がよそ見をしながら内輪差に入ってきました。とっさに急ブレーキして危ないなあって呟いたら謝ることもなく威圧的に逆に迫られました。 一体どのような教育を市はしてるのでしょうか？すごく気分が悪くなる出来事でした。さらに言うなら警備員必要ですか？いない方がスムーズにすすむのでは？名前聞くも答えてくれませんでした。</p>	<p>この度は警備員の対応につきまして、ご不快な思いをさせていただきましたことをお詫び申し上げます。 来庁者が出庫される際は、接客マナーを心掛け、必ず周囲の安全を確認して誘導するよう警備員に指導しました。また市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。 今後はこのようなことが無いよう、安心して駐車場を御利用できるために警備員の指導を徹底してまいります。</p>	総務室	R4.8.23	R4.9.6
235	国葬に際し半旗掲揚反対	<p>教育委員会が半旗掲揚を指示したとの報道を聞き大きな怒りを感じる。報道各社の世論調査は寧ろ国葬反対の声の方が多い。安倍政治は評価する声もあるものの、森、加計、桜のみならず、強引な運営は大きな禍根を残した。正に国葬に値するかは時間を掛けて決定すべき問題で、拙速の極みである。政治の力学で決定して国民の多くの意見を無視して政府決定は強い違和感を感じる。 人の死を悼む気持と国葬決定とは乖離があり、更に市政レベルで半旗掲揚を学校に指示するのは教育の中立を否定し、児童、生徒を傷つける行為と言わざるを得ない。大いなる反省と市長並びに教育長の正式コメントを求む。</p>	<p>安倍元内閣総理大臣の葬儀に伴う半旗掲揚につきましては、民主主義の根幹たる国政選挙の期間中において、街頭演説の最中に突然の墜行により逝去されたものであったこと、また、内閣総理大臣経験者が国民の眼前で銃撃されるという未曾有の事件に対し、国内外から幅広い哀悼の意が寄せられていた状況であったことを総合的に判断し、本市として本庁舎での半旗掲揚を行いました。併せて、本市の各公共施設に対しても、可能な限り同様の対応を行っていただくよう依頼する旨の通知を発出したものです。 国葬における半旗掲揚につきましては、現時点で決定はしておりません。今後、国の動向及び本市における内閣総理大臣経験者の逝去に伴う過去の対応等を踏まえたうえで、本市として実施すべきであるか検討してまいります。 (担当:総務室)</p> <p>安倍元内閣総理大臣の逝去に伴う半旗掲揚につきましては、市長部局からの本市の各公共施設に対しても、可能な限り同様の対応を行うよう依頼する旨の通知を受けて、同様の取扱いとしたものです。 (担当:教育総務室)</p>	総務室、教育総務室	R4.8.26	R4.9.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
236	吹田市HPの各部署のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その1]及び[その2]	<p>吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出されており、4頁の「5 意見」に「①ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、リンクの設定された箇所の見出しを分かりやすくする、ページの最終更新日を表示するなど、見やすいホームページとなるよう工夫をしてほしい。」の記載があります。</p> <p>Q1: 今年4月の監査委員から報告がされてから、5か月近く経過しているにもかかわらず、改善の様子が見られません。監査の事務局は報告を受けてからのようなアクションを起こされましたか? 今後どのように、いつまでに改善されますでしょうか?</p> <p>Q2: 各部署がHPへの掲出のルールはありますか? 有れば、名称を教えてください。</p> <p>Q3: 吹田市のHPの管理部署は、日常の掲出状況の管理、各部署へのフォロー指導はどのようにされていますか?</p> <p>【例示-1】各部署のサイトに「公開日・更新日」の無いものが多く、いつ時点の情報なのか分かりません。国の法律や府の条例などに關わる事は業務運営面で市民・企業を巻き込み影響大。</p> <p>1) 監査結果報告書にも記されているように速やかに表記願います。NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)では、更新日は以前から表記されており、北摂の市で表記されていないのは、吹田市・箕面市のみです。⇒添付画像-1-1~1-7 を参照</p> <p>イメージは、Yahooのニュースで日付が無い。また検索して開いたサイトに日付が無い、いつ時点の情報か分からない、…という吹田市のHPの現状です。</p> <p>Ⓐ 掲載・更新・修正・削除されている間から「サイトが更新しづらい」点まであり、私が情報と非情報後に修正されました。</p> <p>⇒本来は、発行日に合わせて更新すべきもの、サイトに「更新日」が表記されていれば、市民は判断がある程度可能で市に問い合わせも可。</p> <p>※膨大なサイト数がある事から、まずは新規や内容の変更の掲出サイトから公開日・更新日の記載をお願いします。現状では、吹田市への信頼度が日々低下。</p> <p>(掲出の要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像1-4: 人権相談(いじめ)。画像1-5: 市民部・人権政策室のサイトのみ掲出ではなく、暮らしの情報、学校・教育、いじめのなやみ相談のサイトにも掲出が必要だと思います。 ・画像1-5: こどもの人権110番のサイト。"8/26~8/31の全国一斉の強化週間"の内容がありますが、新着情報の枠を空けての表記による周知が必要。 ・※「いじめ」不登校の場合は主に学校であり、学校・教育のサイトへの掲出・周知により、共同・連携での取組が必要。 ・画像1-6: 吹田市の吹田市民生活センターの掲出が所が、「各課の「サイト」のみであり、多くの市民が見てもらえる「各課からのお知らせ」のサイトへの掲出が必要。 ・画像1-7: 防犯カメラの入れ、更新日要。画像中「下」募集時から質疑回答の内容追加があり、後日、検索・開いた場合に日付が無いと勘違いの恐れあり。 ・今年度の増分については、募集から締め切りまでの期間も短く、事前に想定される質問が予測可能であり、また前回募集時の質問と同じ内容のものがあります。募集時に参考資料の添付、各部署に周知されたら、応募者が今年のように「出づらかった」と考えます。監査委員からも入札が1社の場合があり、工夫をの提案あり。 2) 各部署の集約的(目次)サイトにも各項目に、いつ時点の情報なのか記載が欲しい。以前見た時から変更の有無が聞かないと確認出来ません。⇒添付画像-1-2-1、1-2-2 ・画像2-2: 新着情報(画像上)にも、画像下のように日付が欲しい。 3) 閲覧したい項目を各サイト上部の検索窓(虫眼鏡)で検索⇒多くの件名があり、開いた場合に「更新日」の表記が無いと、いつ時点の情報なのか分かりません。⇒添付画像-1-3 4) サイト内に、いくつかの件名がある場合、更新日のメンテナンスがされています。⇒添付画像-1-4-1、1-4-2 5) 市職員の方も、更新日が表記されていれば、いつ時点での情報か判断し易く、事務の効率化に、また庁内での人事異動での担当変更時にも、更新されたなどのミス未然防止にもなります。 <p>【例示-2】HPに掲出されるタイトルで、概要のイメージ困難なタイトルがあり、工夫願う。</p> <p>⇒添付画像-2-1「不発処理…老人ホームの避難について」⇒不発処理から10日間経過、「不発処理…当日の老人ホームの避難状況について」</p> <p>⇒添付画像-2-2「不発処理…一般競争入札」⇒7月28日公告文(一般競争入札の一部修正、0時)</p> <p>⇒添付画像-2-3「不発処理…防犯カメラ」⇒8月9日募集案内⇒「青少年のエイズセンターから9月サイバイルキャンプ中止」</p> <p>⇒添付画像-2-4「事業の完了について」⇒「座席中住宅の建て替え事業が完了(令和4年7月29日)」</p> <p>⇒添付画像-2-5「地区市民体育祭及び障がい者体育祭」⇒「地区市民体育祭の一部地区が実施ならびに障がい者体育祭の中止」</p> <p>⇒添付画像-2-6「大塚80万人訓練が実施されます」⇒「大塚80万人訓練が実施されます(令和4年8月2日)」 ※実施日の記載を</p> <p>⇒添付画像-2-7「一般競争入札について」⇒「内閣府」"結果あり"の一般競争入札結果について。</p> <p>⇒添付画像-2-8「防犯カメラの一般競争入札について」⇒「一般競争入札結果について」。</p> <p>【例示-3】サイトの更新日より後藤からお知らせのサイトへの掲出のタイミングが遅いものがあり、事前周知が基本と考えます。</p> <p>⇒添付画像-3-1「学校・子ども」上「小・中学校の5月23日以降の教育活動について」。⇒掲出が5月30日は遅い。</p> <p>下「小・中学校の4月25日から5月22日までの教育活動について」。⇒掲出が4月26日は遅い。</p> <p>⇒添付画像-3-2「夏期プールを開場します(7月1日は無料開放)」⇒掲出が7月2日は遅い。</p> <p>※敬告をえば、「夏期プール(山北地区)を開場します(7月1日は無料開放)」に、新しく市現になられた方もおられます。</p> <p>※吹田市の監査委員、4名への供覧をお願いします。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については公開していません。</p>	<p>ページ更新日については、最終更新日が記載できていないところがあり、ご不便をおかけして申し訳ありません。市ホームページは今年の10月にリニューアルを予定しており、現在その準備を進めているところです。</p> <p>10月のリニューアル後は自動で更新日が記載されるシステムとなることから、ご指摘のようなことは生じることはない見込みとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、各部署のHP作成ルールは「吹田市ホームページ作成の手引き」や「吹田市ホームページ作成マニュアル」に整理しております。10月のリニューアルに伴い、こちらも改定をする予定です。</p> <p>さらに、ホームページ管理部署として、広報課では担当部署からホームページ作成に関する相談を受けるほか、定期的に掲載ページの巡回を行っているところです。不備等がありましたら修正するよう担当部署に指導を行っております。</p>	広報課	R4.9.2	R4.9.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
237	〇〇	<p>私は昨年、喉頭全摘にて、喉頭全摘となり、声帯を失い、障がい者(発声機能喪失)となりました。あと、扶養する母親も障がい者1級であり、なにかと市役所に出向くことが多々あります。そこでお世話になっている身ですが、私なりに、気づいた意見を聞いていただきたいことが二つございます。</p> <p>①昨年の手術直後は、声が出せず、市役所への問い合わせ手段がなく、メールにて問い合わせや質問をしていました。しかし明らかに、メールの場合、返答が遅い部署があります。</p> <p>ファックス番号は記載されていますが、今は一般家庭でファックス送信ができる家庭も少なくなっていると思います。どうか午前一度、午後一度、問い合わせのメールを確認するような決まりを作っていただけないでしょうか?私のように発声障害の市民は多々存在すると思われます。市役所への問い合わせとしては、メールが非常に便利でございます。しかしながら、受信確認の頻度が不安定であれば私たちの不安も増していきます。何卒検討お願いいたします。</p> <p>②私は喉頭全摘後、食道発声という代替発声法を習得しつつあります。そのため、店舗や理髪店、病院などで、自分の声で意思疎通できるようになりました。しかし市役所に出向いた時、なかなか、声が届きません。自分なりに理由を探ったところ、アクリル板が理由のようです。アクリル板が、私のような声量の小さい人間の声を聞きにくくしているようなのです。とはいえコロナ禍の中、アクリル板のようなものは飛沫感染を防ぐ意味でも必要だと思っています。ただし私のような喉頭全摘者や、高齢者などの声が小さい市民にとってもアクリル板の存在は、声が伝わらない厄介な存在です。そこで、下記に記しているようなNTTが開発しているような「窓口拡声キット」の導入を検討いただくことは難しいでしょうか?</p> <p>もしくは何らかの合図で、アクリル板の向こうではなく、隣に来て声を聞いてくれるようなシステムを作ってくれることは可能でしょうか?隣に来ていただき平行に座っていただければ飛沫感染のリスクは軽減される上に、声の小さい市民の声も、アクリル板越しよりしっかりと聴こえると思います。</p> <p>切実をお願いいたします。何卒、ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>①本市・障がい福祉室には代表メールアドレスの他、各担当ごとにメールアドレスがあり、職員一人一台の端末環境のもと、市民の方からの御意見やお問い合わせ等を含め、いただいたメールにつきましては逐一確認し、内容に応じて各担当が迅速に対応しております。</p> <p>障がい者の方にとってメールは非常に有用な意思伝達手段の一つであるという認識のもと、引き続き迅速かつ適切に対処してまいります。</p> <p>②窓口におけるアクリル板は、飛沫感染防止の観点から、現下の状況では依然必要と考えておりますが、窓口対応の際、市民の方の御状況によりアクリル板が意思疎通の点で支障を来すような場合には、飛沫感染に十分気を配りながら、職員がお隣で聞き取りを行う等、その場の状況により臨機応変に対応させていただきますので、ひと言お声掛けいただければ幸いに存じます。</p>	障がい福祉室	R4.9.2	R4.9.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
238	この部署は必要ですか？等	<p>市政でおかしいと感じたことを指摘していますが、市民総務室の広聴って組織は必要でしょうか？例えば、市報について意見を書くとか担当の広報課に転送しましたとメールくるだけで、市民に対して後追いのフォローが全くありません。毎月の市民からの意見の投稿を掲載するだけで、存在価値ありますか？ただ話を聞いて担当へ伝えるだけの仕事でお金ももらえるなんて楽な仕事ですね？意見を言われた部署が自分達の行っている政策を変更する自浄作用なんて全くないですよ。ただ市民からの話を聞くだけでなく、市民と一緒に問題を解決するよう組織を改変してください。あなた方の給料はどこから出てるのですか？身内を庇うような言動は慎んでください。市民のために働かない人に納税するなんて馬鹿らしいです。8月29日にそちらへ電話して、〇〇という男の人からの言動からもそのように感じました。むやみに市長の名前使って回答はやめてください。市長は市民からの意見も読んでいないのによく市政行えますね？</p> <p>市報9月号も表紙相変わらず賞目的ですね？特に裏表紙、毎年無駄に職員募集に割いて。一般市民には関係ないです。市報は市政を伝えるための物です。吹田のために働きたいって当たり前じゃないですか？それなら今までいい加減に採用してたのですか？確かに市の公用車の運転が危ないとか市民総務室に電話したら回答はしていないと身内を庇うような対応もされました。市報の表紙を私物化しないでください。ちゃんとモデル使うなら公募してください。出来ない言い訳ばかりしないでできるように改善すればいいだけで、既得権益を奪われるのが嫌なのですか？身内を使うのはおかしいです。当日お願いしてと言いますが、証拠も示していないに信じられません。ちゃんと公募してください。市民からの回答についてコピペをやめ、しっかり組織名・担当者の名前を記載してください。こちらは名前書いています。ちゃんと対応してください。よろしくお願いします。</p>	<p>市民総務室の事務は、本市事務分掌規則により、「市民からの市政に対する意見、提言等に関する事項」や「広聴に関する事項」等と規定されております。</p> <p>つきましては、広聴事務を担っている当室広聴担当が、広く市民からの市政に対する御意見等をお聞きし、その申出内容を担当課等へおつなぎし、市政への反映について検討を行うよう申し伝える役割を担っております。</p> <p>市長の名前を使用し回答することにつきましては、本市民書管理規程により、「発出文書は、市長又はその他の機関の長の名で発するものとする。ただし、内容によりこれによることが適当でないもの又は通知、事務連絡等で軽易なものについては、副市長、部長、課長等の名で発することができる。」と規定されていることから、市民総務室としての回答は、市長名を使用しているものです。(担当：市民総務室)</p> <p>市報すいたの表紙につきましては、より多くの方に手に取っていただけるよう、テーマや季節に応じて目を引くような構図やデザインを心がけて作成しております。人物選考に関しましては、日程調整や長時間の拘束など市民の方に御負担いただくこととなるため、公募ではなく、当日現地でお声がけをさせていただいております。また、回答につきましては、担当者名を記載すると個人の意見であるとの誤解を与えてしまうため、室課名で回答させていただいております。(担当：広報課)</p>	広報課、市民総務室	R4.8.30	R4.9.8
239	コンビニでの行政サービス扱いについて	<p>毎年1回、会社の厚生関係の確認のため家族の所得証明書と住民票記載事項証明書の提出が必要なため取得していますが、マイナンバーカードを所有しているので所得証明書はコンビニで24時間365日取得でき非常に便利なのですが、住民票記載事項証明書はコンビニでは発行できません。</p> <p>会社からは、住民票ではなく、証明書類が必要なため住民票記載事項証明書の提出が必要と言われるので、結局市役所の取扱い時間内に出向いて取得しないといけません。</p> <p>コンビニで住民票記載事項証明書も取得できれば出向く必要がなくなり、大変助かります。</p> <p>何故、住民票記載事項証明書はコンビニで取得できないのでしょうか。できれば取得できるようにしていただけませんか。</p>	<p>マイナンバーカードを利用した各種証明書発行については、本市も対象を増やしているところでございます。</p> <p>昨年度は課税所得証明書を追加し、今年度は戸籍附票の写しを追加する予定でございます。</p> <p>住民票記載事項証明書は住民票の記載内容の一部を抜粋して交付する証明書となるため、住民票の写しを交付することにより証明事項については充足するものと考えており、実施については次年度以降検討することとなっております。</p>	市民課	R4.8.29	R4.9.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
240	障がい者施策にかかると保健所と障がい福祉室の連携について(No.2)	<p>私の拙い文章のためか、聞きたいことの意図が伝わらなかったようですので、再度お聞かせください。四肢機能全廃で常時介護を必要とする身辺面全介助の障がい者から相談を受けたということは言いました。その方はコロナ陽性となり、保健所から自宅待機を言われたとのことですが、必要な介護が受けられず困ってしまい私のところに相談がありました。その方は、家においても介護を受けることができない(介護に来てくれる事業者がない)ということで入院を希望されました。</p> <p>私は、入院までの目処や常時介護が必要なため入院待機中の介護について相談するため、保健所に電話をしました。「入院の目処は全く分からない、入院待機中の介護のことも保健所ではわからないから、障がい福祉室に相談してほしい。」と言って、相談には応じていただけませんでした。</p> <p>次に、障がい福祉室に電話をしました。障がい福祉室からは「コロナ陽性患者のところに事業所などほほほはないし、そのような情報もない。陽性患者であり、入院を希望しているのであれば入院待機中の介護も含め保健所に相談してほしい。」とこちらも相談には応じていただけませんでした。</p> <p>ここには、4吹市総第28(5486)号 令和4年(2022年)8月25日付でいただきました障がい福祉室からの回答にある「感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的かつ継続的に提供される」「陽性者が重度障がい者である場合は、重症化のリスクを考慮し、速やかに保健所と連携を図る」「陽性者の対応において、相互の情報共有と連絡が迅速になった」といったことが一切ありません。</p> <p>保健所からの回答にある「障がい者が陽性者となった場合の療養中の介護サービスの提供等、保健所のみでは対応しきれない相談について連携して対応する」といったことも一切ありません。</p> <p>典型的なならい回しに不満を感じ、中核市になって、保健所が市の機関になったにも関わらず、このように全く連携がないことに疑問を感じ、市民の声を提出した次第ですが、その不満や疑問に対する回答は、現場で起こっていることと全くかけ離れたもので、さらに不信も加わりました。</p> <p>このような矛盾した説明で「御理解賜りますよう」と言われましても理解できませんので、なぜ、このような現場で起こっていることとかけ離れた回答をされたのかご説明ください。①併せて、障がい福祉室と保健所がこのような状態で、障がい者保健福祉施策全般について不安を感じました。特に、大阪府が担っていた業務のうち、重症心身障がい者(難病患者)の支援、精神障がい者の支援は府から市へ引継がれる中で、取り残されてしまったのかとも感じるぐらいです。</p> <p>そこで、重症心身障がい者(難病患者)に係る保健福祉施策、精神障がい者に係る保健福祉施策についてお聞かせください。これらについては、中核市への移行にあたり、具体的に移譲される業務もある中で、市としての方針や業務内容等について吹田市の特徴、抱える課題に照らし合わせ、十分に議論されたかと思しますので、これら2つのテーマについてどのようなことを課題として挙げており、保健所機能を活用しながらそれらをどのように解決していくと計画したのか、また、その進捗状況はどの程度かを教えてください。②なお、障がい福祉計画や、障がい児福祉計画等に掲げられていることは、国が示した全国共通の課題(取り組み)で吹田市特有のものではありませんので、混同しないで区別してください。</p> <p>以上、上記①②について、ご回答ください。</p> <p>吹田市において障がい者福祉に携わる仕事をしている身として、吹田市の方針等をしっかり理解しておくことは重要と考えますので、よろしくお願い致します。</p>	<p>①について</p> <p>陽性者が重度障がい者である場合は、陽性者の対応において、重症化のリスクを考慮し、情報共有を行い、入院の必要性について保健所に伝えております。また、入院待機中の介護につきましては、これまで支援されている事業所に対して、利用者が陽性者となった場合においても感染予防に細心の注意を払いながら、引き続き支援いただけるようお願いしております。</p> <p>なお、継続して支援に入ることができない場合においては、別事業所に対して、支援の新規依頼をさせていただいておりますが、陽性者であることを受けて、支援に至らない場合が多い状況となっております。</p> <p>したがって、陽性者が重度障がい者であることから、引き続き入院の御相談をいただくよう、御案内しております。(担当:障がい福祉室)</p> <p>障がい者が陽性者となった場合におきまして、保健所では健康観察や療養先の決定といった感染症に基づいた業務を所管しており、介護サービスの提供等に係る対応ができないため、障がい福祉室と連携して対応しております。(担当:地域保健課)</p> <p>②について</p> <p>中核市移行により、吹田市保健所が設置され、保健・医療・福祉分野における一層の連携強化を実現するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組を保健所との共同実施により、令和3年度から既存の会議体である地域自立支援協議会の専門部会に位置付けることで協議を重ね、精神障がい者に対する支援ネットワーク及び連携体制の構築を図っております。(担当:障がい福祉室)</p>	障がい福祉室、地域保健課	R4.8.29	R4.9.9
241	吹田徳州会病院の前の歩道について	吹田徳州会病院前の歩道をよく利用するのですが、双子用ベビーカーだと通りづらく、いつも車道を車が来ないタイミングでベビーカーを押して走っています。歩道に葉が生い茂っているのを刈る、あと歩道の幅をもう少し広くするか、なにかしてもらえませんか。いつも困っています。よろしくお願い致します。	<p>①除草について</p> <p>この度は御連絡いただきありがとうございます。現場の確認を行い、御指摘の場所が空地であれば土地所有者へ定期的な除草など空地の適正管理の依頼を通知いたします。(担当:環境政策室)</p> <p>②歩道の拡幅について</p> <p>現地を測量した結果、歩道を拡幅するための十分な幅員がないため、歩道拡幅は困難であると考えます。(担当:道路室)</p>	環境政策室、道路室	R4.8.30	R4.9.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
242	阪急山田駅前南駐輪場の施設整備について	<p>日頃通勤で使用している阪急山田駅前南駐輪場について、夕方から夜間と朝夕、ゴキブリが多く発生して、手すりやスロープについていたりして大変不快です。</p> <p>私も含め皆さんお金を払って利用しているので、施設整備はしっかりしていただいて、施設の害虫駆除に必要な対応をしていただけないでしょうか？受付のシルバー人材センターの方をお願いするのも筋が違いますので、こちらにかかせていただきます。</p> <p>返信につきましてはいつ頃着手するかについてもお知らせいただけますと幸いです。</p>	<p>施設内に発生した害虫に関し、現場調査により周辺の下水マンホールが発生源であると特定いたしました。その後、関係部署と連携をとり駆除を依頼し、9月7日(水)に下水マンホール内に薬剤を散布いたしました。</p> <p>今後も、市営自転車駐車を快適にご利用いただけるよう施設整備に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。</p>	総務交通室	R4.9.5	R4.9.9
243	江坂駅広芝横断歩道橋の整備について	<p>江坂駅の広芝横断歩道橋ですが、誰かが小走りすると大きく揺れ、非常に危険を感じます。いつ作られたもので、建て替えはできないのでしょうか？子どもは揺れにびびりして手すりをつかんで止まってしまう程です。</p> <p>また、よくゴミが落ちていてどのくらいの頻度で清掃されているのでしょうか？たまに下水道臭い匂いも江坂駅に充満しているときがあります。</p>	<p>本件は、国道に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.9.9	R4.9.9
244	阪急千里線の北千里駅構内で他人に喧嘩を売る迷惑行為について	<p>9月12日〇〇時〇〇分頃、北千里駅〇〇番ホームの〇〇(〇〇号車)の一番前側乗車位置(〇〇号車〇〇番ドア?)で電車を待っていたところ、左に立っていた〇〇の男に絡まれました。</p> <p>私が証拠の顔写真をとるとな撮ってんだと激高。</p> <p>〇〇分発の列車の車掌を呼んだがこの男は他でもトラブルを起こし慣れているのか駅員の前では大人しくなり、何もしてないの一点張り。</p> <p>私が駅員がいないときになんやコラ、覚えとけよなどと絡んできたと言っても何もしてないという男の言動を鵜呑みにし、そのまま駅員は去っていった。</p> <p>2年前にも北千里駅で危険人物から脅迫行為を受けて警察を呼んでいます。また危険人物が発生しました。</p> <p>この男は会社に遅刻すると言っていることからいつも同じ電車に乗っていると思われるので、第二の被害者を出さないために警察への情報提供をお願いします。</p> <p>私たちは北摂の治安部隊です。週に1度吹田市内でボランティアで見回り、清掃活動もしています。</p> <p>また市内での迷惑行為や違法喫煙を徹底的に通報し治安維持に貢献しています。</p> <p>例えば古江公園でのゲートボールの件も解決したのは私のおかげなんですよ。あれから1面全部の占領はされていませんし。</p> <p>このような行為は断じて許せないので駅構内でこのような行為に及んだ男を徹底的に追い詰めます。写真は後ほど提供します。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>警察に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。</p> <p>なお、写真の警察への提供につきましては、被撮影者本人の承諾がないことから、控えさせていただきます。</p>	市民総務室	R4.9.13	R4.9.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
245	北千里駅周辺での歩きタバコについて(常習犯)	<p>9月1日と2日の17時05分頃、北千里駅近くのピアノ池にあるせり出した展望室の横の張り紙がある付近で上は緑、下はベージュのズボンで黒いリュックを背負った50代くらいの男がタバコを吸っていた。</p> <p>しかも9月1日は証拠動画を回していたところ、タバコを持ったまま歩いてこちらに向かってきた危険人物でもある。</p> <p>そして次の日もまた同じ男と思われる人物が同じ時間に同じ場所で吸っており私が見ているとこちらに来て藤白台小学校方面に歩いて去っていった。</p> <p>いつもいると思われるので市職員の巡回の上、注意をお願いします。</p> <p>また当該場所には苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。</p>	<p>公園内には啓発看板を設置するとともに、関係部署と情報共有を図り対応してまいります。</p>	公園みどり室	R4.9.5	R4.9.14
246	園の送迎バスの安全対策について	<p>幼稚園、こども園等の送迎バス車内に子どもが取り残されないための対策を講じるべき。</p> <p>各園への注意喚起だけでは防げない。</p> <p>例えば、バス乗車時、降車時、登園時に出欠確認できるシステム。</p> <p>各園児にブザーを配布し、万が一の時に鳴らすと自動的に園にも連絡がいくシステム。</p> <p>他にもできる安全対策はたくさんあるはず。</p> <p>費用はかかるかもしれないが、子どもの安全を守るためにも早急に取り組んで欲しい。</p>	<p>この度、静岡県牧之原市において起きました大変痛ましい事案が二度と生じないう、現在、国・各都道府県・市町村担当課等が連携して、緊急点検及び安全管理に関する実地調査を実施する運びとなっております。</p> <p>なお、私立幼稚園を所管しておりますのは、本市では大阪府となります。</p> <p>各園の安全管理につきましては、それぞれの法人が定めるマニュアルに沿った対応をされており、また、導入については各法人の判断とはなりますが、登降園を管理するシステムを導入する際の経費について、公的な補助もごさいます。</p> <p>この度いただいた貴重な御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R4.9.8	R4.9.14
247	こどもアドボカシー、こどもの人権について	<p>先日こどもの人権に対するこどもアドボケイトの講義を受講しました。非常に学びの多い講座でしたが、多くが自治体が主体となり動くことがメインになっているそうなので、こどもアドボカシー、アドボケイト、こどもの人権をこどもたち自身の知ってもらう活動などは、吹田市では行われているのかな?と思い、今回ご意見させていただきました。もしまだそこにいたってないようであれば、ぜひ、取り入れていただきたい内容でした。</p>	<p>本市では、自分の意見や希望を表明することが苦手な子供たちの存在は認識しており、各学校で一人ひとりの人権を尊重した取組みを進めております。</p> <p>いただいた「こどもアドボカシー」「アドボケイト」の観点も踏まえた、教育活動の参考とさせていただきます。</p>	学校教育室	R4.9.1	R4.9.15

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
248	特定のアーティストの広告を止めなさい	<p>吹田市職員が使用する名刺の裏面について疑問を呈します。 吹田市職員である事、肩書き、電話番号が記載されている名刺におきまして、シティプロモーション課が独自選定で決められたアーティストのイラストを職員が使用し続ける行為は公正なのでしょうか。 吹田市在住のアーティストは多数いるはずにも関わらず、期限を設ける事もなく特定のアーティストを使用し続ける行為は、世間一般的感覚ですと、【広告】にあたります。 職員である事、肩書き、市の電話番号を記載しない名刺であれば、一定の理解はできます。何故、そのアーティストなのか。他の方にチャンスは与えないのか。 公正な立場である職員が、特定のアーティストを支援する形を無期限で取り続けるのか。広告にあたることを理解しているのか。 名刺を職員の自費で製作しているとの事ですが、公平性を考慮しますと肩書きは全て外す事が一般感覚です。 特定の界限で【有名】という事だけで、公平性を無視するならば、一般公募するのが、地方公務員の行動でしょう。 今回の行動は、特定のアーティストにとっての有益でしかなく、広告行為である事を理解してもらいたい。</p>	<p>本市では、市の魅力を積極的にプロモーションするツールとして、職員統一名刺のデザインを市職員に提供し、効果的にシティプロモーションを推進しております。 ご意見の中村佑介さんのイラストは、80周年記念事業で作成した記念誌で採用したもので、本市の魅力のPRにつながるものとして、令和2年度(2020年度)から名刺デザインとして活用しております。 市の魅力PRの観点から活用しているもので、特定のアーティストの広告、支援にあたるものとは認識していません。 ご意見をいただきました。デザインの使用期限、新しいデザイン追加を検討する場合の選定方法については、今後検討してまいります。</p>	シティプロモーション推進室	R4.9.9	R4.9.15
249	吹田フェスタについて	<p>今年度万博会場へ移ってから初めて行きましたので感想です。 1、もう来年から行かないと思います。 2、万博公園にタダで入れるメリット以外なし。広すぎて場所を無駄に広く使っている。メイン会場の真ん中空きすぎて子供達を連れて回るのにはシンドイです。 3、舞台上で何やら音楽などやってるが遠すぎて行く気にもならない。 4、吹田のお祭りなのに、大阪市内の屋台がでている。もう少し吹田市の店舗出してほしい。 5、吹田駅会場の時は少し狭いかと思ったが、これぞお祭りという感じだし、地元のお店が潤うので、前の会場の方が活気を感じられまた行きたいと思います。 6、ゲーム屋台のお支払い体制について お金払った後、またゲームをするためにあらたに並び直し。効率が悪い。</p>	<p>すいたフェスタでは、万博記念公園にあるお祭り広場・上の広場・下の広場の3会場を使用し、各会場で実施するイベント内容に合わせたレイアウトにしております。 メイン会場となるお祭り広場の真ん中スペースが空いていたのは、お祭り広場で正午から実施したスプラッシュパーティーの実施にあたり、参加者エリアと観覧者エリアを分けたことによるものでございます。 会場が広く、お子様を連れての移動が大変だったというご意見をはじめ、〇〇様から頂戴したご意見につきましては、すいたフェスタ実行委員会にお伝えするとともに、次回のすいたフェスタの企画運営等に生かすことで、お子様連れの皆様にも楽しんでいただけるイベントとなるよう努めてまいります。</p>	シティプロモーション推進室	R4.9.12	R4.9.15
250	資源ゴミ	<p>空き缶の持ち去り窃盗犯が、自転車で第六小学校横の公園へ乗り入れ消防倉庫横で、自分のゴミ集め保管分別をされています。公園は空き缶回収の保管場所ではございません。取り締りの徹底を希望します。安心してゴミ出しも生活も出来ません。 注意して、持ち去れないよう警察に被害届けを出すよう、市のゴミ課に電話したときに言われました。市が対策もせず、何故こちらが警察にゴミで被害届け出すのか納得出来ません。 パトロールしてまずと言われましたが、パトロールしてるなら改善されるはずですが、改善されてないのに、パトロールしてるは言い訳でしかありません。 安心してゴミ出し出来る生活にしていきたいです。</p>	<p>御指摘の件につきまして、以前にもお伝えしていますとおり、ごみの収集日には南清和園町を含む市内全域のパトロール等により、資源物の持ち去り行為の抑制に努めているところでございますが、現在新型コロナウイルス感染症予防の観点から早朝の持ち去りパトロールの実施を見合わせております。 今後パトロールを再開することで持ち去り行為の抑制を図ってまいりますので御理解いただきますようお願い申し上げます。 (担当:事業課)</p> <p>公園を空き缶の保管場所としないよう、啓発看板を設置する等、対策を図ってまいります。 (担当:公園みどり室)</p>	事業課、公園みどり室	R4.9.6	R4.9.16

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
251	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その3-1]及び[その3-2]	<p>【例示-4】各課からのお知らせサイトに、過去掲出した同一タイトルのものが、翌日〜2か月後位の間に再掲出があり、またタイトルの末尾に「NEW」の表記があり、市民はタイトルをクリックして開かないと「新規」なのが「再掲・再掲知」なのが「更新(内容変更)」なのが分かりません。 04:表記として「NEW」が有りませ。タイトルに工夫をしているのは分かりますが、下記のように設定している現状から、市民および企業の方は混乱すると思っておりますので、速やかな改善を要望。</p> <p>1) 大半が、前週と同じ内容で、再掲による再掲知のものであり、「NEW」では無く、市民がクリックし開かずに分かるように。⇒添付画像-4-1-1、4-1-2 2) 開いたサイトに「更新日」の表記が無い場合、前週と同じ内容や完全な更新、スルーされた場合は情報伝達されない場になります。もしかしら重大な場面…… 3) 開いたサイトに「更新日」の表記が無い場合、また「新着情報」の欄が無く変更点が分からない時は、前週掲出の内容との変更点の有無の確認が必要であり(下流スクロールしないと)、市民・企業の場合は負担感が大きい。⇒添付画像-4-2(7月10日の第28回参院選のお知らせ) ⇒「新着情報」の欄を設けて、市民にタイムリーな情報提供を願う。※掲出日は、6月18日で、公示日が6月22日であり、追加・変更点はサイトの冒頭に記載せず、7月10日のタイトルに(開票速報)を併記すれば……。⇒添付画像-4-3(大・阪の雨の日の空へ)</p> <p>※8月1日に改正動物愛護管理法が施行されており、説明の記載が義務化されます。⇒「義務化されました」の過去形に。掲出日が6/15-8/8迄、5回掲出。気付いて欲しい。 ⇒添付画像-4-4(お池やみチャットボットの実際実験しています) ⇒「お池やみチャットボットの実際実験中です。試して下さい」の方が利用される方が期待可。 ⇒添付画像-4-5(指定納付受託者の指定) ⇒地方自治法に基づき指定との事ですが、8月1日に初めて掲出。 このサイトを吹田市のHPに掲出の目的(何を誰に届けたい)を教えてください。8月1日掲出のサイトの冒頭に説明文が必要と思います。 ※8月1日に掲出時の7社は、キャッシュレス関係の金融機関と思いましたが、9月1日掲出の1社は、製造メーカーのように思えます。会計室のサイトには、「指定納付受託者」についての説明文は有りませ。 4) 開いたサイトに「更新日」の表記がある場合でも、サイトに「新着情報」の枠がなく、変更内容を探るのに下流スクロール・確認しないと分からない場合がある。⇒添付画像-4-6-1、4-6-2。コロナ第7波感染後に伴い大阪府からの要請-7/27⇒8/28に更新されました。⇒変更点の記載が無く、下流スクロールしても分からず、皇中市のHPを見て納得。変更点は、「8月28日から9月27日までの1か月間の延長」で、得の要請内容は継続でした。確認が次第。 ⇒添付画像-4-6-3。コロナ第7波感染後に伴い大阪府からの要請-7/27。⇒吹田市のコロナ感染症のサイトには、府からの要請内容のみの記載で、前週の説明文は無し。 ※府が自治体に要請をする場合の背景を市長に伝える事が大切。吹田市は第6波の時も記載無し。吹田市の周辺は皇中・池田・箕面・摂津市のHPには、「(病床利用率が50%)」「大阪モデル」が「非常事態(非常時)」が「非常事態(非常時)」に移行。しが記載有り。 吹田市でも要請におけるイベントが削減されており、主催者が実施または中止の判断をされる場合には、吹田市のHPを見られます。「(病床利用率が50%)」「大阪モデル」が「非常事態(非常時)」の文言が有れば、決断がし易くなるのでは？と思えます。 05: 吹田市のコロナ感染症に関する情報(総合トップページ)の運営事務局を教えてください。このサイトの最下段には「吹田市」の表記のため、サイトの管理者が不明。⇒添付画像-4-7。先週の不要不急発表・処理の例。情報提供後、改善されました。 06: 開いたサイトに「新着情報」の枠がある場合でも、サイトに「更新日」が無く、サイトの信頼性に疑問。 ⇒添付画像-4-8-1「シェアサイクルポート追加」⇒各課お知らせの掲出日とサイト新着情報の日にちと不適合(8/4、7/28)。8月10日は過記。 ⇒添付画像-4-8-2「シェアサイクルポート」の位置図⇒吹田市の位置図を皇中市の位置図(Mapで拡大機能有り)のように、土地勘のある方は良いが、無い方は見えます。※実施状況(中間報告の【課題1】)自転車の整備不良率の多い(自転車のメンテナンス・残量不足、パンク・タイヤ切れ、ハンドル、サドル、ブレーキなど。車体の取組タイヤの空気圧が少ない) ⇒整備不良が多いとの事で、自損事故、加害事故が考えられ、自転車事故での怪我の加入・補償内容を教えてください。 ※保険の加入・ポート有り経費劣化の差額も考えられます。空気圧が少ない、パンクがやがや(軽微な自転車は少なく、パンクしたままの走行が考えられます。中間報告から8月の経過、課題に即しての改善状況を教えてください。⇒添付画像-4-9-1(各課施設の開設変更更新しました)) 8/1-NEW、8/2-NEW。 ⇒添付画像-4-9-2。「市の公共施設に関するお知らせ」⇒サイトの更新日は、8月2日、新着情報の動労者会館の利用条件の更新日は、8月5日って何？ ⇒添付画像-4-9-3。動労者会館の利用条件の「大まかなお知らせ」には、8月2日から利用条件を変更して、掲載の日ごとに整合性無し。 ※「動労者会館HPはこちら」をクリックすると、「ページは見つかりませんでした」。信頼性は全く無し。 ※吹田市の監査委員、4名への供養を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については公開していません。</p>	<p>①[その3-1]について 「NEW」の表記については、御意見ありがとうございます。こちらについては、システムの都合上、ページの新規作成、更新が行われた場合に自動で表示されるものになります。10月のホームページリニューアルに伴い、改善される見込みですので、御了承ください。 「更新日」の表記については、リニューアルに伴い、詳細情報が記載されているページには全て掲載されますので、御理解ください。 (担当: 広報課) 地方自治法の改正により、令和4年1月4日から指定納付受託者の指定ができることとなりました。指定にあたり、告示が義務付けられていることから、より広く市民に周知するためホームページに掲載したものです。 令和4年(2022年)9月1日に指定納付受託者に指定した事業者は、税務部税制課及び資産税課の窓口で税証明手数料等の取納を行うために設置しているセミセルフレジの製造・販売等を行っている事業者となります。 税務部では、当該レジの機能を活用し、本年9月1日より税証明手数料等の取納において、これまでの現金取納に加えクレジットカードや電子マネー等による決済(キャッシュレス決済)を実施するにあたり、各種決済サービスを一括して管理できる当該事業者を地方自治法第231条の2の3第1項及び同法施行令第157条の2の規定に基づき、指定納付受託者として指定しました。 なお、当該事業者は他の自治体においても指定納付受託者としての実績のある事業者となっています。 (担当: 税制課)</p> <p>②[その3-2]について コロナ感染症に関する情報(総合トップページ)については、広報課が管理しているページになります。担当部署が多岐にわたるページについては、混乱を避けるために市の代表に問合せを誘導しております。 (担当: 広報室) シェアサイクルは、すべての自転車が保険に加入しておりますので、利用時の事故等については保険が適用されます。 補償内容は、 (1) 死亡・後遺障害5,000千円、入院保険金日額3,000円、通院保険金日額1,500円 (2) 賠償責任 対人対物共通保険金額3億円 となっております。 保険の補償内容につきましてもホームページに掲載させていただきます。 また、自転車の整備不良に対する改善状況については、週に1回程度実施しております電動自転車のバッテリー交換時にタイヤの空気圧や整備不良のものが無いかの確認をしております。 併せて、御意見をいただきました吹田市ホームページのシェアサイクル実証実験のページにつきまして、今後は各課お知らせ掲出日とサイト更新日を一致させ、シェアサイクルポートの位置図を皇中市と同様のものに修正いたします。 今後も、安心・安全にシェアサイクルを利用していただくように事業者と連携し、実証実験を進めてまいります。 (担当: 総務交通室)</p>	<p>広報課、税制課、総務交通室、会計室</p>	<p>R4.9.6</p>	<p>R4.9.16</p>
252	公園施設について	<p>ありきたりの遊具ばかりを作らないで、子供の想像力を伸ばす公園を作りたいです。 参考にして欲しいのは、川崎市の夢パークです。市とNPO法人が運営していますが、市として実現出来る努力をお願いします！ 担当の方が、夢パークのサイトを見て、感動して欲しいです。 子供がドロドロになって、皆で助け合って自然の中で、思いっきり遊んでいる。ぜひ実現して欲しいです。</p>	<p>川崎市の夢パークは、テレビのドキュメント番組で放送されていたものだと思います。公園みどり室でも視聴した者がおり、川崎市のホームページを確認したところ、公園施設ではなく青少年施設のようなようです。 公園管理者としましては、普段から多様な世代の、多様なニーズに関して、多くの要望や苦情が寄せられており、公園の魅力向上に取り組んでおりますが、公園施設としての設置は困難と思われまます。 (担当: 公園みどり室)</p> <p>吹田市教育委員会地域教育部青少年室では、「子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいびあ)」や「青少年クリエイティブセンター」、「自然体験交流センター」などの施設を設置しており、その他各種の青少年健全育成のための事業を展開しています。 「川崎市夢パークのような公園の設置」の御意見につきましては、関係部局と情報を共有し、今後の担当業務を推進する上での参考とさせていただきます。 (担当: 青少年室)</p>	<p>公園みどり室、青少年室</p>	<p>R4.9.12</p>	<p>R4.9.16</p>

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
253	雨天時の青山幼稚園前交差点の冠水につきまして	雨天時の青山幼稚園前交差点の冠水につきまして、対応をお願いしたく、以下に説明させていただきます。 吹田市青山台の青山幼稚園前の交差点の北側(特に、4つの区画のあるうちの北東角・・・小さな公園のある側、およびグラウンドのある北西角)の道路が、雨天時に道路が冠水します。車が通るとものすごい水しぶきがあがり、バイクや自転車は転倒するリスクがあるくらい(私も自転車でこわい思いをしました)、短時間でもきつく雨が降れば、すぐに池のように水が溜まってしまいます。すぐ近くに幼稚園や小学校があるので、通園・通学中のお子さんが危なくていつも気がかりです。雨が止んで翌日でも、なかなか水がひかず、おそらくどこにも排水溝のような水がはき流れていくところがないためではないかと思えます。安全上の観点から、早急なご対応をご検討下さいませよう宜しくお願い申し上げます。	9月5日に現地確認を行いました。現地確認の結果、こでまり公園の南西の角地にあります集水樹が土砂等でつまっていることが原因であると判断し当該樹とそのまわりの側溝を清掃する旨、浚渫業者に9月6日に作業指示を行いました。作業日調整の結果、9月20日に当該箇所の浚渫作業を行うこととなりました。 当現場については土砂のたまりやすい地形であることが確認できましたので、冠水を未然に防ぐため定期的に道路パトロールを行うこととします。	道路室	R4.9.1	R4.9.20
254	北千里駅周辺での歩きタバコについて	9月3日の19時00分頃、北千里駅からピアノ池に向かう市道西側(歩道がない方)で上はベージュ、下は黒のズボンの50代くらいの男がピアノ池方面に向かって歩きタバコをしていた。 匂いがしたのですぐわかった。 当該場所の電柱付近には近隣から苦情が来ているので禁煙という文言の張り紙をお願いします。 本当に最近違法喫煙が多すぎる。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の電柱付近につきましては、ガードレールには啓発看板の設置ができません。電柱につきましては、関西電力送配電株式会社が管理しており、設置に時間を要するため検討させていただきます。	環境政策室	R4.9.5	R4.9.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
255	吹田市HPの各部署のサイトの掲載方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その4]	<p>【例示-5】各部署のサイトの新着情報に掲載されているのに、吹田市HPの“各課からのお知らせ”に掲載されていない。⇒市民・事業者の目に触れなければ、情報の周知漏れが生じます。吹田市民や企業への広報の姿勢が問われます。⇒添付画像-5-1:「コロナ医療機関向けページの更新」⇒医療機関に情報が伝わらなければ、影響大。</p> <p>⇒添付画像-5-2-1:吹田市本庁舎外の電力調達(R4年10月～R5年10月)の一般競争入札。⇒入札募集や入札結果が“各課からのお知らせ”に掲載されています。サイトに“更新日”表記無し。</p> <p>※環境政策室は“各課からのお知らせ”に掲載していませんが、応札対象の“新電力企業”への周知はどのようにされたのでしょうか？</p> <p>⇒添付画像-5-2-2:吹田市の電力調達の入札状況が分かるサイトは、非常に探しづらい。</p> <p>吹田市HPのトップ「ごみ・環境」⇒探索出来ず。</p> <p>吹田市HPのトップ「組織一覧」⇒「環境部」⇒業務内容に“電力調達”の文言無し⇒「環境政策室」⇒「新着情報」に表記無し⇒「メニューの地球温暖化・エネルギー」⇒「吹田市の電力調達」。やっとたどり着く。</p> <p>・今回「本庁他82施設・JR吹田駅前北…外12施設・原市民サービスコーナー外298施設」の3件入札の募集をされましたが、「本庁他82施設・JR吹田駅前北…外12施設」は入札業者は“無し”で入札不調に。落ちたのは「原市民サービス」のみで、落札業者は昨年と同じ業者の1社のみ。</p> <p>※吹田市は、電力入札不調の2件について、今後どのように対応をされるのでしょうか？。各施設の電力調達の期限が10月の検針日迄、日にちが迫っています。</p> <p>※吹田市議会・9月が開催されていますが、電気代が上昇のニュースが多く報道されており、10月からの新電力事業者との契約で、電気料金の上昇分の補正予算の審議が必要です。</p> <p>*220819-宮崎市の電力調達 全ての電力会社が辞退で70施設で入札成立せず</p> <p>*220826-舞鶴市。契約電気業者が事業廃止、1.7億円追加支出へ</p> <p>⇒添付画像-5-2-3:入札3件の「調達期間」の説明文で「令和4年10月の検針日から令和5年10月の検針日前日まで」が有りますが、「令和4年10月の検針日から令和5年10月の検針日まで」にされたら…。</p> <p>【例】検針日が10月5日AM9の場合、「検針日前日まで」は、10月4日AM9になります。⇒1日分の電気料金は、どうなるのですか？</p> <p>電力量計(スマートメーター)は、旧電力会社が運営・管理、吹田市の「検針日前日まで」では、落札業者は、旧電力会社に検針日前日までの使用料の問い合わせが必要に。物理的に無理。吹田市の水道の検針票を確認されたし。⇒使用水量は「検針日～検針日」の表記。</p> <p>⇒添付画像-5-2-4:契約電力(kWh)の表記が有りますが、(kW)に訂正されたし。(kWh)は電気の使用料の単位です。</p> <p>06:環境部は、上記の電力調達の経過～今後の対応ならびにHPの改善についての回答をお願いします。</p> <p>⇒添付画像-5-3:令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ。サイトに“更新日”表記無し。“各課からのお知らせ”に掲載が必要と考えます。</p> <p>07:吹田市HPの統括管理部署である、総務部 広報課は、上記のような「各部署のサイトの新着情報」に掲載されているのに、“各課からのお知らせ”に掲載無し…の現状。どのようなルールになっていますか？。ルールが無ければ改善を願う。</p> <p>※吹田市の監査委員、4名への供覧をお願いします。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q6について</p> <p>まず、事業者への入札実施の周知方法についてですが、市トップページの上部タブ「事業者」のページ中の「新着情報」に掲載するとともに、契約検査室のホームページ「契約・入札情報」の「3 契約・入札(委託業務等)情報」のうち、一般競争入札のページに掲載いたしました。</p> <p>次に、入札状況が分かるページが探しづらい点でございますが、より市民及び事業者の目につきやすい掲載方法について検討してまいります。</p> <p>次に、入札不調の2件に対する今後の対応でございますが、関西電力送配電株式会社より、最終保障契約による電力供給を受ける見込みです。これに伴う電気料金不足分の補正予算につきましては、本年10月以降、直ちに不足するものではありませんが、然るべき時に、所管部局より議会に諮ってまいります。</p> <p>次に、仕様書に記載の調達期間につきましては、一般送配電事業者や新電力会社の御意見をふまえた表記であり、問題ありません。</p> <p>最後に、御指摘いただきました契約電力の表記誤りにつきましては、修正いたします。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>Q7について</p> <p>現状のホームページ管理システムでは、トップページの新着情報(お知らせ)や各部署のページの新着情報に掲載するためには、ページごとの設定が必要でした。そのため、複数箇所の設定が必要となり、掲載が漏れてしまうといったことが生じていました。</p> <p>10月のホームページリニューアルに伴い、公開したページは新着情報として掲載する設定をしておけば、関連する全てのページの新着情報欄に自動的に掲載されるような仕組みを導入しております。</p> <p>今後はいずれかのみページに新着情報として掲載されるといったことは無くなる見込みですので、御理解のほどお願いします。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、環境政策室	R4.9.12	R4.9.21
256	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>9月8日7時43分頃、北千里駅の東第二自転車駐車場付近(公社1棟付近)の横断歩道あたりで上下黒(上は黒Tシャツで横文字で白文字の英字プリント、下は黒のチノパン)で黒のリュック、黒の靴を履いて眼鏡をかけた若い男が歩きタバコをしていた。</p> <p>当該場所付近には近隣から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>啓発看板につきましては、9月22日にピアノ池周辺も含め、新しい看板を作成し設置いたしました。</p>	環境政策室	R4.9.12	R4.9.26
257	府営藤白台3棟に不審者がいたことについて	<p>9月25日16時30分頃、北千里の府営藤白台3棟の駐輪場に止めた原付から若い不審者の男が降り、駐輪場の端まで歩いて行き、ピンクのファイルを抱えてスマホをいじっていた。</p> <p>服装は上はグレー、下はページュのズボンで茶髪。</p> <p>業者ならスーツや作業着だろうし名札もつけている。明らかに怪しい。</p> <p>不審者を入れないよう自治会や警察等で徹底をお願いします。</p> <p>また北千里駅でも目つきのおかしい不審者が増えていますね。</p>	<p>本件は、警察署及び府営住宅に係る事案ですので、警察署及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.9.26	R4.9.26

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
258	深夜にまた暴走バイクが走っている	<p>9月26日0時頃、また同じバイクが藤白台3丁目付近の府道119号を暴走していた。</p> <p>最近、警察が取り締まってるからか、このバイクは以前のような爆音は出すこと少なくなったが、それでもたまに深夜にとんでもない音を出して走って行くバイクがいる。</p> <p>暴走族も増えたという記事があったのでこのような違法行為をする輩を撲滅してください。</p> <p>このままでは吹田は輩の街だと思われそうです。</p> <p>吹田警察さん、駅や電車内で不審者が絡んでくる等の事案も含め吹田市の治安をなんとかしてください。</p>	<p>本件は、警察署に係る事案ですので、警察署へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.9.26	R4.9.26
259	通学路	<p>佐井寺4丁目から佐竹台小学校に通う親です。</p> <p>佐井寺小学校の横を通りねむの木の横から佐竹台小学校に下っていくグリーンロードとよばれる道のことについてですが、毎年スズメ蜂が怖いと息子が困っています。ねむの木公園は定期的に草刈りをされきれいにされているのですが、その反対側の数は木も草も延び放題で、防犯カメラも死角ができ、上から枝が落ちてきそうで怖いです。</p> <p>そのような荒れ放題ではスズメ蜂の巣が作られていても見つかりにくく、毎回通るとき恐々通っています。</p> <p>子供達が安全に通えるように草や通学路にはみでる木の枝をもっと定期的に刈っていただけないでしょうか。</p> <p>何度も蜂に刺された話も聞くので心配です。どうかよろしく願いいたします。</p>	<p>お問い合わせの件につきましては、現在、学校と情報共有の上、現場の状況を確認しているところです。</p> <p>周辺環境を悪化させることの無いよう対応を検討して参ります。</p>	学校管理課	R4.9.20	R4.9.27
260	吹田市長後藤圭二様	<p>8月にコロナに感染しました。私は専業主婦で出かけるのは吹田市内のスーパーくらいですので感染経路は不明ながらそのあたりだと思われそうです。発熱と喉の痛みがあったものの府のHPに記載されている吹田市の初診可の病院に電話は繋がらず、それ以外にもかけましたが繋がらず家にあった医療用抗原検査キットで検査しましたが陰性、症状は治らず丸2日経って再度同じ検査キットで検査して陽性になり、大阪府のオンライン事業者に結果を送り吹田市保健所に感染者として届けられました。検査もできない間、かといってもし感染していたなら買い物もできないので食料の支援を頼もうと市のHPを見たら、くどくどと家族全員が陽性であることなどが条件として書かれており心が折れ電話するのもやめました。そもそも私の検査も電話が繋がらずできないのに家族全員が陽性であることなどどうやったら分かるのでしょうか。私が感染したのもスーパーだと思えます。吹田市の支援の無さが結局どうしようもなくスーパーに行く人を作り出し感染を広げているのだと思います。中核市とは一体なんなのでしょう。検査もできず独自の保健所があるから府の食糧支援も受けられず、市に申し出るしかないのに市のHPには他市に見えないほどの厳しい食料支援拒否の文言。市民を独自に守る気が無いなら中核市は返上してはどうでしょうか、後藤市長。</p>	<p>療養期間中の食料支援につきましては、陽性者となった場合は外出が制限されるため行っているものであるため、陽性判明前での支援は行っておりません。</p> <p>また、配布対象者につきましては、本当に必要とされる方に行き渡らないという事態を避ける必要があることから、食料の確保の手段がない方に限定するため、一定の要件を設け、ホームページに掲載しているものです。</p>	地域保健課	R4.9.22	R4.9.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
261	一時保育について	いつも吹田市の一時保育には本当に助けられています。しかし最近では全くといっていいほど予約がとれず大変困っております。コロナで制限をかけているために予約枠が埋まるのが早い様ですが、コロナも大変ですが子育ては子育てでノイローゼになるのはもっと深刻な事態を引き起こすと思います。日々何かと子供がいては出来ないことが多いです。一時保育枠を多くしていただくと大変助かります。	本市では、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一時預かりで利用いただける定員数を制限して事業を実施しており、のびのび子育てプラザでは多くの方がご利用いただけるよう2回までの利用としております。なお、一時保育枠を多くすることにつきましては、コロナが終息していない状況では非常にリスクを伴うものであることから、既存施設のほか、新たな場所を選択することにより一時保育枠を増やすことが出来ないか検討をすすめているところです。	のびのび子育てプラザ	R4.9.20	R4.9.30
262	北千里駅周辺での歩きタバコについて	9月29日午前〇〇時〇〇分頃、藤白台の府営吹田藤白台3棟の集会所から府営1棟に抜ける道でまた同じ男が歩きタバコをしていた。この男は毎日同じ時間に同じ場所で歩きタバコをしている常習犯だ。市職員等の巡回の上、注意、指導、ならびに当該場所付近に近隣住民から苦情が来ているので禁煙の看板をお願いします。	府営住宅の敷地内に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきました。	市民総務室	R4.10.3	R4.10.3
263	府道119号でバイク数台が暴走していたことについて	9月28日17時36分頃、藤白台の府道119号の北消防署交差点でバイクが3台ほどコールを切りながら暴走していた。当該バイクは北千里方面に向かって走って行った。ちなみにバイクは座席の後ろに背もたれをつけて族車風にしていた。吹田警察との連携の上、検挙をお願いします。最近では警察のパトロール強化もあり爆音を出すバイクは減ってきています。パトロールありがとうございます。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.3	R4.10.3
264	生活保護、職員の国籍を公表しろ	生活保護費を吹田では未だにがい人に払っている。なぜ払っているのか？日本国民は、親族がいれば親族に借りるとか、利息が安いサラ金を紹介とかするのではないかと。がい人は日本には不要だろう。税金も払わず、国民の血税から生活保護費を払うとは言語道断。国の最高機関の最高裁でも日本国民以外には生活保護を支払うことは禁止と決まったはず。吹田市は、市役所の配慮で払っていると。日本国民が、中きょうウイルスで困って税金が払えなくても払え、払わなければ督促状を送り付け、家財も没収するだろうが、どうということ。市役所は、日本国民の生活を円滑に行うためにあるのだから。職員は、日本国民だけであるべき。日本国民以外のがい人が職員でいるように見かけるが、どうなんでしょう。職員の名前と国籍を吹田市報に掲載してもらいたい。何も問題はないはず、次月号に掲載願います。	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、生活保護法第1条により適用対象ではなく、同法による保護を受けることはできませんが、昭和29年5月8日付厚生省社会局長通知により、当分の間法による保護等に準ずることとされており、国の通知に則り適正に実施しております。なお、最高裁判所の判例においても、外国人は、同法に基づく受給権を有しないが、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得ることが示されています。(担当:生活福祉室) 国籍につきましては、職員個人の情報であることから、市報に掲載することはいたしかねます。(担当:人事室)	人事室、生活福祉室	R4.9.26	R4.10.4

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
265	吹田市HPの各部署のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その5-1]	<p>吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出されており、ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、見やすいホームページとなるよう工夫をしてください。の記述があります。</p> <p>【録・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。 ※私見を記しておりますので、検討願う。 ・添付画像-2-9:「消防車が新しくなりました」の同一タイトルのものが同じ日に続いて3件、掲出。 ⇒それぞれのタイトルに、はしご車や高機能消防車など、補記されれば良い。 ・添付画像-2-10:「知ってトクする年金制度」公的年金制度の説明会、意見交換会を開催。 ⇒「知ってトクする年金制度」日本年金機構職員による解説、意見交換会(11/4)を開催。【先着順】※など、具体的な内容の補記。 ・添付画像-2-11:「すいかレ2023写真募集」 ⇒「吹田Instagramカレンダー(すいかレ) フォトコンテスト2023写真募集」の併記をされたら… ※「すいかレ」の認知度は、まだ低いです。毎年4月には多くの大学生やサラリーマンが新しく、通勤・通学。他市から来られた方の異なる視点も期待。認知度が上がれば、販売にも期待が… ・添付画像-2-12:「スマートフォン教室を開催」 ⇒「スマートフォン教室を開催」。(基本・応用)…の補記により、参加してみようかな?…の人数の期待。 ・添付画像-2-13:「チャレンジショップ「○○」7期生による出店」 ⇒「チャレンジショップ「○○」7期生が、孩子谷にオープン」。店の場所をタイトルに入れる事により、近隣の方の関心度が高まる。また次のチャレンジの心の支えにも… ・添付画像-2-14:「スモークフリー実現への取組」 ⇒「スモークフリー実現への取組」9月は、千里丘市民センター…の補記により、関心度を高める。 [教えて下さい] ・活動内容を見ますと、キャラバン…という展示がメインのように思えます。スモークの元は喫煙者です。喫煙者との直接の対話稼働はどのようにされているのでしょうか? ・喫煙は嗜好もありますが中毒であり、ゲーム中毒のように中々止められません。吹田市の取組での効果(数字で表せるものが有れば)を教えてください。 ・吹田市のたばこ税収額の推移。たばこの販売本数の推移、喫煙者率推移(男女・年代別が有れば)。 ※サイトを見ましたが、グラフ等がありませんので。私が行く喫煙店の喫煙席8席は、満席もよく有り、女性の方が多いです。また大学の校内に喫煙所があったり、別の大学では外壁に「禁煙」の貼り紙も。 【その他】令和4年度予定表の項目の中に、「4~8月」の実施済の内容があります。場所の右側に備考欄を設けて実施結果のコメントを記載されては?。 ・吹田市が設置する「喫煙所リスト」をHPに掲載願います。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>[その5-1]について</p> <p>1 喫煙者との直接の対話稼働について 喫煙者に対しては、がん検診や母子健康手帳交付の際に指導や禁煙についての情報提供を実施しているほか、イベント等の機会を活用して直接働きかけを行っています。また、民間事業者と連携し、喫煙者に禁煙治療費一部助成事業のちらしを配布しています。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>2 喫煙率について 喫煙率については、本市の取組のほかに、喫煙者本人のライフスタイルの変化、たばこ税の税率変更等の様々な事象の影響により変動していますが、本市における喫煙率は継続的に低下しています。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>3 たばこの販売本数の推移について 吹田市のたばこ税額及び販売本数の推移については、別紙1のとおりです。 (担当:税制課)</p> <p>4 喫煙者率の推移について 喫煙率の推移につきましては、市ホームページにおいてオープンデータとして、平成29年度から令和3年度まで別紙2のとおり公開しております。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>5 令和4年度予定表について 実施済の「スモークフリーキャラバン」に関しては、表外の本文中に写真及び結果のコメントを記載し、市民の方へ実施の様子を紹介しております。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>6 喫煙所リストについて 喫煙所のリストにつきましては、市ホームページ「市指定喫煙所利用の皆様へ」にて記載しております。 (担当:環境政策室)</p>	税制課、健康まちづくり室、環境政策室	R4.9.21	R4.10.5



令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
266	吹田市HPの各部署のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その5-2]	<p>【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付画像-2-15:「介護の仕事魅力発信セミナーを開催」 ⇒「9月度。1-介護の仕事魅力発信セミナー。2-福祉のお仕事(事業所説明会)。3-福祉のお仕事(就職面接会)を開催」 ※上記3件の実施月日が、9/12、9/14、9/21…と近接しており、求職者の事を考えればタイトルは3件併記が望ましい。 添付画像-2-16:「吹田市Xガンバ大阪 コラボラッピング郵便ポストが誕生」 ⇒「吹田市Xガンバ大阪 コラボラッピング郵便ポストが10か所誕生」…10か所の補記により、どこやら〜と関心が高まる。 添付画像-2-17:「若者就職説明会・面接会を開催」 ⇒「若者就職説明会・面接会を開催(9/29。勤労者会館にて)」【要事前予約】…日にち・会場などの補記によりイメージしやすい。 添付画像-2-18-1:「就職説明会等のイベントスケジュールを更新」 ⇒「就労体験事業(JOBトレ)募集締め切り9/9(金)」…イベント全体の事では無く、具体的に決まっている事業をタイトルにする必要が。 ※画像-18-1の参加者募集の締切期日の日にちが無い。⇒9/9…を記載すべき。加えてサイトの更新日が9/1でHPへの掲出が、9/5は遅い。 添付画像-2-18-2:「就労体験事業(JOBトレ)参加者募集」 ⇒「就労体験事業(働くことへの一歩を応援)参加者募集。締切9/9(金)」 ※対象者が、就労経験が少ない方としており、「JOBトレ」の言葉よりも、(働くことへの一歩を応援)にする事によりハードルを低くしてあげる。 <p>※写真については公表していません。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、広聴事案として担当課等に転送させていただきました。</p>	市民総務室	R4.9.21	R4.10.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
267	吹田市HPの各部署のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その5-3]	<p>【続・例示-2】HPIに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付画像-2-19:「ワークルセミナーを開催」 ⇒「労働問題に関する無料セミナー参加者募集。(吹田市・高槻市・摂津市・茨木市・島本町)が共同開催(9/30~10/28)【要申込】。 ※ワークルセミナーの言葉の認知度は低く、セミナーのイメージがし難くHP-TOPでタイトルを見ても誘引され難いので具体性の有るタイトルにすれば…。 開いたサイトのタイトルは、「ワークルセミナー」が良いが、各課のお知らせ内のタイトルは、上記の「労働問題に関する…【要申込】」にされたら…。 ・添付画像-2-20:「新型コロナ緊急対策アクションプランの頁を更新」 ⇒「高齢者インフルエンザ定期予防接種を無償化(新型コロナ感染症対策)」に。 ※新型コロナ緊急対策アクションプランには、数多くの対策があり、新着情報欄が無く、初めから終わりまで全てのチェックが必要。非常に不親切。 ※インフルエンザ予防接種の内容も、概略で有り、「詳細は後日、HPIにてお知らせ。またはリンク先の表示」…が必要。 ・添付画像-2-21:「商業相談を実施しています」 ⇒「中小企業診断士による商業相談を実施しています【無料】」…中小企業診断士の補記により、市職員で無い事から専門的な相談が可能と判断され、利活用が期待。 ・添付画像-2-22:「吹田のいいでしょこのまち作品展を開催」 ⇒「吹田のいいでしょこのまち作品展を開催。吹田市役所本庁で(10/3~/7)」…会場、日付を補記。 <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、広聴事案として担当課等に転送させていただきました。</p>	市民総務室	R4.9.21	R4.10.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
268	吹田市HPの各部署のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その5-4]	<p>【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。</p> <p>・添付画像-2-23;「第4次総合計画中間見直しに係る市民アンケート実施」 ⇒「第4次総合計画中間見直しに係る市民3,000人にアンケート実施 回答締切;9月16日(金)」。対象者の表記ならびに締切日迄、日にちが無く、補記が必要。</p> <p>※対象者にハガキを送ります…の記述有り。HPに掲出日が、9/8で回答締切日が、9/16って急過ぎ。</p> <p>第4次総合計画の策定前に市は、ワークショップを5回ほど開催。参加人数は累計300人余り。議論が多くなされ、発表も。経緯を知っておられるこの方たちに対してアンケートを求められないのは、何故でしょうか?</p> <p>・添付画像-2-24;「後期高齢者医療保険証の更新」 ⇒「後期高齢者医療保険証の更新・9/7発送。10月1日から負担額の見直し」</p> <p>・添付画像-2-25;「ヘルシー外食コンテスト2022」を参加店募集中！」 ⇒「ヘルシー外食コンテスト2022」を参加店募集中！。応募締切;10月4日(火)」 …締切日を補記。</p> <p>・添付画像-2-26;「旧統一教会問題 相談集中強化期間」 ⇒「旧統一教会問題 相談集中強化期間-9/5~9/30。政府による電話相談窓口が開設」…相談窓口の補記。</p> <p>“統一教会”の名前を知らない世代も多いと思われるので、サイト内の旧統一教会の文言を⇒“世界平和統一家庭連合(旧統一教会)”にすることにより、被害者?が増えない事を要望。</p> <p>・添付画像-2-27;「不発弾処理…特別養護老人ホームの避難」 ⇒「不発弾処理…当日の老人ホームの避難時の協力事業所などに感謝状贈呈」⇒不発弾処理から10日間経過。タイトルに工夫を。</p> <p>※写真については公表していません。</p>	<p>市民アンケートのホームページでの周知につきましては、アンケート開始日である9月1日から行っておりましたが、9月8日に回答を促すハガキを送付したため、「もう間もなく締切です。ぜひご回答をお願いします。」との文言を追加掲載し、あわせてトップページにもお知らせを掲載したものです。</p> <p>今回のアンケートにつきましては、市民意見を聴取する方法の一つとして、統計調査の手法に則り、無作為抽出で3,000人の市民の方を対象に行っております。</p> <p>今後は、対象となった方以外からも広く御意見をいただくため、ホームページでのアンケート、市内商業施設で行う出張アンケート、パブリックコメント等の市民参画を予定しているところです。</p> <p>なお、前回ワークショップに御参加いただいた方を対象に御意見をお伺いする機会はございませんが、上記の市民参画手法を通じて御意見をいただきたいと考えております。</p>	企画財政室	R4.9.21	R4.10.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
269	吹田市HPの各部署のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線で掲出・運営に改善願う。[その5-5終]	<p>【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。</p> <p>・添付画像-2-28-1:「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種」 ⇒「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種(10/1~12/31):無料」…期間と費用を補記。 ※“年度”の表記について、一般的に“年度”とは、4/1~翌年3/31迄を言います。接種期間の10/1~12/31が無料期間の表記に違和感が。 ※費用について、大阪府のインフルエンザワクチン接種事業で無料…の表記ですが、吹田市の新型コロナ緊急対策アクションプランに無料化の表記が有り、吹田市の費用負担の項目を教えてください。</p> <p>・添付画像-2-28-2:「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種」 ・対象者の項で、60才以上65才未満で心臓・腎臓・呼吸器系の機能に障害がある人…の具体的な病名・レベルの表記がありません。例えば、高血圧や喘息等の場合、かかりつけ医以外で接種する場合での証明用の提示資料は？ ・予診票の項で、「9月末に予診票が届いている方は…」の表記がありますが、事前に対象者への案内の郵便物が届くのでしょうか？ ⇒「添付画像-2-29:「NATSの地球温暖化対策に向けた取り組み」 ⇒「NATSの地球温暖化対策に向けた取り組み。阪急電車の4駅に給水機設置」…具体的な内容の補記で関心度を高める。 ・添付画像-2-30-1:「悪質な業者にご注意ください」 ⇒「下水道部から、悪質な業者にご注意ください。」…下水道部の補記により、イメージができます。 ・添付画像-2-30-2:「悪質な業者にご注意ください」 ・上記30-1と同じ内容が、新型コロナウイルス感染症のサイトにも掲載。コロナと悪質業者の関連性が無いと思います。 ⇒「動物愛護週間について。パネル展、イベントを開催(9/20~26)」…イベントの補記で関心度を高める。 ※吹田市の「吹田市ホームページ作成の手引き」や「吹田市ホームページ作成マニュアル」の早期の充実化を要望。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>1 接種期間の表記について 高齢者インフルエンザワクチン接種を含む定期予防接種は、年度単位で事業を実施しています。従来の季節性インフルエンザの国内流行期が通常12月末から翌年4月頃であり、これに備えて、遅くとも12月中旬までには接種が完了することが望ましいとされています。従いまして令和4年度はインフルエンザの接種期間を令和4年10月1日から12月31日までとしております。(翌年1月31日までとなる年度もごさいます。) そのため年度表記についてわかりづらいとの御指摘もありますが、事業として「令和4年度高齢者インフルエンザワクチン接種」を実施しているため、年度表記としております。</p> <p>2 吹田市の費用負担について 高齢者インフルエンザワクチン接種費用のうち、接種者が1,500円を負担し、残りは市が負担しております。令和4年度は大阪府が本人負担額の1,500円を補助金として各市町村に交付することを予定されております。府の制度により接種者の本人負担額が無料化されれば、接種率が大幅に向上することが見込まれることから、市負担額を積み増すものです。 また、大阪府の補助制度は、各市町村が本人負担額の立替払いを行い、後日補助金として相当額を各市町村に交付する仕組みとなっていることから、予算額には立替払いに要する費用も含まれております。</p> <p>3 高齢者インフルエンザワクチン接種の対象者について 対象者の定義は予防接種法に基づきます。予防接種法では「65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい等を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい等を有する者」となっています。 程度としての具体例として市民に伝わりやすいように、上記の疾患により身体障がい者手帳1級相当とホームページ上に記載しております。 証明用の提示資料は身体障がい者手帳です。 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによる身体障がい者手帳1級(疾患名がわかるページのコピー)の提出をお願いしております。 その旨の記載がホームページになかったため、令和4年9月29日付けで更新いたしました。御指摘ありがとうございます。</p> <p>4 対象者への案内送付について 高齢者インフルエンザワクチン接種について対象者への案内は送付していません。 しかし、接種費用免除対象者である市民税非課税世帯・生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯の接種費用免除の方には令和4年9月26日付で予診票を送付しています。</p>	地域保健課	R4.9.21	R4.10.5
270	安倍国葬	<p>国葬に関し地方自治体の対応が注目されています。役所、関連施設について最早どうこう言いませんが学校については半旗掲揚を指示する様な事の無い様にして頂きたいと強く要望します。 信頼出来る大手世論調査で過半の国民が反対している安倍国葬は国民民意に反します。これが民意です。まして小、中学校に掲揚指示する等以ての外です。 賢明なる後藤市長の民意に添った判断を期待します。当日学校の姿を見て今後市長への支持を判断します。</p>	<p>本年9月27日の国葬当日につきましては、教育委員会から学校へ半旗掲揚の依頼は行っておりません。 また、国政にも係る事案も含まれますので、総務省へも情報提供させていただきます。</p>	学校管理課、市民総務室	R4.9.26	R4.10.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
271	国民健康保険料は払えません	<p>先日、国民健康保険の減免を申し込んだ〇〇です。被保険者番号、〇〇。不承認という、ありえない返事をいただきました。全く、意味が分かりかねます。6月に就職したから収入はあるのは当たり前。それ以前は無職だから収入はない。今の収入があるから、現在は保険料も払える。収入がないから保険料が払えないは当たり前。サラ金で金借りてでも払えというのか。どのようにして払えばいいのか教えてください。どのおかしいものか。</p> <p>現在の収入では今の生活を維持するので精一杯。税金ばかり取られているのもわからないのか。また、市役所は日本国民の税金で日本国民の為に働いているのだから。</p> <p>がい人に、生活保護費を未だに支給するのはどうということか教えてください。国民健康保険も、国の指針で国の命令通りに徴収しているのだから。</p> <p>生活保護費は、日本の最高権力の最高裁で日本国民以外には支払うことが禁止になったはず。しかし、生活保護費はがい人が困っているから、市役所の配慮で支払っているのではないのか。</p> <p>がい人は、日本には不要だから金もなく税金も払わない奴は追放するのが当たり前だろう。</p> <p>生活保護をもらっているがい人は、病院も行き放題だろうが。日本国民が中きょうウイルスのせいで貧困で困っているのだから、配慮すべきだろう。</p> <p>どのように考えているか意見を聞きたい。本当に、払える金はないから、払える方法等も教えてください。</p>	<p>お問合せいただいた国民健康保険料の減免申請についてですが、〇〇様から御提出されました申請書類がこちらに届いたのが令和4年8月30日になります。この時点で〇〇様が令和4年6月から御就職され社会保険に加入されていることが確認できていたため、御就職により資力が回復していると判断し、減免却下通知をお送りした次第です。</p> <p>退職により一時的に御収入が減少した場合であっても、次の就職をされていたり、あるいは就職の目的が立っていたりする場合は減免対象外になりますので御理解ください。</p> <p>また、納付が困難な場合は相談に応じますので、御連絡ください。 連絡先電話番号 06-6384-1240(直通) (担当:国民健康保険課)</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、生活保護法第1条により適用対象ではなく、同法による保護を受けることはできませんが、昭和29年5月8日付厚生省社会局長通知により、当分の間法による保護等に準ずることとされており、国の通知に則り適正に実施しております。</p> <p>なお、最高裁判所の判例においても、外国人は、同法に基づく受給権を有しないが、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得ることが示されています。 (担当:生活福祉室)</p>	生活福祉室、国民健康保険課	R4.9.27	R4.10.5
272	コロナワクチン	<p>吹田市のホームページより3回目の新型コロナウイルスワクチン接種予約を実施し、当日に予約病院(〇〇)に行ったが、病院が閉まっていたワクチン接種ができなかった。</p> <p>吹田市のコールセンターに電話し現在状況確認して頂いているが、このような出来事が通常に頻発している状況なのか、頻発しているのであれば、今後改善を行う予定があるのかメールで回答願います。</p> <p>また、ワクチン接種会場に向かい、ワクチン接種も受けられず、交通費も無駄に出費している状況で、とても遺憾に思います。</p>	<p>吹田市の新型コロナウイルスワクチンの予約システムにつきましては、利用されている市内の協力医療機関が、それぞれの医院の診療時間等に合わせて予約枠を設定しております。</p> <p>今回の件につきましては、〇〇様が休診日に予約枠を設定してしまい、該当日に予約された方には、事前に当該クリニックより日程変更等の連絡をされておりますが、〇〇様には連絡が取れなかったものと思われます。</p> <p>このような出来事は通常に頻発している状況ではございません。</p> <p>この度は、御迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>改めて予約システムを利用されている協力医療機関には注意喚起を行ってまいります。</p>	地域保健課	R4.10.3	R4.10.5
273	北千里駅周辺の歩きタバコについて	<p>10月4日〇〇時〇〇分頃、北千里駅の府営吹田藤白台住宅3棟集会所付近の通路(府営住宅1棟から抜けてくる坂のところ)でまた同じ高齢男が歩きタバコをしていた。</p> <p>一体何回目なんだ？</p> <p>こいつは毎日吸っている。</p> <p>いい加減にしるよマジで。</p> <p>早朝も市職員の巡回の上、注意お願いします。</p> <p>早朝だから誰も注意しないと思って毎日吸ってます。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきました。</p>	市民総務室	R4.10.5	R4.10.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
274	保育園の預かり基準について	コロナ前の保育園の預かり基準では38℃の熱を記録した場合は呼び出したが、コロナ後は37.5℃を記録すると呼び出し+1日お休みとなっている。ウイズコロナも念頭に預かり基準を緩和することを検討いただきたい。病児保育も三つ子は事実上使えない。病気の時は子供の面倒を診るのが当たり前と考えているが、0~2歳児に関しては38℃出ることあります。	今回ご意見いただきました新型コロナウイルス感染防止対策における登園回避の目安となる体温につきましては、国通知等を参考に定めております。 国通知におきましては、低年齢児の場合は体温が変化しやすいことや、平熱に個人差があること、また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した人の中にはあまり高熱が出ないケースも多くなることが留意すべき点として挙げられており、感染拡大防止の観点から各施設において、下記のとおり取り扱いを定めているものです。 ・公立施設 …… 37度5分以上の発熱等がある場合、また解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園回避となります。 ・私立施設 …… 公立施設の基準を参考に、各施設において基準を設けています。 感染拡大防止にあたりましては、各施設の対応、取り扱い等に、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。	保育幼稚園室	R4.9.26	R4.10.7
275	吹田市コロナ感染者数の発表はなぜやめるのですか。	吹田市は市内コロナ感染者数の毎日の発表をやめるようですが、他の府下中核市の八尾市、寝屋川市、堺市は対象は変わるものの毎日公表継続、枚方市も対象は変わるものの毎週公表するそうです。吹田市も高齢の方や介護施設、病院も多いので市民への注意喚起のためできる限り公表を続けた方がよいと思うのですが、なぜやめてしまうという判断に至ったのですか。	新型コロナウイルス感染症の市内感染者数につきましては、発生届の全数届出の見直しに伴い、届出対象外の方や自己検査で陽性だった方の人数や居住地の把握が困難になるため、本市ホームページでの公表を終了することとしておりました。 しかし、市内医療機関で同感染症の患者と診断された方の人数については引き続き把握できることから、一定の感染状況はお示しできるものと判断し、当該人数については公表を継続することといたしました。	地域保健課	R4.9.30	R4.10.7
276	南千里駅前広場での喫煙について	9月26日17時頃、南千里駅前広場のスタバとミスドと間の通路でタバコにおいがして、上下グレーの高齢男が顎マスクで手に何か持っていたので吸っていたと思われる。 あと、その後18時頃にスタバの前のテラス席(屋外)にタバコの吸い殻が置いてあった。 明らかに吸っている証拠である。 南千里広場は、最近違法喫煙問題が悪化しているので近隣から苦情が来ている旨の張り紙など効果のある対策をお願いします。	御指摘の南千里駅前広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.9.27	R4.10.11

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
277	吹田市HPの各部署のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その6]	<p>吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出され「ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、見やすいホームページとなるよう工夫をしてください。」の記述があります。</p> <p>【例示-6】HPに掲出されるタイトルが削除。またサイトの削除もあり、困ります。</p> <p>1)「J1リーグ2022-」のタイトルが吹田市HPのトップに掲出されましたが、各課のお知らせには表示無し。催し物のサイトにも無し。・添付画像-⑥-1</p> <p>2)8/29に掲出のものが、1週間て削除。・添付画像-⑥-2-1</p> <p>「コロナ対策本部会議」「コロナ支援金(申請期間延長)」「アライグマ目撃情報」「総合福祉会館の貸室」…4件。</p> <p>・添付画像-⑥-2-2。「コロナ対策本部会議-7/27」</p> <p>保健所長や消防長の発言「感染拡大に伴い、入院・外来・療養・保健所業務がオーバーフロー、屋外でのイベント等を行う場合、緊急要請および緊急対応が困難」⇒8/29の理由は、2,946人とまだ多くの感染者が居られる中、吹田市のコロナ感染の総合サイトには、上記の留意事項の記載無し。地域の8月の盆踊りでは、実施の判断材料になります。</p> <p>Q8:吹田市では「ゆいびあ夏祭り」、「吹田フェスタ」が行われましたが、サイトには、コロナ対策を行い…の記載は有りましたが、イベントを企画された部署は「コロナ対策本部会議-7/27」を読まれましたか?。熱中症対策やケガなどの事も考え、救護所の設置・看護師の配置などはされましたでしょうか?</p> <p>・スプラッシュパーティーの実施報告・画像をHPにアップ願えませんでしょうか。</p> <p>3)「第26回参院選挙(7/10)のお知らせ」が、7/15には削除。選挙管理委員会のサイトからも削除。・添付画像-⑥-3-1。お知らせの内容・選挙公報などの内容が見れません。</p> <p>[要望]…NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)は、HPに掲出。</p> <p>・添付画像-⑥-3-2。立候補者の右側に「党派」の追記を要望。投票者は党派も関心があります。投票数の合計欄も要望。</p> <p>・添付画像-⑥-3-3。投票率の男女別を要望。有権者数は、女性の方が男性よりも多いので…。</p> <p>・添付画像-⑥-3-4。無効投票数の表記を要望。今回の選挙では、3,418票(1.88%)あり、来年の府議会・市議会選挙では、無視が出来ない票数。</p> <p>Q9:無効票の内容は把握・分析はされていますか?。せっかく投票されたものが、無効にならないような対策を要望。</p> <p>・添付画像-⑥-3-5。選挙結果で当選者が分かるように要望。吹田市内の得票数では、当選の可否が分かりません。後日、見たい時に見れるように要望。</p> <p>・添付画像-⑥-3-6(投票日頃撮影)。選挙ポスター掲示場に立候補者のポスターが貼られていないものが多いです。⇒6~2枚。</p> <p>Q10:立候補者はポスターを貼らなくても、良いのでしょうか?。公職選挙法?で決められているのであれば、指導をお願いします。</p> <p>Q11:HPに掲出後の削除のルールは、どのようになっているのでしょうか?</p> <p>※吹田市の監査委員、4名への供覧をお願いします。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>Q8について</p> <p>「ゆいびあ夏祭り」につきましては、令和4年8月28日(日)、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の多目的ホール、リハーサル室や会議室等の室内で開催しました。</p> <p>開催に当たり、国や府、吹田市新型コロナウイルス感染症等対策本部会議の方針に基づき、マスク着用、検温、アルコールによる手指消毒の徹底、大阪コロナ追跡システム登録の協力要請などのほか、夏祭り参加者把握のため、受付で名簿に記入いただくこと、混雑時には入場を制限することや、3密を避けるため、各ブースは定員を設けて取り組むことなどの感染防止対策を講じました。</p> <p>また、残暑の厳しい時期でしたので、熱中症防止のため冷房運転をしながらも、窓を開けるなど換気にも配慮し、感染防止に努めました。</p> <p>更に、運営スタッフを充分確保し、参加者誘導のための事前打ち合わせや、AED研修の受講など、安全対策にも留意しました。</p> <p>(担当:青少年室)</p> <p>すいたフェスタ2022では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、会場内に救護所を2カ所設置し、4名の看護師を配置しました。</p> <p>スプラッシュパーティーの様子は、ホームページにデジタルアーカイブを公開しておりますので、そちらを御覧ください。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>Q9について</p> <p>判別できない票については、投票用紙に記載されている内容等を精査することにより有効無効の分類を行っております。また、無効票について無効事由ごとに分類を行うことにより、無効票の内容についての把握及び分析を行っております。</p> <p>(担当:選挙管理委員会事務局)</p> <p>Q10について</p> <p>添付画像にお示しいただいておりますポスター掲示場へのポスター掲示につきまして、公職選挙法第144条の2第3項に公職の候補者は掲示場にポスター1枚を掲示することができると規定があります。それに基づいて公職の候補者はポスター掲示場にポスターを1枚掲示することができますが、必ずしもポスターを掲示しなければならぬものではなく、掲示しないことを公職選挙法に抵触するものではありません。</p> <p>(担当:選挙管理委員会事務局)</p> <p>Q11について</p> <p>HPに掲載しているページについては、掲載している所管がそれぞれ管理をしています。</p> <p>削除についても適切な時期に行うよう周知しております。</p> <p>(担当:広報課)</p>	<p>広報課、シティプロモーション推進室、青少年室、選挙管理委員会事務局</p>	R4.9.29	R4.10.11
278	市民の声への回答について	<p>中核市として他の市は対象が変わっても続けているところもある市内感染者の発表もやめてしまい、ピーク時には検査も病院に電話すら繋がらず、食料支援も家族全員が陽性でなければ申し込めないなどそもそも要件として確認が無理なこと書いてある。</p> <p>吹田市が保健所のある中核市であるが故に府の食料支援も受けられない。吹田市が中核市でよかったと思ったことはありません。</p> <p>市民にメリットは無いのになんのために吹田市は中核市になったのでしょうか。</p> <p>後藤市長、お答えください。</p>	<p>食料支援の配布対象者につきましては、大阪府におきましても一定の要件が設けられており、本市ではより細かい要件を設定しているものの、食料確保の手段がない方に対して支援を行うという目的は同一であり、本当に必要とされる方に対しては大阪府と同様に配布できているものと考えております。</p> <p>配布対象者となるか御判断に迷う場合は、個別の御事情に応じて相談を受け付けておりますが、ホームページに掲載する要件につきましても、今後の社会情勢や国の方針等に応じて都度見直しを図ってまいります。</p>	<p>地域保健課</p>	R4.10.3	R4.10.11
279	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>10月6日19時45分頃、藤白台の府宮吹田藤白台住宅5棟で上は白、下は紺のスポンの高齢男が郵便受けから1階の自転車置き場にかけて歩きタバコをしていた。</p> <p>自治会との連携の上、議題に上げていただき回覧で周知をお願いします。</p> <p>この棟のエントランス掲示板には禁煙の張り紙が貼られています。</p>	<p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。</p> <p>回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。</p>	<p>市民自治推進室</p>	R4.10.7	R4.10.11

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
280	早朝、北千里駅周辺でのバイクの暴走行為について	<p>10月9日5時20分頃、府道119号の北千里駅前交差点付近でまた例のバイクによる暴走行為が発生しました。</p> <p>速度超過に信号無視、違法改造とやりたい放題です。</p> <p>当該バイクは今宮方面に北進。なお、その前に今宮方面から山田駅方面に南進していました。その後北千里駅方面に戻ってきた感じです。</p> <p>動画を撮影しておりましたので後ほど提供します。</p> <p>最近、深夜に警察が取り締まっているからか時間帯を変えてやっています。</p> <p>引き続き夕方～深夜、早朝にかけてパトロールの強化をお願いします。</p> <p>この前は5時40分頃に警察のバイクが3台ほど府道119号でパトロールしていました。ありがとうございます。</p> <p>※動画については公表しておりません。</p>	<p>御指摘の北千里駅のイオンの横のベンチ付近につきましては、既に周辺に看板を貼っておりますので、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	市民総務室	R4.10.11	R4.10.11
281	公園での鳩に餌ばら撒き	<p>千里南公園の南西口出入口側近に車を停めて、鳩に餌を握り拳でばら撒く高齢男性が毎週現れてやっています。私が目を向けると、動作は小さくしまんで巻く状況です。</p> <p>TVでも良く苦情放送を見たことがあります。まさか同じような事象が目の前でなされている事にびっくりしました。車の写真も撮っております。TV局に行った方がいいですかね。</p>	<p>鳩の餌やりにつきましては、以前にも要望を受けたことがあり、現地調査および看板設置等の啓発に努めております。今後も、機会を捉えて啓発に努めてまいります。</p>	公園みどり室	R4.10.3	R4.10.12
282	南千里駅前広場でのボール遊びなどの危険な禁止行為について	<p>南千里駅前広場が本当にひどいです。</p> <p>ここは吹田か？と思うほどの民度。</p> <p>10月3日17時頃、南千里駅前広場では禁止されているサッカーをする親子や縄跳びで遊ぶ子供数人、そして自転車で間を縫うように駆け抜けたり、ボードのようなものに乗って遊んだりとやりたい放題です。</p> <p>子どもだけならまだしも大人までもが禁止と書かれた看板の目の前でやっています。</p> <p>市職員等の巡回の上、注意をお願いします。</p> <p>南千里にはニュータウンプラザがあるので職員はすぐに来れるでしょうからぜひお願いします。</p>	<p>南千里駅前広場は、通常の駅前広場ではなく公園であるため、広場で遊ぶことを禁止しておりませんが、お互いに譲り合って利用していただくように、啓発を行ってまいります。</p>	公園みどり室	R4.10.4	R4.10.12
283	子供の遊び場について	<p>10ヶ月の男児の親からの意見です。子育ての環境として優れているという観点から、現在の住まいを選びました。思っていたとおり、周りには同世代の子供を育てている家庭も多く満足しています。</p> <p>ただ、子供の多さに対して、公園などに子供用の遊具が少ないか或いは古いものが多いように思います。以前住んでいた江坂は充実しており、江坂公園の再開発もされるようですが、南千里周辺の高野台公園などは今後子どものために整備される予定はないのでしょうか。</p> <p>個人的には今後整備されると吹田市の発展にもつながると考えております。</p>	<p>公園遊具につきましては、既存遊具の更新を計画的に行っており、老朽化の進んだ遊具から順次更新を行ってまいります。一方、遊具に限らず市内の公園施設は老朽化が進んでおり、今後は公園ごとの遊具の再配置や機能分担等も含めて更新を検討する必要があると考えております。</p> <p>ニュータウンは江坂等の市南部と比べて、公園の数も多く、広々とした広場が多いことが魅力の一つではありますが、計画的な更新により、魅力的な公園が維持できればと考えております。</p>	公園みどり室	R4.10.5	R4.10.12

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
284	北千里駅周辺での若者のたむろ行為について	10月11日19時15分頃、北千里駅のオリジン近くのベンチ(りそな銀行の横)で若い男が多数でたむろ行為を行っていた。 風紀を乱す行為であり治安悪化につながる重大行為である。 断じて許されない。 このような行為をする者がいたら警察より注意、指導を行うようパトロール要請をお願いします。	当該箇所の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.10.12	R4.10.12
285	「山手小学校で現在、校舎大規模改造工事が行われていますが、児童・教職員・市民への安全配慮面で疑問が…」の追伸	7月5日に下記のタイトルで投稿しておりますが、7月11日に資産経営室建築計画グループから回答のメールがありました。 「山手小学校で現在、校舎大規模改造工事が行われていますが、児童・教職員・市民への安全配慮面で疑問が…」 ・投稿内容の内、下記の内容(1)についての回答が山手小学校から頂けておりません。 ※市民からの投稿前に気付いて対処して頂きたかった内容です…ので。 1 作業中は、通用門が開いたままで、誰もが侵入できる状況。警備員も配置無し。⇒工事車両の出入り時のみ通用門の開閉をされたし。 ・2001年に附属池田小事件があり、犯人は校内に侵入し児童8人を殺害、15人が負傷。日本の犯罪史上稀に見る無差別大量殺人事件として、社会に衝撃を与えました。 ・校長さん・教職員の方々は、グラウンド横の通用門が開いたままの状況を疑問に思われませんか。池田小事件については、メディアで今でも報道されています。教訓を活かして下さい。⇒添付画像-1の左上 ※写真については公表しておりません。	御意見に対しましてお答えができておらず、申し訳ございませんでした。 いただきました御意見につきましては、山手小学校とも情報を共有しており、「今回ご指摘のありました通用門につきましては、大規模改造工事の施工業者専用の出入口としており、門の開閉や施錠等の管理は施工業者が行うこととなっておりますため、門が開放された状況であることが把握できておりませんでした。このような状況は適切ではなく、今後このようなことがないよう、工事を担当する資産経営室や施工業者と情報共有を図ってまいります。」と回答をいただいております。	学校管理課	R4.7.19	R4.10.13
286	藤白台周辺での喫煙について	9月28日17時35分頃、府道119号の藤白台1丁目バス停付近の路上(北消防署方面)で止まっていた神戸ナンバーの車から中年男が降りて喫煙していた。 また違法喫煙の発生だ。 最近、目に見えて増えているように感じる。 当該道路には禁煙の看板をお願いします。	藤白台1丁目バス停付近につきましては、路上喫煙禁止地区ではございませんので立ち止まっていた喫煙は条例違反とはなりません。 御理解くださいますようお願いいたします。	環境政策室	R4.9.29	R4.10.13
287	古江台小学校前バス停付近での喫煙について	9月28日17時40分頃、古江台小学校前バス停付近の路上(古江台のセンターがある方)でTシャツにズボンの輩風の中年男が3人喫煙していた。 本日2回目の違法喫煙の発生だ。 当該道路には禁煙の看板をお願いします。	古江台小学校前バス停付近につきましては、路上喫煙禁止地区ではございませんので立ち止まっていた喫煙は条例違反とはなりません。御理解くださいますようお願いいたします。	環境政策室	R4.9.29	R4.10.13
288	北千里駅周辺での歩きタバコについて	9月28日17時45分頃、北千里駅前の路上(片側2車線の道路の歩道。プランズ北千里の向かい)で灰色の服を着た50代くらいの男が歩きタバコをしていた。 本日3回目の違法喫煙の発生だ。 当該道路には禁煙の看板をお願いします。 本当に違法迷惑喫煙が増えている。	御指摘の北千里駅前の路上につきましては、ガードレールがなく、看板の設置ができませんので、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.9.29	R4.10.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
289	生活困窮者自立支援金の件	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が12月まで延長になった事を知りました。申請をしたいので書類一式の郵送をお願いしたいのですが。	要望のとおり、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再申請関係書類を郵送いたします。	生活福祉室	R4.10.13	R4.10.13
290	吹田駅北口に設置予定の喫煙所(卒煙支援ブース)について	以下の点について設計および運営計画に反映をお願いします。また、現時点での各項目に対する検討状況と市の考え方を教えてください。 1. 外から喫煙の様子が見えないようにする 景観及び、未成年者が喫煙に興味を向けないようにするため。 2. 喫煙しながら外の様子が見えないようにする 喫煙を装った不審者がストーカー等の待伏せ場所に使用ないようにするため。 3. 喫煙所周辺(所外)での喫煙について過料の徴収を徹底する 通行する市民の受動喫煙や未成年者ヘタバコが露出することを防ぐ。 4. 喫煙所設置場所を改めて検証する 現喫煙所前における遊技場(パチンコ屋)の喫煙所の代替施設を税金で設置したと疑われることがないようにするため。 付近のスポーツ施設、駐輪場、住居を利用する非喫煙者の迷惑とならないようにするため。 5. 運用開始後に設置場所の妥当性が確認できるデータを公表する データの1つとして、喫煙所利用者に占める現喫煙所前における遊技場(パチンコ屋)利用者の割合。	1. 外から喫煙の様子が見えないようにする 2. 喫煙しながら外の様子が見えないようにする 当該施設については、鉄道運行時間外は閉鎖する運用を予定しているため、防犯の観点から室内に死角が生じないように開口部を設けています。 3. 喫煙所周辺(所外)での喫煙について過料の徴収を徹底する 当該地域は路上喫煙禁止地区に指定されており、環境美化指導員の指導・勧告に従わない場合には、過料を徴収することがあります。卒煙支援ブース(密閉型喫煙所)周辺における喫煙について、引き続き、指導員による巡回、啓発を行ってまいります。 4. 喫煙所設置場所を改めて検証する 5. 運用開始後に設置場所の妥当性が確認できるデータを公表する 現在の開放型喫煙所は、JR吹田駅周辺を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定するにあたり、マナーを守った喫煙のための施設として整備したものです。今回、同位置において更新する卒煙支援ブース(密閉型喫煙所)は、受動喫煙やたばこの煙、においへの対策として密閉型としたものであり、周囲への影響は、現状より軽減されるものと考えております。 また、喫煙所は公益目的の施設であり、遊技場(パチンコ屋)の喫煙所の代替施設として整備するものではありませんが、利用に際して制限を加えることはしません。利用者の特性・層別の人数を計測することも困難であることから、他の喫煙所と同様、1日あたりの利用者数の概数のみ把握しています。	環境政策室	R4.9.30	R4.10.14
291	いじめについて	吹田では重大いじめも発生し、テレビや新聞等でも大きく取り上げられました。その後もありました。過去にも大変な学校でのいじめも多発した時期がありました。 議会では、議員さんがご自身が誹謗中傷やうわさ等を流され、それをしている人達はれっきとした犯罪ですと発言されてる内容が議事録にあります。吹田では子供だけでなく、大人もいじめにいます。涙 寝屋川の観察課に電話させてもらって問い合わせをした所、「寝屋川市では子供達をいじめから守る為に観察課の設置をしています。しかし、大人でもいじめにあうと言う事はあります。最初はこちらの方でお話を聞いて、別な部署がありますのでそちらにご案内してしっかりと対処出来る様につとめております」との回答でした。まだお若い方でしたがとても優しく、話を聞いて安心感があり、市民に寄り添う体制がしっかりと出ていて相談しやすい感じで電話の応対も感じが良かったです。 吹田市では子供達のいじめで全国的に大きく取り上げられましたが、大人へのいじめに対しては、どの様な対処をされてるのでしょうか?? また、寝屋川市の様ない意味で有名な観察課の設置とか検討をされないのですか??	・大人へのいじめにつきましては、人権擁護委員による人権相談(予約制)として、ご相談をお受けしています。 ・本市におきましては、寝屋川市のような監察課の設置は検討しておりません。	人権政策室	R4.10.4	R4.10.17

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
292	千里けやき通り歩道脇の雑草の草刈りについてお願い	毎朝、けやき通りの歩道を散歩しているのですが、歩道脇(北公園から北千里高校の前あたり)の雑草が生い茂り、歩道が狭くなって危険を感じます。この道は自転車の通行も多いので、自転車と歩行者が接触しそうになることもあり、特に子供や高齢者には危険が伴いますので、早急に草刈りをお願い致します。	府道に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.17	R4.10.17
293	北千里駅周辺でのバイクに乗りながらの違法喫煙について	10月16日16時20分頃、北千里駅近くの府営藤白台3棟の駐輪場で青い原付に乗った高齢の男がタバコを吸いながら運転していた。 道交法違反と条例違反のダブルで違反である。 防犯カメラ等の精査の上、検挙をお願いします。 北千里駅周辺は本当にモラルが低下している。 道路や駅、電車内などでガンをつけたなどと誰彼構わず喧嘩を売ってくる輩や煽り運転をする輩、違法喫煙する輩や騒いでゴミをポイ捨てる若者と本当にひどい。 このままでは吹田は輩の街かと思われますよ。	府営住宅及び警察に係る事案ですので、大阪府及び吹田警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.17	R4.10.17
294	違法改造のバイクがうるさい	10月16日23時頃、府道119号の藤白台1丁目交差点付近でまた例のバイクによる暴走行為が発生しました。 9日の早朝に暴走していたバイクと音やコールの切り方が良く似ているので同一人物と思われます。 パトロール強化、警察の取り締まりをお願いします。	警察に係る事案ですので、吹田警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.17	R4.10.17
295	北千里駅での不審者について	10月16日18時40分頃、北千里駅前のいこい飯店前のベンチに座っていた白いズボンを履いた40～50代くらいの男がマスクもせずに覗みつけてきた。 何か文句を言いたそうなヤバい目つきであった。 北千里交番の警察官のパトロール強化をお願いします。 このままでは吹田が現在のニューヨークのようなヤバい街になってしまいます。	警察に係る事案ですので、吹田警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.17	R4.10.17
296	北千里駅周辺での歩きタバコについて	10月1日20時55分頃、北千里駅からピアノ池に向かう市道西側(歩道がない方)で上下黒っぽい服を着てレジ袋を持った50代くらいの男が歩きタバコをしていた。 男は北千里駅からピアノ池方面に歩きながら吸っていた。 市職員の巡回の上、注意をお願いします。 また最近相当増えてきているので市道西側にも看板や張り紙(近隣住民や通行人から苦情が来ているので禁煙)の設置をお願いします。 景観等の観点から難しいかもしれませんが、そもそも吹田市内で歩きタバコが違法であることが全く周知されていない状況です。 歩きタバコが完全になくなれば一旦撤去して様子を見るのもありだと思います。	御指摘のピアノ池西側につきましては、ガードレールしかなく、ガードレールには看板の設置ができませんので、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.3	R4.10.18

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
297	緊急支援給付金の家計急変世帯の件	緊急支援給付金が政府で支給発表になり、令和4年1月～12月の家計急変世帯も対象になるとお聞きしております、吹田市の対応と家計急変世帯への対応や条件、手続き方法をお知らせください。	この度、お問い合わせいただきました、価格高騰緊急支援給付金(5万円)につきましては、現在、準備を進めているところであり、現時点で具体的な手続方法等について、お知らせできない状況です。詳細が決まり次第、市ホームページや市報にてお知らせさせていただきますので、恐れ入りますが、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。	福祉総務室	R4.10.13	R4.10.18
298	阪急山田駅構内通路での喫煙について	10月18日19時45分頃、山田駅のモノレール改札を出てDew阪急山田に向かう通路の右側(バルコニーみたいなところ)で中年男がタバコを吸っていた。当然駅構内(通路はDew山田の管轄?)なので禁煙である。最近は本当にひどい。吹田市のモラルはどうなってるんだ。モノレール駅員やDew阪急山田警備員の巡回、禁煙の張り紙の等対策お願いします。	当該箇所の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、管理者へ直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。	市民総務室	R4.10.19	R4.10.19
299	北千里交番の警察官が交通違反をしたことについて	10月19日14時35分頃、北千里駅の駅ロータリーに入るところで歩行者として渡ろうとしていたが左から来た大阪府警の原付二種が無視して進行、その後左折で緊急車両出入り口に入るときに一時停止をしていなかった。2件の違反になります。吹田警察としては当該警察官の特定、指導、および違反切符の交付をお願いします。交通違反を取り締まる側の警察官が違反とは何事か。しかも非番ならともかく公務中に警察のバイクで堂々と違反している。	警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.20	R4.10.20
300	佐井寺南が丘公園のトイレについて	今日10/16、子供を連れて佐井寺南が丘公園に行ったのですが、公園にあるトイレがすごく汚かったため子供を連れて入れるには不衛生と思いました。整備、清掃をおねがいしたいです。広い方が使いやすいと思い、車椅子マークのある方を使おうとしたところ、うんちが散らばっており、入った時に誰かが踏んだと思われる靴跡もあり、すごく汚なっていました。トイレ自体も古そうで、匂いも臭く、このトイレは定期的に点検や掃除はされているのでしょうか？されているのであれば、どのくらいの頻度されているのでしょうか？小さい子供も使用するトイレなので整備、清掃していただきたいです。古そうなので、可能であれば建て直しも検討していただきたいです。	市内の公園トイレは週2～3回の清掃を実施しており、佐井寺南が丘公園につきましては日常的に利用者の多い公園であることから、週3回の清掃を実施しております。これ以上清掃回数を増やすことは困難で、利用者の方には綺麗に使用していただきたいと考えております。また、公園トイレは50年経過するような古いトイレもあり、今後建て替えを進めていく予定です。佐井寺南が丘公園のトイレは平成9年に設置されたものであり、適切な時期が来れば建て替えの検討を行います。	公園みどり室	R4.10.17	R4.10.21

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
301	産後ケアについて	<p>以前、出産した時に周りにサポートしてくれる人がいなかったのが産後ケアを利用したかったのですが、「夫の車での送迎は家族のサポートがありとみなすので不可」「新生児を抱えて電車がタクシーで行って下さい」と当たり前のように言われました。コロナ禍で新生児を抱えて電車はリスクが高過ぎですし、産後すぐで体がボロボロなので産後ケアを利用したいのに電車がタクシーで新生児を抱えてなど行けません。しかもタクシーだと数万かかるような距離ばかりで利用できませんでした。</p> <p>全然子育てで世帯に寄り添って来ていないので悲しくなりました。</p> <p>他の市ではそんなことはないようなので、もう吹田市で出産はしたくないと思いました。</p>	<p>サポートがなく、産後ケアを利用されたいお気持ちで相談いただきましたのに、悲しいお気持ちにさせてしまったこと、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>ご相談をいただいた際に、お気持ちを汲み、ご事情を丁寧に向うなどの配慮が足りなかったこと、反省しております。</p> <p>日頃より、子育て支援は「保護者に寄り添う」べきものだと認識し、心がけているところですが、今回ご指摘をいただいたことを職員一同肝に銘じ、妊産婦及び子育て家庭の皆様へ寄り添える支援となるよう努めてまいります。</p> <p>子育てにおいてお困りのことや、悩みなどございましたら、ぜひ母子保健課までご連絡ください。</p>	母子保健課	R4.10.19	R4.10.21
302	続・山手小学校で現在、校舎大規模改造工事が行われていますが、児童・教職員・市民への安全配慮面で疑問が…	<p>1)作業中は、校舎の通廊門が開いたままで、誰もが入り込める状況。警備員も配置無し。歩道境界のパイプガードを取外した日も。</p> <p>7/5に投稿後も、改善が見られません。⇒画像1〜4は、10月の撮影。</p> <p>・工事車両が退出時には、バック走行で校庭内での方向転換後、退出。児童は身長も低く、しゃがんでいる児童等の死角、走っている児童も…また10月後半には毎日暮れの時刻が早くなってきました。バック走行時の誘導員が不在で安全面での不安が。⇒画像-5</p> <p>[7/11の市の回答]</p> <p>・通廊門に工事のための警備員を常時配置し、工事車両の出入り時のみ開閉を行います。</p> <p>・工事車両の出入り時のみ止めを押し、通行後は3基とも戻します。</p> <p>【発注部署の監理者への質問】</p> <p>Q1：上記の回答内容を指し示されましたが、現場の監督 or それとも現場の工事監督者でしょうか。</p> <p>2)校舎外壁の足場に、高所からの落下防止の庇がありますが、板と板の間に隙間があり空が見えており、また庇の下の防護用のシートに大きな開口部があります。⇒画像-6</p> <p>ネットのニュースでは、建設現場での落下物(機材、部品や工具)の報道が毎年あり、万が一高所からの落下物があった場合は不安です。</p> <p>Q2：この庇の下は児童・教職員の毎日の通学通路でもあり、安全についての見解を教えてください。</p> <p>3)工事用の仮設電気配線が、地面の上を走らせており、樹木の枝に接触して吊下げ、や警備員用の小屋の屋根の上を走らせています。⇒画像-7、8</p> <p>・電気工事には、電気の流れとも言う「ケーブル」しか出来ないとします。</p> <p>・このような工事方法が出来るとは、電線を防護する外装の被覆があるからです。</p> <p>Q3：このような電気配線工事の可否について、電気工事士の有資格者の見解を教えてください。もし違法であれば改修工事が必要と考えます。</p> <p>4)事前調査の結果の看板が2枚提示されていますが、元請業者又は自主施工者の指名の名前及び調査終了の年月日が異なることから、調査箇所がそれぞれ別の箇所なのでしょうか。</p> <p>・書式が画像の上下で大きく異なりますが、標準書式や記載必須の項目の指定は無いのでしょうか。標準書式がなければ吹田市民は情報不足の中での判断する事になりますので吹田市は市民に必要な事項の標準化を要望します。石綿被害は罹患してから発症まで長期になり、発症すれば重症化が、吹田市は「安心安全まらづくり宣言」をしておられます。</p> <p>画像下は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の文言の記載が有りません。”石綿除去作業の期間ならびに事前調査…を実施した者の氏名の記載が有りません</p> <p>・事前調査の結果の看板はありますが、「石綿除去作業等」の看板は有りません。</p> <p>石綿除去作業等の監工者、石綿作業主任者、石綿の飛散防止対策(除去作業等の工程)ならびに除去作業は夏休み期間中と思われませんが石綿除去の測定計画の表示は必要と思います。</p> <p>・石綿除去作業について、工事発注箇所は学校に対してどのような説明をいつされましたか。</p> <p>5)校庭の一部の芝生を2018年頃にされましたが、今回の工事で芝生の通行により芝生がなくなっています。復元はどのように考えておられますか。</p> <p>6)今回の工事車両の通行により、学校前の道路汚損が有りです。道路法第43条にも汚損防止の記載が有り、また吹田市ではマンション建設工事での道路汚損防止の指導がなされています。⇒画像-10</p> <p>7)山手小学校で、1学期に置いてある工事用具で児童が遊んで怪我をされた…と聞いております。 ※伝聞ですので詳細は不明。学校側から来者に片付けの要望ならびに児童たちへの注意の周知をされた…との事です。工事の発注箇所は児童の怪我について把握しておられますか。</p> <p>吹田市内では、他にも学校の工事がされていますので、気になります。</p> <p>8)7/50の前投稿後、学校に対して「2001年の附属池田小学校での悲惨な事件について」の意見を記しましたが、回答が無く、7/19に市民総務室 広聴担当に回答の要事をしましたが今日現在、未だに回答が有りません。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>Q1)について 事前調査いただいた事項について指導がなされたことがあり、御心配をおかけしました。以下御質問にお答えいたします。 ・安全配慮を確保している建設工事受注者の現職作業人及び工事監督を委託している管理技術者に指示しております。徹底するよう指導いたします。 【担当: 資務課室】</p> <p>Q2)について 当該校舎の外側作業は通路を閉鎖し、夏休み期間中の児童等が通行しない状況で行っております。 【担当: 資務課室】</p> <p>Q3)について 電線を防護する外装の被覆があるケーブルを使用しております。 【担当: 資務課室】</p> <p>Q4)について 「事前調査の結果」の看板が2枚提示されていますが、元請業者又は自主施工者の指名の名前及び調査終了の年月日が異なることから、調査箇所は別なものでしょうか。J1について ・現場の監督者等の工事現場に付いて、それぞれの事業者が事前調査を実施しています。確保保全指導票は現場確認を行い、事前調査結果の報告書に添付してあります。確保保全指導票の報告書に添付してあります。 【担当: 環境安全課】</p> <p>Q5)について 標準書式がなければ吹田市民は情報不足の中での判断する事になりますので、吹田市は市民に必要な事項の標準化を要望します。石綿被害は罹患してから発症まで長期になり、発症すれば重症化が、吹田市は「安心安全まらづくり宣言」をしておられます。画像下は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の文言の記載が有りません。 ・事前調査結果の報告書には定められた様式はありますが、記載必須項目は大気汚染防止法等で定められています。吹田市のホームページには事前調査結果の報告書の様式を掲載しております。 【担当: 環境安全課】</p> <p>Q6)について 「事前調査の結果」の報告書はありますが、「石綿除去作業等」の報告書は有りません。石綿除去作業等の監工者、石綿作業主任者、石綿の飛散防止対策(除去作業等の工程)ならびに除去作業は夏休み期間中と思われず、石綿除去作業等の標準書式を必要とします。J1について ・標準書式等の特定個人提出等に関するお知らせの看板(石綿除去作業等に関する看板のこと)は、建築物の特定個人提出等を行う場合に提示が必要ですが、今回確保保全指導票にそれぞれ事業者が提示を行い、石綿除去作業が完了した後に提示し、当該確保保全指導票を提出するよう指導いたします。 ・石綿除去作業の測定は放射計石綿、石綿含有放射線、保護材、耐火遮蔽材の使用面積が50㎡を超える場合(石綿含有放射線、保護材、耐火遮蔽材をかき落とす等)の方法で除去する場合を除く必要があります。本工程は石綿除去作業です。 【担当: 環境安全課】</p> <p>Q7)について 「石綿除去作業」について、工事発注箇所は学校に対してどのような説明をいつされましたか。J1について ・工事発注時当該石綿除去作業が実施される期間を事前に通知し、適切な対応をするよう指導しております。 【担当: 資務課室】</p> <p>Q8)について 御意見をいただいた先生の部分は、令和4年度に実施する工事においても期間が進行する予定であるため、当該工事完了後に復旧する計画としております。 【担当: 学校管理課】</p> <p>Q9)について 確保措置は行っておりますが、工事完了時に道路の洗浄を承えております。 【担当: 学校管理課】</p> <p>Q10)について 当該校舎の敷地内において、工事を実施する過程で発生する、事業を担当する学校管理課においても情報を共有してあります。また、他の学校における工事関係にも周知を図り、より一層の安全確保に努めております。 【担当: 学校管理課】</p> <p>Q11)について 御意見にお答えができております。申し訳ございませんでした。 ・また発生した事故原因につきましては、山手小学校から情報を共有しており、「今回御指摘のありした通廊門については、大規模改造工事の施工準備中の出入り口として、門の閉鎖や警備等の管理(施工業者が行うこと)とされておりました。門が開かれた状況であることが把握できておりました。今後このようなことがないよう、工事を実施する児童等や保護者等と共有してまいります。 【担当: 学校管理課】</p>	環境保全指導課、資産経営室、学校管理課	R4.10.12	R4.10.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
303	阪急吹田駅前の国道479号でバイクが信号無視をしたことについて	10月21日17時34分頃、阪急吹田駅前の国道479号(阪急吹田東口交差点)で2人乗りのスクーターが信号無視をしていた。 さらに運転していた若い男は後頭部にヘルメットをかけており、頭からヘルメットを外した状態で運転していた。 2件の違反となります。 特に信号無視は逮捕もある悪質な違反です。 吹田警察においては当該運転手の特定、検挙をお願いします。	警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.24	R4.10.24
304	阪急山田駅のコーヨーエスカレーターで高齢男が歩いて登ってくっついてきたことについて	10月21日18時40分頃、阪急山田駅のコーヨーにある上りエスカレーターで高齢の男がエスカレーターを歩いて登ってきたくっついてきた。 コロナ禍なのに何を考えているのか。 何でくっついてんだよと文句を言うも男は知らんふり。 その前はほとんど足音を立ててせつついてきたのに文句を言われると黙る。 どうせ何も言わないと思って舐めてたんだろ。 そもそもエスカレーターを歩くこと自体、マナー違反である。 DEWの警備員やコーヨーの店員の協力の上、エスカレーターで歩かないよう、またくっつかないよう店内放送をお願いします。 行政は関係ないので直接問い合わせを~という回答はいりません。直接問い合わせできないから行政に問い合わせしているのです。	当該箇所の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.10.24	R4.10.24
305	北千里駅周辺での喫煙について	10月11日19時10分頃、北千里駅のイオンの横のベンチ付近(草楽園という花屋の横)で上下黒い服の若い男がタバコを吸っていた。 北千里駅周辺は路上喫煙禁止である。 当該場所周辺には禁煙の張り紙をお願いします。	御指摘の北千里駅のイオンの横のベンチ付近につきましては、既に周辺に看板を貼っておりますので、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.12	R4.10.26
306	千里山駅での歩きタバコについて	10月17日16時35分頃、阪急千里山駅付近の千里山駅前東自転車駐車で上は緑、下は黒の中年の女が歩きタバコをしていた。 市職員や管理人の巡回、注意をお願いします。 また該当場所には通行人から多数の苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。	ご指摘の阪急千里山駅付近の歩きタバコについては関係機関に情報提供させていただきました。	総務交通室	R4.10.19	R4.10.26

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
307	吹田市職員の不誠実な市民への対応について	<p>自宅前市道での水道漏水工事(9/13)により、自宅駐車場ゲート・門扉・自家用車に傷や泥汚れがあり、水道部に連絡したところ、水道部工務室管理グループ〇〇主査より電話があり事情説明したところ、口調は喧嘩こしに『うちの工事で傷が入ったかどうかわからんやろ』とまくしてられました。</p> <p>対応が悪いので水道部に再度クレームを入れ〇〇課長が対応窓口となり現状を確認していただき、話の内容については書面で回答してほしいと下記の3点を要望しました。</p> <p>①当日の施工体系・工事指示事項・連絡体制・なぜこのような事になったかの原因・再発防止対策</p> <p>②水道部職員の市民に対する教育指導をいままでどうしていたのか</p> <p>③傷・泥についてどうするのか</p> <p>以上の回答を9/27にさせていただき約束をしましたが、結局回答は10/12にありしかもA4サイズに10行ほどの簡素な回答でこちらの要望を全く無視していました。その後、吹田市秘書課〇〇氏に連絡して誠意ある回答書面のご提出を依頼し1週間後の10/19に回答いただくようお願いしたところ、必ず水道部に上記3点について回答させますと断言され、私が万が一回答なかったらどうしますかと問うたところ、必ず回答しますとの一点張りでした。</p> <p>本日19日水道部よりやはり回答できないとの連絡があり、秘書課〇〇氏に必ず回答させるといわれたことと書類確認を水道部と秘書課で確認して回答すると約束したことに対してどうなっているのか電話したところ、こちらの問には回答しなく、今度は水道部に任せると確認するの一点張りで最後には電話を切られました。再度、秘書課に電話すると〇〇氏が対応し、経験の浅い職員が間違えたことを言っていたと今度は経験値の話になり、部下から内容はすべて聞いているといわれたので、それなら9/12に話を聞いた段階でなぜ間違っていたと連絡をくれないのかと聞く電話番号を知らないからと言われました。水道部と連携しているならなぜ水道部に連絡先を聞いて電話しなかったのかと聞く、政治家の対応のように聞いたことに対して話をそらし、誠実な対応をしてくれませんか。たらいまわしにされ誰がしっかりとした対応をしていたのでしょうか？私は被害者です。なんの落ち度もありません。後藤市長に直接話をすればいいのでしょうか？早急に誠意あるご回答を一善良な市民としてお願い致します。また、今後水道部の工事により私のような被害者を出さない為にも、真摯に私の意見に対応お願い致します。</p>	<p>令和4年9月13日に発生しました漏水修理工事に伴う汚損につきまして、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>今回の事案につきましては、発注者である水道部が受注業者への施工時の養生等についての指導が十分でなかったことが1つの要因と考え、受注業者に注意するとともに、再発防止を徹底する旨の指導をしたところです。</p> <p>また、当日対応した水道部職員については、部長から厳しく注意し、今後このような事案が生じないように部内で情報共有を行いました。</p> <p>なお、補償については、受注業者が対応する旨はすでに御説明させていただいております。</p> <p>これまで〇〇様と直接お会いして、謝罪させていただいたことも含め、先般お渡ししました文書をもって水道部の回答であると御理解をお願いいたします。</p> <p>今後は受注業者への指導、職員教育等の更なる充実をはかり、より一層の業務の質向上に努めて参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>(担当:工務室)</p> <p>この度は、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>今回の事案に対する回答の再提出について、10月12日(水)に秘書課あてにお電話をいただいた件につきましては、既に水道部工務室にて対応させていただいている内容であり、今後も水道部工務室での対応となる旨お伝えしておりましたため、秘書課からの御連絡は控えさせていただいていたものでございます。</p> <p>しかしながら、10月19日(水)にお電話いただきました際には、その旨の十分な説明ができず、〇〇様に御不快、御不安な思いをさせてしまいました点につきまして、深くお詫び申し上げます。</p> <p>今後、市民の皆さまへの対応等、業務の質向上に努めて参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>(担当:秘書課)</p>	秘書課、工務室	R4.10.19	R4.10.27
308	保育料の利用者負担額について	<p>来年3月に出産予定の妊婦です。</p> <p>夫と吹田市に住む予定ですが、0~2歳児の保育料の利用者負担額の高さに驚いています。</p> <p>(夫と私は正社員の共働きですので、保育料の区分はD13相当で、月額¥87,200になりそうです。)</p> <p>大阪府内の他の自治体や全国の他の自治体で、同程度の区分での保育料と比較しても、月額¥87,200というのは非常に高く、時短勤務等で収入減少が見込まれるためこの額を毎月お支払いするのは非常に厳しいです。</p> <p>近隣の自治体と比較しても月額2万円以上の差が出てくる自治体もあり、吹田市からの転出も含めて今後検討する必要があると感じています。</p> <p>吹田市の街並みや公共施設等は非常に気に入っていましたので、保育料の件を知って大変残念に思いました。</p> <p>私たちのような共働き世帯でも子育てしやすい環境に(せめて近隣の自治体と同程度に)していただけることを望みます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>	<p>このたび、〇〇様から御指摘いただきましたとおり、本市における0~2歳児の保育料の利用者負担額における最高階層(D13階層)の設定金額は、近隣他市に比べて高額となっておりますが、全体的な保育料の徴収額の合計は、国が定める基準額に対する割合の約70%程度であり、近隣他市と同水準となっております。</p> <p>これは、高所得者、とりわけ利用者負担額が最高階層となる世帯の皆様には近隣他市と比較して高額となっている反面、低所得から中所得世帯層に対しての利用者負担額を近隣他市に比べて低く設定していることによるものでございます。</p> <p>本市の利用者負担額設定の趣旨について御理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R4.10.20	R4.10.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
309	JR吹田駅北口の駐輪場について	<p>JRの吹田駅の一時的利用の駐輪場が地下にしかないのが非常に不便なので、早急にどうにかして下さい。重たい電動自転車に子供を乗せた状態では、自転車の電動レールが上手く乗せられるか不安で怖くて地下道へ行けません。地上に停められる駐輪場も近くに見当たらないので、子供と出かける時は遠回りになるのを覚悟で阪急千里山まで行っている状態です。</p> <p>子供がいない時に自分だけで試しましたが、登りのレールが乗せづらく力もいるため、1人の時でも地下の駐輪場利用が億劫です。</p> <p>御年寄で上手くレールに乗せられずよめいている人もしばしばみかけます。そして昼の時間帯だと地下の駐輪場がいっぱいで停められず困り果てることも。</p> <p>自転車の数に対してそもそも駐輪場が足りてないのだと思います。</p> <p>料金が2倍3倍でもかまわないですし、少し駅から歩くことになってかまわないので、地上に駐輪場を作ってください。</p>	<p>JR吹田駅前周辺自転車駐輪場に関しましては、本市といたしましても自転車の利用台数に対し、自転車駐輪場が足りないかと認識しており、JR吹田駅前周辺の自転車駐輪場整備に向けて、地上に新たな自転車駐輪場設置のため準備を進めているところです。</p> <p>JR吹田駅前北自転車駐輪場をご利用の際、お子様を乗せた状態での搬送コンベアのご利用は、大変危険です。管理人までお声掛けいただけますと、出場時のサポートをいたします。</p>	総務交通室	R4.10.20	R4.10.27
310	岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて	<p>「吹田市駐車場早見表」の通り、1,000㎡以上の場合戸数の40%以上の駐車場が必要です。次に緩和規定として、緑地を増やせば戸数の25%以上で良いとされています。さらに「吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準」では、「イ 駐車施設は、事業区域内に設置すること。ただし、次に掲げる(市長が認める)場合には、それぞれ次に定める台数(2分の1以下の台数)の自動車用の駐車施設を事業区域の境界線からの水平距離が原則200メートルの範囲内にある事業区域外の場所に設置することができる。」</p> <p>私はこの内容について、わざわざ総務交通室に仕事を休んで2度も出向き、「建設地より200m以内の外部駐車場の契約書を確認することで許可をだす」、ということを確認しています。にもかかわらず、業者に付度した、私への説明と違う内容で許可をだすことは、はなはだ遺憾です。</p> <p>以下について回答をお願いします。</p> <p>①緩和規定を使うことはやむを得ないとしても、駐車場(今回は23台)を「事業区域内に設置すること。」が法律の大原則です。事業者は戸数を減らして、必要台数を確保するように一度でも指導したのでしょうか？</p> <p>②「原則200メートルの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた〇〇駐車場に許可することはありえません。このような非常識な判断は12台分の駐車場は最初から必要ないと言っているのと同じで、敷地面積の40%確保という法律をないがしろにした運用です。法律を守っているという認識があるのか答えてください。</p> <p>③駐車場が700m離れた場所にしかないという現実も、当該地区は駐車場が不足しているということですが、元々駐車場だった場所にマンションを建てるのだから駐車場不足に拍車をかけています。駐車場が近隣に無いなら、敷地内に駐車場を設けるのは当然です。敷地内に既定台数の駐車場を設けるよう事業者に指示してください。</p> <p>④私に説明した内容を翻した内容で許可するのであれば、市役所の方より、そのことを私のところに説明しに来てください。(私は仕事を2度も休んで伺い確認しています。違うことをされては困ります。ちゃんと説明しに来て下さい)</p> <p>⑤事業区域外の場所に設置することができるのは、「事業区域内に設置することが困難であると市長が認める場合」となっています。戸数を減らせば簡単に解決できます。今回市長がなぜ認めたのか、市長より回答してください。</p>	<p>開発事業に伴う駐車施設に係る協議について、市長より業務権限を委譲されているため、土木部総務交通室が以下のとおり、回答させていただきます。</p> <p>御指摘の通り駐車施設は事業区域内での設置が前提となっておりますが、当市においては、単身者住宅、小世帯住宅の共同住宅におきまして、駐車施設の全てを設置することが困難であると市長が認める場合は、別途定める台数の2分の1以下の台数を事業区域の境界線からの水平距離が原則200mの範囲内にある事業区域外の駐車場に設置することができることとしております。現在、事業区域内に平面的に駐車場を確保するスペースが無い場合も市長が認める場合として運用を行っており、事業区域外の駐車場確保を認めております。本件については、定める台数全てを平面的に設置することが難しいことから、11台の事業区域外駐車を認めております。</p> <p>また、事業区域の境界線から200mを超えて、区域外駐車場を確保することにつきましては、事業者の代理人から200m以内で事業区域外に設置すべき駐車場の全数ではないものの、いくらか確保できると報告を受けておりました。しかし、当該地が駐車場であったことから、周辺の駐車場は、当該地駐車場をご利用いただいていた住民の方々の為に残しておきたいという御意向から、当市としても、約700m離れた〇〇にて区域外駐車場の確保を計画することを認めることとしたものです。</p>	総務交通室	R4.10.17	R4.10.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
311	非課税世帯への5万円給付金について	非課税世帯への5万円給付金ですがいつから確認書発送、振込になるのでしょうか？	この度、お問い合わせいただきました、非課税世帯への5万円給付金(価格高騰緊急支援給付金)の確認書の発送日は11月11日(金曜)、振込日は11月30日(水曜)を初回振込予定日としております。 なお、今回の価格高騰緊急支援給付金につきましては、確認書のほかに支払通知書による支給があり、支払通知書が届いた方は、給付金の受給のための手続きは不要となります。 この支払通知書は、住民税均等割非課税世帯のうち、本市から住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円の給付金)の支給を受けた世帯であって、令和4年6月1日時点と9月30日時点で世帯構成が同じか、6月2日以降に転入した方がいない世帯に、11月11日(金曜)に郵送します。 その他、価格高騰緊急支援給付金の情報については市のホームページに掲載していますので、ご確認くださいようお願いします。	福祉総務室	R4.10.24	R4.10.31
312	北千里駅周辺での歩きタバコについて	10月24日17時50分頃、北千里駅近く府営吹田藤白台住宅4棟から5棟への階段でチェックの服の高齢男が手にタバコを持ったまま歩きタバコしていた。当該場所には張り紙をお願いします。 また、府営4棟の者と思われるので自治会に周知徹底をお願いします。	御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。 当該場所に貼り紙を行うかについては、自治会で判断していただく内容となります。 また、府営住宅にも係る事案も含まれますので、大阪府へも情報提供させていただきます。	市民自治推進室、市民総務室	R4.10.25	R4.10.31
313	吹田市二十歳を祝う式典に関する意見	法改正で十八歳から成人扱いされるようになりました。 「二十歳を祝う式典」も継続しながら「十八歳を祝う式典」を追加行事とするよう、検討をお願いします。 祝い事や記念行事が増える事で「吹田市への愛着が増す」効果が期待できます。 吹田市が若い世代に選ばれる「生活の場」になるため、記念日の活用をお願いします。	「十八歳を祝う式典」を追加行事とする御提案ですが、18歳は受験や就職の準備など進路の選択に関わる大切な時期です。 もう少し落ち着いた環境で成人を祝うことを想定した式典のため、「二十歳を祝う式典」で祝福したいと考えていますので、18歳での式典は行いません。	青少年室	R4.10.27	R4.10.31
314	北千里駅周辺での歩きタバコについて	10月18日19時55分頃、北千里駅からピアノ池に向かう市道のピアノ池付近(近隣から苦情が出ている旨の張り紙があるあたり)で上は青、下は黒の高齢男が歩きタバコをしていた。 本当に最近ひどすぎる。 張り紙で一時期減っていたのにまたやっている。 モラルの低下が甚だしい。 市職員の巡回、さらなる張り紙の文言の強化等対策をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.19	R4.11.2
315	北千里駅周辺の路上喫煙禁止区域での喫煙について	10月19日14時25分頃、北千里駅の医療ビルの前のベンチ(花壇のあるところ)で男2人(服装について1人は上は白、下は薄い青緑、もう一人は上は白、下は青で正方形型の小さな黒いカバンを所持しビールを飲んでた)が喫煙していた。 当該場所には多数の通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の医療ビル周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.19	R4.11.2

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
316	北千里駅周辺の歩きタバコについて	<p>10月30日9時05分頃、府営吹田藤白台4棟駐車場から藤白公園に向かう道で上は薄い青、下はグレーで白髪の高齢男が歩きタバコをしていた。</p> <p>最近、北千里駅付近での市道や府営住宅付近での違法喫煙が後を絶たない。これもすべては安易に人口を増やして治安を悪化させた吹田市の行政の失策である。</p> <p>4棟あるいは5棟の住人と思われるので4棟及び5棟の自治会の回覧で当該行為を周知いただき、また議題にも上げてください。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただいております。</p> <p>回覧で周知を行い、議題に挙げるかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R4.10.31	R4.11.2
317	続2・山手小学校で現在、校舎大規模改造工事が行われていますが、児童・教職員・市民への安全配慮面で疑問が...	<p>3度目の投稿です。10月19日に埼玉県日高市の中学校に竹刀を持った男が正門から敷地内に入り、生徒3人が頭や腕などに軽いケガの報道。山手小学校々庭の通用門が開いたままの事が有り安全面で不安が。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業中、校庭の通用門が開いたままで、誰もが侵入できる状況。警備員も配置無し。校庭内の工所用駐車区域出入り口の扉も開いたままで児童が入る危険が。 ・歩車道境界の車止めを取外し後の穴が空いたまま。歩道幅が1m程ですれ違い時には高齢者の杖、幼児の足などが危険。 ・7/5、10/12に投稿後も、改善が見られません。⇒画像-11 <p>[7/11の市の回答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通用門に工事のための警備員を常時配置し、工事車両の出入り時のみ開閉を行います。 ・工事車両の出入り時のみ車止めを外し、通行後は3基とも戻します。 <p>Q1:発注部署は、上記の回答内容を誰に指示されましたか。現場の監督 or それとも現場の工事監理者でしょうか。今後はどうされますか。</p> <p>Q2:山手小学校は、投稿内容(7/5、10/12)を受信されておられますでしょうか。それとも電話連絡のみなのでしょうか。</p> <p>※学校長・教職員は児童の命と安全を守るために危険感受度を高めて、校庭で体育の授業時などに気付いて欲しい。</p> <p>Q3:25年前の神戸連続児童殺傷事件、21年前の附属池田小で校内に侵入し児童8人を殺害、15人が負傷。日本の犯罪史上稀に見る無差別大量殺人事件が風化で忘れ去られようとしています。上記の日高市の中学校に竹刀を持った男が正門から敷地内に入り、生徒3人にケガを。</p> <p>⇒教育委員会は、吹田市内で多くの学校で工事が行われており、外部から学校敷地内への侵入についての注意喚起をされましたのでしょうか。</p> <p>※児童・生徒にケガや心の傷が生じた場合は、一生残り影響が大きいです。「安全は」ルールが決められ、管理・運用・対策がされて…結果、事故が無い事が「安全」。たまたま、事故が無かったから「安全」とは、言えません。</p> <p>※吹田市の後藤圭二市長、危機管理室、監査委員-4名への供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 前回回答分(令和4年10月24日回答分)と同様でございます。</p> <p>安全協議会を統括している建築工事受注者の現場代理人及び工事監理を委託している管理技術者に指示しております。徹底するよう改めて指導いたします。</p> <p>(担当:資産経営室)</p> <p>Q2について 山手小学校ではいただいた御意見を直接受信しておりませんが、印刷物の配付により内容を共有しております。</p> <p>(担当:学校管理課)</p> <p>Q3について 工事中の安全管理については、学校関係者と工事関係者が連携して取り組んでいるところです。</p> <p>(担当:学校管理課)</p>	資産経営室、学校管理課	R4.10.24	R4.11.4

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
318	佐井寺南が丘公園のトイレについて、回答No.5662に対する追加の質問	<p>先日、佐井寺南が丘公園のトイレがあまりにも汚くて清掃、建て直し検討のお願いをしましたが、週3回の清掃を増やすことは難しい、建て直しもすぐには無理そうですが、公園利用者がもっと綺麗に使うようにトイレ入口にポスターを掲示するなど、もっと綺麗に使うよう促してほしいです。先日はバリアフリーのトイレは使えたものでは無い程汚かったです。バリアフリーの意味がありません。</p> <p>建て替えの適切な時期とはいつでしょうか？バリアフリーのトイレを利用しようとした時、屋間でしたが暗いので灯りを付けたかったのですがスイッチの位置もわかりませんでした。</p> <p>50年以上経過しているトイレの公園がどこの事かわかりませんが、利用者の多い公園は経過年数だけでなく、利用者が綺麗に使うよう促していただき、早めの建て替えを検討頂きたいです。公園は遊具も新設させ綺麗なトイレがあんなに汚いのは残念でなりません。</p>	<p>要望いただきましたとおり、せつかくのトイレですので、利用者の方には綺麗に使っていただけるよう、啓発ポスターを設置いたします。</p> <p>また、建て替え時期については、現在において決まった順番はありませんが、市内にある公園トイレ57箇所のうち、佐井寺南が丘公園よりも古いトイレは28箇所あり、経過年数や老朽化状況を基本に利用頻度等も考慮に入れて、更新の時期を検討することになると考えております。</p>	公園みどり室	R4.10.24	R4.11.4
319	子供の健康的な成長について検討していただいているのか教えてほしいです。	<p>愛知県では、小中学校や高校で、長期にわたる様々な行動の制約がストレスとなり、子供たちの成長や発達に影響を及ぼすのではないかとことから、昼食の黙食が、緩和されました。</p> <p>厚生労働省からのお知らせをそのまま開示するのであれば、吹田市の存在意義はありますか？</p> <p>子供達のことについて、考えておられますか？どのような議論がされているのか教えてください。</p> <p>熱中症で、倒れても、子供たちは、マスクを外せない状態です。毎日、つらい思いを続けています。</p> <p>遠足にも行けない学校もあります。</p> <p>少しずつでも、子供の成長や発達のことを考えた視点での、アクションを起こしてください。</p> <p>愛知県のように、感染対策を否定するのではなく、細かな対応で、子供たちのために、何ができるか、考えて実行していくのが、吹田市の役目ではないでしょうか？大阪府がしないのであれば、なおさら、きめ細やかな対応ができる吹田市が、率先してできることを探すべきではないでしょうか？</p> <p>子供たちのことを、真剣に考えている経過を公表してください。</p>	<p>本市では、日々、児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されている状況です。大阪府の「感染症対策マニュアル」において、学校給食は、感染リスクが高い活動であり、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応が必要とされています。授業や行事など、子供たちの学びを止めないためにも、学校内での感染拡大防止の取組として、現時点では、国や府のマニュアルに基づき、給食を実施することが必要であると考えます。</p> <p>引き続き、感染状況や、国、府の動向を踏まえ対応してまいります。</p>	保健給食室	R4.10.31	R4.11.4
320	最低定員未達による講座中止について	<p>若者向けの年金に関する講座が、最小開催人員に達せず、中止になりました。大学生や若者社会人を対象としているが、平日の昼時間帯だったと思います。授業や会社を休んで出席すると思いませんか。せめて休日にすべきではないでしょうか。やる気があるのか疑います。</p> <p>対象者が参加しやすい曜日時間帯で開催することが、前提だと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>この度は、貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本市では、市内各大学で若年層に向けた年金制度説明会を実施しております。そのため、市外の大学に通う学生、また同年代の国民年金に加入されている方に対しても同様に年金制度説明会を実施したいと考え、開催に向け進めてまいりましたが、最少催行人数に至りませんでした。</p> <p>次回開催時は、今回のご意見を踏まえて検討して参ります。</p>	市民課	R4.11.1	R4.11.4

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
321	北千里駅付近の道路で喫煙しながら運転していたことについて	10月21日16時25分頃、阪急バスの亥子谷～五月が丘間の道路で〇〇の車の運転手が窓から火のついたタバコを持った手を出していた。 運転中の喫煙はながら運転の道交法違反と歩きタバコ禁止条例違反のダブルで違反となります。 ながら運転は厳罰化されているので吹田警察の捜査(付近の防犯カメラ、通行人への聞き込み等)の上、検挙をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 車の運転中の喫煙につきましては、歩きタバコに含まれず、条例違反とはなりません。	環境政策室	R4.10.24	R4.11.7
322	北千里駅周辺の路上喫煙禁止区域内での喫煙について	10月23日13時21分頃、北千里駅の医療ビルと7番館(イオンが入ってるビル)の間の通り抜け禁止の通路で白いシャツの中年男が喫煙していた。 この場所は条例で路上喫煙が禁止されている。 当該場所には多数の通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。 最近本当にひどいです。違反者が後を絶たない状況だ。行政としても何か考えないといけない時期ではないか。 昔はそこら中でスパスバ吸っており大迷惑だったが最近はかなり減ってきている。 撲滅間近かと思いきやまた増えてきている。 この状況をなんとか改善してほしい。 もう良心に訴えるのでは効果は低い。強制力を持った法整備が必要だ。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の北千里駅周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.24	R4.11.7
323	北千里駅周辺の歩きタバコについて	10月24日17時40分頃、北千里駅のミニミニの奥の喫煙所で上は黒、下は薄いグレーの男が喫煙所からはみ出して吸っていた。 通りまで煙が来ていて非常に臭かった。 市職員等の巡回、および当該場所には喫煙所の外で吸わないように張り紙をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の北千里駅喫煙所につきましては、千里北センター株式会社が管理をしております。引き続き、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.25	R4.11.8
324	北千里高校の生徒の自転車運転がひどい(事故を起こしても変わらない)	9月1日、ついに北千里高校の生徒が北千里駅前の道路で歩行者と事故を起こしました。 高校生はスポーツタイプの自転車に乗っていたようで数分後、警察と救急車が来て救急隊が被害者の女性に話を聞いて、警察は事故を起こした高校生に話を聞いていました。 その様子を撮影していました。 この道路は普段から高校生が並走して走る危険な道路として有名ですが、抜け道代わりに使う地元の車も多いです。 この件で北千里高校の自転車マナーも少しは良くなるかと思いきや、全く変わっていません。 北千里の生徒が事故を起こしてしまったという責任を高校および吹田市はどう取るのか、これは会見モノですよ。 未だに3、4列で並走して車の進路を妨害しているところから見ても事故を起こしても何の教育もしていないようですね。 この件に関する学校からの説明を求めます。	北千里高校の生徒の自転車運転がひどい件について、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えるとともに、再度、生徒への通学、帰宅時における自転車の運転マナーについて指導するようお伝えいたします。 また、大阪府広報広聴課にも頂戴したご意見をお伝えいたします。	総務交通室	R4.10.27	R4.11.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
325	吹田市江の木町2-1前の交差点の白線が無い	飲食店やドラッグストアなどに囲まれた人通りと交通量の多い交差点ですが、いぶん前から白線が消えてしまいほとんどありません。危険ですので白線を引いて下さい。	吹田市江の木町2-1前の交差点の白線について、横断歩道については吹田警察署、交差点内の矢印等については大阪府茨木土木事務所の所管になります。そのため、本市から吹田警察署、大阪府茨木土木事務所に塗りなおしの要望についてお伝えします。	総務交通部	R4.11.1	R4.11.9
326	双子ベビーカーを使用しての移動について	こんにちは。双子の男の子を子育て中の母です。1点気になることがありこちらに書き込みをさせて頂きます。先日、スポーツ選手の大山加奈さんのInstagramで双子ベビーカーでバスに乗る投稿を拝見し、阪急バスは双子ベビーカーで乗車できるのか気になりました。双子ベビーカーは横幅もあり、重量も重く、とても1人ではバスに乗れません。かといって電車では行けない場所もあります。タクシーを使う手もありますがただでさえお金のかかる双子育児、また2人を同時に抱っこするのも限界がありチャイルドシートの設置されていないタクシーに乗せての移動はできません。なぜ、多胎児は公共交通機関を使うのにも気をつけて利用しないといけないのか。バスが気軽に使えるといいのになと日々思っています。双子ベビーカーでバスを利用できるのか、また利用できる場合は運転手の手伝いが必須なので手伝って頂けるのか、ご回答お願いします。	双子ベビーカーの阪急バス乗車について、阪急バス吹田営業所に問い合わせしたところ、ご利用できるとのことでした。また運転手の手伝いが必要な場合は申し出ていただければお手伝いさせていただきますとのことでした。なお、吹田市のコミュニティバス「すいすいバス」でも同様の対応をさせていただきます。	総務交通部	R4.11.8	R4.11.11
327	救急隊員の虚偽証言	C36棟に住んでいた時に、北消防署の救急隊員が、俺を警察に逮捕させる為に、「救急車を殴る叩く等の行為で車両が損傷した。」と警察官に嘘の証言をした。何故緊急車両を違法に使用し、嘘をついてまで一個人を逮捕させたいのか。何故救急隊員が異常な迄の執拗な嫌がらせ行為をするのか。 事件発生時間 場所 2022年1月25日午後10時30分頃。 UR千里青山台団地C36棟駐車場西側。 救急隊員を虚偽申告罪で訴えたい。 事実とは異なることを警察に通報する行為。 公務員に虚偽の申告をする、無実の人に容疑を仕向けるような嘘をつく。	令和4年(2022年)1月25日午後10時30分頃、UR千里青山台団地C36棟に当署救急隊が出動しました救急事案に対しましてのご意見について、当該現場におきまして救急隊から警察官に申し入れしましたのは、救急業務の遂行にあたり安全等を確保すべく協力を依頼(消防組織法第42条)しました。 従いまして、一個人を逮捕させるためや嫌がらせのための協力依頼ではございません。 また、ご意見の中で「…車両が損傷した。」とありますが、警察官から救急隊員への聞き取りに対しまして車両及び隊員に被害は無い旨の申告をしております。救急隊員の氏名につきましては、お答えすることができません。	北消防署	R4.11.9	R4.11.11
328	吹田市内での立ち小便行為について	11月11日16時13分頃、宮重書店向かいの空き地(アイワホーム)で上はグレー、下は茶色の60~80代くらいの男が立ち小便をしていた。 当方、証拠動画を撮影している。 軽犯罪法違反となるので警察による捜査、検挙をお願いします。	本件は、警察署に係る事案ですので、警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.14	R4.11.14
329	吹田藤白台3棟ゴミステーションに不審者がいたことについて	11月11日16時頃、吹田藤白台3棟のゴミステーションに回収時間が終わっているのに鍵が開いており不審者の男が侵入して物色していました。 おそらくゴミの持ち去りだと思います。 警察とも連携して捕まえてください。またゴミステーション内に防犯カメラの設置をお願いします。	本件は、警察及び府営住宅に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.14	R4.11.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
330	岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(2)	<p>10/15(土)の意見に対して、10/28(土)に総務交通室より自宅に訪問の形で回答文書を送りましたが、回答されていない事項もありました。疑問が広がるばかりの回答内容であり再度見直させて頂きます。</p> <p>まず、市役所側と伺っています。本質疑は「市長が認める場合」に關する事案であり、最終責任は市長にあります。そういった案件に対し、行政が適切に法令を運用していないという市長の疑念が、市長に知られずに再付けられたとしたら問題だと思えます。市長にこの件を伝えて頂くようお願いいたします。そして民意で選ばれた市長が総務交通室に確認するなどして、市長より回答をお願いします。(万が一それができないなら、その理由を御願してください)</p> <p>そもそも、3期以下の住居用地区域の中(中間層マンションを建てること、違和感を覚えるのが弊害です。駐車場を確保できないことでもあります。建築高さ(階数制限)制)で、日照・視界・視力も半分の設計で、適正なのか疑念があります。そこは、スマイル条例の構想段階から不適正であることを市役所が、事業者に言及しています。開発審査室には市民の問題だと相手とされ、開発審査室の担当者は、スマイル条例の議事録の意見も見て各課協議を行うと言われましたが、駐車場に言及してはスマイル条例の議事録を確認されているか疑問です。市役所は駐車場を確保できない事業者の不合理的な意見を尊重し、事業者に備ひ市民を見下す行政の姿勢が非常に腹立たしいです。</p> <p>まず前項を申し上げますが、建物・緑地・駐車場が一体となった土地利用に対しては認否手続きが行われるものです。それぞれを適正に配分して計画するものであり、建築規模があり駐車場は規定をまもらなくても良いというものではありません。つまり今回は土地面積に合わない大規模な建物規模になっているということです。これらはスマイル条例の趣意から市役所・事業者が意識しています。駐車場が足りなければ、建物規模を縮小するよう指導するなど、法を守らせることが行政の仕事です。事業者に付戻して許可するのは、公務員倫理上非常に危険な行為だと思えます。</p> <p>法の規定を記載しておきます。</p> <p>今回の場合(戸数の40%以上の駐車場確保)です。これが法律の基本中の基本です。</p> <p>次に、緩和規定として、緑地を増やす場合戸数の25%以上確保です。この時点で15%駐車場が減り、近隣道路への不法駐車リスクが高まりますが、これが建築規模に合わせた最低限必要な数です。</p> <p>さらに、異なる緩和規定として、市長が認める場合には、25%以上の2分の1以下の戸数を200mの範囲内の場所に設置することができます。</p> <p>前回質疑(回答)を頂いた項目も記載いたします。前回の回答内容が質問に対して的確でなかったため、改めて回答の方向を記載しておきます。①～⑦の番号毎に回答頂き、解釈が異なる場合は「●●のため〇〇です」というように、理由を併せて回答してください。</p> <p>①私は、わざわざ総務交通室に仕事を休んで度も出向き、「建設地より200m以内の外部駐車場の契約書を確認することで許可をだす」ということを確認しました。契約書を確認することで許可をだすことについて間違えていませんか？</p> <p>②「25%以上の2分の1以下の戸数を200mの範囲内の場所に設置することができる」の解釈は、本来敷地内に設置しなくてはいけない駐車場を敷地外で設置できるというものです。つまり敷地外で確保した駐車場は、敷地の一部として一体に運用されるものであり、実効するマンション住人の駐車場へのニーズに備えて、法で定められた25%以上の駐車場を敷地内に設けるべきものの代替であるため、マンションがある限り敷地外で確保し続ける必要があると解釈します。市役所もその解釈であっているでしょうか？</p> <p>③「200mの範囲内にある事業区域外の敷地」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、200m離れた駐車場でもOKですか？100m離れた駐車場でもOKですか？利用用途のない遊歩用地でもOKなら、最初から25%以上の2分の1以下の戸数は確保しなくていいと言っているのと同じです。200m以上離れた駐車場でもOKとする場合、それは何の法律に定められた規定ですか？</p> <p>④「10/20(土)の回答が200m以内にくら確保できた駐車場を周辺住民に預託しておきたい」という事業者の申し出を受け、700m離れた駐車場でも許可したいという回答でした。つまり、マンション住民に200m以内にある駐車場は利用できないということで市役所が了解したということですか？まうないですか？どのようして200m以内の駐車場をマンション住民に利用させず、周辺住民に駐車場を預託するのか教えてください。(事業者は周辺住民のためにその駐車場を借り続けて確保するということですか、マンション住人は駐車場を借りる自由があり、マンション住民が借りれば駐車場は残りません。総務交通室は、事業者の車庫の確保のしかたについてどうお考えですか？)</p> <p>⑤当該地区の前期計画では、現時点で既に駐車スペースが確保されており、緩和規定に照準して確保し、それに起因する事故が起きた場合、市役所はその責任とどうお考えですか？</p> <p>⑥緩和規定を使うことはやむを得ないとしても、駐車場(今回29台)を「事業区域域内に設置すること」が法律の大原則です。(スマイル条例の時点で、市役所は事業者に遵守すべきだと思います)車が駐車場が200m以内になる、建設予定を建てて敷地内に駐車場を設けるという計画も、事前に話しかけていないのなら、しり込みは何故ですか？</p> <p>⑦スマイル条例の説明会議事録は確認していますか？開発審査室の担当者は、スマイル条例の議事録の意見も見て各課協議を行うと言っていました。スマイル条例の議事録の意見をどのように反映したのか？あるいは反映できなかったのか回答してください。(この回答がなければ、やってもやらなくても何も変わらない現在のスマイル条例の仕組みは維持されています。もっと意味のあるスマイル条例に改正して欲しい)</p>	<p>①)について 協議内については、相違があるため訂正させていただきました。 計画の段階では、契約書の提出が前提であり、事業区域外駐車場設置計画(図面)を確認することで許可しています。契約書につきましては、完了検査後に「事業区域外駐車場設置完了届」に添付し、提出していただいております。 (担当:総務交通室)</p> <p>②)について 竣工後の敷地外駐車場の運用状況については、特に基準等を設けていない為、その時々利用状況等に合わせて事業者により対応するものと考えます。 (担当:総務交通室)</p> <p>③)について 事業区域内に平坦地に駐車場を確保するスペースが無い場合、事業区域外の駐車場確保を認めています。地域の駐車場等の空き状況、その他事情により駐車場を確保できない場合は、200m以上離れた駐車場であっても、可能な限り近い場所の駐車場を確保することで許可を出しております。また、吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準にも記載されておりますが、「200m以内」とは「原則」であり、例外は認められております。 (担当:総務交通室)</p> <p>④)について 事業区域外駐車場は、不足台数を区域外の駐車場で確保するものです。仮に敷地内駐車場や事業区域外駐車場に空きがあったとしても、マンション住民が独自で200m以内の駐車場を利用することについては、市が制限することはありません。 計画段階での「意見書」の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を預託したい」との意向を尊重して許可を出したものであります。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑤)について 市内のどの場所に限らず、違法駐車につきましては、警察と連携して対応しております。違法駐車に起因する事故が起きた場合におきましても、事故の責任は関連する方の責任となりますので、市が責任を負うものではありません。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑥)について 事業区域外において、建物、敷地を計画する上で平坦地に駐車場の確保ができない場合は、区域外駐車場を認めています。また、計画段階での「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を預託したい」との意向を尊重して許可を出したものであります。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑦)について 吹田市開発事業の手続等に関する条例の手続きでは、まず、構想手続きとして事業者から説明した内容やその場で質疑内容についての報告を求めています。 次に、構想の進捗が完了した後、大規模事前協議承認申請書の提出がされた時には、意見書・見解書等の内容を確認したうえで各関係課協議を促します。合わせて、各関係課でも意見書・見解書等の整合を確認するようしております。しかしながら、意見の反映につきましては、事業者が判断することとされており、すべての意見を反映出来るとは限りませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ⑧、構想の手続き時点で出された図面から、意見書を反映した申請時点での変更箇所は以下のとおりです。 1 自転車位置 2 敷地内にベンチ・シブ及び目隠しフェンスの追加 3 自転車置き場位置 4 東側道路の出入口の閉鎖 5 緑化計画 (担当:開発審査室)</p>	秘書課、開発審査室、総務交通室	R4.11.4	R4.11.16
331	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>10月2日17時00分頃、ピアノ池に並行する市道のピアノ池付近(プラウドからまっすぐ行って府営吹田藤白台1棟の交差点付近、藤白公園の碑の近く)では上は黒、下はグレーの若者が歩きタバコしていた。 もはや職員の巡回のみでは効果は薄くなってきている。 張り紙の強化、また吹田警察とも連携し、条例違反の根絶をお願いします。 警察に注意されれば相当数減るはずですが、 また問題を起こす人間は警察でマークすべきだ。 サイトリニューアル以降、転送しますというメールがないことが多く、受け付けているのかわからない状況だ。 で、いきなり回答が来るので困る。 受け付けました、転送しますというメールを今後送ってください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室)</p> <p>市民の声の受付した旨のメールにつきましては、10月3日付の新ホームページへの移行に伴い、メールアドレス「noreply_webmaster@city.suita.osaka.jp」により、送信結果内容の控えを自動送信する形式を導入しており、そのメールの下段において「いただいたご意見・ご要望につきましては、担当課へ転送させていただきますので、よろしくお願いたします。」と記載し、受付及び担当課等への転送を兼ねております。 (担当:市民総務室)</p>	市民総務室、環境政策室	R4.11.4	R4.11.16

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
332	北千里駅周辺の歩きタバコについて	<p>10月2日17時02分頃、北千里駅近くのピアノ池に並行する市道の公社4棟付近では上はベージュ、下は黒の高齢男が歩きタバコしていた。もはや職員の巡回のみでは効果は薄くなってきている。張り紙の強化、また吹田警察とも連携し、条例違反の根絶をお願いします。警察に注意されれば相当数減るはずですが、問題を起こす人間は警察でマークすべきだ。また公社自治会で議題に上げていただき、エントランス等に貼り紙もお願いします。</p> <p>サイトリニューアル以降、転送しますというメールがないことが多く、受け付けているのかわからない状況だ。で、いきなり回答が来るので困る。受け付けました、転送しますというメールを今後も送ってください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。御指摘の北千里駅周辺の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただいております。議題に挙げ、貼り紙をするかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。</p> <p>(担当:市民自治推進室)</p> <p>市民の声の受付した旨のメールにつきましては、10月3日付の新ホームページへの移行に伴い、メールアドレス「noreply_webmaster@city.suita.osaka.jp」により、送信結果内容の控えを自動送信する形式を導入しており、そのメールの下段において「いただいたご意見・ご要望につきましては、担当課へ転送させていただきますので、よろしくお願いたします。」と記載し、受付及び担当課等への転送を兼ねております。</p> <p>(担当:市民総務室)</p>	市民総務室、市民自治推進室、環境政策室	R4.11.4	R4.11.16
333	学童保育の待機児童解消について	<p>突然のお手紙失礼致します。このお手紙させてもらったのは、来年度から吹田市において学童保育に入室できない待機児童が増加の一途をたどり、3年後には今の吹田市の推計では400人程度の待機児童が出ると聞き、後藤市長に現在の状況を確認してもらい待機児童を出させない為の方策を検討実施して頂けないかと思いお手紙致しました。待機児童解消の為の具体的対策で私をご提案したいことが2点あります。</p> <p>1つが私たち保護者と市長との懇談を実施してください。現在の学童の状況と私たちの声を是非直接聞いてもらい、市長と懇談する機会を設けてください。</p> <p>2つ目が待機児童増加の主な原因である、指導員欠員を解消する為に指導員の先生の労働条件を良くして下さい。指導員の先生方はとても大切であり責任のあるお仕事をされていると思います。しかし仕事内容に見合わず労働条件が非常に低く、単年度雇用で将来の見通しが持ちにくいと聞きました。現状を見て聞いて頂きたいので是非私たちと懇談の機会を設けていただきますようにご検討をよろしくお願い致します。乱文乱筆失礼しました。</p>	<p>本市におきましては、留守家庭児童育成室(以下「育成室」といいます。)の利用を希望する児童が年々増加しており、待機児童解消が大きな課題であると認識しています。</p> <p>令和5年度以降につきましては、少しでも保護者の方の御不安を解消できるように、業務委託の推進等に加えて、新たな待機児童対策の実施を検討しているところです。</p> <p>また、指導員の勤務条件につきましては、開設時間に合わせた勤務時間にしており、本市では、パートタイムの会計年度任用職員として任用しております。報酬額は職務内容に応じて定めており、他市に比べて初任給は低いものの、給料上限額や昇給制度から、現時点では均衡を失っているとは考えておりません。</p> <p>保護者の皆様との懇談につきましては、担当所管である地域教育部放課後子ども育成室が責任をもって対応いたしますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、御指摘の推計につきましては、あくまでも業務委託を進めず、指導員数が変わらないものとして算定したものであることを申し添えます。</p>	放課後子ども育成室	R4.11.8	R4.11.17
334	納骨堂の管理について	<p>先日、札幌市で納骨堂が経営破綻し、事実上閉鎖される問題が発生しましたが、札幌市では“納骨堂は永続性や非営利ということが、法律で決められていて、株式会社などに原則、経営を許可できない。”としています。</p> <p>吹田市でも市が推薦した納骨堂があり、私も所有しておりますが、納骨堂の経営管理について、吹田市はどの様にされているのでしょうか？</p>	<p>お問い合わせいただきました納骨堂について、本市で推薦している納骨堂はありません。また、納骨堂の経営管理について、本市は納骨堂を所有していないため、本市で経営管理している納骨堂はありません。</p> <p>なお、納骨堂の経営許可は環境政策室で行っています。経営許可を受けた経営者に対し、許可を受けた後5年間は財務状況等の報告をするよう指導しています。</p>	環境政策室	R4.11.10	R4.11.17

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
335	剪定について	駐車場の横の草を刈ってもらいましてありがとうございます。 きれいにかなり大変助かりました。 で、びっくりしたのですが車のワイパーの上に何個も小石がのっていたので恐らく草刈りの時だろうと思います。 何かしらの養生対策をして頂きたいです。 前回も同じようなことがありました。よろしくをお願いします。	ご迷惑をおかけして申し訳ありません。 業者に確認をしたところ、飛び石防護のネットはしてはいましたが、飛んでしまっているとのこと。今後は除草の仕方を含め検討をし、飛び石等が無いように努めて参ります。	道路室	R4.11.17	R4.11.17
336	深夜の北千里駅周辺でのバイクの暴走行為について	11月19日午前2時23分頃、藤白台3丁目の府道119号周辺でバイクがうるさく音を立てて走っていた。 最近バイクの暴走行為も警察が取り締まっていて減ってはきているが、引き続き取り締まりを強化してほしい。	本件は、警察署に係る事案ですので、警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.21	R4.11.19
337	9月12日の意見が公表されていない	9月12日の北千里駅での事件の件が公表されていない。 即刻公表するようにお願いします。 北千里駅周辺がヤバい輩が増えているという情報は公益性が高いので公表しない理由がない。	御指摘いただきました件につきまして、改めて確認を行ったところ、事務処理の不手際により、公表されておりませんでした。 この度は御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。 なお、ホームページ上の情報は既に修正し、公表を行っております。	市民総務室	R4.11.7	R4.11.21
338	北千里駅周辺での歩きタバコについて	11月5日17時35分頃、府営藤白台住宅5棟からジオ吹田藤白台(藤白台小学校方面)に向かう市道(府営住宅敷地内と公道の両方)で上は白、下は紺の白髪の高齢男が歩きタバコをしていた。 男は小学校方面に歩いて行った。 ちなみに府営5棟から出たので5棟の住人と思われる。 府営住宅5棟には既に張り紙が貼られているが効果は薄くなってきている。 自治会で議題に上げていただき、このような行為があったことを回覧で周知し白日の下に晒すことによりこのような暴挙をなくすることができる。 この辺の住民は噂話が好きなのですぐに誰だと噂が立つからやめると思う。 それでもやめなければ追い込まれ引っ越しを余儀なくされるだろう。 自治会が決めるので～ではなく、府営住宅が絡んでいる今回の案件では行政が積極的に介入し違法喫煙者を徹底的に潰してください。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室) 御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただいております。 議題に挙げ、回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。 (担当:市民自治推進室)	市民自治推進室、 環境政策室	R4.11.7	R4.11.21
339	交通事故	佐竹台1-5-10ライオンズ南千里佐竹台グランハート前から佐竹台小学校に降りる階段がある横断歩道についてです。 何度となく相談してきましたが、もう我慢なりません。真剣に話し合いの場を設けていただきたいです。 ついに我が子が轢かれかけました。 何度も危ないと指摘してきました。 迷惑駐車の後ろから車が飛び出してきたとのこと。 子供の看板を設置したくらいですから市としても危険だと認識してるはず。 迷惑駐車の一斉摘発と信号設置を早急をお願いします。 マンション前でガードレールが何度も当たっているのも見ます。 危険だと認識しているのに放置している状況で事故が起きたら市の責任だと思います。	迷惑駐車の一斉摘発と信号設置について、要望箇所の道路は駐車禁止の路線になりますので、違法駐車を取り締まりを所管である吹田警察署へ要望してまいります。また、信号機の設置についても所管である吹田警察署へ要望してまいります。	総務交通室	R4.11.17	R4.11.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
340	滑り台の老朽化と仕様が危険	江坂町2丁目染の井公園、染の井南公園の滑り台が老朽化している、あちこち錆びていて子どもが手を切ったら危険です。さらに、仕様が古いため滑り台の角度が急すぎる、階段の幅が広く隙間が開いているため登る時に落ちてしまう、頂上の柵も子供が容易に通れるため転落してしまう。うちの子や近所の子もこの滑り台で何度も危険な思いをしています。危ないのでも隣の豊中市まで行き安全な遊具で遊ぶようになっています。 小さい子でも遊べるようなプラスチック製で安全な遊具に更新して欲しいです。	要望いただきました滑り台につきましては、点検を実施いたしました。また、染の井南遊園の滑り台は、他にも滑り面破損の通報をいただいております、点検と併せて修繕を実施いたしました。 なお、公園等の遊具は、遊具点検の結果をもとに計画的に更新、修繕を実施しており、染の井公園、染の井南遊園の滑り台につきましては、更新の時期は未定ではありますが、遊具の更新の際には、周辺状況や、公園面積等から現在の安全基準にそった遊具を選定いたします。	公園みどり室	R4.11.21	R4.11.28
341	JR吹田駅周辺での歩きタバコについて	11月11日16時20分～30分頃、JR吹田駅近くの中通り商店街からJR吹田駅前交番あたりで上下黒の30代くらいの男が歩きタバコしていた。 JR吹田駅には交番もあるが交番の前を堂々と歩きタバコしながら去って行った。 当方、動画を撮影している。 吹田警察は何をしているのか。 この男に注意して一緒に交番に行こうと思ったが警察官がいないので、そもそも交番の意味がない。 駅周辺の職員や吹田警察による巡回、注意をお願いします。 また行政罰ではなく、警察が介入できる罰金刑の創設もお願いします。 本当に最近ひどいです。 JR吹田駅はガラが悪いと思ってましたがここまでですか。 もう自浄作用もないし終わりですね。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.11.14	R4.11.30
342	JR吹田駅での禁止区域内での路上喫煙について	11月11日16時30分頃、JR吹田駅交番前のベンチで上下黒スーツの60代くらいの男がタバコを吸っていた。 交番には誰もいないし、交番の前で堂々と吸っていた。 吹田警察は何をしているのか。 駅周辺の職員や吹田警察による巡回、注意をお願いします。 また行政罰ではなく、警察が介入できる罰金刑の創設もお願いします。 吹田市内は本当に最近違法喫煙がひどいです。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.11.14	R4.11.30
343	JR吹田駅前での違法喫煙について	11月11日16時30分頃、JR吹田駅前のあさひパーキングタワー駐車場付近で男がタバコを吸っていた。 駅周辺の職員や吹田警察による巡回、注意をお願いします。 また行政罰ではなく、警察が介入できる罰金刑の創設もお願いします。 吹田市内は本当に最近違法喫煙がひどいです。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.11.14	R4.11.30

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
344	府道吹田箕面線付近の不適切な下水道工事および誘導について	千里山竹園1ー25から27付近について 1.工事後、白線が工事前よりずれて引かれており、路側帯が狭くなっている。 歩行者の安全を損なうものであり、迅速に工事前と同位置に引き直していただきたい。 2.工事期間中の誘導が不適切 片側通行時、車と歩行者を同時に同じ車道に誘導していたため、誘導に従った私は車と接触しかけた。歩行者の安全を無視した誘導は今後やめていただきたい。	1.本工事は老朽化した水道管の更新工事であり、掘削、埋戻しに伴い一時的に舗装と路面標示共仮復旧を行っております。 工程として本管工事が完成後に舗装本復旧工事を行い、完成後に路面標示の本復旧工事をしていきます。なお、路側帯等路面標示につきましては令和4年12月2日に完成を予定しております。 完成まで御不便をおかけしますが、御理解の程よろしくお願いたします。 2.この度は不快な思いをおかけしましたこと、お詫び申し上げます。 交通誘導につきましては、交通状況を十分留意した安全な誘導を行うよう、受注者へ是正指導いたしました。	工務室	R4.11.21	R4.12.2
345	先日の万博記念公園花火について。	万博記念公園での花火を見に行き、以下の内容で事務局にメールをしましたが、あまり真摯に受け止めていただけなかったようですので、後援されていた吹田市役所様にも当日の状況をお知らせしておきます。 事故や怪我等は紙一重の状況でした。 なお当日の観覧場所に関しても、当初は座席番号のまま車椅子用にアレンジして・・・と全く車椅子ユーザーを理解していない状態でしたので、複数回のやり取りで車椅子エリアを案内された状況です。 (お問い合わせ内容) 今回の花火を車椅子の夫を含めて家族3人で観覧させていただきました。 着席場所でご配慮いただき、周りの一般の方にご迷惑を掛けることなく観覧できたことは大変感謝いたします。 しかしながら退場時は、優先退場を無視して我先に出口に向かう大多数の方がいたため、大変な目に遭いました。 そもそも、元から着席もせず出入口付近で観覧している方も多数おり、そちらを排除せずにいたことも疑問ですが、車椅子の退出時の誘導や動線が全く確保されておらず、段差のない出口に向かう際にもルートがなく、途中の柵を女性スタッフに開放していただいたものの、その先は自分たちで押し寄せる一般の方を制止して通り、観覧エリアを出ました。(メガネをかけた出入口を仕切る男性もその場にいただけで、完全に見送られただけでした。) 更にその後は、入場時の平坦なルートではなく、逆方向へ流されるままに案内も誘導もなく、暗くぬかるんだ山道を越えるルートで、たまたま同時に出た3組の車椅子ユーザーの家族とまとまり(単独で動くも埋もれる可能性があり危険だったため)一組の家族のお父さんが先頭を歩き、その後、車椅子3台が縦に並び、サイドにそれぞれの残った家族でガードしながら、最後尾は携帯電話のライトを照らしながら、後ろからくる人の目につくように移動しました。 もちろん、かなり泥濘していたため、途中でそれぞれの車椅子が立ち往生する場面もあり、その都度3組の家族で助け合いながら車輪を持ち上げ山道を放出しました。 最後の出口付近では、更に混雑は増し、車椅子の隙間をすり抜けようと割り込む人や、間に割って入る人には、仕方なく声を張り上げ、自衛しながら移動。 せっかく楽しかった花火を観たあとに、言われた方も当然嫌な気分だったので、こちらも本当にしんどかったです。 初回の運営だったため、上手く行かない部分はある程度は仕方ありませんが、イベントを仕切る会社はもちろん過去に似たようなイベント経験はおありでしょうし、エリア内のスタッフも少すぎず、警官はそれこそ駅前で見かけただけで(万博記念公園内は管轄外だったのかもしれませんが。)、本当に肝心な部分で雑踏警備が全く行われていなかったと思います。 たった一人だけの少数派の声かもしれませんが、もし同じイベントが来年以降もあるのであれば、皆が楽しいまま家路に着けるよう1つでも改善されることを願っています。	万博花火のご観覧に際しまして、座席や当日の移動等、多くの場面において〇〇様やその他の車いすユーザーの方等当事者の方自身が調整等されていた状況をお伺いし、安全面において強い不安を感じられたことと存じます。 イベント実施時においては、何らかの配慮を必要とする方に対し、主催者自らが合理的配慮を行う事が求められます。 本件においては、優先退場や車いす専用座席の確保等がそれにあたりますが、これは単に配慮が必要な方の安全が確保されるのみならず、御来場の皆様の安全確保にもつながるものです。 このようなお声があったことや合理的配慮の必要性とその適切な実施について、主催者へお伝えさせていただきました。	シティプロモーション推進室	R4.11.29	R4.12.2
346	市報掲載記事へのアクセスのしやすさを求めます	市報10月号18ページに「アンケートに協力を」との記事がありました。 「市ホームページへ」との記載がありましたので、ホームページのトップ画面を見ましたが、アンケートに答えるにはどこをクリックすればよいのか分かりませんでした。 ホームページ内の検索で「アンケート」と入力して検索しましたが、すぐには辿り着けませんでした。 市報内で「ホームページへ」と記載している項目に関しては、トップ画面ですぐに分かるようにしてもらえ、検索する際のキーワードを市報内に記載してほしいです。	現在、市報ではホームページに詳細を掲載している内容については、QRコードを掲載やホームページを確認してください等の文言を掲載しているところがございます。 今後は、QRコードリーダーをお持ちでない人や、検索したい記事にすぐにとどり着けるように、ホームページリニューアルに伴い導入いたしましたページ番号を活用した掲載方法などを検討してまいります。	広報課	R4.11.22	R4.12.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
347	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(3)」	<p>11/3(水)の意見に対して、11/16(水)にメールで回答文書を頂きましたが、回答されていない事項もありさらに疑問も生じたので、再度意見させて頂きます。</p> <p>日本は法治国家で、法律を守る必要があります。あいまいな法律の記述に対しては解釈を常識で判断するものだと思います。それでも常識が別れる場合など常識で判断できなければ裁判所等が判断することになるものだと思います。法律がおかしいと思うなら法律を改正して運用することになります。</p> <p>200mという距離は自家用車を利用しようとする範囲として妥当な距離だと思います。なので200mという数値を決められたと思いますが、700m離れた自家用車の駐車場を借りようとする距離も思われないと思います。市長は700m離れた駐車場を借りることが市民の常識的な範囲だと思いますか？原則200m以内に確保しなければいけない駐車場を、原則の3倍以上の700m先の駐車場でもOKというのは、常識を外れているかと思えないです。原則200m以内で許可される範囲は249mまでで、250mでOKなら300m以内という規定にしているでしょう。まして700mは原則を大きく超える距離だと思います。</p> <p>疑問点は以下のように市長が11/16(水)に回答された①③⑤の3点についてです。</p> <p>①計画の段階では、契約書の提出は求めておりません。「事業区域外駐車場施設設置計画」を確認することで許可しています。契約書につきましては、完了検査前に「事業区域外駐車場施設設置完了届」に添付し、提出していただいております。</p> <p>③吹田市開発事業の手続きに関する条例施行基準にも記載されておりますが、「200m以内」とは「原則」であり、例外は認めております。</p> <p>⑤違法駐車に起因する事故が起きた場合におきまして、事故の責任は関連する方の責任となりますので、市が責任を負うものではありません。</p> <p>これについて、以下の(1)～(7)についてご回答をお願いします。</p> <p>①の市長の回答についての以下の疑問について回答をお願いします。</p> <p>(1)計画の段階では契約書の提出は求めず、完了検査前に契約書を提出して貰うということですが、完了検査前の契約書を提出して貰う時点で所定の各数の契約書が提出されなかった場合、市はどのような措置をするのでしょうか？所定の台数の駐車場を確保できるまで、不適合とせず合格とすることはありますか？</p> <p>(2)マンションが建つてしまえば、駐車場が確保できていなくても、後の祭りです。建築物は撤去しない限り30年は残置されるでしょう。本来事業地内に設置しなければならない駐車場です。建築前の許可する段階で駐車場が確保されてないと、法律で定められている意味がないです。計画の段階で駐車場の契約書の提出を求めないのはなぜでしょうか？</p> <p>③について前回の質疑で「原則200m」の市長の解釈をお聞きしている部分がありますが回答されていませんので、再度質疑させて頂きます。(5)以降は追加の質疑です。</p> <p>(3)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？</p> <p>(4)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、10km離れた駐車場でもOKですか？</p> <p>(5)利用価値のない遊歩用地でもできる法律なら、最初から28%以上の2分の1以下の台数は確保しなくてもいいと言っているのと同じです。それなら法律で「事業区域外の場所」については事業地からの距離を指定しない」と改正してから、事業者に許可をだせばいいのではないのでしょうか？(そこまでは事業者が判断する意味はわかりませんが、法を守る観点からは正しい解釈だと思います。)</p> <p>(6)市長は「原則200m」の「原則」と「200m」をそれぞれどのような意図や意味があると解釈しているのか、市民に分かりやすく具体的に教えて貰えますか？</p> <p>⑤について、マンション近接道路に、片面が青少年クリエイティブセンターと空地、もう一つの片面が住宅地となっている道路があり、そこは駐車禁止の指定がない道路です。片面が住宅でなければ路上駐車を非常にしやすい環境です。しかも駐車禁止でないため迷惑駐車の容易さが更に助長されます。そのような環境のため、「違法駐車」でなく「迷惑駐車」が増えることが自ら見えていることを問題視しています。迷惑駐車ができれば当該道路を使用するしか自宅に駐車できない私は迷惑を受けます。ましてや事故のリスクまでも近隣住民に負わされるのは耐え難いです。700m離れた駐車場に誰か車をのりに行くのでしょうか？目の前に駐車容易な道路があればましてやです。それでも市長は700m離れた駐車場を借りることが、吹田市民の常識だとお考えでしょうか？</p> <p>(7)とめやすい路上駐車できる道路があり大規模マンション建設により迷惑駐車が増えることを判っていないが、市民からそのことを指摘されながら、原則200m以内に確保しなければいけない駐車場を、原則200m以内を守って行政手続きするだけで市の責任が免れるところを、あえて原則を守らず700m先の駐車場でもOKとしては、市長の責任は免れないと思います。市民が迷惑駐車を懸念しているというデメリットをないがしろにして、そのことよりも原則を破ってまで事業者の利益を優先する理由が分かりません。その理由を教えてください。</p> <p>※今月上旬だと思いましたが調べて貰えばわかりますが、消防車3台・警察・救急車がサイレンを鳴らして、当該道路の近隣住宅に駆け付けたことがあります。夜間に赤いライトをつけた緊急車両が停車された光景の中で、住宅の2階に梯子をかけて窓から救急隊員が救護活動されようとしていました。その時も当該道路の当該住宅の近くには別の路上駐車もされていて、消防車等の緊急車両は、路上駐車車両の間に停車して活動されていました。これがもしもっと緊急を要する火事等だったら、もしもっと路上駐車されていたら、と思うとぞとぞとする光景でした。</p>	<p>(1)について 完了検査は、事業区域外駐車場施設設置完了届提出後、実施します。</p> <p>(2)について 吹田市開発事業の手続きに関する条例施行基準では、計画書の提出を定めておりますが、計画段階での駐車場契約書提出を求めるものではありません。</p> <p>(3)及び(4)について 事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。</p> <p>(5)について 現在の条例で運用上の問題は無いと考えております。</p> <p>(6)について 事業区域外駐車場を200m以内で探すことを基本としておりますが、周辺環境や事情等を考慮して200m以上での例外も認めております。</p> <p>(7)について 「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との事業者の意向を尊重して許可したものです。</p>	総務交通室	R4.11.22	R4.12.5
348	南千里駅前広場での喫煙と飲酒について	<p>11月26日15時06分頃、南千里駅前広場で上下黒で灰色の帽子をかぶった高齢女がタバコを吸っていた。 しかも「のどごし生」も飲んでた。女は夫と思われる高齢男と一緒にいた。 広場での喫煙は当然として飲酒も禁止ではないのか？ 市職員の巡回の強化、加えて抜本的な対策をしてください。</p>	<p>1 喫煙について 御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の南千里駅前広場における喫煙につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室)</p> <p>2 飲酒について 南千里駅前広場では、他の公園と同様に、お酒を含めた飲食することを禁止はしていませんが、飲酒に伴いゴミを放置したり、大声で騒ぐようなことがあれば、啓発を行ってまいります。 (担当:公園みどり室)</p>	環境政策室、公園みどり室	R4.12.1	R4.12.7

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
349	北千里図書館開館時の対応について	北千里図書館の開館おめでとうございます。さて、開館の際の対応に不快なことがありましたので、改善をお願いいたします。 10時開館ということで、9時40分過ぎ行ったところ、セレモニーがあり11時頃でないと入館出来ないと言われました。それならそうで、図書館ホームページや掲示に、セレモニーがあるため22日に限り11時頃の入館と記載しておいて下さい。 何人もの市民が帰って行きました。市民サービスとしていかなるものでしょうか！ (個人的には電車で来たので帰るわけにも行かず、このあとの予定に間に合わないといらいらしてました。)	まちなかりピング北千里の開館式典につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民参加型ではなく最小限の形式での実施を予定しておりましたため、市民の方への積極的な周知は行っておりませんでした。 しかし、実際には〇〇様を含め、たくさんの市民の方がまちなかりピング北千里の開館時間に合わせ来館され、結果として、お待ちいただくことになりましたことをお詫び申し上げます。 今後は、吹田市及び図書館のホームページ、指定管理者ホームページにて、市民の方に御不便をおかけしないよう、情報提供に積極的に努めてまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	まなびの支援課	R4.11.24	R4.12.8
350	府営〇〇住宅敷地内で杖を振り回す危険行為について	12月6日18時08分頃、府営〇〇住宅〇〇棟から〇〇棟に向かう敷地内通路で高齢の男が杖を振り回す危険行為が発生しました。 私が自転車に乗って走っていたところ前を歩いていた男は最初は普通に杖を歩いて歩いていました。 しかし、しばらくして追い越そうとすると、なんと杖を横に振り回してきたのです。振り回す前は向かい側から女性が歩いてましたから、普通に歩いてましたが、その後私が追い越そうとすると後ろも見ずにブンブン杖を振り回し接触しそうになりました。 私が「あぶねーよ」と怒鳴っても男は知らんふりをして振り回しつづけていました。 〇〇棟の1階駐輪場方面に入って行ったので、〇〇棟の住人だとは思いますが、特定はできないので〇〇棟から〇〇棟すべての自治会で議題に上げていただき、回覧で周知ください。	本件は、府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできません。 議題に挙げ、回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R4.12.7	R4.12.8

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
351	北千里駅周辺に警察官が配置されていることについて(お礼)	<p>北千里駅には最近の治安悪化の対策のためか、りそな銀行前やロータリーのお店の前に警察官が立つようになった。すばらしいことなのでぜひ続けてほしい。また12月に入り年末に向け、治安は特に悪化すると思われるので、引き続きのパトロールをお願いします。</p> <p>寒い中立っている交番の警察官には敬意を表したい。本当にありがとう。どこの吹田署のように犯罪被害に遭っても被害届すら受理しない、仕事をしない警察官とは違い、北千里交番のように本当の意味で市民の役に立つ警察官が増えてほしいと思う。</p> <p>市民の血税で警察組織は運営されているのだから、ちゃんと治安維持の努力をしてほしいが、今回の対策はいいと思う。</p> <p>これにとどまらず今後は北千里駅やその他吹田市内の駅の特に朝7時～9時くらいのラッシュ時に警察官をホームに配置するなど、さらなる治安改善に全力を尽くしてほしい。</p> <p>駅構内や電車内で他人に喧嘩を売る輩が増えているので、その対策も急務だと思われる。</p> <p>特に鉄道事業者と連携して東海道新幹線のように、各鉄道会社の車両の車内に1人は警備員を乗務させるのも有効であろう。</p> <p>警察官ならばなお効果的だが、予算と人員の面で無理だろうと思うので警備員でもいいと思う。要は犯罪させない抑止力が必要なのだ。</p> <p>海外の特に大きな駅では治安維持対策で警察官が配置されているのは常識である。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。また、大阪府警察のホームページにも本市と同様に「ご意見・ご要望・苦情」を伝えるサイトがございますので、参考までに御案内させていただきます。</p>	市民総務室	R4.12.12	R4.12.12
352	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>11月29日17時14分頃、北千里駅ロータリー3番乗り場で上下黒の服を着た40～50代くらいの男が歩きタバコをしていた。</p> <p>吹田市内は全域で歩きタバコを禁止している。最近本当に歩きタバコが増加している。</p> <p>指導員活動の参考にしますではなく、もっと根本的なところから対策をしてください。注意するだけでは、いたちごっこです。</p> <p>路上で吸わせない、吸いたくならないような対策が求められますね！</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>環境美化の推進は行政のみで進めることには一定の限界がありますことから、市民や事業者の皆様にも環境美化推進員制度に御登録いただき、清掃や啓発活動に御尽力いただいているところです。</p> <p>御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.11.30	R4.12.13
353	特別休暇制度に関する意見	<p>ワールドカップで、企業の「特別休暇制度」が注目されています。</p> <p>吹田市も、ガンバ大阪を応援する為の「特別休暇制度」を検討して下さい。</p> <p>また市内企業にも同様の制度を周知させて下さい。</p> <p>「市を挙げてガンバ大阪の更なるホームタウン活動を推進する決議」を平成27年に吹田市議会で採択しています。</p> <p>スタジアムは、非常時の避難場所にも指定されていて、市職員が市民を誘導する為の動線確認にもなります。</p>	<p>地方公務員の特別休暇については、地方公務員法第24条第4項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を失しないように適当な考慮を払う必要があることから、御意見としていただいている「ガンバ大阪を応援する為の特別休暇」を設けることは難しいと考えております。</p> <p>また、企業における特別休暇制度については、福利厚生の一環として企業が従業員に裁量的に付与する休暇であり、制度化されていない休暇制度を市内企業へ周知することは予定しておりません。</p> <p>なお、本市においては、ガンバ大阪の試合に合わせて、「GAMBA DAY」として職員の執務中のユニフォーム着用や窓口カウンターにミニフラッグを設置する等しており、引き続き全庁を挙げて応援を行ってまいります。</p> <p>(担当: 人事室・地域経済振興室)</p>	人事室、地域経済振興室	R4.12.5	R4.12.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
354	小学校での黙食含めマスクを強制について	<p>小1の娘がいる母です。お願いです。 娘は黙食だと美味しくない、それなら家で美味しく楽しく食べたい、大人はみんなお話しして食べているのに、こどもにはなぜだめなの？と主張しています。 誰の責任とかが追及をしたいという話ではなく、お願いです。 小学校での黙食について、世間でも知られているように国も府も強制はしていないということです。 早急にマスクの着用選択の自由をこども達に与え、ちゃんと伝えて実施していただきたいです。 20分休みの終わりに流れる「手を洗ってマスクをつけて教室に戻りましょう」という放送も、毎日毎日のこれは、こどもには強制になってます。 今はマスクの有効性やコロナという病気のことを調べれば、マスクは必要か？で決して強制するものではないです。 こどもが健やかに心身ともに過ごす場であるはずの学校が、一番こどもに強制をして、こどもの生の声を無視しています。 ここに矛盾や良心が痛みます。 これは市の責任とかではなく、私も含めた大人達のこれまでの行動が生み出したものだと思っています。 だからこそ、間違えた時は素直に行動を改めて真摯に伝えないといけないと思っています。 お願いします。 このままでは、娘がさらに給食での食が細くなってしまうのが心配です。</p>	<p>はじめに、給食時の黙食についてですが、このたび、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、また、大阪府から食事場面における黙食等の感染対策に関する通知がありました。市立小中学校におきましても、国、府の通知等に基づき、12月14日から、給食時の黙食の取り扱いを変更いたしました。 手洗いや座席配置の工夫、換気の確保等の措置を講じた上で、給食時間等の喫食場面において、児童生徒等の間で大声を出さない短時間(おおむね15分)の会話は可能といたしました。 次に学校生活におけるマスク着用については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、大阪府教育庁の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」において、身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用すべきと示されております。吹田市教育委員会として同マニュアルに基づき、学校生活においてマスクを外す場合には会話を控え、なおかつ周囲と十分な距離を確保するよう各学校へ指導しております。 あわせて、児童生徒の発達段階や健康面等の個別事情を配慮し適切な指導を行うことも各学校へ指導しております。 引き続き国、府の動向を踏まえ対応してまいります。</p>	保健給食室	R4.12.9	R4.12.14
355	マイナンバー受け取り	<p>マイナンバーカードを受け取りたいのですが、予約が埋まっており、受け取りできない状況です。 配布作業をスムーズにする、人員を増やすなどして対策していただけないでしょうか。 電話で確認しても予約できませんとしか言われたいです。 解決策を提示してほしいです。</p>	<p>個人番号カードの受取においてご迷惑をおかけし申し訳ございません。 現在マイナポイント取得を希望される方からの申請が非常に多く、予約がお取りいただけない状況となっております。 そのため、予約の方優先のご案内となるため1時間以上お待ちいただくこととなりますが、ご予約がなくても個人番号カード受取の受付を行っております。 また、窓口混雑の改善策として令和5年1月中には交付窓口、コールセンター回線を拡充する準備を進めております。 ご不便をおかけいたしますがご理解ご協力お願いいたします。</p>	市民課	R4.12.8	R4.12.16
356	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>12月3日18時頃、北千里駅近くのピアノ池の藤白公園と書かれた石碑のある休石あたりで、上は黒で下に赤っぽい服を着た高齢の女が歩きタバコをしていた。 ここには張り紙があるのでまだ吸っている者がいる。 徹底的に歩きタバコなどの違法喫煙者を排除してください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.12.5	R4.12.19

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
357	マイナンバーカード受領予約	<p>全く予約がとれません。正直なくても困らないものなのに、わざわざ時間を割いて申請しました。このような事態が続くとカード普及はなかなか進まないと思います。</p> <p>更新の場合は郵送可能など対応をお願いしたいです。</p>	<p>個人番号カードの受取においてご迷惑をおかけし申し訳ございません。現在マイナポイント取得を希望される方からの申請が非常に多く、予約がお取りいただけない状況となっております。</p> <p>そのため、予約の方優先のご案内となるため1時間以上お待ちいただくこととなりますが、ご予約がなくても個人番号カード受取の受付を行っております。</p> <p>また、個人番号カードの有効期限到来に伴う更新の場合でも、ご本人の顔確認がございますため、申請時に本人がご来庁の上本人確認書類や従前の個人番号カードを返納いただいた場合を除いてはご来庁いただく必要がございます。</p> <p>ご不便をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。</p>	市民課	R4.12.12	R4.12.20
358	岸部中第2公園での喫煙について	<p>岸部中第2公園を子どもとよく利用します。</p> <p>1日1時間程度しか利用しませんが、その一時間の間に公園を喫煙所として利用する人をよく見かけます。</p> <p>また至るところに吸い殻が落ちていたり、酷いときは公園に設置されている机にタバコを押し付けた状態で放置されているなど。</p> <p>また頻繁に見かけるピンクの自転車に乗った年配の男性は、歩道近くのベンチに座って20分近く喫煙し、地面にやたらと唾を吐きかけています。子どもが近くに来ても喫煙をやめようとしません。</p> <p>公園の看板には“迷惑行為はやめましょう”とあります。喫煙も迷惑行為であることを明確に喫煙者に認知させるべきではありませんか？</p>	<p>公園では、健康増進法により受動喫煙を防止する必要があることから、喫煙者の方に認知していただけるよう啓発看板の設置を行ってまいります。</p>	公園みどり室	R4.12.12	R4.12.21

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
359	すいででスイスイ お買い物キャン ペーンについて	<p>いままで電子決済は利用したことがありませんでしたが今回の良い機会にと思い、HPに掲載されている店舗にネット予約と電子決済の準備をし初利用しました。ところが当日の会計の段階で、HPに掲載されている決済が使えないことが判明しました。</p> <p>他の決済方法の準備や現金を持ち合わせていなかったことなどから、その場ではクレジット決済を済ませて帰宅しました。</p> <p>翌日に電話で確認したところ「ポスターの掲載がされているか、決済方法は確認するように記載しているので、それ以外の方法ではポイント還元はできません」と回答されました。</p> <p>もちろん掲載以外の方法でポイント還元がムリなことは理解していますが、今回のようにネット予約で初めて来店し利用した後や、混雑するレジで会計段階になっていざ使えませんかと言われても、なかなか商品を返すわけにもいかず、利用者の泣き寝入りではないでしょうか？</p> <p>私が利用した店舗はキャンペーン対象の4決済のうち、わざわざ2決済のみ掲載されており「必ず確認するように記載しています」という逃げ口実に不信感しかありません。</p> <p>店舗への確認が必須条件ならば、なぜあえて店舗リストに掲載するのでしょうか？なぜ中途半端な利用もできない決済方法を掲載するのでしょうか？</p> <p>私のようにこのような機会に、初めて利用してみようと思う人もいます。</p> <p>私は仕事から吹田市内を移動することが多いため、利用日に使えそうなエリアの店舗リストをこまめに見ていたのですが、キャンペーン中にも関わらず何店舗も店舗名や決済方法の変更の記載も一切なく、リストから削除されていることに気づいていたため、そのことを伝えると「そうですね。利用できる決済方法を途中でやめていても、店舗から連絡もらわない限り、こちらではわかりませんので」と、そこは店舗側の落ち度という回答でした。</p> <p>今回私が利用した店舗に、「私が使う予定だった決済方法は最近やめたんでしょうか？」と聞くと「今までその決済方法は一度も使ったことないです」とのことでした。</p> <p>実際は私のように問い合わせせずに、その場で泣き寝入りしている人も多いかと思えます。</p> <p>そのほかにも全く辻褃の合わない、保身のための回答がつづき、金額も大きかった私は泣き寝入り状態です。</p> <p>今回の場合、店舗に事前に確認しなかったこととキャンペーン対象外のクレジット決済をした私の不手際を理由にされましたが、支払いをせずに帰るべきだったのでしょうか。</p> <p>また、キャンペーン中の注意書きもない度重なるリストからの削除について、利用者と事業者をだます詐欺行為である認識はあるのか、素人目からみても爪の甘さだらけのキャンペーン開始について、どのようにお考えなのか改めて公開での回答を望みます。(これ以上、私のような被害者を出さないために)よろしくお祈りします。</p>	<p>店舗情報につきましては、今回対象となる4つのキャッシュレス決済事業者からの登録店舗情報をもとに作成しており、スマートフォンを所持していない場合など、各キャッシュレス決済事業者独自のアプリにて店舗情報を確認できない方も店舗情報が確認できるよう、ホームページに店舗情報を掲載しています。</p> <p>しかしながら、ホームページに掲載している店舗情報が異なることがあるため、利用時に対象決済の確認をお願いしております。</p> <p>なお、コールセンターの対応につきましては、丁寧な対応を徹底するよう指導いたしました。</p> <p>今後、同様の事業を実施する場合は、いただきました意見を踏まえ、より良い事業となるよう努めてまいります。</p>	地域経済振興室	R4.12.12	R4.12.21
360	街路灯が昼間も 点灯	<p>大和大学前の南北道路で、街路灯No.612-0903が数か月前から昼間も点灯。 ⇒添付画像参照。</p> <p>以前、街路灯の点検の入札案件を見た記憶が(不確かです)。点検はいつされましたでしょうか。自動点滅器の点検の項目は有るのでしょうか。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>昼間の点灯について、自動点滅器を所管する関西電力に連絡しました。</p> <p>また、街路灯の点検については複数年度に分けて実施しており、当該場所については、来年度の点検実施を予定しています。</p> <p>自動点滅器自体の点検項目はありませんが、市職員においても毎週2回、市内全域をエリアで区切り道路全体の状況のパトロールを行い、不良箇所を発見次第、対応しております。</p> <p>エリアによっては半年に一度程度になる箇所もありますので、不具合箇所につきましては、ご指摘いただければ対応します。</p>	道路室	R4.12.12	R4.12.21

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
361	吹田市役所敷地内の吹田駅側の歩道横の植栽周囲の生け垣の竹材の劣化が著しく破損で危険。	<p>7月29日に投稿してから、4ヶ月余りが経過。生垣の竹材も更に数力所の割れ・折れも見られ、折れた先で歩行人のケガの恐れも。 保育園児の散歩ルートにもなっています。⇒添付画像1・2参照 8月8日に、総務室から「生垣については安全面も考慮し、修繕を進めてまいります。」の回答を頂いておりますが、早期の改修が必要です。 吹田市の「安心安全のまちづくり宣言」のプレートの横でケガ人がでることが有っては、ならない事象です。加えて吹田市役所の敷地内で…。 吹田市役所の管理職、職員は阪急電車吹田駅西口への毎日の通勤ルートでもあり、誰もが危険だと認識されていないのも問題です。 メイシアター前での立て看板の設置時の安全配慮のレベルも低いです。⇒添付画像3・4参照 1-強風時に吹き飛ばされないように重しを看板の下枠に使用されていますが、溝の使い方が間違っており、前傾状態で今にも倒れそう。⇒市職員に申入れ済。 2-重しを看板の下枠に使用されていますが、下枠の寸法よりも重しの溝が大きく、下枠は前後に自由に回転。強風時には、前に倒れます。 危機管理室に以前、「安心安全…宣言」について職員の安全意識レベルについて問い合わせたところ「教育をしています」との事ですが、実態と乖離が大きいです。 実効性がある危険予知訓練をされ危険感受度レベルを上げて市民の安心安全を構築して頂けますでしょうか。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1 生垣について 生垣の修繕につきましては、業者への発注は完了していますが、資材や人員の手配の都合から、修繕の完了は来年1月中旬頃の見込みとなっております。 先端が飛び出すなど危険な箇所につきましては、総務室において可能な範囲で除去等の応急処置を行いました。 今後、上記のとおり業者による修繕を行い、安全対策に努めてまいります。 (担当:総務室)</p> <p>2 メイシアター前の看板について メイシアター前の立て看板の設置について、画像3を拝見しましたところ、こちらは新型コロナウイルスワクチンの集団接種の際のものと思われる。 御指摘の通り、立て看板の設置が不安定な状態となっており、安全面において御不安な思いをさせてしまい、大変申し訳ございません。 本市の集団接種については令和4年8月をもって終了しておりますが、今後集団接種会場を設ける際には、立て看板の設置方法を含め、より安全に運営できるよう取り組んでまいります。 (担当:地域保健課) メイシアター前の立て看板につきましては、強風時等には撤去する等の安全配慮に努めておりましたが、併せて、重しを看板の下枠の前だけではなく後ろにも設置するよう、指定管理者へ指示しました。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>3 市民の安心安全の構築について 市民の皆様にとって「安心して安全に暮らせるすいた」を実現させるため、職員の意識向上に努めてまいります。 (担当:危機管理室)</p>	危機管理室、総務室、文化スポーツ推進室、地域保健課	R4.12.12	R4.12.22
362	第三者相談設置を拒否した副市長	<p>先日議会で要望されたことを副市長は却下しました。 各々の担当課の対応が悪いから市政にたいする市民からの第三者の相談機関が必要という要望出しているのに「各々担当が市民の個人内容を把握しているからその担当課が相談を担当するのが妥当」として市民の声を却下しましたよね。 各々の課の担当が無能で対応が悪く市民は泣かされてるのにそれを苛めた職員本人に相談しろは何を考えているのでしょうか？この市政相談意見要望も各担当に繋げるだけで意味がない。市民をいじめて突き放し職員の不誠実な対応を隠蔽するこのシステムの改変を却下した副市長や援護しなかった他の政党のひとや市の職員たちはちゃんと市民のためのまともな仕事をしてください。さあこの問い合わせをどこに送りますか？だから第三者の相談機関が必要なんですよ。</p>	<p>市民の御質問や御要望にお応えするには、これまでの詳しい経過や状況の把握、また専門的知識が必要となることから、担当部局が責任を持って対応いたしております。 お申し出いただきました市民の方の立場に立ち、今後とも丁寧な説明に努めてまいります。</p>	市民総務室	R4.12.12	R4.12.26

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
363	マイナポイント第2弾の申請期限が2022年12月末についての再周知が必要。	<p>政府はマイナンバーカードの申請率を上げるためにメディアを通して色々発信されていますが、吹田市の市民への周知は、市報11月号に記載のみ。⇒添付画像</p> <p>・政府は、9月20日のニュースで周知されていますが、吹田市は10月21日にHPに“マイナポイント第2弾が開始されました”を掲出されましたが、申請締切期日の“12月31日”の表記は無し。市報11月号の目次の“必ず読んでね”の頁に記載されましたが、目次には“マイナンバーカード”の文字は有りません。</p> <p>・締切日も迫っており、HPでの再周知により申請率の向上が必要と思います。</p> <p>・市報11月号には、“申請は12月31日(土)までに”…の記載がありますが、市の窓口は開設されるのでしょうか。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>マイナポイント第2弾の対象になる個人番号カードの申請期限につきましては、2022年12月末であったところ、2023年2月末まで延長されましたため、ホームページにおいて延長された旨掲載いたしました。また、市報すいた2月号におきましても、2月末が申請期限である旨掲載を検討いたしております。</p> <p>併せて2022年2月の日祝日に個人番号カードの申請・交付窓口を臨時に設けることで現在調整中です。</p>	市民課	R4.12.12	R4.12.26
364	街灯の設置依頼	<p>西松屋吹田青葉丘店の横にある道が夜中になると真っ暗で何も見えない。自転車のライトをつけていても歩行者を発見しづらく、とても危険な為街灯の設置をお願いしたい。</p>	<p>街路灯の設置については、設置希望場所周辺の住民様の同意を得ること及び自治会様から申請書、設置希望場所を明示した地図を提出していただく必要があります。</p> <p>申請書については、道路室にお問い合わせいただければお渡しできます。申請書受理後、お時間はかかりますが現地調査をいたします。現地調査の結果、必ずしもご希望に添えるとは限りませんので予めご了承ください。</p> <p>また、設置が可能となった場合、電柱のない場所には吹田市にて柱を建てますが、それに伴って道路が狭くなり、歩行者、車いす、自転車、自動車等の通行に支障が出る可能性もありますので、併せて自治会様、周辺住民様の同意を得ていただきますようお願いいたします。</p>	道路室	R4.12.19	R4.12.27
365	まちなかりビング北千里前の横断歩道に信号設置のお願い	<p>いつも暮らしやすい街づくりをありがとうございます。</p> <p>まちなかりビング北千里ができて近隣の子ども達はさっそく毎週のように通い、本に触れる機会が多くなり、親子ともどもポジティブな声をたくさん聞きます。</p> <p>北千里駅側からまちなかりビングに行くには、ディオス(イオンの横)をつきぬけ、まちなかりビングの目の前にある横断歩道を渡る方が大半です。</p> <p>しかし、この横断歩道には信号がありません。</p> <p>イオン駐車場の出入口でもあり、車の往来もそこそこあります。</p> <p>もともと横断する人は多かったのですが、まちなかりビングができ、子ども達だけの横断がさらに大変増えました。</p> <p>ぜひ、子ども達が安全にまちなかりビングを使用できるよう、信号の早急な設置を検討いただきたいと思います。</p>	<p>信号機設置については吹田警察署の所管となりますので、本要望は本市から吹田警察署に伝えてまいります。</p>	総務交通室	R4.12.19	R4.12.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
366	もくもくの里、わくわくの郷の電子申込システム利用	1年ほど前に申込方法の利便性を向上して欲しい旨の要望をお伝えしましたが、現時点で電子申込システム利用開始を確認できていません。いつから電子申込システムで利用できるのでしょうか？すぐにはできないのであればいつから利用できるのか目安を知りたいです。またシステムが利用できるまでの措置として、往復ハガキ以外の方法を提供していただきたいです。	「電子利用申込システムの利用がいつから開始されるか」ということについては、令和4年1月7日の3吹地青188-21号で回答させていただいた通り、すべての主催事業について電子申込にすることは難しいのが現状です。しかしながら、〇〇様にいただきました貴重な御意見を基に、現在運営を委託している指定管理者と調整等を行い、令和3年度の電子メールによる申込は1事業ではありましたが、令和4年度につきましては3事業としています。このため、現状では複数の主催事業を同時に進行する場合や参加者の人数が多い主催事業などでは、電子メールでの申込は個々の管理や対応が難しく、確実に対応するため往復はがきでの申し込みをお願いしています。	青少年室	R4.12.19	R4.12.28
367	続・マイナポイント第2弾の申請期限が2022年12月末についての再周知が必要。	1)12月12日に投稿してから、1週間が経過。吹田市HPの新着更新情報には、マイナポイントの掲出は有りません。HPのマイナポイントのサイトを見ると、12月14日に更新されていました。⇒「マイナンバーカードの申請期限は、2022年12月末まで」の表記が有りましたが、政府が躍起になって申請促進を言っている中、吹田市は市民への周知のためHPの新着更新情報サイトへの掲出が必要。⇒添付画像-1 また、HPのマイナポイントのサイトは、更新がされていますが、更新箇所・内容の記述が無く市民は、変更点の確認の為サイトの全てを見る必要が生じます。 【要望-1】 ・HPのマイナポイントのサイトの冒頭に「新着 or 更新」の枠を設けて変更点が見えるようにしたい。 2)HPのマイナポイントのサイトには、「パソコン等からであれば24時間申請できます」の表記がされていますが、サイトの中には「パソコンからの申請方法」の記述・サイトが有りません。 ・総務省のリンク先が、多く貼られています。動画では、「スマホ対応の説明」のみです。 【要望-2】 ・パソコンからの申請方法の説明が必要。 ※サイトの下方の「支援ブースには、マイナポイント手続用のパソコンとカードリーダーを設置し…」の記述が有り、市民の誤認を防ぐため。⇒添付画像-2 支援ブース 3)HPのマイナポイントのサイトの「パソコン等からであれば24時間申請できます」の次に市役所での「窓口の開設日(12月24日(土)、12月28日まで)」の記述が必要。 ※サイトの下方の「支援ブース」の説明箇所に「実施期間」の記述がありますが、下の方にスクロールをしないと分かりません。 【要望-3】 ⇒添付画像-1 添付画像の口枠内に、市役所の窓口開設日の記載をされたら…。 【要望-4】 吹田市のマイナンバーカードの申請率の目標値。11月末現在の申請率、保有率を教えてください。 ※9月「政府がマイナンバーカードの普及状況・率で交付金配分に反映方針」のニュースが有り、吹田市の現状が知りたいです。 (参考)豊中市のHPから「経営戦略方針2022」取得率-目標60% ※写真については、公表しておりません。	【要望1】について 「24時間申請できます」とするのは、マイナンバーカードの申請であり、誤解を招く表現であったため、「マイナンバーカードは、」という文言を追加しました。申し訳ありませんでした。 更新については、今後更新する場合に可能な範囲で記載するよう努めます。 【要望2】について マイナポイントを御自身で申請される場合のリンクを追加しました。 【要望3】について 【要望1】のとおり、マイナンバーカードの申請についてとなります。 【要望4】について 国の方針に従い吹田市では、2年後の申請率の目標値は100%です。11月末現在の申請率は約70%、保有率は、申請からのタイムラグがあるため約55%となります。	市民課	R4.12.20	R4.12.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
368	「〇〇における健康増進法29条違反について」	<p>〇〇での違法喫煙がなくなる(写真参照)。 特定屋外喫煙場所は煙タダ漏れの囲いが新たに設けられたが、その外で喫煙する者がいた。健康増進法29条違反である。 また特定屋外喫煙場所の出入口のすぐ横で〇〇も行われていた。やはり設置場所が不適切であるという他にない。管理者には移設ないし撤去を指導すべきである。 その他、東門から〇〇の周囲における一帯に吸い殻が多数投棄されていた。健康増進法29条違反の痕跡である。管理者には掲示物を増設させるなどの再発防止の措置を講じるように指導されたい。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>御指摘の件につきまして、現地の確認を行い、管理権原者に対して現在の状況について改善するよう指導を行いました。 特定屋外喫煙場所の外で喫煙する方がいることについては、現在は喫煙所内の仕切りを利用し啓発物の掲示を行っているところですが、喫煙所外での喫煙を防止するため、喫煙所の囲いに分かりやすい形で直接啓発物を掲示すること等について検討することとした。 なお、特定屋外喫煙場所の出入口のすぐ横で〇〇が行われていた件に関しては、〇〇は〇〇の様々な場所で実施しており、喫煙所付近が通常利用される〇〇として認識されているものではないとの回答を得ております。 また、東門から〇〇の周囲に吸い殻が多数投棄されている件については、指定された喫煙場所以外での喫煙を行わないよう、掲示物の増設等について検討することとした。</p>	健康まちづくり室	R4.12.22	R4.12.28
369	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(4)」	<p>11/21(月)の意見に対して、12/7(水)に文書を郵送で回答を頂きましたが、聞いている内容に対してちゃんと向き合った回答がほとんどなく、全く質問と違ふ外れな回答であり、理解できません。前回の市長の回答に対する質疑なので、市長が確認し市長の責任のもと回答を送付されたと思いますが、質問に対する回答をお願いします。市民総務室長も回答を転送するだけでなく、質問に対して回答できていなかったら、回答を修正するよう市長に指導して貰えますか。質問に対する回答頂きたく、同じ質問を補足し再度質問します。 (1)まずもって、12/7(水)の回答は、前回の11/16(水)の市長のご回答に対する11/21(月)の質疑の回答です。12/7(水)の回答は、市長が確認し市長の責任のもと回答を送付されたということで良いですか？ (2)計画の段階では契約書の提出は求めず、完了検査前に契約書を提出して貰うということですが、完了検査前の契約書を提出して貰う時点で所定の台数の契約書が提出されなかった場合、市はどのような措置をするのでしょうか。(前回質疑と同文) (3)所定の台数の駐車場を確保できるまで、不適合として完了検査不合格とするということでしょうか。(前回質疑と同文) <(1)(2)に対する市の回答が、「完了検査は、事業区域外駐車施設設置完了届提出後、実施します」です。全く質問と違ふ外れな回答で、意味不明です。> (4)2番目の回答にある「条例施行基準」は公開されていますか？ホームページアドレスがあれば教えてください。なければPDFで送付して頂けますか？ (5)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？(前回質疑と同文) (6)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、10km離れた駐車場でもOKですか？(前回質疑と同文) <(4)(5)に対する市の回答を改めて記載しませんが、回答になっていません。OKかどうか回答し、OKでなければその理由を回答してください。> (7)市の回答に「可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可している」と記載しながら、別項目の市の回答では、事業者の「周辺住民に駐車場を残したい」という意向を尊重して遠方の駐車場買設計画で許可しています。市の2つの回答は相反しており、事業者に付度した行き当たりばつりの運用のようです。2つの「」の相反する回答のどちらが正しい回答ですか？ (8)市長は「原則200m」の「原則」と「200m」をそれぞれのような意図や意味があると解釈しているのか、市民に分かりやすく具体的に教えて貰えますか？(前回質疑と同文) <「原則」があることで、もはや法的には距離は意味をなさないということか聞いています。その解釈を教えてください。また、300mとか2kmとかでなく「200m」という数字を記載している意味があるのか聞いています。その解釈を教えてください。> (9)「市民が迷惑駐車を懸念しているというデタラヒをないがしろにして、そのことよりも原則を破ってまで事業者の利益を優先する理由を教えてください」という質問の市の回答が、事業者の「周辺住民に駐車場を残しておきたい」という意向を尊重して許可したという回答でした。「市民が迷惑駐車を懸念しているというデタラヒ」には全く触れないという、都合よい回答です。つまり市長は、市民の迷惑駐車への懸念よりも、事業者の利益を優先して遠方の駐車場でも許可したということではないですか？ <回答には、少なくとも「市民の迷惑駐車への懸念」に対する市の考えを記載して下さい></p>	<p>(1)12月5日に回答した開発事業に伴う駐車施設に係る協議につきまして、市長より業務権限を委譲されていることから、土木部総務交通室が回答いたしました。なお、他室課には本件について指導権限はございません。 (2)契約書を含めた区域外駐車場設置完了届の提出が認められなかった場合、完了検査を実施しません。 (3)契約書を含めた区域外駐車場設置完了届の提出後、完了検査を実施するため不合格等の処置は実施しません。 (4)下記URLをご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1020337/1009980.html https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1017980/1010245.html (5)事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (6)事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (7)可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しておりますが、周辺環境や事情等を考慮して200m以上の例外も認めております。 (8)条例に「200m」と記載することで、200m以内での駐車場確保を求めています。「原則200m」と記載することで、特別な事情がある場合等に例外的に対応するようにしております。 (9)区域外駐車場を事業区域から700m離れた駐車場で許可したことは、事業者の「周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」という意向を尊重したものです。事業者の利益を優先するものではありません。また、本開発事業は敷地内12台、事業区域外11台の駐車場が確保されていることから「市民の迷惑駐車への懸念」は無いものと考えます。</p>	総務交通室	R4.12.23	R4.12.28
370	吹田産業フェアに関する意見	<p>メイシアターをメイン会場に、サテライト会場として、パナソニックスタジアム(市立吹田サッカースタジアム)も利用する事を検討して下さい。</p>	<p>吹田産業フェアの会場等に関しましては、主催であります吹田産業フェア推進協議会で検討・決定しております。 会場運営のための予算には限りがあり、現在も、運営スタッフにはボランティアの方に多くご協力いただいております。 そのような状況から、パナソニックスタジアムのような大規模な会場での実施は困難かと思いますが、ご意見として吹田産業フェア推進協議会にお伝えいたします。</p>	地域経済振興室	R4.12.26	R4.12.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
371	吹田市の「年末年始の発熱外来の医療体制」についてHPに掲出および訂正の要望	<p>現在、第8波のコロナ感染者の増加で、大阪府は「非常事態(赤信号)」を発生。市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) 臨時発熱外来を適切に運用すること」の記述有り。</p> <p>・茨木市は、HPの緊急のお知らせで「日曜、休日、年末年始の発熱外来体制等」についてのサイトを掲出され、市内の医療機関のリストも掲載。</p> <p>・摂津市は、HPの緊急情報欄で【期間限定・12月から翌年2月】日曜日・祝日、「年末年始の発熱外来体制」についてのサイトを掲出され、市内の医療機関のリストも掲載。</p> <p>・豊中市はHP-TOP頁に「年末年始の医療体制」「主な医療機関の体制」のサイトが有り、市内の医療機関のリストも掲載。</p> <p>・吹田市はHP-TOP頁のスライド画面「年末年始の業務案内・市役所・ゴミ収集」の中に、「急病時」の項目があり、市民には非常に分かり難い。⇒添付画像-1</p> <p>※急病時は、平常時と異なり病人対応と医療機関の探査など、混乱の中での吹田市のHP内の検索が必要。ワンストップで分かるサイトの必要がある。</p> <p>また、このサイト(2022年12月15日)はHPの新着情報に掲出されていません。⇒添付画像-2</p> <p>【要望】</p> <p>1)市民に分かり易いようにHPに上記の3市のように、単独の「年末年始の発熱外来の医療体制」について掲出(スライドでは無く固定化)を要望。</p> <p>2)サイトの中の「急病時など」の項目で吹田市内の医療機関は、吹田市民病院と休日急病診療所の2カ所のみであり、来年は上記の3市のように市内の医療機関のリストも掲載されませんか。</p> <p>“歯”については、吹田市の阪大の歯学部が有ります。わざわざ大阪市天王寺区まで行かなくても良いです。</p> <p>3)市報R4年12月号の別冊で「急病時の受診案内」が市民に配布されていますが、吹田市民病院のHP-TOP頁に、「年末年始の診療受付時間。お詫びと訂正」のスライド画面が有ります。</p> <p>⇒訂正内容は、「小児科が12月31日(土)の受付はしていません」であり、吹田市は市民へ「別冊の訂正」の周知が必要。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【要望1】について</p> <p>市のトップページの「新型コロナウイルス情報」に年末年始に開設している臨時発熱外来についてのリンクを掲載しました。</p> <p>また、リンク先のページには、市内で年末年始に開設している臨時発熱外来の休日急病診療所について記載しております。</p> <p>【要望2】について</p> <p>市のトップページの「新型コロナウイルス情報」に年末年始に開設している臨時発熱外来についてのリンクを掲載しました。</p> <p>また、リンク先のページには、市内で年末年始に開設している臨時発熱外来の休日急病診療所について記載しております。</p> <p>【要望3】について</p> <p>市報すいた令和5年1月号20ページの「必ず読んでね」にお詫びと訂正の記事を掲載しております。</p> <p>また、市ホームページの「令和4年 市報すいた掲載内容の訂正とお詫び」というページでも同様に、お詫びと訂正の記事を掲載しております。</p>	広報課	R4.12.28	R4.12.28
372	何も出来ない生活困窮者自立支援センターの対応	<p>今回は綺麗なA4のフライヤー「経済的に苦しい・・・生活に困っている・・・こんなときはご相談ください」が来ましたが。</p> <p>以前もメールで深刻な内容をメールしております。しかしメールの返事すらないのが現状で、センター自身が何も苦しい市民に対応すら出来ない、対策する事さえも出来ないのが現実だと思います。</p> <p>こんな状況では自殺者が増えるのも当然ですよ？</p> <p>もっと真剣に個々の苦しい状況に取り組み、対策案を出すのが仕事ではないでしょうか？</p> <p>話だけでなく誰でも聞いてくれます。残念ですが生活困窮者自立支援センターも話を聞くだけで、何も具体策が出来ないこれが現実だと思います、これでは生活困窮者の自殺が増えるのも仕方ないかと、こんなフライヤー頂いても無駄と感じます。</p>	<p>吹田市生活困窮者自立支援センターのメールに、申出人から同様のメールが送信されたことから同日、同センター相談員より要望、質問について緊急小口資金等の特例貸付の借受人への償還猶予申請等の情報提供及びその他の支援についてのメールを返信しました。</p>	生活福祉室	R5.1.4	R5.1.4

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
373	北千里駅周辺での歩きタバコについて	12月23日18時15分頃、北千里駅のピアノ池に並行する道路の市道西側(歩道がない方)では上はグレー、下は黒で眼鏡をかけた50〜70代くらいの男が歩きタバコをしていた。 年末にかけて治安も悪化している。 昨日はバトカーが北千里駅方面に2台走って行ったので事件があったと思われる。 このような暴挙は断じて許されない。 巡回の参考になりますという回答ばかりだが巡回しているところを一度も見たことがない。もっと抜本的な対策を市側でも考えてください。よろしくお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、不定期とはなりますが指導員活動を実施しておりますので、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.12.26	R5.1.5
374	卒煙支援ブースに関する質問・提案	駅前に2ヶ所、設置が予定されている卒煙支援ブースなる名称の喫煙所について、質問や提案がある。それぞれ回答願いたい。 (1) 卒煙支援ブースを利用できるのは20歳以上の現在喫煙者のみと制限するのか？つまり卒煙支援ブースに20歳以上の非喫煙者もしくは過去喫煙者が入り、最初もしくは再開の一本を吸い現在喫煙者となることをどう防ぐのか？防ぐつもりがないのであれば、タダのよくある喫煙所なので卒煙支援ブースという名称は止めるべきだ。 (2) ニュージーランドでは喫煙可能年齢を毎年1歳ずつ引き上げることにより、将来的に全ての国民を非喫煙者とする法律が今般可決された。スモークフリーを標榜する吹田市においても、市が設置する卒煙支援ブースの利用可能年齢を毎年1歳ずつ引き上げることによって、喫煙者を減らしてはどうか？ (3) 喫煙者が卒煙を期待し、専ら卒煙支援ブース内のみで喫煙を継続したものの、卒煙できずにCOPD等のタバコ関連疾患による健康障害が生じた場合、市は補償してくれるのか？しないなら免責事項としてブースに明記すべきだ。 これは質問ではないが、市議会の議事録(令和4年3月予算常任委員会(健康福祉分科会)03月10日-06号)及び(令和4年2月定例会03月01日-05号)に「卒園支援ブース」とあるが、「園」は誤字なので訂正されたい。	(1)及び(2)について 施設利用対象として想定するのは、利用をきっかけとして禁煙に取り組もうとする者であるため、卒煙支援ブースの名称を使用しています。それ以外に、利用に制限を設ける予定はありません。 (担当:環境政策室) (3)について 卒煙支援ブースにおける禁煙(卒煙)支援は、禁煙の大切さの啓発や禁煙外来の紹介等により喫煙者の行動変容を促すものであり、喫煙による健康被害への補償を行うものではなく、支援の範囲を超える事項について、免責事項として案内する予定はございません。 (担当:健康まちづくり室)	環境政策室、健康まちづくり室	R4.12.28	R5.1.10
375	不登校生徒に対する対応について	吹田市における不登校生徒に対する対応は不十分です。息子が今年不登校となり、6ヶ月が過ぎようとしています。息子が荒れ始めて登校をしぶり始めたとき、薬をも掴む気持ちで、中学校、教育センター、家庭センター、思い当たるところ全てに相談しましたが、具体的なアドバイスをもらえず、それぞれ押し付け合っているように感じ、途方に暮れました。 その後、自分で民間のカウンセリングを見つけ親が通うようになり、何とか息子は落ち着いた状態となりました。しかし、民間のカウンセリングは高額であり負担が大きいです。それに対する補助などを検討してもらいたいと考えています。もしくは、スクーカウンセラーから子供に合う対応方法を具体的に教えてもらえるように、スクールカウンセラーのカウンセリングの内容を見直してもらいたいです。	〇〇様におかれましては、令和3年12月に教育センターの来所相談を申し込まれ、受理面接(お父様が来談)を経て、令和4年1月に一度来談(ご夫婦で来談)されました。相談内容としましては、親子関係に関するもので、お子様への関わり方について助言をさせていただいております。その際、まずは助言内容をしばらく試し、お子様が中学校2年生になってから改めて相談するとおっしゃっていましたので、不登校になられているとは認識しておらず、大変心苦しく思っております。民間のカウンセリングを受けておられ、高額とのことですが、市として補助を行うことは困難です。もしよろしければ、改めて当センターの来所相談をご利用ください。	教育センター	R5.1.4	R5.1.16

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
376	府営住宅での深夜2時頃の不審な車について	1月10日午前2時03分頃、藤白台住宅3棟で不審な車がいました。私が郵便受けに行こうと下に降りると不審な白い車が静かにスーツと駐車場を上がっていくのが見えました。こんな時間にナニをしているのでしょうか？自治会や回覧、掲示板で周知をお願いします。	自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできません。議題に挙げ、回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R5.1.10	R5.1.16
377	路上での喫煙、受動喫煙について	歩きタバコや自転車タバコそしてポイ捨てする人がいて迷惑です。年末年始は特に多いですね。条例で立ち止まった喫煙を禁止していることで、人通りが多い場所でも立ち止まって喫煙し更にはポイ捨てしている人が多いです。登下校の時間帯に狭い通学路で立ち止まり喫煙する者を何度も見たことがあります。子供たちが受動喫煙を強いられるのはおかしいと思います！実際に佐井寺小学校の目の前で歩きタバコをしている男性を見たことありますし、学校周辺にも吸い殻は落ちています。ねむの木公園や佐井寺北公園でもベンチに喫煙者がいることが多く、喫煙者が居なくても吸い殻はたくさん捨てられています。スモークフリーシティを目指しているのであれば、歩きタバコ禁止だけではなく市内路上喫煙禁止とすべきですし、公園は豊中市のように禁煙にすべきだと思います！公園内は火気厳禁なのでタバコの火気も禁止にすべきではないでしょうか？そもそも歩きタバコ禁止という標示が少なすぎて、南千里の駅前なんか駅を出てすぐに路上喫煙者が複数います。せっかくわざわざ喫煙所があるのにも関わらずです！しかもその喫煙所、歩道橋の真下にオープン型の喫煙所だなんて周囲に受動喫煙させまくりで衝撃でした…。せめて人通りが少ない場所で、密閉型にしてもらわないと受動喫煙は防げません。そしてせっかく喫煙所があっても、南千里駅前のロータリーのような広場(どこの管轄なのか分かりかねますが、セブンイレブンやスターバックスの横・バス停前の広場です)での喫煙者も多く迷惑です！とても迷惑なので禁煙と大きく複数書いてほしいです！路上でも公園でも、ポイ捨てが原因による火災や火傷などに子供たちに何かあってからは遅いですし、市民をタバコ被害から守って欲しいです。2025年には万博があるので吹田市にも観光客など多く訪れると思います。外から来た人たちへも分かるよう、駅周辺はもちろん駅から離れた場所にももっと多くの標示をして頂きたいです！市民ですら歩きタバコ禁止を知らない喫煙者がいると思うので、もっと周知に力を入れてほしいです。吸い殻のポイ捨ては軽犯罪法違反なので、禁止は当然としてポイ捨て＝犯罪と知らせる標示をしてほしいです。そして市内のコンビニ前に喫煙者が多く、歩道まで煙が広がるためコンビニをあまり利用できません。コンビニ前の道を選げるため毎日遠回りして生活していてとても不便に感じます。子連れだと尚更避けたいので…。実際近所にあるコンビニの店舗前に灰皿があり各コンビニさんへお願いはしていますがごみ灰皿を撤去してくれません。受動喫煙をなくするため、立ち止まった喫煙同様コンビニなどの店舗前(歩道に近いのなら尚更迷惑)に灰皿を設置することを禁止してほしいです。タバコの煙は無風でも7メートル四方へ広がります。受動喫煙により乳児や妊婦さんや喘息の方にとっては命に関わるケースもあるのでその危機感をもっと喫煙者に伝えてほしいです。今より厳しい条例をどうかお願いします！	コンビニなどの店舗等については、健康増進法の規定により、周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがないように、灰皿の設置場所に関する配慮義務等が課されています。店舗等において望まない受動喫煙が生じている旨の通報等があった場合には、同法の規定に基づき灰皿の移動等の必要な措置を行うよう指導等が可能なことから、現在のところ新たな条例制定の予定はありませんが、引き続き望まない受動喫煙の防止に取り組んでまいります。(担当:健康まちづくり室) 本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きタバコを禁止しております。 また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域(阪急南千里駅周辺など市内9か所)を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 歩きタバコや路上喫煙の相談は多々いただいております。当室の職員で都度現場確認を行い、啓発看板の設置や違反者に対し指導を行っております。御指摘の南千里駅周辺につきましては、不定期とはなりますが継続的に巡回してまいります。(担当:環境政策室) 吹田市内の公園におきましては、たき火や指定された場所以外での火気の使用は禁止しておりますが、火気全般を禁止しているわけではありません。しかしながら、健康増進法により受動喫煙を防止する必要があることから、タバコのポイ捨ても含めまして、必要に応じて啓発看板の設置を行ってまいります。(担当:公園みどり室)	健康まちづくり室、環境政策室、公園みどり室	R5.1.4	R5.1.18

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
378	真夜中にゴミを出す人が多すぎる。しかも25時過ぎとかに。	<p>コロナになってから人と会いたくないのが真夜中にゴミを出す人が増えました。住んでいる吹田藤白台3棟も同様で、コロナ前は22時にもなればほぼ誰にも会うことがなかったのが最近では23時や24時に出すとほぼ誰かに会い、今では日が変わった25時過ぎに出しても人に会うことも多いです。</p> <p>みんな誰にも会わない時間を模索し始め、今では26時過ぎに出しています。人に会いたくないから深夜に出してのにこれでは意味がないです。</p> <p>昨日なんて25時過ぎに事前にゴミステーションが開いていないことを確認し、周辺通路に人がいないことを確認してエレベーターを降りたのに、あとから40代くらいのおじさんが4階から降りてきてゴミ出しを終えるとエレベーターから出てきました。しかもゴミ袋3つも抱えて。</p> <p>会いたくないなら私が降りた時点でエレベーター呼ぶボタン押してた=今行くと会うのはわかってたんだから、時間ずらせっつーの。</p> <p>深夜にゴミ出しをする人が減るように対策をお願いします。</p> <p>あと自治会の回覧にも回して、掲示板で周知、議題にも上げてください。</p> <p>本当に人に会いたくない。特に夜はパジャマでいるのでみんな会いたくないと思います。みっともない恰好を人に見られた上にコロナ感染リスクですからね。</p>	<p>お問い合わせの件につきまして、集合住宅の場合は入居者の皆様がごみの排出できる時間を定め、該当時間以外は施設ごみ置場の出入りを制限しているところもあれば、24時間常時開放し入居者の皆様がいつでもごみを排出できるようにしているところなど、管理組合や自治会、管理会社により定められているルールや取り決めは様々かと存じます。</p> <p>吹田市では、収集日当日の朝8時までに排出していただくよう啓発をしています。各集合住宅が取り決めているごみの排出時間等のルールは、それぞれの集合住宅の管理者及び入居者によるものになっており、お住いの集合住宅における入居者のごみの排出時間や管理運用については、自治会や入居者の皆様で御相談いただき、御検討いただきますようよろしくお願いたします。</p> <p>(担当: 事業課)</p> <p>自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできません。</p> <p>議題に挙げ、回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。</p> <p>(担当: 市民自治推進室)</p>	市民自治推進室、事業課	R5.1.10	R5.1.18
379	保育園の待機児童について	<p>2児の母です。</p> <p>第1子の頃より保育園を複数申し込んだにも関わらず待機児童でした。娘が1歳8ヶ月の頃 第2子妊娠による加点で小規模保育に入園することが出来ましたが、3歳からの保育園が見つかりません。</p> <p>第2子も早い段階から申し込んでいますが、一子の3歳からの保育園が見つからない状態で2子が入園出来ると育児が終わってしまうシガラミから同じ園で申し込んでいます。</p> <p>私たち夫婦は正社員フルタイム共働きです。</p> <p>残業が多い職場ですが定時での就労証明書しか出して貰えず点数が低いです。</p> <p>私が長い間復職出来ないため金銭的に余裕が無くパートナーは残業時間が増えワンオペ状態。</p> <p>私も職場に居場所が無くなり、子供と向き合うことで精神的にも金銭的にも限界です。</p> <p>しかし吹田市は「待機児童0」をうたっています。どのようにお考えでしょうか。</p> <p>3歳児待機児童の存在を知っていますか？</p>	<p>ご希望の施設利用が叶わず、ご負担をお掛けしております。</p> <p>保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、保育所等の整備などを計画的に進めています。本市では平成28年度以降、施設創設や幼稚園の認定こども園移行などにより新たに2,400人分超の保育枠を確保したことで、令和4年度には待機児童の解消に至りました。</p> <p>定員割れの施設がある一方、待機児童数から除かれます「転園を希望する世帯」や「保護者が育児休暇を取得して保育される世帯」などの児童が一定数いらっしゃることも存じております。様々なご事情があるため、全てのご希望に沿う保育枠確保は困難と考えておりますが、引き続き市内の動向を注視し、必要な確保方策を検討してまいります。</p> <p>ご理解の程よろしくお願いたします。</p>	保育幼稚園室	R5.1.10	R5.1.23
380	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>1月7日17時15分頃、北千里駅のピアノ池に並行する市道の公社4棟付近で上は黒いジャケット、下はジーパンの若い男が歩きタバコをしていた(おそらくアイコス)。</p> <p>年明けからとんでもない事案の発生だ。</p> <p>ほとんど吸う者はいなくなったがゼロになっていない以上、まだまだ歩きタバコ禁止の啓発が足りていない。</p> <p>市役所の車がこの付近は重点的に巡回したらどうかと思う。</p> <p>そして拡声器で歩きタバコ禁止を訴えると良いと思う。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.1.10	R5.1.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
381	北千里駅周辺での歩きタバコについて	1月6日、イオン北千里店の前にタバコの吸い殻が2つ落ちていた。これは歩きタバコ(違法喫煙)が行われた明白な証拠である。イオンとも連携し、歩きタバコを撲滅してください。そもそもこの区域は路上喫煙自体が禁止である。	御連絡をいただきありがとうございます。御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.1.10	R5.1.24
382	北千里駅周辺での歩きタバコについて	1月8日の清掃活動の報告です。まず、駅前宝くじ売り場裏、オアシスの下の100均の前の府道119号近くの自転車置き場の横のスペースにタバコの吸い殻が多すぎる。あとロータリー右側はいつ見ても吸い殻が10個以上落ちている。アルカ前を右折したところの中央分離帯もいつもゴミが多い。最近ではマシだが本来ここは車の往来が他に比べて多く、また多車線で危険なので掃除しないことになっているが、あまりにひどいので掃除している。ペットボトルや化粧品のパック、レシートなどがポイ捨てされている。箕面市の国道423号のように道路に監視カメラでもつけたらどうか。監視中の看板も立てて。さすがに吹田なら予算あるでしょう。引き続き吸わせない、ポイ捨てさせない対策をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.1.10	R5.1.24

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
383	岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(5)	<p>(1)11/21(月)の質疑は11/16(水)の市長の回答に対する質疑にもかかわらず、12/5(月)の回答を土木部総務交通室が回答したとのことです。そもそも、11/16(水)の回答は、私が市長より回答頂こうお願いしたものであり、市長名の鏡を付けて回答されていたので市長が回答して下さったと思っておりますが、市長が回答したという認識で間違いないですか？(万が一無いとは思いますが、市長名の鏡を付けて市長が回答したかのように装い、だましたということはないですよね。)</p> <p>(2)11/16(水)の市長の回答に対する11/21(月)の質疑に対して、12/5(月)の回答を土木部総務交通室が回答したとのことです。市長の回答に対する質疑ですから、市長に報告されていて、その内容を市長は把握されているということでしょうか？ また、今回の質疑および回答も、市長に報告され、その内容を市長は把握されているということでしょうか？</p> <p>(3)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、可能な限り200mに近い場所が周辺環境や事情等を考慮したうえで、2km離れた駐車場でもOKですか？</p> <p>(4)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、可能な限り200mに近い場所が周辺環境や事情等を考慮したうえで、10km離れた駐車場でもOKですか？<(3)(4)は前回と同様の質問ですが、前回も記載させて頂きましたが、OKかどうか回答して頂き、OKでなければその理由を回答してください。></p> <p>(5)200m以内という上限値を設けていながら、「原則」を付けることで上限値を撤廃して好き勝手に運用していることを問題視しており、市は好き勝手に運用していないことを明確に示して頂きたいです。200mと定めただけには意味があり、200m以内なら駐車場に通える距離つまり車有者が駐車場を借りようと思う距離だからだと思います。「200m」の意味を市が示せただうえで、初めて「原則」の運用ができると思います。200mの意味の解釈なくして原則の運用はないです。原則で好き勝手に運用できるなら200mと定めた数字に何の意味も持たないです。前回・前々回と同じ質問ですが、市は300mとか2kmとかでなく「200m」という数字を記載している意味を、市民に分かりやすく具体的に教えて貰えますか？</p> <p>(6)「原則200m」と記載することで、特別な事情がある場合に例外的に対応するようにしています。」との市の回答です。今回の事業については、構想段階から駐車場が不足することを市民から指摘していましたが、構想段階なので正式に決まった計画ではないとの開発室の説明でした。駐車場を200m以内に確保できないことが判っていて、かつ正式な計画でないなら、事業地内に駐車場を確保する計画に見直しは済んだ問題です。市はそのような指導することなく許可した、「例外的に対応しなければならぬ特別な事情」とは何なのか教えてください。(回答には、少なくとも今回何が「例外的」だったのか、何が「特別な事情」だったのかの2点に触れた回答をください)</p>	<p>(1)について 11月16日付の市長名による回答につきましては、吹田市文書管理規程第28条第1項により、「発出文書は、市長又はその他の機関の長の名で発するものとする。ただし、内容によりこれによることが適当でないもの又は通知、事務連絡等で軽易なものについては、副市長、部長、課長等の名で発することができる。」と規定されていることから、市長の名で発したものです。 なお、地方自治法第158条第1項及び吹田市事務分掌条例の規定により、市長の権限に属する事務を各部に分掌させていることから、当該回答におきましては、吹田市としての回答に相違ありません。 (担当:市民総務室)</p> <p>(2)について これまでの「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(1)~(4)」内で回答した開発事業に伴う駐車施設に係る協議につきましては、市長より業務権限を委譲されていることから、土木部総務交通室が回答しております。なお、他室課には本件について指導権限はございません。 (担当:総務交通室)</p> <p>(3)及び(4)について 事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (担当:総務交通室)</p> <p>(5)について 基本的に200m以内での駐車場確保を求めています。「原則200m」と記載することで、特別な事情がある場合に例外的に対応するようにしております。 (担当:総務交通室)</p> <p>(6)について 事業者の「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々から駐車場を残しておきたい」という意向(特別な事情)を尊重し、例外的に区域外駐車場を事業区域から700m離れた駐車場で許可したものです。 (担当:総務交通室)</p>	市民総務室、総務交通室	R5.1.16	R5.1.25
384	まちなかりビング北千里に関する意見	<p>施設に導入されている高機能建材(サッシ等)の紹介をお願いします。 市民の啓発(高断熱は省エネ、防音は騒音低減に寄与する等)をして下さい。 施設を利用する市民が、今後のリフォーム等で高機能建材を意識して選択できるように、張り紙やポスター等で周知を図って下さい。 また、小中学校の遠足で、施設の見学をさせて頂きたいです。</p>	<p>設備の紹介について まちなかりビング北千里においては、断熱材やガラス等に高機能建材を使用しています。市民の方への施設の機能等の周知・啓発につきましては、管理運営を行っております指定管理者とともに、ホームページやSNSなどを活用しながら検討してまいります。 (担当:まなびの支援課)</p> <p>小中学校の遠足での検討について 今後、施設の情報収集に努め、社会見学等、児童生徒が学ぶ場としての利用を検討して参ります。 (担当:学校教育室)</p>	学校教育室、まなびの支援課	R5.1.12	R5.1.26

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
385	吹田駅北口喫煙所について	吹田駅北口の喫煙所が工事中のようですが、仮喫煙所の場所が地下道入口付近に設置されています。多くの子どもが前を通るので、副流煙が非常に気になります。非喫煙者に影響のない別の場所へ移動させてください。	令和5年度より供用開始予定で現在工事を実施しているJR吹田駅北口卒煙支援ブース(密閉型喫煙所)につきましては、環境美化や煙の臭いや副流煙による受動喫煙を防止することに加え、喫煙所内において喫煙者に直接たばこの健康への悪影響等を伝えるなど、喫煙者への禁煙促進を行う、禁煙を促す施設として設置し、喫煙率を減らすことを目的としており、「スモークフリーシティすいた」を実現するうえでの段階的な手段の一つであると認識しております。 JR吹田駅北口は、従来よりポイ捨てや無秩序な喫煙に対する苦情、相談が多い地域であり、工事期間中3月末までの間も、環境美化の観点から喫煙所が必要と考え、一定の措置を講じたうえで設置しましたが、本件以外にも苦情、ご意見を多数いただいておりますことから、撤去することと致します。	環境政策室	R5.1.16	R5.1.27
386	吹田駅の自転車地下道について	吹田駅にある自転車用の地下道ですが、お年寄りや幼児を乗せた自転車が度々登りきれずに止まっているのを見かけます。特に幼児を乗せている場合は転倒すると非常に危険です。 電動スロープよりも、お年寄り子どもも乗せ自転車も利用できるエレベーターの設置が望まれます。是非ご検討願います。	貴重なご意見ありがとうございます。 JR吹田駅にある自転車用の地下道については、自転車用のコンベアを設置して欲しいというたくさんの要望や署名を受けて、令和2年度に地下道に整備した経緯がございます。 現在のところ、自転車用のコンベアに加えて、お年寄り子どもも乗せ自転車も利用できるエレベーターの設置は難しいと考えております。今後、地下道の改修等が必要となった場合は、併せて検討させていただきます。	道路室	R5.1.16	R5.1.30

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
387	<p>続・吹田市は大阪・関西万博2025への応援・支援・市民への開催機運の醸成の姿が見えません。</p>	<p>7月3日に投稿してから8ヶ月が経過しました。全国紙の新聞でも昨年秋頃から万博記事の掲載頻度が多くなり、吹田市周辺の他市では、早くから大阪・関西万博の応援で市民への機運醸成をされておりました。また吹田市内の商店街では大きなポスターを掲示されています。吹田市は目に見えな形での市民への機運醸成の姿が見えません。⇒添付画像-1、2</p> <p>新聞記事</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本初の大阪万博が1970年に開催され、吹田市は、万博公園や太陽の塔の恩恵を受け万博公園では色々なイベント開催も、また吹田市民もこの50年余りに多くの方が入園、加えて全国・世界に吹田市の名前を知らせてくれました。 7月4日に執筆した市長さま宛の回答は「万博推進局をはじめとする関係団体と連携のうえ、1970年に開催された大阪万博の会場であった本市の特性を生かした魅力発信の取組を検討して参ります」ですが、今は思返しをする立場と考え、市職員および市民に機運醸成を遂げやうと主体的な行動を要望。 【大阪府】HP「ToC」裏に「EXPO2025のロゴ」太陽の塔の画像が表示。⇒添付画像参照-3 2022年11月。2025年大阪・関西万博に向けて、「めざそう」「10歳若返り」展等2022 in イオンモール「3」から開催。 2022年12月。2025年大阪・関西万博の機運醸成の一環として、公式ロゴマーク及び公式キャラクターを活用したデザインマンホールふたを制作し、12月より大阪市内の歩道等に設置。 【豊中市】車からHPの各サイトの下段に「EXPO2025のロゴ」が表示で応援されています。⇒添付画像-4 2022年10月。「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録。⇒添付画像-5 府立桜塚高等学校経営本部は、大阪・関西万博をPRするためのオリジナルソングを演奏し、盆踊りにも参加、万博を日本だけでなく、世界にアピールしておられます。 【池田市】2021年6月。市役所前に「2025大阪・関西万博」の開催を応援する特大規模の看板設置。⇒添付画像-6 2022年8月。「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録。⇒添付画像-7 2022年7月。「2025大阪・関西万博」開幕1000日前にあわせて「大阪府商店街街魅力発見サイト」開設。⇒添付画像-8 2022年11月。「2025大阪・関西万博」開幕を応援え、「商店街店舗魅力向上支援事業」を実施。 【箕面市】2022年11月。「ミヤコミヤ」のナンバープレートの交付の報道発表後市民への機運醸成。⇒添付画像-9 2021年9月8日。自治体では全国を回り、大阪・関西万博「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録を報道発表。⇒添付画像-10 ※募集開始は2020年10月から。府下では、高槻市、堺市、藤井寺市、門真市、茨木市、河内長野市、大坂市、富田林市、寝屋川市、豊中市、八尾市、松原市、岸和田市、阪南市、泉大津市、関西大学「他、大阪モレール」多くの企業」が登録。 【茨木市】2022年11月。大阪・関西万博を盛り上げるため、大阪モレール(ラッピング列車)のボスターは車内および市内公共施設にも掲出。⇒添付画像-11 2022年12月。関西大学「大阪府と市民の共生」をテーマに「2025大阪・関西万博に向けて地域社会と健康を考える」⇒添付画像-12 【摂津市】2021年2月。第三中学校の2年生が、2025年日本国際博覧会主催のジュニアEXPO2025に参加し、SDGsの取組みについて、発表。 2020年10月。国際博覧会担当大臣が北大阪健康医療都市の視察に来られた時に、後藤吹田市長と同行されています。⇒添付画像-13⇒この内容を吹田市はHPに掲載されたのかと疑問が…。 また摂津市では、機運のコンセプトを2025年大阪・関西万博のメインテーマとも合致し、健康長寿の取組を世界に発信していくように。⇒吹田市は、機運の位置づけを2025年大阪・関西万博と関連付けをされたいかと思えます。 吹田市の商店街の店頭には、EXPO2025のロゴ入りの大きなポスターが何店か掲示されており、市に先行して張り上げられています。⇒添付画像-14、15、16 【関連情報】 1)吹田市の第4次総合計画のワークショップ時には、1970年万博時のコンパニオンのファッションショーもされました。⇒添付画像-17 2)2019年。吹田市青年会議所主催のイベント「吹田未来万博」には、後藤吹田市長様が冒頭に挨拶をされています。⇒添付画像-18 3)メインアターの1階入り口の壁面に1970年万博時のカナダ館の彫刻がカナダ政府から吹田市に譲渡されたものが掲示されていますが、経年による汚れが有り一度きれいにしたいと考えています。⇒添付画像-19 2025年の万博にも、ももかたの彫刻を記憶された時に、丁寧に扱われていたと喜ばれたいと思います。 4)1970年大阪万博時に吹田市が市民用に作成したポケットガイドブック。⇒添付画像-20 Q1: 後藤 市長さまへ、上記の現状を踏まえて、吹田市の今後の方向性、内容、時期について教えて下さい。 Q2: 吹田市議会は、吹田市に対してどのようなアクションをされたのでしょうか。 Q3: 吹田市は、大阪・関西万博「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録されていますでしょうか？ ※私は1970年の大阪万博時には16回行っており、吹田市の現状にもどかしさを抱えており、宜しくお願い致します。 ※写真については、公表しておりません。 	<p>Q1)について</p> <p>本市においては、公用車への2025大阪・関西万博PRステッカーやマグネットを活用した広報活動のほか、市内公共施設でのポスターの掲出、大阪モレールの「EXPO TRAIN 2025大阪モノレール号」での中吊り広告の掲出などを行っております。</p> <p>また、「OSAKA FLOWER CARPET2022」をはじめとする吹田市を開催地とした機運醸成イベントについて開催に関する協力・後援等を行っております。</p> <p>さらに、エキスポシティにございます吹田市情報発信プラザ「Inforestすいた」では、70年万博の地吹田ならではの機運醸成の一つとして、壁面アートのモデルに70年万博に関連する市民を描くことを本年3月末頃に予定しています。</p> <p>今後も、大阪府・大阪市万博推進局や万博記念公園マネジメント・パートナー等といった関係者と連携協力し、2025大阪・関西万博の機運醸成を契機とした魅力発信を実施してまいります。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>Q2)について</p> <p>吹田市議会では、本会議や委員会において、複数の議員が大阪・関西万博2025に関する取組について、市長や担当の部長などに質問等を行っております。</p> <p>質問及び答弁の詳細につきましては、吹田市議会のホームページより、会議録の検索・閲覧ができますので、御参照ください。</p> <p>(担当:議会事務局)</p> <p>Q3)について</p> <p>本市では、共創パートナーへの登録は行っていません。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p>	<p>シティプロモーション推進室、議会事務局</p>	<p>R5.1.16</p>	<p>R5.1.30</p>
388	<p>公園での喫煙について</p>	<p>今日14時すぎから幼稚園終わりに園のお友達とゆりのき公園で遊んでいると、遊具に近いベンチに後から来た自転車の若い男性がタバコを吸い出し、近くには園児たち10人ほど十園児の下の兄妹とさらに近所のちいさいお子さんが数人いてほとんどの親子が受動喫煙したと思います。</p> <p>我が子に受動喫煙させたくなくて早めに切り上げ帰る準備をしましたが、遊具側から段差を降りて広場の方へ離れてもタバコ臭くて迷惑でした。</p> <p>引っ越して来て以降、吸い殻がちらほら公園内に落ちていて芝生や葉っぱも乾燥しているのでこの時期特に危ないなと感じていましたが、この時間帯のしかもわざわざ子供たちが多い場所での喫煙者を吹田市では初めて見たので驚きました…。今すぐに公園内を禁煙にはできないとしても、受動喫煙を防ぐ義務が喫煙者にはあるので最低限の注意喚起の掲示はして頂けませんか？園児だけでなく小学生も多く利用する公園です。どうかよろしくお願い致します！</p>	<p>ゆりのき公園の状況確認を行いまして、喫煙に関する注意看板の設置を検討してまいります。</p>	<p>公園みどり室</p>	<p>R5.1.18</p>	<p>R5.1.30</p>

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
389	YouTubeについて	私は聴覚障害者です。 YouTubeで市政情報発信するようになって、楽しく拝見しています。今まで「お元気ですか市民のみなさん」と言うテレビ番組がなくなってから、手話による案内も無くなり、寂しい限りです。 そんな中、YouTubeが出てきていつでもどこでも見られると言うようになって、私でも見られるようになって嬉しいですが、字幕付けがないのが多く、聴覚障害者に対する配慮が統一されていません。この格差をなくして欲しくて、メールしました。ご検討くださいますようお願いいたします。	吹田市公式YouTubeチャンネルをご覧いただき、ありがとうございます。 吹田市で発信している動画に関しては、各事業の担当室課が映像を制作しているところですが、手話や字幕付け等の対応が行き届いていないということで、ご不便をおかけして申し訳ございません。 ナレーションの含まれていない映像には、その旨が分かるようYouTube概要欄に補足を入れ、ナレーションがある動画については可能な限りテロップや字幕を入れて、映像のみでも内容が伝わる形にするよう、映像制作を行う各部署へ周知いたします。字幕やテロップを入れることが難しい動画については、YouTubeの字幕表示機能が使えるように設定し、概要欄に案内を入れるようにいたします。 今後も、聴覚障害のある方へしっかり内容の伝わる映像広報の発信に努めて参りますので、よろしくお願いたします。	広報課	R5.1.19	R5.1.30
390	HPVワクチンの男子への接種助成について	現在、吹田市においても女子には助成がありますが男子にはありません。東京都中野区ではR5.8月より男子にも助成が開始されます。男子の接種は任意になる為、全額自己負担になるため経済的負担が伴います。吹田市でも中野区と同様、HPVへの感染予防を女性にだけでなく男性にもアプローチしてほしいです。	貴重な御意見をありがとうございます。 本市の予防接種につきましては、原則として国の法律に基づいた定期の予防接種を実施することとしており、定期接種の対象外となる男性への子宮頸がんワクチンの接種について、補助の対象とすることは考えておりません。 今後、国が子宮頸がんワクチンの男性への接種を定期予防接種の対象とする場合は本市においても、実施致します。	地域保健課	R5.1.25	R5.1.30
391	1970年万博後に各国から吹田市に寄贈された73点の保管、保存、利活用状況を教えてください。	吹田市で開催された万国博覧会を永久に記念するために、外国館のうち、イギリス、カナダ、ニュージーランド、インドなど10か国から73点の展示品の寄贈を受けました。 約50年あまり経つ2025年に、日本の大阪で二度目の万国博覧会が開催されることは、不思議な縁を感じます。 EXPO70が吹田市で“人類の進歩と調和”をテーマに開催された事を、当時見学に行かれた年代の方々にも思い起こしていただき、そして当時開催された万国博覧会を知らない世代や後世に伝えていく事が、万博公園や太陽の塔が有る吹田市の役目だと考えます。 Q1; 当時、各国から寄贈を受けた展示品の保管、保存、利活用状況を教えてください。 Q2; 後藤 圭二市長さまへ。EXPO2025の参加で来日される国の中で「1970年万博の地を訪ねたい…」と吹田市に申し出があった時は、どのような対応をされるのでしょうか？。もし上記の国の方との対応の中で寄贈品について話題になった時、吹田市の寄贈後の対応に感動された場合は日本および吹田市のイメージアップになります。	Q1について 中央図書館には、ニュージーランドから寄贈を受けた2点を移設しております。 図書館1階フロアには、ロイ・コワン作の壁画彫刻「太平洋」、屋外にW・R・アレン作のステンレスレリーフを展示しており、市民の方に自由に御覧いただいております。 (担当: 中央図書館) 当時、各国から寄贈を受けた展示品の保管、保存、利活用状況について、寄贈品のうち7点(人形6点、笠1点(寄贈国不明))を吹田市立博物館の常設展示室にて、当時の市報すいたの記事等と併せて展示しています。 (担当: 文化財保護課) Q2について 具体的な対応方法等については検討しておりませんが、海外から視察に来られた際等の対応(懇談・市内の案内など)と同様の対応となると存じます。 また、70年万博当時に寄贈された展示品等については、その保存・利活用状況などを踏まえ、2025大阪・関西万博にむけてどのような利活用ができるのか等、研究してまいります。 (担当: シティプロモーション推進室)	シティプロモーション推進室、中央図書館、文化財保護課	R5.1.18	R5.2.1

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
392	ヤングケアラーのポスターについて	<p>障害福祉室近郊の出入りに貼ってありますが、あれは貼らない方がいいのでは？私は2021年入院し退院後の生活について市役所にご相談させていただきしたところ「お子さん おいくつですか？高校生？だったら出来るじゃないい ご主人もお元気なんですよ？ご家族に頑張ってもらいましょう！！」って平気で言われましたよ。ヤングケアラーは国の方針です。障害者は家族と同居するとサービスが受けられないため生活保護を受けて家族と別居しサービスを受けると言うことを自立生活センターがしている事も知らないのですか？</p> <p>常々思っていますが、そんなんだから役人は…って言われるんですよ。何にも知らず座ってたら給与も貰えてクビにもならないか知りませんが、あの様なポスターを貼るのは吹田市は違います。</p> <p>私は家族に頑張ってもらいましょうって言われましたから。その辺はどの様を考えてやってるのか疑問です。</p> <p>あと、市長も恥ずかしげもなく 正月にお子さんとバラエティーか何かに出て、そんな事より市政を真面目に行ってください。我が家の高校生が呆れていましたよ。ジャルジャルが何もせんと…って。</p> <p>吹田は年々悪くなってると思います。</p>	<p>障がい福祉サービスの利用について</p> <p>障がい福祉サービスの利用につきましては、本人の心身状況や支援の必要度、支援者の有無等を勘案して、必要なサービスの決定を行います。</p> <p>居宅介護支援につきましては、本人に必要な範囲についてサービス提供するものであり、御家族に対する支援は実施しないことから、御家族の状況を確認し障がい福祉サービスの利用について御案内しております。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p> <p>ヤングケアラーのポスター掲示について</p> <p>ヤングケアラーについては、厚生労働省が令和4年度(2022年度)から3年間を認知度向上のための集中取組期間としており、本市でも広く周知することを目的として、ヤングケアラーのポスターを市役所本庁舎の定められた場所及び市内の各施設に掲示しております。</p> <p>(担当:家庭児童相談室)</p>	家庭児童相談室、障がい福祉室	R5.1.20	R5.2.1
393	申請書等の証明書印欄の削除	<p>申請書等の押印について見直しを行いました https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.htmlとありますが、申請書の証明書欄における「印」の記載削除を希望します。印の記載があることにより、市民が印を必須であると誤認し、押印がない場合、証明書発行機関と無駄なやり取りをしてしまう可能性があります。詳細は、障がい福祉室とのやりとりをご確認ください。</p> <p>以下の対応を希望します。</p> <p>1、行政経営部 企画財政室における全庁的な調査および回答 本意見が妥当な場合、全庁的な調査及び公表をお願いします。「印」の記載を継続することが妥当な場合、その根拠をご教示ください。いち個人としてホームページ上に公表されているすべての申請書の不備を確認する時間は確保できません。</p> <p>2、障がい福祉室の対応経緯及び今後の方針の回答 本件について、障がい福祉室へ連絡をしてから1か月以上放置されており、再送してから1週間以上返信がありません。なぜ、対応が遅いのか、なぜ、回答がないのか、ご教示ください。</p>	<p>1について</p> <p>申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。手続の見直しにより押印を不要とした場合、申請書等の様式を変更することが原則と考えております。</p> <p>市民の皆様に分かりやすいものとなりますよう、ホームページに掲載している申請書等のうち、押印を不要とするなどの見直しを行った申請書等につきましては、見直し内容が様式に反映されているか、担当所管において確認を行うよう全庁的に周知徹底いたします。</p> <p>(担当:企画財政室)</p> <p>2について</p> <p>回答が遅くなり深くお詫び申し上げます。</p> <p>回答が遅れた経緯につきましては、12月19日に頂きましたメール内容は市政に対する御指摘と受けとめ、回答の必要性について担当職員が認識していなかったため、遅延してしまったものでございます。大変申し訳ございませんでした。その職員には市民からの問い合わせには真摯に対応するよう指導致しました。御指摘頂いた医療機関の罹患証明欄の「印」を削除し、ホームページの様式も修正を行い掲載しております。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p>	企画財政室、障がい福祉室	R5.1.26	R5.2.3

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
394	保育園入園について	<p>令和5年度の保育園入園に関してです。 判断の元にする点数である勤続年数ですが、私は派遣社員として3年以上勤めています。 本来であれば勤続年数3年で+1点の加点があると思いますが、「派遣社員」ということで、加点が付かないと判断されました。 同一勤務先(派遣先)で3年以上働けば加点がつく。と言われましたが、派遣というのは派遣法3年ルールというものがあり、「同一の事業所の同一の部署において、同じ派遣社員の派遣を受けることは、原則として最大3年までとする」というルールがあります。 そのため、派遣社員が同一勤務先(派遣先)で3年以上勤務し、加点を貰うことは不可能です。 私が雇われているのは派遣元です。 派遣元の会社に所属し、派遣元の会社からお給料をもらい、派遣元の会社で育児休業をとっています。 それなのに派遣先の勤続年数で判断され、加点がなされないというのは不公平雇用形態に差別をつけ、保育園に入らず、育児休暇が終われば派遣元との契約も終了し、「無職」になります。 早急に改善し、派遣社員等で差別せず判断して頂き、基準を見直すこと、再度加点される家庭を確認し、加点されることを強く求めます。</p>	<p>働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。 一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。 利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準は変更ございません。今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.1.31	R5.2.6
395	千里中央駅前喫煙所閉鎖のお願い	<p>千里中央駅前の喫煙所を閉鎖願います。 副流煙で市民や歩行者が非常に困っています。受動喫煙で健康被害も受けています。 パン屋のがみのすぐ近くにある喫煙所です。人が多い場所に喫煙所など不要です。感染も助長します。 喫煙所があってもあるきタバコも吸殻ポイ捨ても減りません。市内路上全面禁煙にしてください。よろしく願い申し上げます。</p>	<p>本件は、豊中市に係る事案ですので、豊中市へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.2.6	R5.2.6
396	市営住宅の件です	<p>市営住宅のことで教えていただきたいのですが、吹田市の市営住宅の募集は定期的にあるのでしょうか？(毎月、または奇数月等、決まっていますでしょうか？)</p>	<p>市営住宅は年2回、6月と12月(各月とも概ね1日～15日)に入居者の募集を行っています。 募集の際は、市報でお知らせしたうえで、市役所、各出張所、各サービスコーナーに募集案内書類を設置いたします。 また、募集期間中は吹田市営住宅管理センターのサイトからの電子申請も可能です。(URL: https://suita-shiei.com) その他不明な点がありましたら、吹田市営住宅管理センター(TEL:06-6170-9926)までお問合せください。</p>	住宅政策室	R5.2.6	R5.2.7
397	市民の声を削除	<p>市民の声(匿名でない)公表を希望して公表された意見や要望を、市役所側がそれを送った本人に確認することなく削除することはありますか？ もしあるなら、その決まりを教えてください。</p>	<p>お問合せいただいた件につきまして、吹田市民の声の公表に関する基準に基づき、回答を作成した担当室課が公表について決定しており、公表後に担当室課の決定に変更が生じた場合は、申出人に確認することなく非公表として削除することはございます。</p>	市民総務室	R5.1.25	R5.2.8

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
398	道路に紙切れ散乱	<p>裁断機にかけた小さい紙切れが散乱しています。 場所は、岸部北5丁目、ぎんなん通りの両側の歩道沿い全域です。9-4の住宅へ入る細い道にも散乱しています。 たぶん9日、木曜日の可燃ごみ回収時に回収車から散乱したものと思います。以前から44番の七尾マンションのごみ集積場前でときどき散乱します。今回は5丁目全体に広がっています。 回収車に注意してください。 ゴミをだす住民に対しても、袋から出ないように注意を促してください。『市報すいた』で広報する必要がありませんか。</p>	<p>ご指摘いただきました件につきまして、該当地区の収集委託業者へはシュレッダーごみの収集時は飛散しないよう注意して収集するように指導いたしました。 また、七尾マンションのごみについては管理会社へシュレッダーごみの排出方法を指導し、入居者に対し周知していただくようお願いいたしました。 市民の皆様への周知方法につきましては、ご指摘いただいた「市報すいた」も含め今後検討してまいります。</p>	事業課	R5.2.3	R5.2.10
399	北公園 犬のノーリードについて	<p>北公園での犬のノーリード！最近一段とひどくなりまるで無料ドッグランです。飼い主のマナーの問題ですので役所に言うのは違う気もしますが、特に夕方！うちの子は他人に迷惑かけないから！ではありません、こんな方々がいる限り犬飼いはマナー悪いとレッテルをはられるほうのみにもなっていたいただきたいのですが… 咬まれた！ノーリード犬に！な話をここ2ヶ月で3度聞いてます。北公園！犬散歩禁止でいいと思いますよ。対処は看板のみで、ノーリード飼い主が鼻で笑っているのみのお飾りにすぎません なんとかしてください！！</p>	<p>令和5年2月9日(木)の17時頃から18時頃に、吹田警察生活安全課の刑事2名と共に千里北公園を巡回し、犬の散歩者に散歩マナーの啓発を行いました。この巡回で、、ノーリード状態の犬と散歩していた方に、口頭指導を行いました。その他複数名の散歩者に聞き取りをしたところ、散歩者は16時に多いとの情報を得ました。 相談者に上記のことを報告し、再度巡回を行うことを伝えました。 (後日、再度巡回し、ノーリード状態の犬と散歩していた方に文書指導を行い、他の方々に啓発パンフレットを配布しました。)</p>	衛生管理課	R5.2.6	R5.2.10

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
400	「インフルエンザが3年ぶりの流行」の報道があり、吹田市は市民・関連事業所への注意喚起の周知が必要。	<p>厚労省は昨年12月28日に「インフルエンザが流行期に入った」と発表。大阪府は1月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき市町村に要請。2月2日のメディアは「本格的なインフル流行に警鐘が」「入院患者(第3週)のうち、9歳以下の子供たちが5割、60歳以上の高齢者が3割を占める」…の報道。</p> <p>吹田市では小中学校での6つの学級閉鎖。⇒速やかに市民ならびに保育園・幼稚園・学校・高齢者施設などへの情報提供、注意喚起が必要。</p> <p>【NAT'Sの状況】</p> <p>【西宮市】:第4週(1月23日～1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が13.21となり、“注意報レベル”となりました。(注意報の目安となる値は10)</p> <p>【尼崎市】:感染症発生動向調査における第4週(1月23日～1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が32.27となり、警報の目安となる30を超えたことから、令和5年2月1日、“インフルエンザ警報”を発令。</p> <p>【豊中市】:令和5年1月23日～1月29日におけるインフルエンザの定点あたりの報告数(※)は21.31で、“注意報レベル”“注意報レベル”(定点あたりの報告数10.00)を超えました。</p> <p>⇒添付画像参照 *豊中市は、HPに感染者の推移グラフ(令和元年度-対比)を早くから掲出されています。</p> <p>【吹田市】:大阪府下では、警報レベル(定点あたりの報告数30.00)を超えている地域がある…の情報が有りますが、豊中市に隣接する吹田市のHPではインフルエンザの感染情報が有りません。</p> <p>⇒吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」を2008年にされており、宣言の名に恥じないような取組を願います。</p> <p>Q1:吹田市では、インフルエンザ感染症に対する、条例・行動基準は有りますか?。有れば、その内容に則った発信を要望。</p> <p>Q2:吹田市のインフルエンザ定点当たりの報告対象の機関数および報告数(令和5年1月23日～1月29日)を教えてください。</p> <p>Q3:学校伝染病にかかった時のルールについて、吹田市HPの“学校等の保健管理等”のサイトには、コロナについての記載は有りますが、インフルエンザについての記載は有りません。学級閉鎖などについてのルールは有りますか?。</p> <p>※マスク着用について、報道では「インフルエンザの主な感染経路は接触・飛沫感染のため着用によって感染を防ぐ効果がある」との事ですが、一方でコロナ対応では政府は「今後マスク着用を個人の判断にゆだねることを基本」?…の発言もあり、吹田市のコロナ対応のマスク着用については、インフルエンザとの整合性を考えた発信をお願いします。</p> <p>※吹田市の広報、危機管理室に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>Q1について 当市ではインフルエンザ感染症に対する条例及び行動基準はありません。インフルエンザ感染症に関しては、ホームページで注意喚起を行います。 (担当:地域保健課)</p> <p>Q2について 当保健所管内のインフルエンザ定点の報告医療機関数は13機関で、令和5年1月23日から1月29日(2023年第4週)の報告数は114件でした。 (担当:地域保健課)</p> <p>Q3について インフルエンザの学級閉鎖の基準については、「当該学級においてインフルエンザ様症状を呈する者が15%以上発生していること」としており、学校長が学校医と相談の上、決定しています。学年閉鎖については、学級閉鎖が同日に同一学年内で複数学級発生し、当該学年で半数以上にまたがっている場合、必要に応じ学校長、学校医、教育委員会で協議を行い決定しています。休業期間は基準を満たした日を起点とし、4日間としています。学級閉鎖等が発生した場合、各関係機関に情報提供を行っております。インフルエンザを含め、その他の感染症の出席停止、臨時休業の基準について、ホームページへの掲載を検討していきます。 (担当:保健給食室)</p>	地域保健課、保健給食室	R5.2.6	R5.2.10
401	吹田市のマークの件です	<p>仕事の関係で吹田市に今年春頃に転居予定なのですが、HPを見ていて気になったのが、吹田市のマークは小鳥(野鳥)でしょうか?(現在大阪市に住んでおり、自然が少ないため、自然や野鳥に親しみを感じて、休日だけ吹田市や箕面市に出かけており、吹田市のマークが気になっていました)</p>	<p>本市に御関心をお寄せいただき、ありがとうございます。 お問い合わせいただいた吹田市の市章について回答いたします。 吹田市の市章は「吹」と「田」の字を組み合わせてシンボル化したものです。「吹」は平和のシンボルであるハトをかたちどり、円内の交差する4本の線は「田」を表しています。 周囲は花卉で、まちが美しく発展することを願ったものです。</p>	法制室	R5.2.6	R5.2.10
402	北千里駅周辺での違法喫煙について	<p>1月30日16時15分頃北千里駅の医療ビル横のいつも自転車が置いてあるスペース(通り抜け禁止のところ)で青い服を着た若い男が喫煙していた。 ここは路上喫煙禁止なはずだ。 この場所は以前にも喫煙事案があった場所だ。 それに役所は相変わらず指導員活動の参考にしますばかりで進展しない。 市報にもあったが吹田市ではスモークフリー(禁止)吹田と掲げて三次喫煙の深刻さを訴えている。 このままでは違法喫煙が野放しになる現状だ。全国では強盗が頻発し治安もどんどん悪化している。 市側としても新たな対策をお願いします。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.1.30	R5.2.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
403	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(6)」	<p>(1)11/16の市の回答は、私が市長より回答頂くようお願いしたもので、市長名の鏡を付けて回答されていたので市長が回答して下さったと思っていました。そのことを確かめる質疑をしたところ、1/25の市の回答で、吹田市文書管理規程を用いて市長名で発したということです。なぜ、11/16の市の回答の時点でそのことを言わなかったのですか？そんなことは私が無知なだけで、市民の常識という認識ですか？しかも、その後の私の質問では「市長が回答頂いた…」というように市長が回答頂いていると認識した文章で質問しているにもかかわらず、その認識を市は訂正していません。私が誤認していることを、市役所内であざ笑っていたのでしょうか。返答された市の職員の方に聞きますが、逆の立場でそのような対応を受けたら、悔しくないですか？私はとても残念です。私なら1/25の回答に誤解を招いたことへの謝罪の文面を入れた後に説明の文面を入れます。この対応に謝罪する気はありますか？</p> <p>(2)この件に関わらず、市長ご本人に意見を申し上げたり相談したりするには、どのような方法がありますか？ご指導・ご助言頂けますか？</p> <p>(3)市の私への回答の「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。」はこれまでの市の私への回答を踏まえておらず正確でないです。 「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しておりますが、事業者の配慮により可能な限り200mに近い場所の駐車場を周辺住民に残しておきたい場合は、その意向を尊重して計画地からの距離の制限を撤廃し任意の場所に駐車場を確保することで許可しております。」この内容で良いですか？間違えがあればその部分をご指摘ください。</p> <p>(4)以前の回答(11/16の市長名の回答)で「竣工後の敷地外駐車場の運用状況については、特に基準等を設けていない為、その時々々の利用状況等に合わせて事業者により対応するものと考えます。」という回答があります。市も事業者も検査が終われば、後は事業者が駐車場を解約することを前提に、なにああで事を進めているように伺えます。だから、私が再三指摘しても、700mも離れたマンション住民が駐車場を借りに行こうと思わない遠方で、実際に借りられることのない空き駐車場ができて市は知ったことじゃないと、許可したのでしよう。私は市は無責任な対応をしていると思います。大阪弁護士会に確認したところ、間違った認識のため再質問します。検査済証受領後に駐車場契約を解約された場合は、駐車場附置義務に違反していることとなります。市は、是正措置(建築基準法9条1項)として駐車場の契約を締結するよう命じることができます。また、市民は是正措置を執るよう市に求めることができます(行政手続法36条の3第1項)。市も大阪弁護士会の解釈で良いですか？</p>	<p>(1)について 1月25日付の回答につきましては、吹田市文書管理規程の説明の前に、〇〇様への配慮が不足しており、申し訳ございませんでした。 なお、1月25日付の回答でございますように、〇〇様に対するこれまでの回答につきましては、吹田市としての回答であることに相違ございません。 (担当：市民総務室)</p> <p>(2)について 市長に対する御意見や御相談につきましては、市政に対する御意見等として、各担当部局にてお伺いすることとしております。 (担当：市民総務室)</p> <p>(3)について 吹田市では、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。本件については、「市民の方より提出された意見書の指摘事項に配慮し、周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との事業者の意向を尊重して許可しております。 (担当：総務交通室)</p> <p>(4)について 区域外駐車施設について、開発工事完了後においても、引き続き確保していただくことが望ましいですが、吹田市開発事業の手続等に関する条例第47条において、開発事業完了後に区域外駐車施設を継続して確保する等の決まりはないため、開発事業完了後に駐車場契約を解約したとしても、市は駐車場契約を締結するようは正措置を命じることができません。駐車場の管理については、その時々々の利用状況に合わせて事業者により対応するものと考えます。 (担当：総務交通室)</p>	市民総務室、総務交通室	R5.2.2	R5.2.13
404	岸辺駅北口歩道橋の路上生活者	<p>岸辺駅北口歩道橋に半年くらい前より、ホームレスの方が滞在されております。使用禁止のコーンが設置されているにも関わらずそれを避けて荷物を広げて傘などで困っておられます。先日それを注意する男性と口論になっているところを見かけました。 治安もよくクリーンなイメージの岸辺駅北口周辺には似つかわしくなく、毎日JRを利用する身としてとても不愉快です。 こちらの方に注意いただいて、退去頂くと共に路上生活者に本来の目的外に利用されないよう市として仕組み作りをして頂けませんでしょうか。何卒よろしく願います。</p>	<p>御連絡ありがとうございます。 令和5年2月6日に吹田市役所に送信いただいたメールに関して、吹田市福祉部生活福祉室困窮担当より回答させていただきます。 今回、メールにあった岸辺駅の路上生活者はおそらく、高齢の女性のことかと思われれます。 この女性に対しては、定期的に巡回対応しており、その都度、行政でできる支援について説明を行っているところですが、御本人が支援を受け入れず、今に至っているところです。 引き続き、御本人へは行政による支援を受け入れるよう説得に努めて参りますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	生活福祉室	R5.2.6	R5.2.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
405	小学生の冬の体操着について	<p>小学校のグラウンド横を通りがかったところ、体育の授業中のように、生徒たちは長袖のシャツと半ズボンのみで授業を行っていました。</p> <p>当日の気温は5℃ですので、さすがに寒すぎるのではないのでしょうか？大人だったら絶対にありえない光景です。</p> <p>動きやすい範囲で子供達も防寒しても良いのではないのでしょうか？寒さで体が動きにくくなることでのケガも心配です。</p> <p>全国的にもブラック校則が問題化されニュースになっていますので、意味のない我慢だけのルールは改善していった方がいいと思います。</p> <p>女の子は生理も始まりますので、単純に体を冷やすのは良くないです。ご検討願います。</p>	<p>体育授業時の服装について、教育委員会による指定はございませんが、各校において運動のしやすさや発汗性を考慮し、半袖・ハーフパンツの体操服が広く採用されています。冬季には、多くの小学校において手袋やトレーナー等防寒着の着用を認めています。</p> <p>お知らせいただいた当該校における授業内容等は確認できておりませんが、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、各校のきまりや慣習の見直しも含めた改善に向け、教育委員会として指導・助言してまいります。</p>	学校教育室	R5.1.31	R5.2.14
406	吹田市民の皆さんへ	<p>人権とは誰もが人間として生きていく為のもっとも大事な権利です。</p> <p>吹田市では、そのもっとも大事な人権を無視され、プライバシーの侵害にも繋がっています。大人もいじめにあっています。これまで沢山の子ども達がいじめにあい保護者の方も辛い日々を過ごされた事と思います。自分もいじめを吹田で初めて経験し、どれだけ子供達が辛かったか涙、初めてその気持ちを理解出来た涙、集団でいじめて皆ですれば怖くないですか？？？</p> <p>面白いですか？楽しいですか？吹田では大人もいじめにあう事を伝えていきたいです。</p>	<p>本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。</p> <p>また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。</p>	人権政策室	R5.2.1	R5.2.15
407	ねむの木公園	<p>最近歩き始めた息子と小学生の息子と日曜日の午後ねむの木公園に遊びに行きました。</p> <p>高校生くらいの男の子10数人くらいでサッカーをしていてぶつかると怖いので公園の端の方で遊んでいました。</p> <p>すぐく端にいるのに自分達だけしかいないかのように端から端まで走ってきて小さい子がいる真横でボールを蹴っていました。</p> <p>自転車の練習をしにきた他の家族連れも諦めて端におられました。</p> <p>高校生くらいの男子があそべる場所はすくないと思いますが最近の日曜日午後は毎回そのグループのため諦めてかえります。</p> <p>ねむの木の広場は広いので半分くらいに仕切りをしたり何とか大きい子と小さい子がそれぞれ楽しく遊べるようにならないか願っています。</p>	<p>公園は自由利用で、お互いに譲り合って使っていただくのが原則ですが、公園の使い方は、年齢や趣味嗜好によって様々であり、どのようにすれば小さな子供から大人まで、それぞれが楽しく利用できるのが課題となっています。</p> <p>ニュータウンは公園の量的には恵まれていることから、ひとつの公園の中で棲み分けるのも一つの手ではありますが、地域で大きな公園と小さな公園(遊園)で棲み分けるのも一つの手であり、今後検討が必要と考えています。</p>	公園みどり室	R5.2.6	R5.2.15
408	吹田市民の皆さんへ	<p>吹田市役所に行くとき警備の方に監視を受け、吹田市役所職員さんにも私が行く事をスマホで知らされており、位置情報を把握されます。市民の皆様、吹田では市民を守るのではなく、GPSで市民を監視し何を目的とされているのでしょうか。人権やプライバシー侵害を無視し人間が生きていく最も大事な事を考える事を忘れる自治体になってしまっています。重大いじめを発生させてしまった街で、また大きないじめを発生させてしまっています。</p>	<p>本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。</p> <p>また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。</p>	人権政策室	R5.2.2	R5.2.16
409	ガンバ大阪情報について	<p>Jリーグの無料招待キャンペーンが始まりました。</p> <p>https://www.jleague.jp/special/seasonopening/2023/</p> <p>多くの市民にスタジアム観戦して欲しいです。ホームページ等で情報発信して欲しいです。</p>	<p>ホームページ等における情報発信につきましては、市をあげて応援しているガンバ大阪の試合や国際試合の周知、ガンバ大阪市民応援デー等のガンバ大阪が企画するイベント等に限り掲載させていただいております。</p>	文化スポーツ推進室	R5.2.9	R5.2.17

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
410	吹田市の小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)こそ、性能発注方式が最適です。	<p>令和4年12月7日のNHK「おはよう日本」では、老朽インフラ点検で早急な補修が必要と判断された後、自治体の財政難や人材不足により、5年を超えても未補修のままの橋やトンネルが全国に7千箇所ありあると報道されました。建設後50年超の老朽橋の割合が現在の約3割から10年後には約6割に倍増することや、老朽インフラ対策は特に小規模の自治体で予算や人員が厳しいため十分に進んでいないと国土交通省が認識していることも報道されました。</p> <p>しかし、自治体の人材不足解消の見込みは無いため、自治体の補修工事発注業務を効率化し限り、未補修のままの老朽インフラは増加の一途を辿ります。それゆえ、老朽インフラ対策で喫緊の課題は、補修工事発注業務の効率化です。</p> <p>ところで、自治体の老朽インフラ補修工事は、道路補修工事や水道管更新工事と同じ仕様発注方式で実施されています。仕様発注方式とは、詳細仕様を確定させた工事仕様書を準備して積算で予定価格を策定した上で施工を発注する方式であり、自治体には多大な発注業務負担がかかっています。そこで、性能発注方式に切り替えれば、自治体の発注業務負担を数分の1にできます。性能発注方式は、要求要件を示す要求水準書を準備して見積書の徴収査定で予定価格を策定した上で設計と施工を一括発注するからです。自治体の発注業務負担について、水道管更新工事の不適切発注事案を例として次に記載致します。</p> <p>大阪市水道局では、仕様発注方式に起因する水道管更新工事の不適切発注事案が令和元年に発覚しました。平成24年から29年に大阪市水道局が発注した千件余りの水道管更新工事の9割強(五百社近い業者が関与)で、工事仕様書の指定と異なる安価な埋戻材料が使用されていました。仕様発注方式での工事完了に欠かせない「発注者側による監督」が、殆ど行われていませんでした。業務多忙が原因です。大阪市水道局では、年間約70kmの水道管更新工事の発注業務に190人の専従職員がいますが、仕様発注方式では、工事場所ごとに詳細な施工図面を作成して緻密な積算で予定価格を策定するため、発注前に業務に多大な労力を要するからです。このような仕様発注方式を用いてきた結果、大阪市水道局では、道路の耐久性を今更調べることも困難な状況を抱えています。</p> <p>この問題の抜本的解決策は、性能発注方式への切替です。性能発注方式では、監督の徹底を含めて、従前の数分の1の職員で対応できます。なぜならば、性能発注方式では、場所を変えて同種工事を繰り返す場合には、要求水準書は、要求要件に係る文言の一部修正と現場の写真・見取図の差替で迅速的確に作成できるからです。予定価格も、複数の受注希望業者(設計と施工のいずれの業者でもOK)から徴収した見積書の査定により、迅速的確に策定できるからです。つまり、性能発注方式は、自治体の小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)に最適と言えます。</p> <p>ところが、全国の殆どの自治体は、性能発注方式を忌避しています。</p> <p>自治体では、性能発注方式の活用に向けて、設計・施工一括発注方式(性能発注方式)実施要綱・要領の整備が20年以上前から全国的に進められています。しかし、どの実施要綱・要領でも、性能発注方式の対象工事を技術的に高難度な工事(これでは、自治体の小規模工事は全て性能発注方式の対象外となります)としているため、どの自治体でも性能発注方式の活用は不発のままです。加えて、どの自治体でも、地域内小規模業者の受注機会確保の観点から、地域により多くの業者への発注を目的として、設計・施工分離の仕様発注方式を促進しているのです。</p> <p>しかし、性能発注方式は、小規模工事を地域内業者に発注したい場合にこそ、大きな効果を発揮します。やり方が問題ですが、管区警察局長情報通信部への会計検査院会計検査(平成13年茨城、平成17年福岡、平成20年と23年神奈川)で「適正に経理されている。」旨の講評を頂いた性能発注方式のやり方を以下に記載致します。ちなみに、会計検査の対象は、土木・建築工事を含めた大中小規模の警察情報通信システム整備工事でした。</p> <p>要求水準書は、設計・施工上必要十分となる要求要件の記載が肝要です。予定価格は、書面決載で選定した複数業者(候補業者は、従前からの設計業者や施工業者のいずれでもOK)に、要求水準書付の文書で見積依頼して、徴収した見積書の査定で予定価格を策定します。この際、見積書の日付、有効期限、宛先、件名、見積者氏名・捺印の確認と、要求水準書の要求要件について計上漏れが無いかの確認が肝要です。</p> <p>以上を、吹田市への提言として具申致します。</p>	<p>性能発注方式の導入について、貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、PPP/PFI手法導入に関する国の要請を踏まえ、吹田市PPP/PFI手法導入優先的検討基本方針を定めております。</p> <p>本方針におきましては、建築物又はインフラ・プラントの整備などの公共施設整備事業のうち、建設、製造又は改修を含むものについては事業費の総額が10億円以上、また、運営等のみを行うものについては単年度の事業費が1億円以上の事業について、PPP/PFI手法の優先的検討を行っているところです。</p> <p>引き続き、市民に対するサービス水準の向上を図るため、効果的かつ効率的に公共施設の整備等を進めてまいります。</p> <p>(担当:企画財政室)</p> <p>本市では市内中小企業の受注機会確保のため、分離分割発注を行っておりません。設計・施工を分離発注し、かつ市内業者に優先発注をすることで、地元企業の育成に努めているものです。小規模工事は案件数が多く性能発注方式で発注した場合、設計事業者又は施工事業者のどちらかが受注機会を失うことになることから、導入することは困難だと考えております。</p> <p>(担当:契約検査室)</p>	契約検査室、企画財政室	R5.2.6	R5.2.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
411	いじめについて	<p>何度でも言いたいです。吹田市では重大いじめがあり、ニュースでも取り上げられ全国的にいじめの街で有名になりました。その後もあり、過去は悲惨ないじめが多発しました。子供達や保護者がどれだけ辛かったでしょう涙。大人の自分がいじめにあっていて心の傷は一生残ります涙。議会で議員さんが、子育てするなら吹田以外でと言う発言もされている位、いじめはなくなっていないと思われま</p> <p>す。</p> <p>2018年からずっと吹田警察署等にも行き何かあるのであれば教えてほしい！とお願いしており、2023年1月9日吹田本署、1月12日豊津交番、江坂交番、1月30日片山交番、吹田駅前交番にも行き、何かあるのであれば教えてほしいとお願いに行きました。交番の皆さん本当に真剣に書いてる用紙を読んで下さりました。話を受け入れて下さった事だけでも救われる気持ちでした涙。</p> <p>2020年12月吹田市長にSOSの手紙11枚を送っていますが、簡単な質問等に対して市長名で手紙を送られていますが、いじめにあってる報告をしているのにもかかわらず、市長名でお手紙もありません。いじめがエスカレートするばかりです。</p> <p>この状態では、吹田市に住む可愛い未来ある子供達が、誰もがいじめを経験する可能性はあります涙。</p> <p>公務員の皆様、本当に吹田市からいじめを真剣になくそうと思っていますか？涙</p>	<p>本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。</p> <p>また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。</p>	人権政策室	R5.2.6	R5.2.20
412	看板設置への感謝と、別の公園についてのタバコ問題について	<p>先日はゆりのき公園での喫煙に関する看板を早急に設置して頂き、ありがとうございました！</p> <p>最近まで住んでいた大阪市では考えられないスピードで動いてくださってとても驚きました！他の保護者の方も喜んでいました。本当に有り難いです！！ありがとうございます。</p> <p>ゆりのき公園同様に、佐井寺北公園と佐井寺新池公園でも喫煙者やポイ捨てがとて多く困っています。</p> <p>北公園の遊具があるエリアは狭いので公園内(特にベンチ)や公園周辺で喫煙されると逃げ場がありません。子供たちがいる時にも遠慮なく喫煙者が居ます。</p> <p>新池公園は、何故かトイレ周辺で喫煙する人や歩きタバコで通過したり横切ったりして行く人が多く、子供たちの利用も多い公園なのに喫煙者と遭遇する確率が高すぎます。小学校の目の前ですし、もっと注意喚起して頂けませんか？</p> <p>両公園とも吸い殻のポイ捨ても多く危険です！</p> <p>そもそも公園や学校周辺は特に禁煙にしてほしいです…。仮に立ち止まっても風があれば煙は10メートル以上広がりますし子供たちが強制的に受動喫煙させられているのが現状です！</p> <p>どうかよろしくお願いします。</p>	<p>別の公園について 佐井寺北公園と佐井寺新池公園につきましても状況確認を行いまして、喫煙に関する注意看板の設置を検討してまいります。 (担当:公園みどり室)</p> <p>受動喫煙対策について 大阪府では、受動喫煙防止条例により、全ての府民に対し、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないよう努めることが義務付けられています。 そのため、喫煙者の方には、公園や学校周辺といった喫煙場所に関わらず、受動喫煙の防止に必要な配慮をいただいているところですが、特に受動喫煙が生じる恐れがある場所については、管理権原者に対し、個別に看板の設置等の対応を依頼しているところです。 この度御意見をいただいた公園等についても、現場を確認の上、関係者に対して必要な対策を講じるよう働きかけを行ってまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、公園みどり室	R5.2.17	R5.3.1

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
413	吹田市の下水道工事における改善が必要な情報提供	<p>画像-1 北消防署前交差点から南へ100mのところ、行われている下水道工事の立て看板の文字が「古い下水管を新設しています」が2枚(2/15撮影)。私には理解不能です。 重機やダンプカーも入っており、市下水道部の職員・監督・作業員・消防署の方が何も気付かれないのが不思議。文言が正しければ市民が理解出来る文言に変更されたら・・・</p> <p>画像-2 西の庄交差点から西側へ入ったところで、大雨洪水対策工事が行われていますが、工事がされていないのに府道(片側1車線)のセンターライン上にパイロンが7個有ります。 主要幹線道路でバスやダンプカーなど大型車両も通ります。現在は設置されていますがこのような事が無いように願います。</p> <p>画像-3 西の庄交差点の府有地内の工事用仮設照明灯が昼間も点灯(1/31撮影)。無駄です。</p> <p>画像-4 山手町3-34の道路に下水道工事の立て看板「工事予告」が昨年から設置。工事期間が令和4年～令和5年2月28日。 2/8現在、工事の様子が見えません。看板が右向いたり、左向いたり動きます。看板の枠の歩行者のケガ防止用の黄色いカバーも外れ掛けています。道路は、幅5m-対面通行で工事期間中は通行止めの予感が。車の通行量も比較的多く。工事が何日から着手されるのか、施工業者名は判読困難。電話番号の記載もありません。⇒記載されたいし。 看板の仮外しまたは、工事期間の再周知が必要。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1. 画像-1について 本工事は新たに汚水管を敷設するものです。 御指摘のとおり「古い下水管を新設しています」は誤りであり「下水道管を新設しています」に変更しました。 今後このようなことが無いよう受注者への指導を徹底します。</p> <p>2. 画像-2について 御指摘の内容については、通行する車両に対し工事で設置している覆工板への注意喚起のため、工事看板とともにカラーコーン(パイロン)を設置しておりました。 今後も、既存道路の交通状況や道路の広さ、また工事で必要となる占用帯のスペース等を踏まえ、適切に施工時の保安処置を実施していきます。</p> <p>3. 画像-3について 御指摘のとおり、作業終了後に照明が付いたままの状態となっております。今後このようなことが無いよう受注者への指導を徹底します。</p> <p>4. 画像-4について 本工事は、令和4年11月16日に本体工事、令和5年2月16日に附帯工事が完了しましたので、令和5年2月21日に工事看板を撤去しました。 御指摘のとおり、工事看板の取り付け方が悪く、黄色いカバーも外れ掛けており、記載内容も不十分でしたので、今後このようなことが無いよう受注者への指導を徹底します。</p>	管路保全室	R5.2.21	R5.3.2

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
414	市役所の皆様へ	<p>いつも市民の為に ご苦労され感謝申し上げます。2018年からずっと本署にも何かあるのですか？教えてほしい。何かあったら電話くれませんか？とずっと訴え続けてきました。チラシを配布する際にバトカーが来ました。その後、市役所に行った際にも違和感や、各課に電話した際にあつちよと待って下さいね。と8秒待たされる事が連動して発生し、何かで団結されている様に市民として感じました。その後、ある場所の駐輪場とか行くと待ち伏せしたり、付きまとう人そう言う事も沢山ありました。その頃、ある議員さんに、市民は生活が苦しいのに何故議員さんは報酬が上がったのですか？と電話しました所、その方は非通知では電話を受け付けて下さらないので通知して電話した所、いきなりあつ。あなたですね！書いたのあなたですね。と言われどう言う意味ですか？と申し上げましたら、いやいやあなたですねと言われ、電話の声を聞いて、電話番号で書いたのが電話の相手だとわかる事に、驚きと個人情報漏洩されている事にショックを受けました。その後、江坂の自転車置き場に行った際も、料金の支払いをする方は違う方が、どちらからともなくあらわれ、これからどちらに行かれますか？と聞かれたり、スマホを契約に行く際も、待ち伏せしてるかの様に吹田市役所と名前入りでトラックも吹田市役所と書いていて、そこを通ったら2人がスマホをだし、違和感がありました。行く先々で吹田市役所の車に遭遇し違和感がありました。その頃、吹田市役所の職員さんから色々聞いていたよ。。。と言う市民の方から聞き連動してると思いました。その頃から監視を受けていました涙。吹田市では令和4年11月無線通信式防犯カメラ機器を80,460,000円で契約し人員も採用されています。そのカメラで市役所、メインアター、図書館などの方達と連携し監視をおこなわれています。危機管理室の防犯の方が警察は何かしないと動けない様ですと言われました。私にも、警察は付きまったりした人が居た時に110番して下さいと言われます。警察の方に、以前住んでいた所ではこう言う事があったのか！と聞かれましたが、そう言ういじめとかある街ではなかったの、まったくありませんでした。と答えました。</p> <p>危機管理室の方が元職員であっても、職員であってもあつてはならないですよと言う様なニュアンスで言われており、泣きながら吹田市からいじめをなくしませんか？これまで沢山の子ども達もいじめにあつてきました。保護者も心配しどれだけ涙流してきましたか？？危機管理室の職員さんでもどの課の職員さんでも同じです。いじめを無くす為に訴えかけました涙。いじめをなくそうと働きかけるのは市役所です。その市役所に監視を受け、いじめの様な事をずっとされてきています。これから未来ある子供達の為に！！吹田市からいじめをなくす為の発言をしていきたいです。</p>	<p>本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。</p> <p>また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。</p>	人権政策室	R5.2.24	R5.3.2

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
415	後藤市長へ	<p>市政の為ご苦労される日々も多いかと思えます。 又、市役所の職員さんには、日々の感謝を伝える事が出来ない為、この場をお借りしてありがとうございます。と伝えたいです。 さて、後藤市長には令和2年12月23日付で大人からいじめを受けていると言うSOSをFAXで送らせて頂き、秘書課の方に届いてますか？と電話で確認致しました所、届いてます。と返事がありました。 市民の方の質問等で市長名で封筒で送られてるのを見かけて、いじめを受けてるとSOSを出しているにもかかわらず、市長はどうして動いて下さらなかったのですか涙。 寝屋川の広瀬市長なら、きっと職員と一度お会いしたいとか、その後職員さんが市民を守る方法をとっていただろうと思うと、残念です涙。。。。。 全国的にニュースになったいじめも保護者の方が市長をみかけた時にSOSを出した様です。これまで吹田市で子供達はいじめにあい悲しみ苦しみ、保護者もどれだけ心配し涙流してきた事でしょう涙。 この対応では、永遠に吹田市からいじめはなくなりませんとする事をお伝えしたいです涙 秘書課の方は市長にSOSのFAXを渡して頂いてますか？ その日に渡して頂いてますか？ 秘書課の方は市民からのSOSに対してどの様な対応をされましたか？涙</p>	<p>令和2年12月23日付けでお送りいただきましたFAXにつきましては、〇〇様からのご意見として秘書課で收受処理させていただき、お電話にて対応させていただいております。 なお、市民の方からの個別のご要望やお問い合わせにつきましては、原則担当部局にて対応することを基本としております。</p>	秘書課	R5.2.17	R5.3.3
416	障害者への福祉行政についてのお願い	<p>うちを利用している利用者の受給者証が、期限を切れても送付されてこず、市に対応をお願いしましたが折り返しの電話もなく、繋がっても謝罪もまともにもありませんでした。一度だけでなく、何度もこのような事があり相談しました。利用者は不安になっていますし、私も市の担当者への信用がありません。 豊中市ではこのようなことがないのに、吹田市では何度もこのようなことがあるのですが、市では指導されないのですか？このような事が普通なのですか？吹田市では市長や議員もこのような状況を知っていて放置ですか？同じ福祉に関わるものとして信じられません。改善や指導をお願いします。</p>	<p>平素は、本市の障がい福祉行政に御理解、御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。 この度の本市職員の対応につきまして、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことについて、心からお詫び申し上げます。該当の職員については厳しく指導致しました。今後、このようなことが無きよう、職員一同、適切な対応に努めてまいりますので、何卒、御容赦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 また、障がい福祉サービス受給者証の発行につきましては、現在、遅延を解消すべく、処理を進めているところでございます。御利用者様に一部で遅延が発生しており、安心して障がい福祉サービスを御利用いただけますよう、改善に努めてまいりますので、御理解の程、重ねてお願い申し上げます。</p>	障がい福祉室	R5.2.20	R5.3.3

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
417	北千里駅バス停 〇〇番乗り場で 絡んできた不審 者について	<p>2月21日〇〇時〇〇分頃、北千里駅〇〇番乗り場の〇〇方面行き〇〇時〇〇分発のバスを待っていたところ、突然上はグレーとオレンジ(グレーのフード付)、青の帽子で、水色のカーン所持の〇〇代くらいの男に何撮ってんねん盗撮?で警察呼ぶぞと脅されました。</p> <p>私は通院しようとして病院に向かいましたが、診察時間が変わっていたから診察してもらえず帰る途中でした。何撮ってんねん警察呼ぶぞではありません。おかしい人だから証拠のために撮影しているのです。</p> <p>そうした結果、現に絡んできてますし不審者確定です。</p> <p>私は警察経験者等ではありませんが、最近この手の輩は見た目が違うのでだいたいわかるようになってきました。まあそれだけ治安が悪化している証拠なのですが。</p> <p>そもそも盗撮は下着や裸を撮らない限り成立しないのは明らかです。わけわからないことほざいてるのはこの男です(女性のお尻などを盗撮して数十回にわたり股体をみだりに撮影したなどの例外あり。だがこいつは男だから関係ない)。</p> <p>その男は家の定府営住宅の林立する〇〇で降りて〇〇へ入っていききました。</p> <p>そもそも前から何度も言っています。吹田市北千里の治安は既に終わっている。</p> <p>そして約10年前から府営住宅を建て替えて住居数を倍増させたからこうなっているとも何度も警告しました。</p> <p>その警告を無視して吹田市側が建て替えて続けた結果がこれです。</p> <p>隣の古江台でも工事が行われており(古江公園の隣ではなく古江公園の隣の府営住宅横の道路を挟んだ向かい)元の府営住宅は潰されています(マップで見ると元B11棟の付近)が、これも高層化するつもりなのでしょうか?</p> <p>そして、北千里駅周辺にこういう輩が蔓延しているのはすべて吹田市の行政の責任です。</p> <p>隣の豊中市でもどこかわかりませんが同じように府営住宅を建て替えてヤバい人が大量に入っているようですね。</p> <p>もう北摂の治安は終わりつつあります。</p> <p>豊中市といえば、東豊中に緑丘という超高級住宅地がありますが、その近くにも団地があります。</p> <p>そしてそこを高層化なんてしてしまつたら、、、おわかりですね、千里中央の治安までも終わることとなります。</p> <p>まあ調べるとこのあたりは団地と言っても、府営ではなくURのようですから高層化しても問題ない(入るのに家賃の100倍の預貯金が必要なのと審査が厳しい上、収入も求められるので変な人はほぼ入れない)でしょうね、というより緑丘の方は既に高層化しているように。</p> <p>話は戻りますが、私が生まれ育った吹田市北千里がこんな形が変わっていくのが許せません。</p> <p>ハコモノなんていらぬから治安をどうにかしてください。治安維持に税金を使ってほしいです。どうにかして昔のほのほのした北千里を返してください。本当にこれは日本の恥です。北千里駅前に一時期立っていた警察官はどこへ行ったのですか?たまたりそな銀行前に立っている以外最近見かけませんが。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要望ですが、1番乗り場の前のジャンボの店の前にも警察官を立ててほしいです。前は立てて安心だったのに。 2. そして大阪府迷惑防止条例に卑劣な言動(主に痴漢)がありますが、ここに人にみだりに絡むことも追加してほしいです。そして双方の行為に対し厳罰化をお願いします。 3. また吹田警察への情報提供、警察での不審者情報公開(ガッコム等)をお願いします。 4. 不審者情報ですのでこの前の9月の事件みたいに〇〇などでごまかさず時間等きちんと公開してください。 <p>ごまかせば何時にこのような事案が起きたかわからず近隣住民を不安に陥れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. そして、この男が〇〇近辺に住んでいることは確定したので隣台1丁目や3丁目の府営住宅を中心にエントランスの掲示板などで周知をお願いします。 6. 最後にもう府営住宅の高層化はやめてください。もしする場合は北摂に20年以上住んでいるなど厳格な要件を設けてください。そして火事を出した場合と同じく他の市民とトラブル(迷惑行為含む)を起こしたり、事件を起こした場合は退去させるなど厳しくしてください。 	<p>市民の声の公表につきましては、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	市民総務室	R5.2.22	R5.3.3

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
418	紫金山公園(北)の管理について。	<p>これは私の卒業式後の話なのですが、紫金山公園にて当時私は中学生で卒業式を終え、その中学校では毎年紫金山公園で写真を撮り友達や先生方と写真を撮るとするのが恒例であり、昔から代々の卒業生方もそうしていたのですが私の卒業式の時やはり高齢の方々がゴルフをしていらっしやって、それもいつものように公園の敷地内を独占し大きく使っていて多くの人が写真を撮る中、高齢の方々が曇った顔をしてきたり、ある男性の方に関しては脅迫してくる方もおられて、その日はあまりいい気分ではありませんでした。</p> <p>まず、この紫金山公園は主に球技自体禁止であり、「ゴルフ、野球、サッカー禁止」と明記されているのですがゴルフをされている高齢の方々は普段からゴルフをされていて毎日朝早くからお昼過ぎぐらまでゴルフを行い、少しでもゴルフの邪魔になると感じた際には怒鳴ってきたりこちらを襲ってきます。お昼過ぎはこの地域の小学生や中学生とお子さんが多い公園であり、土曜日や日曜日などは朝早くから遊びたい子もいる中ゴルフをし譲り合いの気持ちがない方達が占領しているので、朝から小さなお子さんなどを見ることは以前よりなく、この問題は私が小学生の時から疑問に思っていたことなので市役所の方で対応できるようでありましたら、看板を書き換え直したり注意喚起をする。それでも改善されなかった場合には公園の規則を守れない方を見つけた際、公園への出入禁止などを求めます。</p> <p>今年も卒業式を迎える卒業生が私と同じ思いをしてほしくないで、中学校の先輩としてもそうですし公園周辺の方々や市街からお越しいただく方が広々と使い譲り合いの気持ちを持って、気持ちよく過ごせる公園になることを祈っています。ご検討のほど宜しくお願いします。</p>	<p>吹田市の公園では「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること。」が禁止されています。公園でよく見る「ゴルフ、野球、サッカー禁止」の看板は、市民の方からこれらの球技は危険・迷惑との要望に基づき設置されていますが、一方で、公園は禁止事項が多すぎるとの意見もよく聞かれます。</p> <p>公園利用者の方がお互いに譲り合いの気持ちを持って、他の方に危険・迷惑と感じさせない使い方をいただければ、啓発看板がなくても気持ちよく過ごせる公園になると考えております。</p> <p>今回要望いただきました件につきましては、公園は市民のものであり、規則を守れないということを理由に出入り禁止にはできませんが、利用者の方がお互い気持ちよく使えるよう看板の設置等、啓発を行ってまいります。</p>	公園みどり室	R5.2.22	R5.3.3
419	市議会の在り方について	<p>百条委員会傍聴いたしました。議事の進め方についてあらかじめ採決まですべてシナリオが決まっているようで、議長の進め方にも、それがよく表れていました。傍聴の意味があまり感じられませんでした。市民としては議員の疑問点や討論を聞きたいわけで、採決のみを知りたいわけではありません。前もって打ち合わせされたことを市民に見せるのではなく真剣な討論をお願いしたい。採決において退席された議員がいましたが討論がしっかりされるのであればそういう方も当然意見があると思います。聞けなかったのは残念でした。</p>	<p>他市議会と同様、本市議会でも、議題となっている案件の表決(採決)を行う前に、討論(その案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明すること)を行う機会を設けておりますが、実際に討論を行うかどうかは、各議員の判断に委ねられております。</p> <p>今回頂きました御意見につきましては、議長及び議会運営委員会委員長に報告させていただきます。</p>	議会事務局	R5.2.20	R5.3.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
420	吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢	<p>吹田市地域自立支援協議会 当事者会において、事務局の職員が職務怠慢です。</p> <p>●経緯 —2022年 5月 委員から指摘された書類(地域自立支援協議会の概要)を修正すると言ったが、未だに修正されていない 7月 議事録を吹田市のHPに載せると会議で決定したが、未だに掲載されていない 8月 議事録の修正点をメールで送ったが、未だに修正されていない 10月 広聴から苦情を伝えたところ、忙しくてできていないとの返答 11月 事務局からの添付ファイルが winmail.dat になる件について調査すると言ったが未だに回答なし(添付ファイルが開けない人がいる可能性がある) 11月 職員がまともに返答しないため職員の上司に苦情を伝えたところ、議事録がHPに載っていないのはHPのリニューアルと被ったためとの返答。しかしリニューアルは10月に終わっているのに未だに掲載されていない 常時 議事録とレジュメが送られてくるのに3,4週間かかる</p> <p>これらを踏まえた上で質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の遅れについて、職員から委員に対し説明も謝罪もなく、いつ行う予定かも伝えないのは何故か。 ・仕事の遅れは障がい福祉室の上司にも伝わっている筈だが、一切改善されないのは何故か。この状態を容認しているのか。 ・今後改善する予定はあるのか。あるならそれはいつか。 <p>改善できないのなら、このまま会議を進めるのは時間と予算の無駄であり、委員に対しても迷惑です。 11月に伺った上司の方は嘘の言い訳をされたので、その上の上司の方からの返答を求めます。</p>	<p>本市地域自立支援協議会・当事者会運営に関する事務の進め方、及び対応につきまして、〇〇様に変な不快な思いをさせていただきましたことを心からお詫び申し上げます。</p> <p>ホームページへの掲載を始め、当事者会運営に関する事務をできるだけ当事者会委員の皆様のお賛同を得ながら進めて参りたいと考えておりましたが、事務局においてその方法についての検討が思うように進まず、結果として遅れが生じておりますことを大変遺憾に感じております。</p> <p>当事者会の活動を広く市民の方へお知らせすることは非常に重要なことであると認識しており、掲載内容の精査が整い次第、ホームページ上に掲載を行いたいと考えております。</p> <p>これまで委員の皆様へ十分な御説明を行うことができていなかったことにつきましても重ねてお詫び申し上げますとともに、当事者会委員の皆様がより有意義に会議に御参画いただけるよう、事務局の役割や運営方法について改善に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	障がい福祉室	R5.2.21	R5.3.6
421	すいた市議会だより掲載の個人質問への回答について	<p>11月定例会号に記載の個人質問「府下1位の市長給与と退職金」に対する市長回答「見直すべき根拠を感じておらず、特例を講じる必要はない」を見て呆れました。確かに、市長給与等を減額して、その分を市施策に使うにしても額がしれていますが、「指導者たるものは自ら規範を示せ」と世の中(民間会社など)では学びます。逆に、見直さなくて良いという根拠を示して頂けますでしょうか？</p>	<p>市長の給料及び退職手当につきましては、条例に基づいて支給していることから適正なものと考えております。</p> <p>また、現在の社会全体の経済状況におきましては、特例減額の実施に至る程の大きな変化はないものと考えておりますが、今後とも社会情勢等を注視してまいります。</p>	人事室	R5.2.27	R5.3.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
422	阪急吹田駅前西第一自転車駐車場壁面センスアップ業務の工事について教えてください	<p>Q1:タイトルが“センスアップ業務”…となっていますが、内容はデザイン化塗装工事がメインであり、“工事”ではなく“業務”としておられる理由。 Q2:1月16日に吹田市HPの新着情報に掲載されており、入札日時(1月31日)及び入札場所についての記述は有りますが、開札日時及び開札場所についての記述は有りません。記述が必要。 Q3:開札結果での応札企業・応札金額、落札企業名・落札金額がHPに掲載されていません。掲載願います。 Q4:足場の設置ならびに歩道上での作業に伴う吹田警察署の道路使用許可申請手続きで、申請月日はいつですか。許可番号を教えてください。 ⇒添付画-1 道路使用許可票 ⇒この件は、吹田市の工事で過去に“道路使用許可”を得ずに工事をされた事があった事による質問です。 Q5:吹田市が発注する工事では、工事に関する看板(発注者・受注企業名・工事金額・工事期間・連絡先など)が掲示されていませんので速やかに掲示願います。 利用者向けのポスターは貼られています、通行人・市民への周知が必要かと思えます。 ⇒添付画像-2 工事概要 Q6:仕様書には、壁面についてタイルの文言が有り、作業時の落下防止対策・通行人の安全確保用の“庇”が無く、危険な要素が有り。但し、道路上は高さ制限の関係で無理である事からどうされるのでしょうか。 ⇒添付画像-3。上:現状。下:マンションの外壁塗装工事の例。 Q7:今回の塗装工事での塗装膜の寿命を何年を想定されていますか。仕様書には「塗装工事においては防錆加工も施すこと」の記述がありますが、一般的にケレン・洗浄・下中上塗りがあり、仕様書には記載されていませんがどのような指示をされているのでしょうか。 Q8:仕様書の5協議(3)警察の項で「道路(歩道)にプランターなどを設置する場合には、その内容等警察が指定する事項を報告・協議のうえ、道路占有許可申請を行うこと」の記述がありますが、警察の指定事項を教えてください。 Q9:このセンスアップ業務の工事は、2022年度の当初予算設定事業ですか。それとも期中の起案工事でしょうか。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 公共施設センスアップ事業につきましては、老朽化が進む公共施設的美装化によって景観向上を図るものです。 その手法については、本件業務のような緑化や外壁の変更のほか、例えば壁面に絵を描くやライトアップ、バナーの設置等といった建物や立地等を勘案し具体的な手法を決定するものであることから、「工事」ではなく「委託業務」として契約したものです。 Q2及び3について ご指摘を受け確認したところ、公開設定を誤っていたようです。すぐに設定を修正し公開いたしました。 Q4について 申請日は令和5年1月27日、許可番号は第6551号です。 なお、申請日が開札前となっておりますが、契約後すぐに作業に取りかかることを目的に、仮に落札できなかった場合は、申請を取り下げを前提に、事業者があらかじめ申請したものと許可申請書提出時に確認しております。 Q5について 委託業務ではありますが、通行人、市民への周知は必要と判断しすぐに掲示いたしました。 Q6について 作業時に作業エリアに一般の方が立ち入りしないよう、安全対策のための人員を配置しております。 Q7について 概ね8年から9年を想定しており、また具体的な指示については一般的な工法を用いるよう指示しております。 Q8について 吹田警察の見解としては、今回の設置場所(ガードレールと自転車駐車場柱の間)については、歩行者の動線ではないことから設置することに問題はなく、申請等の必要はないとのことで、同内容については担当室からも吹田警察に確認しております。 Q9について 本事業については、令和4年度当初予算に計上している事業です。</p>	シティプロモーション推進室	R5.2.28	R5.3.7
423	自転車の交通安全教育	<p>東京都は自転車安全学習アプリ「輪トレ」で学ぶ機会があります。 スマホやタブレットで交通安全の学習ができるアプリを吹田市でも提供して欲しいです。</p>	<p>東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」について課内で周知するとともに、スマホやタブレットで交通安全の学習ができるアプリの導入について検討いたします。</p>	総務交通室	R5.3.3	R5.3.8

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
424	健康増進法違反2件	<p>健康増進法の違反2件を通報します。</p> <p>(1) 吹田市立健都ライブラリーの建物の横に展示されている新幹線の車両中、デッキは禁煙と掲示されていますが、車内(6号車自由席)の壁には喫煙マークが掲示されたままです(写真参照)。これは健康増進法に違反してませんか？喫煙マークは消すべきだと思います。喫煙車両は過去の遺物で今日は許されません。</p> <p>(2) 4回目の通報となりますが、〇〇の店内に灰皿が2つ設置されたままでした。健康増進法30条違反です。</p> <p>そして店主らしき男が2月5日16時25分頃に店内で紙巻タバコを喫煙していました。これは健康増進法29条違反です。</p> <p>早く罰則を適用して下さい。全然改善が見られません。</p> <p>吹田市長は先日のスモークフリーフェスタで吹田市は「ソフトパワー」でスモークフリーを進める等と言ってましたが、健康増進法は国の法律であり、このような悪質な事例には毅然とした態度で臨むべきです。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>(1)について 当該車両が建造された当時は喫煙車両が存在していたため、御指摘のマークが掲示されています。また、展示物としてできるだけ当時のまま保存しております。当館は全館禁煙の施設でございますが、利用者の方が勘違いなさらないように、新幹線の入り口に注意書きを掲示いたします。 (担当:中央図書館)</p> <p>(2)について 本市では、これまで当該管理権原者に対し、複数回にわたって法令に基づく改善指導を行ってきたところです。 この度いただきました通報内容を受け、改めて職員による現場確認及び管理権原者へのヒアリングを行った上で、施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導等の必要な対応を行ってまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、中央図書館	R5.2.22	R5.3.9
425	第二子以降の保育料無償化を望みます。	<p>既にながっている内容かもしれませんが希望しているため意見します。</p> <p>吹田市はファミリー層が多い中、教育部分にもう少し力を入れてほしいと思う部分があります。</p> <p>特に保育関連、第二子以降の保育料無償化を希望したいです。</p> <p>他の都道府県では既に取り入れているところもあります。是非とも早期の検討よろしく願います。</p>	<p>各自治体における第二子以降の保育料を無償化するなどの動きについては、市として情報把握に努めているところでございます。</p> <p>第二子以降の保育料の無償化には多額の費用が必要となりますので、今後の本市の子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p>	保育幼稚園室	R5.3.8	R5.3.9
426	障害者への福祉行政についてのお願い	<p>2週間以上前に市民の声に受給者証の発送遅れに対して指導と改善について障害課について送りましたが残念ながら返事がありません。</p> <p>またうちの利用者で2月も送付されていないと聞きました。利用者の受給者証や事業者への返事が遅れるのは吹田市では通常なのですか？遅れる場合には連絡などもされないのですか？私の常識では考えられないのですが。</p> <p>すみませんがやはり職員の方の信用ができないので、課長さんですか？一番上の責任者の方の今回の遅れについてのお考えを教えてください。遅れても仕方ないとお考えですか？また事務の遅滞は把握されていて放置ですか？</p> <p>課長が無理なら福祉の責任者はどなたか教えてください。回答できないならその方にお伝えさせて欲しいです。ここまで誠意もなく対応もされない職員の方々は他の市でお会いしたことがあります。本当に残念です。</p> <p>また、うちの施設だけが遅れているのか知りたいので、うちの利用者と同じように2月末が更新期限の方のうちで、月末までに送付が間に合っていない数も教えてください。その数を持って責任者の方と相談します。よろしく願います。</p>	<p>この度の本市職員の対応につきまして、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことについて、心からお詫び申し上げます。また、令和5年2月19日付けで頂戴いたしました御意見に対しましても御回答を差し上げることに遅れが生じたことを、重ねて深謝申し上げます。</p> <p>窓口や電話での対応につきましては、相手の気持ちに寄り添った丁寧な対応を行うよう、職員に対し定期的に接遇の研修を行っているところでございますが、今回のような対応になってしまいましたことは誠に遺憾に思うところでございます。</p> <p>また、障がい福祉サービス受給者証の発行につきましては、現在、一部の御利用者様に遅延が発生しており、遅延を解消すべく、鋭意処理を進めているところでございます。お問合せいただいております具体的な遅延数を申し上げることは致しかねますが、具体的な発生原因を御説明差し上げる必要があると存じますので、差支えがなければ、御利用者様の情報を頂戴できましたら幸いです。</p> <p>御存知のとおり、受給者証の発行には、市以外にも関与する方があり、全てを期限内に送付完了に至ることは困難な状況ですが、可能な限り遅延が発生することがないように、発行事務の改善に努めてまいりますので、御理解の程、重ねてお願い申し上げます。</p>	障がい福祉室	R5.3.9	R5.3.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
427	南千里駅周辺での歩きタバコについて	2月15日17時30分頃、上は茶色、下はグレーの高齢の男が南千里駅の駅前広場で歩きタバコをしていた。 市職員との連携の上、注意、指導、張り紙の強化(看板設置)などお願いします。 最近寒いのか歩きタバコが減ってきている。 いつも多かった北千里駅周辺ではほとんど見かけない。 このまま撲滅していきたいです。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の南千里駅のまるたす広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.2.27	R5.3.13
428	吹田市のウクライナ関連の情報を教えてください。	24日にロシアがウクライナに侵攻後、1年が経過。ロシアはウクライナに対してインフラの破壊や民間人の虐殺など非道を重ねています。 Q1:吹田市では、後藤圭二市長様が、昨年3月にロシア連邦大統領に対して核兵器の使用を示唆した事に抗議文を発信されましたが、以降もロシアはウクライナの原発を占拠の報道が有りましたが、吹田市長様は何か行動をおこされましたのでしょうか。 Q2:吹田市では、ウクライナからの避難民の受け入れの報道が有りましたが、現在の避難・生活状況・支援状況についての発信が吹田市からは何も聞こえてきません。困っておられる事の内容などプライバシーに関わらない範囲でのHPへの掲出をお願いします。 Q3:吹田市HPの“ウクライナ支援・寄付”のサイトが、いつの間にか削除されています。吹田市で受付されました寄付金の集約状況の報告をお願いします。	Q1について ロシアによるウクライナの原発占拠の報道に対して、特段ございません。 (担当:人権政策室) Q2について ウクライナ避難民の方の状況等につきましては、プライバシー保護の観点などから市ホームページへの掲出などは差し控えていただいております。引き続き、避難民の方々に寄り添った支援に努めてまいります。 (担当:人権政策室) Q3について 吹田市社会福祉協議会でウクライナ人道危機救援金を受け付けていましたが、令和4年12月末で終了したため市のホームページについても掲載を終了しました。 また、日本赤十字社大阪府支部では現在も同救援金の受付を行っており、市役所本庁や出張所などに募金箱を設置しています。吹田市で受け付け、日本赤十字社大阪府支部へ送った救援金は令和5年2月末現在で278,774円となっております。 (担当:福祉総務室)	人権政策室、福祉総務室	R5.2.28	R5.3.13
429	保育園入園待機について	夫婦でフルタイム勤務(妻は育休中)で、1歳児で4月入園の申込をしました。しかし小規模園3園を含む第6希望まで記載しましたが、全て落選し、育休復帰目処が全く立っておりません。(担当部署に問い合わせましたが、待機児童に含まれないとのことです。) このまま入園できなければ、退職に追い込まれます。 吹田市として、この問題に対して、今後どのようなマイルストーンで対策される予定でしょうか。 この日本では、子供を産んだだけで、仕事を諦めなければいけないのでしょうか。	保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、保育所等の整備などを計画的に進めています。本市では平成28年度以降、施設創設や幼稚園の認定こども園移行などにより新たに2,400人分超の保育枠を確保したことで、令和4年度には待機児童の解消に至りました。 本市の未就学児数は平成29年をピークに減少しており、今後もこの傾向が継続すると見込んでおりますことから、令和6年度までは、現時点で計画に着手しています 下記以外に、新たな施設整備は行わない予定としています。 ・R5.4月 (仮称)トレジャーキッズそめのい保育園(江坂町2)・定員100名 ・R6.4月 藤白台保育園(藤白台4)・増員7名 ・R7.4月 藤白台3丁目住宅開発地・定員90名 *いずれも私立保育所 引き続き市内の人口推移などの状況を注視し、必要な確保方策を検討してまいります。ご理解の程よろしく申し上げます。	保育幼稚園室	R5.3.1	R5.3.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
430	車やバイクの府道119号での暴走について	最近静かになっていたのに迷惑な暴走行為がまた発生しました。 3月10日23時と23時50分頃、北千里から山田駅に向かう府道119号でバイク1台とマフラーを改造した車1台が暴走していた。 バイクは23時頃、車は23時50分頃に暴走していた。 春になりツーリング等の季節になるので、吹田警察の取り締まり強化をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.3.13	R5.3.13
431	北千里駅周辺での歩きタバコについて	2月27日17時10分頃、ピアノ池から北千里駅に向かう道の公社2棟付近で上は茶色、下はグレーのズボン、白髪の高齢男が歩きタバコをしていた。 当該男は北千里駅方面に歩いている途中だった。 しかも車道端を歩いていて大変危険だった。 最近減っていたのにまた違法迷惑喫煙だ。 私たちが見ているところで違法喫煙が横行している。 市内よりは全然マシだが市内と比べてはいけない。 最近見かけないので、このまま撲滅していこうとしたところでこれだ。 また振り出しに戻された気分で大変腹立たしい。 市職員や有志の巡回の強化、そして張り紙の強化等をお願いします。 向こうから歩いてきている時点でおそらく府営住宅の人間でしょうから、府営住宅のエントランス掲示板を中心に歩きタバコしないよう啓発をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 府営住宅の掲示板につきましては、管理している自治会の御協力のもと、既に啓発看板を設置していますので、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.2.28	R5.3.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
433	北千里駅バス停 〇〇番乗り場で 絡んできた不審 者について(その 2)	<p>この件について回答を頂いたが、「市民の声の公表につきましては、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。以上、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。」とあるが、公表しないのは絶対許さない。</p> <p>伏字でもいいから公開し、次の要望についても真摯に対応すべきだ。</p> <p>私が要望したのは次の1～6だ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要望ですが、1番乗り場の前のジャンボの店の前にも警察官を立たせてほしいです。前は立ってて安心だったのに。 2. そして大阪府迷惑防止条例に卑猥な言動(主に痴漢)がありますが、ここに人にみだりに絡むことも追加してほしいです。そして双方の行為に対し厳罰化をお願いします。 3. また吹田警察への情報提供、警察での不審者情報公開(ガッコム等)をお願いします。 4. 不審者情報ですのでこの前の9月の事件みたいに〇〇などでごまかさず時間等きちんとして公開してください。 <p>ごまかせば何時にこのような事案が起きたかわからず近隣住民を不安に陥れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. そして、この男が〇〇近辺に住んでいることは確定したので藤白台1丁目や3丁目の府営住宅を中心にエントランスの掲示板などで周知をお願いします。 6. 最後にもう府営住宅の高層化はやめてください、もしする場合は北摂に20年以上住んでいるなど厳格な要件を設けてください。そして火事を出した場合と同じく他の市民とトラブル(迷惑行為含む)を起こしたり、事件を起こした場合は退去させるなど厳しくしてください。 <p>対応したのは4だけでしかも個人情報か～とか言って不十分な回答。</p> <p>こんな自治体でどうするのか。市民の命も治安も守れない高給だけむさぼるような職員が許せない。</p> <p>ほかの5項目に対し(4は伏字でも公表する)すべて対応し、結果がわかってから返答ください。</p>	<p>先日、市民の声をいただいた時点で、2、5及び6についての大阪府に係る事案は大阪府へ、1及び3についての警察に係る事案は吹田警察署へ、既に情報提供し市としての対応は済んでおります。</p> <p>なお、今後の他機関に係る事案については、市として対応しかねるため、各機関へ直接連絡してください。</p> <p>また、4についての市民の声の公表は、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。</p>	市民総務室	R5.3.6	R5.3.15
434	北千里駅周辺の 府営住宅での早 朝の歩きタバコに ついて	<p>3月15日午前5時35分頃、吹田藤白台の府営1棟か3棟に抜ける通路(集会所に向かう道)で上下黒の男が歩きタバコしていた。</p> <p>この男はいつも歩きタバコをしている。</p> <p>毎日やっているとと思われるので注意、指導をお願いします。</p> <p>そして府営3棟を中心にエントランス掲示板や回覧で周知をお願いします。</p> <p>府営3棟には、現在喫煙についての回覧が来ておりません。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.3.16	R5.3.16

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
435	障害受給者証事務遅滞のについて	<p>昨日送付した福祉行政についての回答、お詫びについて早速の回答ありがとうございました。</p> <p>しかし残念ながら、事務遅滞についての具体的な改善が記載されていなかったことは残念でなりません。</p> <p>利用者の情報を提供すれば個別に事由を回答とのことでしたが、担当者の方から回答いただいているので結構です。</p> <p>前回お電話させていただいた際に担当の方にお伺いした理由は「上司の決裁中なので」とのことでした。また、その際に「請求は通せるので大丈夫です」と言われました。</p> <p>ふざけるなど言いたい。受給者証が届いていない利用者が居てどんな思いをされているか想像もできないのですか？お金の問題ではないですし、信頼している市の職員からそのような発言が出ることに、憤りを感じるとともにとても悲しい思いをしました。私も公務員の経験があり、今は福祉に思いがあり、現在は福祉事業者として従事しています。その公務員の経験で言わせてもらえば、貴市の障害福祉室の職員方々は公務員としてふさわしくないと云々ざるを得ません。</p> <p>福祉部を統括する方はこのような部署をどのようにお考えか。障害課の統括は福祉部長でよろしいか。</p> <p>詫び状にもありましたが、様々な関係者が関りをもって利用者を支えており、市の職員のみで仕事されていないことは存じていますが、貴方は事務遅滞が市ではなく関係者側にあるとお考えですか？それであれば連絡もなく遅れても問題ないとお考えですか？</p> <p>だとするとどこまでも思い上がったお考えではないでしょうか。一部遅れているくらいなら電話の一本でもかければ良いし、それが当然でしょう。残念ながら具体的な数はいただけませんが、このような対応では、うちの利用者同様にほかの分もほとんど期限に間に合っていないのではないですか？</p> <p>障害課は事務遅滞の割合だけでもお示しください。</p> <p>部長様には、このような職員、部署に対し、どのような改善をされるのかお示しいただきたい、吹田市の利用者が不憚に思えてなりません。</p> <p>このような事で手を煩わせるのは本意ではありませんが、同じ福祉に携わるものとして、貴市の対応は到底許容できません。何卒適切な対応をお願い申し上げます。</p>	<p>本市職員の対応により、〇〇様大変不快な思いをさせていただきましたことにつきまして、改めて謝罪させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>また、受給者証発行の遅延につきまして、利用者様及び事業者様に多大な御迷惑をお掛けしており、重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>現在、関係事業者様には多大な御迷惑お掛けしている状況にあるため、1件1件原因調査を行っており、市の処理遅延に起因する場合は、担当者間の応援体制を敷くなどの対応策を講じることと致しました。その他、利用者様のお考えが確定しない場合や、関係事業者様の書類作成状況に起因する場合につきましては、遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります。</p> <p>また、本件につきまして是非とも直接お伺いし、〇〇様へ謝罪を申し上げたく、事業所名をお教えいただきましたら幸甚に存じます。</p> <p>この度の不始末につきましては、障がい福祉室長である私の責任でございます。接遇に関する指導につきましては、事例を挙げるなど、より具体的なものとし、再発を防止してまいります。</p> <p>なお、本市の受給者証発行の遅延割合につきましては、お答えは差し控させていただきます。また、障がい福祉行政に係る広聴業務につきましては、責任者である障がい福祉室長において対応させていただきます。</p>	障がい福祉室	R5.3.10	R5.3.17

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
436	障害受給者証事務遅滞のについて	<p>先ほどこちらに意見を書かせていただいた〇〇です。すみません、やはり障害福祉課からの回答はもう結構です。お電話で対応されたその男性の言い草がとても横柄で嫌な思いをしたことを思い出しました。お金の心配をしてみるととられたような発言をされたのもとても不快でした。</p> <p>正直貴市の職員とはもう、関わらせていただくのは遠慮したいです。事務遅滞の割合も併せて福祉部長からお願いします。</p>	<p>本市職員の対応により、〇〇様大変不快な思いをさせていただきましたことにつきまして、改めて謝罪させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。また、受給者証発行の遅延につきまして、利用者様及び事業者様に多大な御迷惑をお掛けしており、重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>現在、関係事業者様には多大な御迷惑お掛けしている状況にあるため、1件1件原因調査を行っており、市の処理遅延に起因する場合は、担当者間の応援体制を敷くなどの対応策を講じることと致しました。その他、利用者様のお考えが確定しない場合や、関係事業所様の書類作成状況に起因する場合につきましては、遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります。</p> <p>また、本件につきましては是非とも直接お伺いし、〇〇様へ謝罪を申し上げたく、事業所名をお教えいただきましたら幸甚に存じます。</p> <p>この度の不始末につきましては、障がい福祉室長である私の責任でございます。接遇に関する指導につきましては、事例を挙げるなど、より具体的なものと、再発を防止してまいります。</p> <p>なお、本市の受給者証発行の遅延割合につきましては、お答えは差し控えていただきたいと思います。また、障がい福祉行政に係る広聴業務につきましては、責任者である障がい福祉室長において対応させていただきます。</p>	障がい福祉室	R5.3.10	R5.3.17
437	豊津公園の喫煙はいかがなものか？	<p>いつも豊津公園の前を通り帰宅しますが、公園の喫煙コーナーに付近のサラリーマン等が群がり、多くの人が喫煙をして公園内や公園の道路にまでタバコの匂いが充満しています、豊津公園という公共の場で、子供達も遊び、また赤ちゃん連れも来ている公園なのにこんな状況でいいのでしょうか？吹田市も1日状況を見て規制すべきではといつも感じています、道路脇を通るだけで、すごいタバコの匂いですよ。</p>	<p>本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きタバコを禁止しております。また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域(地下鉄江坂駅周辺など市内9ヵ所)については私有地を除き、路上喫煙禁止地区としております。</p> <p>たばこの煙により、不快で辛い思いをされている中、心苦しいところではございますが、御指摘にあります豊津公園喫煙所周辺は現在、路上喫煙禁止地区等に指定しておらず、喫煙所外で通行の妨げにならない場所で立ち止まり、吸い殻入れを使用する喫煙は可能となっております。</p> <p>豊津公園喫煙所につきましては、江坂駅周辺を環境美化推進地区及び路上喫煙禁止地区に指定する際、地域の皆様方と調整のうえで設置した経緯があり、ポイ捨て行為等の抑制に繋がっていると考えておりますので、撤去する予定はございません。</p> <p>歩きタバコや路上喫煙の相談は多々いただいておりますが、当室の職員で都度現場確認を行い、啓発看板の設置や違反者に対し指導を行っております。御指摘の豊津公園周辺につきましては、不定期とはなりますが継続的に巡回してまいります。</p>	環境政策室	R5.3.2	R5.3.20

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
438	北千里駅での歩きタバコについて	<p>3月5日午前5時25分頃、北千里駅の宝くじ売り場横のロッカーのあるゴミ箱付近で上はグレー、下は黒、青の帽子に青のカバン所持の60～80代くらいの高齢男が喫煙していた。</p> <p>手にタバコのようなものを持ち、あたりにはタバコのおいが充満していた。北千里駅周辺は歩きタバコ含め、路上喫煙自体禁止だ。清掃活動中の違法喫煙という断じて許しがたい暴挙である。</p> <p>1. 吹田市としてこの問題をどうとらえているのか？ 2. スモークフリーすいたを掲げているのにこの現状は吹田市の恥とは考えないのか。どういう風になれば改善できると考えているのか？ 3. いつもいつも指導員活動の参考にさせていただきますというお役所回答しかしらないのはいかがなものか、要望内容によって回答を改善する気はないのか？この3点につききちんと考えて回答いただきたい。</p>	<p>1. について 歩きタバコ等の違反者につきましては、北千里駅周辺に限らず一定数認識しており、啓発用看板を設置するとともに、指導員活動による指導等を継続して行っていくことで周知徹底しているところです。</p> <p>2. について スモークフリーシティすいたの実現に向けて、全庁横断的に取り組んでいます。環境部としても環境美化の観点から歩きタバコや不適切な喫煙がないよう引き続き指導等を行っていくことが重要と考えております。</p> <p>3. について 以前より同内容の御相談を多々いただいており、当室としては継続して指導員活動を行っていくことが重要と考えているため、引き続き参考としているところです。 今後につきましても、いただいた内容を参考にしながら指導員活動を実施してまいります。</p>	環境政策室	R5.3.6	R5.3.20
439	大会の場所確保について	<p>先日、大会の場所を探していた時に知り合いと話をし、吹田市の市長杯と連盟の大会の一覧表を見せて頂きました。</p> <p>先に市の大会や連盟の大会と一緒に調整して優先的に確保していると聞き、その他の団体が大会を行うにも先に連盟の大会が入っているため、後援申請を行うにも場所が取れません。すいた市報にも連盟の大会に市と後とのマークが入っていて、なぜ、連盟の後援の大会を優先して確保し、他の団体の後援は後での調整なのでしょう。連盟に優遇し忖度していませんか。また、同じ連盟の大会でも市主催と後援はなにが違うのでしょうか。</p> <p>知り合いからは、市の大会の担当者はなにも言わず言うことをきくから、大会の調整時に入れておけば、先に確保できるよとも聞きました。</p> <p>連盟の言いなりとなるのはいかがなものか、公平性にかけていると思います。大会を行うためにも連盟の大会と他の団体の大会を平等にしていきたいと思います。</p>	<p>大会場所の確保につきましては、毎年1月に次年度の大会日程調整会議を行い、まずは主催事業の市長杯大会等、次に後援事業の連盟杯大会等を決定しております。</p> <p>吹田市体育協会に加盟していない団体が市の後援事業として主催する大会についても調整させていただいておりますので、大会開催前年の12月までに文化スポーツ推進室後援担当まで御相談いただけますようよろしくお願いいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R5.3.10	R5.3.20
440	バス停のデザインについて	<p>この要望は阪急バスに伝えないといけないのか分からなかったのですが、市の方にもお伝えさせていただきます。</p> <p>最近吹田市のマンションなどの開発が著しく街も高い建物が増えて特に岸辺駅辺りは発展してきて凄く嬉しく思っていますが、近くのメインの産業道路はまだ物足りなさを感じ、キレイな道路には見えない中、バス停が昔ながらのデザインで傾いているものまでありオシャレではなく何だかなあ、です。</p> <p>バス停だけでも乗り降りされる方の毎日のワクワクにもなるのではないかと思いますので、新しいオシャレなものにしていただけないでしょうか？よろしく願います。</p>	<p>当該箇所付近のバス停は阪急バス株式会社の所管となります。本要望につきましては、バス停の管理者である阪急バス株式会社に伝えてまいります。</p>	総務交通室	R5.3.22	R5.3.23

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
441	校医の選定を厳しくしてほしい	<p>市の小学校医選定に関する質問と要望です。</p> <p>選定はどのような基準で行われるのでしょうか。</p> <p>〇〇で小児へのコロナワクチン誤接種が発生し、ネットニュースにもなりました。小児科ではなく「内科」の看板を出し普段小児も診察しているのにコロナワクチンへの勉強不足、過度な患者受入れで業務過多の末の人的ミスだと思います。小学校の健診などの校医をしていて、怖いので辞めてもらいたい。集団健診はベテランの「小児科医」にしてもらいたいです。</p> <p>就学前までの健診は保護者が立ち会い相談もできましたが、義務教育の集団健診は結果表をもらうだけ。異常を発見する大切な機会なので子供のプロに診て頂きたい。流れ作業の様にを行う医者に税金を払ってほしくありません。</p> <p>要望として選定基準は「小児科医として市内で何年以上の経験」「医療ミスなし」と厳しくしてほしいです。</p> <p>内科医ではなく「小児科医」に限定してほしいです。</p> <p>医者側には「丁寧な業務に見合った報酬(他市より高くても可)」を提示するのはどうでしょうか。</p> <p>お医者様に来て頂く、ではなくむしろこちらが選び、ゆくゆくは吹田市校医になる事が小児科医のステータスになる位ブランド化すれば、長い目で見て質の高い医者・病院が増えると思います。健康を謳う市としてどうかご検討をよろしくお願い致します。</p>	<p>学校医の選定については、学校には法律により学校医を置くものと定められており、児童・生徒の健康診断への出務の他、学校保健計画の立案への参与、学校における児童生徒の健康相談への従事、感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行うことを職務としており、その職務の遂行にあたっては、学校、教職員、児童生徒等と極めて密接な関係を築き、学校及び地域の実情に合わせた対応が必要とされています。そのため、吹田市教育委員会では、吹田市医師会の推薦を受け教育委員会が学校医を委嘱しており、推薦を受けるにあたり条件を付けることは考えておりませんが、丁寧に健康診断を実施することを前提として、さらに、児童生徒及び保護者が安心を得られるよう努めてまいります。</p>	保健給食室	R5.3.8	R5.3.27
442	阪急山田駅構内通路での喫煙について	<p>3月12日15時頃、阪急山田駅のコーヨーに向かう通路のエレベーター付近で上はオレンジ、下は黒の中年男が喫煙していた。</p> <p>駅構内は禁煙である。そばには禁煙の張り紙もあった。</p> <p>駅構内で喫煙させないようお願いいたします。</p>	<p>阪急山田駅の所管は阪急電鉄株式会社となります。本要望につきましては、当該駅の管理者である阪急電鉄株式会社に伝えてまいります。</p>	総務交通室	R5.3.13	R5.3.27
443	歩きタバコについて	<p>佐井寺小学校の目の前で歩きタバコや自転車タバコの路上喫煙者とよくすれ違うのですが、歩道が狭く逃げ道や迂回できるルートもないので喫煙者がいると必ず受動喫煙してしまい本当に辛いです。</p> <p>小学校周辺に歩きタバコ近所の掲示を、地面でも旗でもいいので分かりやすくお願いします！！</p>	<p>本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きタバコを禁止しております。</p> <p>御指摘の佐井寺小学校周辺につきましては、啓発看板等の掲示を検討させていただきます。</p>	環境政策室	R5.3.13	R5.3.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
444	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の回答の件	<p>吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の回答の件の件、擁壁にブロックを積み土砂を盛っており、2段擁壁状態であるとの御連絡を受け、開発審査室にて現地確認を行っています。建築基準法に違反することが確認された場合、業者に対して指導を行います。なお、違反の有無については個人情報保護の観点から回答を差し控えていただきますの件ですが、個人情報、生存する個人の氏名、生年月日等によって特定の個人を識別できる情報をいいます。今回の工事注文者は、〇〇という法人です。施行者も、〇〇という法人です。建築済交付も〇〇で、吹田市が建築確認をすでに、2月7日に確認したと伺っています。個人情報保護ではありません。法人情報です。逆に、市役所の委託会社から、我が家の個人情報情報を漏らされた際、道路課職員から個人情報ではないと嘘の返事を今回の件で言われた経緯もあります。行政が、個人情報の範囲を理解してないのはおかしくないですか。結果として、明確に2mを超えてましたので、3月10日に説明義務もなく、是正工事をされていました。本日、3月11日は、東日本大震災の被災日です。報道で、死亡された方の映像が多く流され、気持ちが高ぶっているかもしれませんが、当初の擁壁も、擁壁を直さず家を建築しようとされ、弁護士をいれて、合意書で説明義務も入れたにもかかわらず、無断工事ですし、新設の擁壁も法令違反です。大地震があれば、生き埋めになっていたかもしてません。人殺し企業でないですか？開発の際も、建築確認の看板も出さなかった条例違反企業です。行政が、再三、企業をかばっておりおかしくないですか？個人情報との回答自体が、すでに業者と行政が癒着していると感じます。建築確認済交付者が、民間会社になっている現在の仕組み自体、癒着も疑います。きっちり、建築確認をしていない社会的問題です。吹田市のあらゆる場所で、同様なことがおきていると感じます。以前、社会的問題になった姉葉事件の構造計算偽装問題のような、建築会社と指定建築確認検査機関が問題を見抜けなかった偽装事件のような問題に感じます。大問題ではないですか？個人情報ではないことはあきらかですの、違反の有無の公開を求めます。</p>	<p>開発審査室では、建築基準法違反がある場合、所有者・工事施工者等に対して違反指導を行っています。今回の件も同様に、違反がある場合は指導の対象となります。</p> <p>特定の建築物の違反の有無や、違反指導の内容については、吹田市情報公開条例に基づき公開することによって、市の行政指導の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあることから、情報公開の対象としておりません。</p> <p>また、同条例において、特定の建築物の違反の有無や、違反指導の内容については、特定の個人に関する情報や法人等に関する情報に該当するため、その事業者が個人か法人かによらず、個人情報保護の観点から、公表を控えさせていただきます。</p> <p>一方で、行政が時間をかけて調査等を行い、違反を特定した違反建築物に対して、建築基準法による違反是正命令等を行った場合は、法に基づき公表することとなっております。</p> <p>なお、前回ご質問の際には、回答理由の説明が不十分であったことをお詫び申し上げます。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	開発審査室	R5.3.13	R5.3.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
445	公園のベンチを 防災用ベンチに ...	<p>住宅街にある公園や遊園内のベンチを防災用かまどベンチに変えていかれたら、どうでしょうか。 それと学校や公民館等に設置されているAEDを24時間、いつでも使用できるようにしたらどうでしょうか？現にされているところもあります。(自治会で)</p>	<p>公園内のベンチについて 市内のいくつかの公園では、かまどベンチを設置している公園はございますが、吹田市地域防災計画において、公園等は避難所として指定されていないことから、現在は新たなかまどベンチ設置の予定はございません。今後、公園等にかまどベンチが必要との計画がなされれば、設置を進めていくことになると考えております。 (担当:公園みどり室)</p> <p>学校のAED使用について 教育委員会が市立小中学校に配備しているAED機器は、「当該校の児童・生徒及び教職員(隣接の市立幼稚園の園児を含む)」及び「保護者その他の施設利用者」への使用を主な目的としています。 設置場所については、各学校で決定していますが、全ての学校が校舎内に設置しており、夜間のAEDの利用については、防犯上の問題から現状では困難です。 (担当:保健給食室)</p> <p>公民館のAED使用について 市の地区公民館にはAEDを設置しておりますが、施設内に設置しておりますことから、開館時間中のみでの使用となります。 御提案のとおり、通年、24時間の使用を想定した場合、開館時間外においても対応できる体制整備や、施設内における配置上の課題、その他防犯対策やセキュリティ上の課題を解消する必要があります。 また、必要な時に機器の不具合で使用できないといった事態を避けるためにも、施設の閉館中に施設管理者による点検が可能な体制で運用しております。 施設外に設置することも考えられますが、盗難やいたずらなどによる被害も想定されることから、現時点において御要望には添いかねます。 (担当:まなびの支援課)</p>	公園みどり室、保健 給食室、まなびの 支援課	R5.3.16	R5.3.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
446	R3.4.2～R4.3.31 の学年の子だけ 給付金が全くない 件	給付金不平等の件です。 R3.4.2以前のお子さんはコロナの給付がありました。 R4.4.1以降のお子さんは産前産後の特別給付金【名称は忘れましたが母子手帳をもらうときなどにもらえる給付金】があります。 その間の学年のお子さんは、コロナ禍の大変な中人口増加に貢献しているにもかかわらず、なぜ何も給付がないのでしょうか？吹田市独自でも構わないのでこれを補うことはできないのですか？	<p>本市が取り組んできた 令和3年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を対象とした給付金は、以下のとおりです。</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金】(国事業) 支給対象者: ①令和3年9月分の児童手当の支給を受ける者 ②平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者 ③令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育する者 対象児童:平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童 支給金額:対象児童1人あたり10万円</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金】(市独自事業) 支給対象者:令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(国事業)で支給対象外となっている子育て世帯のうち、申請日時点で吹田市に居住し、児童手当(特例給付)の支給を受ける者 対象児童:平成15年4月2日から令和4年4月1日までの間に出生した児童 支給金額:対象児童1人あたり5万円</p> <p>【就学前児童子育て世帯支援金】(市独自事業) 支給対象者:申請日時点で吹田市に居住し、対象児童を養育する者 対象児童:平成28年4月2日から令和5年4月1日までの間に出生した児童(国外居住児童は除く) 支給金額:対象児童1人あたり5万円</p> <p>このほか、低所得の子育て世帯に対する給付金(国事業)も支給しております。</p>	子育て給付課	R5.3.17	R5.3.29

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
447	北千里駅バス停 〇〇番乗り場で 絡んできた不審 者について(その 3)	<p>「先日、市民の声をいただいた時点で、2、5及び6についての大阪府に係る事案は大阪府へ、1及び3についての警察に係る事案は吹田警察署へ、既に情報提供し市としての対応は済んでおります。</p> <p>なお、今後の他機関に係る事案については、市として対応しかねるため、各機関へ直接連絡してください。</p> <p>また、4についての市民の声の公表は、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。」</p> <p>何だこの対応は。意味不明だ。</p> <p>あのさ、全くわかってないよな。</p> <p>まず何が今後は自分で連絡しろだ、今まで対応してくれたじゃないか。</p> <p>前から言ってるだろ、一個人が警察なんかの公安や他の機関に申し出たところで真面目に対応するわけがない。だから行政の方からも通報をお願いしてるんだけど。</p> <p>北千里駅に一時期警察官が立ってたのも俺ら市民が行政経由で警察に情報提供してたからパトロールが増えたんだよ。そのころ、警察官に話しかける人も何人もいたし。銀行の前に立ってればまあ何かあったかと思うわな。</p> <p>しかも今まで伏字で公開していたのに公開しないとは？ふざけんなよ。</p> <p>絶対公開しろ。知る権利の侵害だろ。</p> <p>みんな吹田市がヤバくなってる事実について知りたがってると思うぞ。おかしい奴はすぐにわかる。</p> <p>他の駅や路線より北千里は見るからにヤバいのが多すぎる。</p> <p>お前らのせいだからな。生まれ故郷の北千里をめちゃくちゃにしやがって絶対許さない。</p> <p>まあ市にとって都合悪いから公表したくないんだらうけどそんなこと許さないから。公表すれば評判が下がって転居する人続出しますからね。</p> <p>真摯に対応できるまで回答しないで。</p>	<p>他機関に係る事案については、以前から、本市ホームページでの市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォームの注意点や〇〇様への返信メールにおいて申し上げているとおり、国や府などに関することについては、市ではお答えできませんので、それぞれの窓口にお問い合わせいただくよう、案内しているものです。</p> <p>また、市民の声の公表については、前回の回答では、伏字の程度について説明したものです。</p>	市民総務室	R5.3.16	R5.3.30

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
448	障がい福祉サービス受給者証の発行遅延及と対応について	<p>まずはお詫びと回答ありがとうございました。広聴の担当として〇〇様が責任をもって対応されていくとのごことで理解しました。</p> <p>直接のお詫びは結構です。私は代表ではないので、所属の法人に迷惑をかけるかもしれないので事業所名の公表は考えておりません。</p> <p>しかし、遅延割合も出せないことに関しては理解できません。</p> <p>私の事業所では少なくとも昨年夏前から3度以上同じような相談を貴市担当とさせていただきましたが本年2月になっても事態は改善されていません。</p> <p>担当の方には上席にもきちんと報告して市として対応するようにお願いさせていただきましたが、改善されませんでした。失礼ですがそちらの職員の方々は〇〇様に事務遅滞があることをきちんと報告されていたのでしょうか？</p> <p>もし報告されていたのであれば、ご存じのうえで今回の状況を改善できなかったということになるかと思えます。</p> <p>遅延の割合をだせないということであれば、なぜこのような事態を常態化されているか利用者にもわかるようにご説明をお願いします。</p> <p>失礼ですが、そちらの担当者の回答は、受給者は遅れているのが当たり前のようないふりでした。そのような職員の方々の言葉では信用できません。きちんと数字や割合で、福祉部長とお話させていただきたいと申したつもりでした。〇〇様が対応されるということでしたら、貴市として、折り返しの電話もできない職員の対応管理や業務の遅滞を放置されていた理由につきましてご説明ください。</p> <p>私も元公務員ですので公務の忙しさは理解していますが、何度も同じような事が起こるのは少し怠慢が過ぎるのではないのでしょうか。受給者証に関わる職員はもちろん、それを管理される方々がそのような怠慢をされているのでは利用者が安心して利用できる日がこないのではないのでしょうか。</p> <p>〇〇様がおっしゃるように、事務の遅滞が常態化されていることは不始末だと私も思います。その不始末に対して、一人一人の職員の方の努力と意識が変わらぬのであればまた同じような事態が起こりえるかと思えます。</p> <p>差し出がましい意見ではあろうかと思いますが、貴市の利用者が誰一人取り残されず、安心して障害サービスを享受できるよう、同じ思いで、障害福祉行政をお互いの立場から支えていただければと考えております。ぜひお願いいたします。</p>	<p>本市職員の対応により、〇〇様大変不快な思いをさせていただきましたこと、また、利用者様及び事業者様に多大な御迷惑をお掛けしておりますことにつきまして、重ねて深謝申し上げます。</p> <p>お電話にて対応いたしました職員の接遇はもとより、遅滞を招くに至った業務管理のあり方につきまして、障がい福祉室長である私の不徳の致すところでございます。</p> <p>事務遅滞の常態化については、以前から私まで報告が上がっており、不適切な事態を改善すべく、事務の見直しを図っておりますが、未だ事業所様に御迷惑をお掛けしている状況でございます。折り返しの電話ができない職員につきましては、本件の該当者かどうか、確認はできませんが、個別に接遇状況を確認し、不適切な接遇があったことを確認いたしましたので、是正するよう厳しく指導致しました。</p> <p>このたび〇〇様から御指摘を頂戴いたしましたことを真摯に受け止め、職員一人一人の意識改革と、業務管理体制の見直しを図り、皆様方の御信頼の回復に努めてまいります。</p> <p>繰り返しとなりますが、この度の不始末につきましては、障がい福祉室長である私の責任でございます。利用者の皆様が御安心して障がい福祉サービスをお受けいただけますよう、また、事業者様の御信頼にお応えすることができまよう、私の責任の下で厳しく管理、指導して参りますので、何卒御理解、御容赦賜りまよう、お願い申し上げます。</p>	障がい福祉室	R5.3.20	R5.3.31

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
449	児童ディサービス 子供死亡事故	<p>私たちには支援学校に通う13歳の息子がいました。自閉症があり、いつも学校が終わってから放課後ディサービスに行っていました。2022年12月9日、ディサービスの車から降りる際に走り出し、神崎川に入ってしまう死亡しました。遺体は1週間後に見つかりました。</p> <p>危険認知がなく走り出すこともある子供でしたので、車の乗り降り際は充分注意してもらおう何度もお願いして、施設側とは2名体制でと取り決めをしていました。しかし事故の時は1名で行いました。</p> <p>市の聞き取り調査では過去には1名で何回か移動をさせていたことが分かっていますが、施設側は知らないと言っています。施設に入るには内側から鍵を開けないと入れない構造になっており、施設側が知らなかったとは思えません。</p> <p>また子供はこの施設には6年間ほぼ毎日通っており、子供の障害特性のことはよく分かっていました。事故を起こしたスタッフも2名で移動をさせなければならぬことも分かってたが、なぜ1名で行ったのか理由は分かりません。</p> <p>車内にはもう1人別の子供もおり、その子供も目を離して危険にさらした事にもなります。</p> <p>これはうちの子供だけでなく、この施設の利用者全員の保護者にもきちんと説明をする必要があると思っています。また事故についても分からない部分があり、遺族に対しても充分説明をする責任があると思っています。しかし施設側は口頭で説明をしたからと言って事故説明会を開くことを拒否しています。</p> <p>このような事故を起こさないためにも、事故説明会を開いて広く問題を共有する必要があると思っています。お力を貸してもらえないでしょうか。よろしく願います。</p>	<p>令和5年(2023年)3月30日付けにて事業者に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、3か月間の新規利用者の受入停止の行政処分を行いました。</p> <p>なお、本市福祉指導監査室より、行政処分に至った経過、事故の再発防止策等について、施設利用者の方を対象とする説明会を開催するよう、当該事業者に対し指示しているところです。</p>	福祉指導監査室	R5.3.27	R5.3.31